

交野市地域防災計画

(案)

<修正箇所の凡例>
令和5年度における修正箇所

交野市防災会議

< 目次 >

【総則編】

第1節	目的	総則- 1
第2節	防災の基本方針	総則- 2
第3節	市の概況	総則- 4
第4節	過去の災害	総則- 6
第5節	予想される災害の想定	総則- 7
第6節	防災関係機関の基本的責務と業務大綱	総則-11
第7節	住民、事業者の基本的責務	総則-20
第8節	計画の修正	総則-22

【災害予防対策編】

第1章	災害に強いまちづくり	
第1節	都市の防災機能の強化	予防- 1
第2節	建築物の安全化	予防- 8
第3節	水害予防対策の推進	予防-12
第4節	土砂災害予防対策の推進	予防-18
第5節	危険物等災害予防対策の推進	予防-24
第2章	災害応急対策・復旧対策への備え	
第1節	総合的防災体制の整備	予防-27
第2節	情報収集伝達体制の整備	予防-38
第3節	火災予防対策の推進	予防-42
第4節	消火・救助・救急体制の整備	予防-45
第5節	災害時医療体制の整備	予防-47
第6節	緊急輸送体制の整備	予防-52
第7節	避難受入れ体制の整備	予防-55
第8節	緊急物資確保体制の整備	予防-65
第9節	ライフライン確保体制の整備	予防-68
第10節	交通確保体制の整備	予防-73
第11節	避難行動要支援者支援体制の整備	予防-74
第12節	災害廃棄物処理に係る防災体制の整備	予防-80
第13節	帰宅困難者支援体制の整備	予防-81
第14節	地震災害予防対策の推進	予防-83
第3章	地域防災力の向上	
第1節	防災意識の高揚	予防-85
第2節	自主防災体制の整備	予防-89
第3節	ボランティア活動環境の整備	予防-93
第4節	企業防災の促進	予防-95

【地震災害応急対策編】

第1章 初動期の活動

第1節	組織動員	地震応急-1
第2節	災害情報の収集伝達	地震応急-7
第3節	災害広報	地震応急-16
第4節	広域応援等の要請・受入れ・支援	地震応急-19
第5節	自衛隊の災害派遣	地震応急-23
第6節	消火・救助・救急活動	地震応急-26
第7節	医療救護活動	地震応急-28
第8節	避難誘導	地震応急-32
第9節	二次災害の防止	地震応急-35
第10節	交通規制・緊急輸送活動	地震応急-37
第11節	ライフラインの緊急対応	地震応急-41
第12節	交通の安全確保	地震応急-43

第2章 応急復旧期の活動

第1節	災害救助法の適用	地震応急-44
第2節	指定避難所の開設・運営等	地震応急-46
第3節	緊急物資の供給	地震応急-50
第4節	保健衛生活動	地震応急-52
第5節	避難行動要支援者への支援	地震応急-55
第6節	被災者の生活支援	地震応急-57
第7節	社会秩序の維持	地震応急-58
第8節	ライフラインの確保	地震応急-60
第9節	交通の維持復旧	地震応急-63
第10節	農産業関係応急対策	地震応急-65
第11節	住宅の応急確保	地震応急-66
第12節	応急教育及び保育対策	地震応急-69
第13節	廃棄物の処理	地震応急-72
第14節	遺体対策	地震応急-75
第15節	自発的支援の受入れ	地震応急-77
第16節	広域一時滞在への対応	地震応急-80

【風水害応急対策編】

第1章 災害警戒期の活動

第1節	気象予警報等の収集伝達	風水害応急-1
第2節	組織動員	風水害応急-15
第3節	警戒活動	風水害応急-21
第4節	避難誘導	風水害応急-24

第2章 災害発生後の活動

第1節	災害情報の収集伝達	風水害応急-36
第2節	災害広報	風水害応急-39
第3節	広域応援等の要請・受入れ・支援	風水害応急-42
第4節	自衛隊の災害派遣	風水害応急-46
第5節	救助・救急活動	風水害応急-49
第6節	医療救護活動	風水害応急-51
第7節	交通規制・緊急輸送活動	風水害応急-55
第8節	二次災害の防止	風水害応急-59
第9節	ライフラインの確保	風水害応急-61
第10節	交通の維持復旧	風水害応急-64
第11節	農産業関係応急対策	風水害応急-66
第12節	災害救助法の適用	風水害応急-67
第13節	指定避難所の開設・運営等	風水害応急-69
第14節	緊急物資の供給	風水害応急-73
第15節	保健衛生活動	風水害応急-75
第16節	避難行動要支援者への支援	風水害応急-78
第17節	被災者の生活支援	風水害応急-80
第18節	社会秩序の維持	風水害応急-81
第19節	住宅の応急確保	風水害応急-83
第20節	応急教育及び保育対策	風水害応急-86
第21節	廃棄物の処理	風水害応急-89
第22節	遺体対策	風水害応急-92
第23節	自発的支援の受入れ	風水害応急-94
第24節	広域一時滞在への対応	風水害応急-97

【その他災害応急対策編】

第1節	林野火災応急対策	
第1	火災の警戒	その他- 1
第2	林野火災	その他- 1
第2節	市街地災害応急対策	その他- 3
第3節	危険物等災害応急対策	
第1	危険物災害応急対策	その他- 5
第2	高圧ガス災害応急対策	その他- 6
第3	火薬類災害応急対策	その他- 7
第4	毒物劇物災害応急対策	その他- 8
第5	放射性同位元素等災害応急対策	その他- 9
第4節	その他災害応急対策	
第1	道路災害応急対策	その他-10
第2	鉄道災害応急対策	その他-11
第3	大規模断水等応急対策	その他-12
第4	その他の事故等	その他-13

【東海地震の警戒宣言に伴う対応編】

第1節	総則	東海地震- 1
第2節	東海地震注意情報発表時の措置	東海地震- 3
第3節	警戒宣言が発せられた時の対応措置	東海地震- 4

【南海トラフ地震防災対策推進計画編】

第1章	総則	南海トラフ- 1
第2章	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	南海トラフ- 3
第3章	災害対策本部の設置等	南海トラフ- 6
第4章	地震発生時の応急対策等	南海トラフ- 7
第5章	円滑な避難の確保に関する事項	南海トラフ-10
第6章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	南海トラフ-13
第7章	防災訓練計画	南海トラフ-14
第8章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	南海トラフ-15

【災害復旧・復興対策編】

第1章	災害復旧対策	
第1節	復旧事業の推進	災害復旧- 1
第2節	被災者の生活再建等の支援	災害復旧- 3
第3節	中小企業の復興支援	災害復旧- 9
第4節	農業関係者の復興支援	災害復旧-10
第5節	ライフライン等の復旧	災害復旧-11
第2章	災害復興対策	
第1節	復興に向けた基本的な考え方	災害復旧-14
第2節	復興に向けた取組み	災害復旧-15

【総 則 編】

第1節 目的

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、交野市防災会議が定める計画であり、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市域に係わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、本市及び防災関係機関等が処理すべき事務又は業務大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 計画の構成

この計画の構成は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後または発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。

各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、市域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。

第2節 防災の基本方針

1. 防災の基本方針

本市は、災害対策基本法に基づき、災害が発生した場合における被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据え、次に掲げる事項を基本方針として災害対策を講じる。

- I 命を守る
- II 命をつなぐ
- III 必要不可欠な行政機能の維持
- IV 経済活動の機能維持
- V 迅速な復旧・復興

2. 多様な主体の自発的な防災活動の推進

本市は、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災関係機関と一体となって取組みを進めていくような対策を推進する。

3. 災害対策の強化と各段階での対応

災害対策には、時系列的には、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクルを適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図る。さらに、令和2年1月に国内初の感染者が発表された新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を実施する。

各段階での対応の内容は次のとおり。

(1) 災害予防

周到かつ十分な対応が重要となる。レベル1の地震に対しては、被害抑止につながるハード対策（土木構造物や建築物の耐震化等）を確実に実施して、被害ゼロを目指す防災を実現する。さらに、極低頻度のレベル2の地震に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策（ハザードマップの作成等）を組み合わせた減災を目指す。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

(2) 災害応急

迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行い、一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちを考慮することを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

(3) 災害復旧・復興

適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくり（応急仮設住宅建設候補地の準備等）についても、事前に検討し、方針の明示に努める。

総則編

災害予
防対策編

地震災害
応急対策編

風水害
応急対策編

その他災害
応急対策編

東海地震の
警戒宣言に
伴う
対策編

南海トラフ
地震防
災対策
推進計画
編

災害復
旧・復興
対策編

資料編

第3節 市の概況

1. 位置及び面積

本市は大阪府の東北部（東経135° 41′ 北緯34° 47′：市役所）に位置し、東は生駒山系を境に奈良県に、西は寝屋川市、南は四條畷市、北は枚方市にそれぞれ隣接し、大阪市・京都市・奈良市までの距離がいずれも概ね20kmとなっている。

市域は東西約5.4km、南北約6.8km、面積25.55km²となっている。

2. 地形

本市は大阪府と奈良県を境にする生駒山地の北端の、山並み（交野山、旗振山、竜王山、妙見山等）とその西側に広がる平野にかけて広がり、東西5.4km、南北6.8kmのほぼ矩形をした地形は、本市の北西部の平野部と南東部の山地に分けられ、山地が全面積の半分以上を占めている。

山の西斜面は傾斜が極めて急であるという特徴がある。また、山地を刻む谷が深いことも特徴の一つであり、最大の谷は天野川により形成され、岩船峡谷付近は谷の深さが数十m～百数十mに達している。

また、山頂部にやや平坦な部分があるのが交野市の山地の特徴で、その典型は竜王山である。交野山や竜王山並びに妙見山頂に存在する巨石は永年の風化作用によって露出した花崗岩である。

平野部は、海拔の違いにより大きく3つに分かれる。1つは星田地域から茄子作地域にかけて広がる標高30～50mの台地、2つ目は、私部・倉治・幾野・郡津の各地域が位置する標高20～30mの台地、3つ目は天野が原町・梅が枝の各地域が位置する標高17～20mの平地である。

これらの地形は、今から160万年前から始まった「六甲変動」と呼ばれる地殻変動によってその骨格が形成されたものである。

天野が原町の地域の大部分は、かつての海岸段丘であり、中位段丘面を形成している。高位段丘面は星田地域周辺に存在し、天野川流域の沖積平野部は河川が運んできた土砂の堆積によって形成されたものである。

3. 地質

本市は枚方丘陵の南東部を占め、その中ほどのところで生駒山地から流れでてくる天野川によって東部と西部の両台地に分けられている。

台地の標高は20～50mで、東部では南川、免除川が天野川に合流し、西部では南北方向の小高い丘陵がみられ、南東方向に向って傾斜する地形になっている。

天野川は生駒山地を侵食して深さ数十m～百数十mの谷を刻み、交野市街地を含む巾約0.5km、長さ約1kmの谷底平野を形成している。この平野は主として砂質地盤からできている。

天野川の河床は、私市付近では台地を侵食した谷底平野を流れているが、JR片町線（学研都市線）の鉄橋付近から下流側では河床が高くなり、天井川となっている。

枚方丘陵の地質は大阪層群上部からなり、海成粘土及び砂でできた地盤となっているが地質構造は平坦で安定している。上水道水源の深井戸地質柱状図によれば、地下20～50mのところどころに砂礫層がみられ、それ以下は砂と粘土の互層になっている。

一方、生駒山地は花崗岩からなり、西斜面は断層に関係して山地内に直線状の谷が平行して発達している。また、生駒山麓に沿って断層の存在が知られている。

これらは地殻変動によるものと解せられ、特に構造破碎の影響によって表層花崗岩がマサ土を形成している点の特徴である。

4. 気象

本市の気象は、生駒山系を背にする大阪府東北部に位置し、瀬戸内気候に属している関係から気候は概ね温暖で、年平均の気温は15℃前後である。風はときおり強い季節風が吹くことがあるが、概ね北東ないし西よりの風が吹き、年平均風速は2m/s前後である。

年降水量はアメダス（枚方）の1976～2022年の記録によると、600mm強から2000mm弱まで大きく変動しており、年降水量の極値は1979.0mm（2021年）となっている。近年でも1,743.5mm（2013年）、1,683.5mm（2015年）を観測するとともに、2010年以降、平均1,500mm以上と一定して多い降雨量を記録している。

日最大降水量や時間最大降水量はアメダス（枚方）の1976～2022年の記録によると、日最大降水量の極値は183.5mm（2018年）、時間最大降水量の極値は91.0mm（2012年）と近年に極値を更新している。また、交野市内の観測局においては、時間最大降水量は約123mm（2012年）を記録しており、短時間雨量（時間降水量、日降水量）は増加傾向となっている。

5. 人口・世帯

本市の人口は、昭和35年頃までは1万人強で推移していたが、昭和40年代に急速に増加し、昭和50年には5万人を上回るようになった。その後も増加を続け、昭和55年には6万人、平成7年には7万人、平成17年には7万9千人を上回るようになったが、徐々に増加の程度は弱まり、平成17年～平成22年には頭打ち傾向となった。最近年は7万5千人で、若干の減少傾向となっている。

世帯数も人口と概ね同じ傾向が見られるが、増加傾向は人口よりも著しく、最近年の世帯数は3万世帯強となっている。そのため、平均世帯人員は減少の一途を辿り、昭和20年代には5人弱であったものが平成12年以降は3人以下となり、最近年は2.5人程度まで減少するなど小世帯化の進行が続いている。

6. 土地利用

本市の土地利用は市域の約半分を山地が占めている。平野部においては市街地化されている中、農地や公園等が広く分布している。しかし、農地については年々宅地化が進み、減少傾向にある。

さらに山麓部においては住宅地が多く造成されており、山間部においては、土地利用にそれほどの変化は見られないが、ゴルフ場造成工事等に伴う切盛斜面等の人工改変地が分布している。これらの場所は後背地が山間部であるなど、土砂災害発生の危険性が大きい箇所もあり、十分な注意が必要である。

平成22年3月に第二京阪道路が開通するとともに、近年の道路交通網の充実は、市域内の人・物資の移動が迅速に行えるようになり、防災上有効である。

過去には、天野川沿いの低地部が河川はん濫による水害が発生していたが、現在に至るまでの河川改修の積み重ねにより、災害の危険性は低下してきたといえる。

しかし、河川改修の進んだ現在においても、水害の危険性が解消されたわけではなく、過去の災害を教訓に更なる防災対策を充実させる必要がある。

7. 活断層

市域内には交野断層があり、東北－西南方向に延長約11kmと、周辺の活断層群でも最も長い部類に属する。

本市の周辺には、本市の西側を南北に走る枚方断層、生駒断層、本市の東南側を南北に走る高船断層群のほか、本市の北方には田口断層が分布している。いずれも延長10km以下と比較的小規模であるが、市域に近いので、これらの断層に起因する地震が起きた場合には、市域では相当の震度になると考えられる。

第4節 過去の災害

1. 風水害

本市が位置する大阪府への台風の接近は、8月から10月までに年平均2～3回程度の割合で、このうち9月に最も多く被害も大きくなっている。

台風の被害は風害と水害とがあり、戦後に大阪府下で大きな被害をもたらしたのは、昭和25年9月のジェーン台風と昭和28年9月の台風13号で、ジェーン台風は大阪府下で死者240人、行方不明16人、負傷者21,215人、建物全壊9,608戸、同半壊60,708戸、床上浸水54,139戸、床下浸水217,599戸の被害をもたらした（大阪府下全域に災害救助法適用）。台風13号でも、大阪府下で死者21人、行方不明1人、負傷者205人、建物被害23,802戸（床上浸水8,762戸、床下浸水83,124戸）等の被害がでた（高槻市、茨木市、三島郡、北河内郡に災害救助法適用）。

近年では、交野市内においても、平成30年台風21号が接近した際には、最大瞬間風速45.9m/sを記録し、建物被害516戸（すべて一部損壊）が発生し、倒木や屋根瓦の損傷などが多くみられた。

本市における近年の災害は、時間雨量が概ね20mm以上となった場合に市内に浸水する箇所が生じ、時間雨量が概ね50mm程度になると、浸水箇所が多くなっている。

従って、水害（水路のあふれによる道路や建物敷地等への浸水）に注意・警戒を要するのは時間雨量が概ね20mm程度からで、時間雨量が50mm程度以上となる場合は、厳重な警戒と避難体制等の検討が必要と考えられる。

2. 地震災害

本市において、特に大きな人的被害をもたらした地震の明確な記録は残っていない。また、本市直下で巨大地震が起きたという記録も残っていない。

しかし本市の周辺地域では、1830年（M=6.5）、1891年（濃尾地震M=8.0）、1927年（北丹後地震M=7.3）、1944年（東南海地震M=7.9）等、本市の建築物等に何らかの被害を与えたと考えられる地震が起きている。

また、本市に少なからず影響をもたらした地震としては、1995年1月（兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）M=7.3）があり、建物の倒・半壊は無いものの、窓ガラス割れ、家具等の転倒等が発生している。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震（M=6.1）では、本市でも震度5強を記録し、建物被害1,025戸（半壊1戸、一部損壊1,024戸）が発生し、屋根瓦の損傷や石燈籠の損壊、ブロック塀の損壊等がみられ、災害救助法が適用される災害となった。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第5節 予想される災害の想定

災害は、その発生原因により、地震・台風・豪雨・洪水等の異常な自然現象に起因するものと、大規模な火災や爆発等の人為的原因により生ずるものに大別することができる。

この計画の作成にあたっては、本市における地勢・地質・気象等の自然的条件に加え、都市開発の進捗状況等の社会的条件及び過去において発生した各種災害事例等を勘案して災害を想定しこれを前提とする。

この計画において想定する主な災害は、次のとおりであり、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮するものとする。

第1 想定災害

1. 地震災害

- (1) 直下型地震（生駒断層帯地震）
- (2) 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

2. 風水害

- (1) 強風被害
- (2) 洪水被害
- (3) 内水被害
- (4) 土砂災害
- (5) ため池の欠壊

3. 林野火災

4. 市街地災害

5. 危険物等災害

6. その他災害

- (1) 道路災害
- (2) 鉄道災害
- (3) 大規模断水
- (4) その他事故等

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第2 地震被害想定

1. 平成18年度被害想定

活断層による直下型地震及び海溝型地震による被害を想定した。

□ 想定地震発生時の条件

- ・ 季節、時間 冬の夕刻（午後6時）
- ・ 気象条件 風速4.6m/s（※）

※枚方観測所での超過確率1%の風速（1年に3日程度起こりうる）

交野市の被害想定

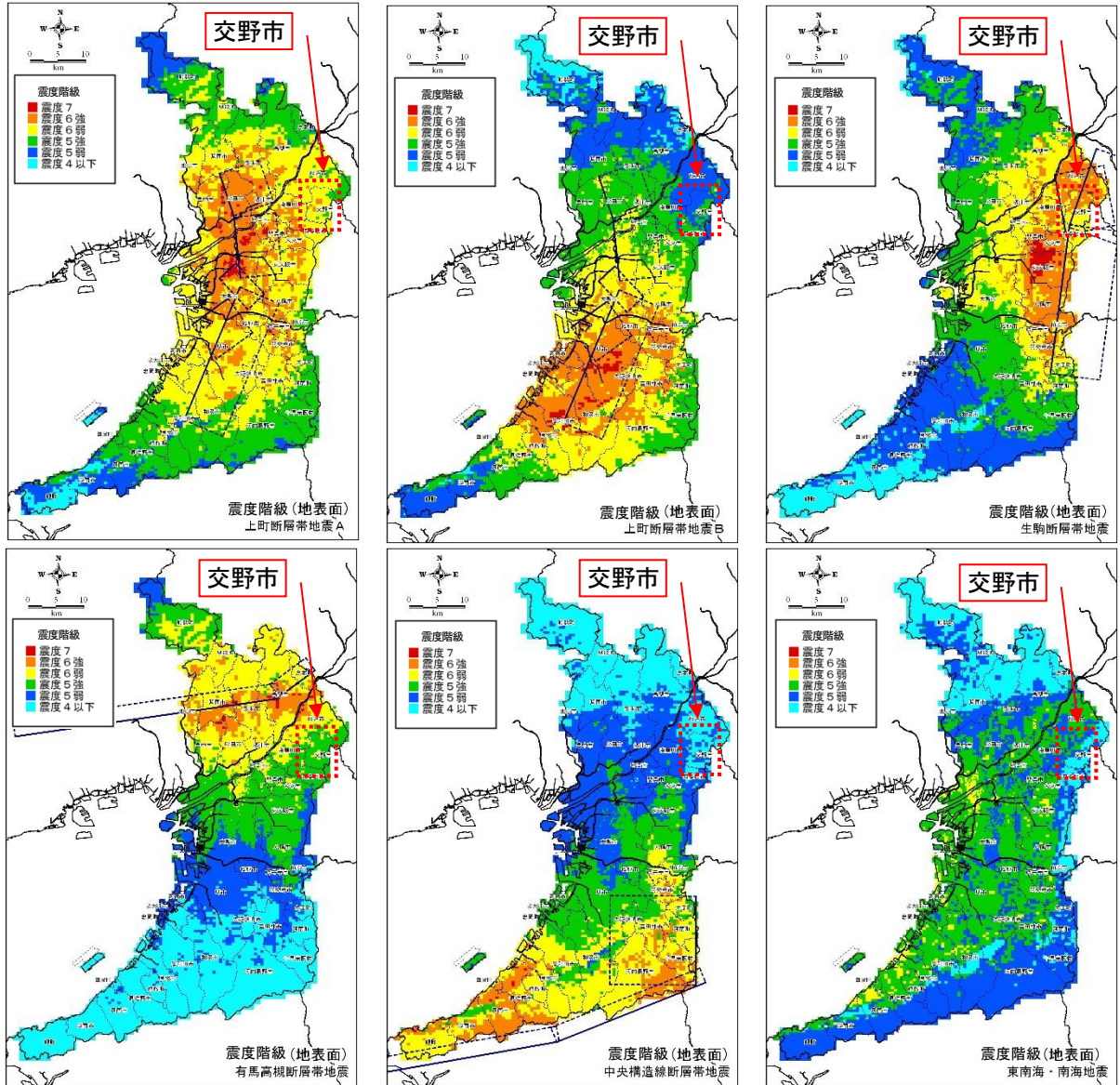
被害内容	地震	想定		参考			
		生駒断層帯地震	東南海・南海地震	上町断層帯地震A	上町断層帯地震B	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震
気象庁マグニチュード		7.3~7.7	7.9~8.6	7.5~7.8	7.5~7.8	7.3~7.7	7.7~8.1
震度階級		4~7	4~6弱	4~7	4~7	3~7	3~7
建物被害	全壊	3,133棟	50棟	680棟	17棟	346棟	0棟
	半壊	3,792棟	131棟	1,247棟	34棟	731棟	0棟
出火件数	全出火	5件	1件	2件	1件	2件	1件
	炎上出火	3件	0件	0件	0件	0件	0件
焼失	出火による	1棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
	延焼による	3棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
人的被害	死者	28人 (43人)	0人 (0人)	2人 (4人)	0人 (0人)	1人 (1人)	0人 (0人)
	負傷者	818人 (1,253人)	28人 (43人)	308人 (480人)	7人 (11人)	179人 (274人)	0人 (0人)
	重傷者	50人 (77人)	3人 (4人)	27人 (42人)	1人 (1人)	18人 (27人)	0人 (0人)
り災者数		22,035人	416人	6,034人	140人	3,543人	2人
避難所生活者数		6,391人	121人	1,750人	41人	1,028人	1人
ライフライン	停電	14,761軒	208軒	4,574軒	520軒	2,599軒	0軒
	ガス供給停止	20千戸	0戸	4千戸	0戸	0戸	0戸
	水道断水	40千人	3千人	21千人	0人	13千人	0人
	固定電話被災	13,649回線	0回線	1,820回線	101回線	1,011回線	0回線
震災廃棄物	可燃物	82千t	2千t	21千t	1千t	12千t	0千t
	不燃物	267千t	7千t	69千t	2千t	39千t	0千t

※出火件数は3日間の値

※人的被害は“建物倒壊”によるもので、“火災”による死傷者はいずれも“0人”である。

また、()内の数字は、朝5時の場合のものである。

大阪府の地震動予測



総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

2. 平成25年度被害想定

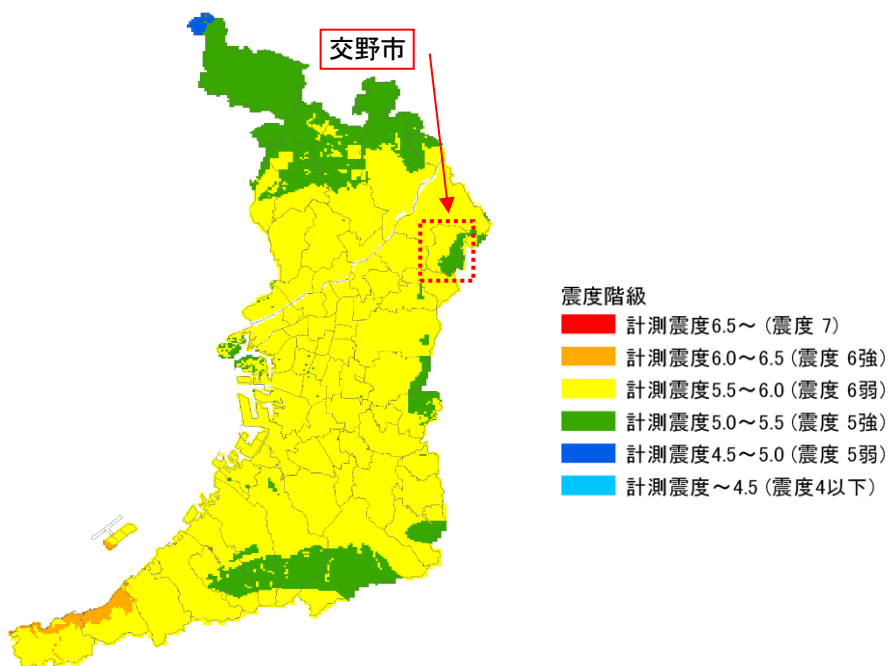
南海トラフ巨大地震による被害を想定した。

- 想定地震発生時の条件
 - ・ 季節、時間 冬の夕刻（午後6時）
 - ・ 気象条件 1%超過確率風速

交野市の被害想定

想定地震		南海トラフ巨大地震	
地震の規模		マグニチュード (M) 9.0~9.1	
		震度階級 5弱~6強	
建物全半壊棟数		全壊	351棟
		半壊	2,582棟
出火件数 (炎上出火冬18時)		2件	
死傷者数 (冬18時)		死者	7人
		負傷者	211人
避難者数 (1日後)		1,643人 (内、避難所生活者数 986人)	
ライフライン	停電 (被災直後)	1.5万軒	
	ガス供給停止 (被災直後)	7,027戸	
	電話不通 (被災直後)	1.8万加入者	
	水道断水 (被災直後)	5.8万人	

大阪府の地震動予測



第6節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

本市及び市内の防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1 防災関係機関の基本的責務

1. 交野市

本市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、本市の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

2. 大阪府

府は、本市を包括する広域的地方公共団体として、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援しかつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

3. 関西広域連合

関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域（関西広域連合構成団体及び連携県「福井県、三重県」の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

4. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、府及び市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5. 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、府及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第2 防災関係機関の業務大綱

本市、府、指定地方行政機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は概ね次の通りとする。

1. 交野市

(1) 危機管理室

- 市の防災対策の総合調整に関すること。
- 各種災害情報の総括に関すること。
- 防災会議に係る事務に関すること。
- 市の災害対策本部等防災対策組織の運営に関すること。
- 防災行政無線の整備、通信統制に関すること。
- 防災に関する啓発・訓練に関すること。
- 防災関係機関との連絡、調整に関すること。
- 自主防災組織に関すること。
- 気象情報等の収集伝達に関すること。
- 大阪府等への報告に関すること。
- 災害救助法適用事務に関すること。
- 避難対策の総括に関すること。
- 災害用物資・資機材の備蓄に関すること。
- 協定締結都市等への救助用物資等の緊急輸送に関すること。
- 他市との相互応援の調整に関すること。
- 警察署及び自衛隊との連絡調整に関すること。
- 災害見舞金及び弔慰金の支給に関すること。
- 被災者生活再建支援法の適用事務に関すること。
- 災害時の行方不明者の捜索に関すること。
- 地域緊急交通路等の選定に関すること。
- 災害時用井戸の運用管理に関すること。

(2) 財産管理室

- 公用車両と燃料の確保に関すること。
- 緊急通行車両の届出に関すること。
- 運搬車両の確保に関すること。
- 応急寝具及び日用品並びにその他生活必需品の調達、避難所等への供給に関すること。
- 救援物資の受付け、仕分け、避難所等への供給に関すること。
- 臨時ヘリポートの開設後の管理に関すること。
- 建築物の被害実態調査、応急対策に関すること。

(3) 総務部

- 災害時における職員の給与、給食及び服務等に関すること。
- 職員の動員、把握に関すること。
- 応援機関の受入れに関すること。
- 庁舎等の保全・防災及び電話回線の確保に関すること。
- 地区との連絡調整に関すること。
- 被災者相談窓口の受付・設置・運営に関すること。
- 日用品等の流通及び物価の安定監視に関すること。

- 不正計量の監視に関すること。
 - 中小企業に対する災害特別融資のあっせんに関すること。
 - 義援金の受付、保管、配分に関すること。
 - 市域の情報の集約に関すること。
- (4) 企画財政部
- 災害情報の収集・集約に関すること。
 - 災害広報・広聴に関すること。
 - 報道機関との連絡調整に関すること。
 - 災害記録の総括に関すること。
 - 本部長・副本部長の秘書に関すること。
 - 本部長・副本部長の現地視察等及び災害見舞いに関すること。
 - 災害視察団及び調査団の受け入れに関すること。
 - 基幹系・情報系システムの維持に関すること。
 - 災害対策関係予算その他財務に関すること。
- (5) 市民部
- 遺体の埋火葬の許可等に関すること。
 - 市税の減免に関すること。
 - 被害家屋調査及び被災証明に関すること。
 - 大阪府広域火葬計画に関すること。
 - 避難所の初期被害把握、開設・運営に関すること。
- (6) 健やか部
- 災害時の医療助産活動に関すること。
 - 保健所、医師会、医療関係機関との連絡調整に関すること。
 - 防疫（感染症予防等）に関すること。
 - 園児等の防災教育に関すること。
 - 園児等の避難に関すること。
 - 民間幼保施設の確認に関すること。
 - 被災園児等の救護に関すること。
 - 災害時における保健衛生に関すること。
 - 災害時の応急保育に関すること。
- (7) 福祉部
- 義援金の受付に関すること。
 - 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
 - 災害ボランティアセンターに関すること。
 - 避難行動要支援者の安否確認、避難支援に関すること。
 - 避難行動要支援者に対する福祉サービスに関すること。
 - 遺体の安置等に関すること。
 - 福祉避難所の初期被害把握、開設・運営に関すること。
 - 日本赤十字社との連絡調整に関すること。
- (8) 環境部
- 災害廃棄物等の処理に関すること。
 - し尿・ごみの収集及び処理に関すること。
 - 仮設トイレの設置に関すること。
 - 防疫（消毒、鼠族・昆虫駆除等）に関すること。
 - 動物の保護等に関すること。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

- 山地災害危険地区の把握に関する事。
- (9) 都市計画部
 - 宅地の防災パトロールに関する事。
 - 建築物の耐震化に関する事。
 - 応急仮設住宅に関する事。
 - 被災市営住宅の応急対策に関する事。
 - 建築物の被害実態調査、応急対策に関する事。
 - 建築物及び宅地の応急危険度判定、被害状況調査に関する事。
- (10) 都市整備部
 - 水防活動に関する事。
 - 土砂災害危険箇所の防災パトロールに関する事。
 - 道路の整備に関する事。
 - 道路交通の確保に関する事。
 - 都市公園の整備及び緑化に関する事。
 - 公共土木施設の二次災害の防止に関する事。
 - 河川の整備に関する事。
 - ため池等、農業施設の防災に関する事。
 - 土砂災害の応急対策に関する事。
 - 下水道施設の整備に関する事。
 - 災害復旧事業に関する事。
 - 農地防災対策に関する事。
 - 農林業従事者に対する災害融資に関する事。
 - 農作物及び家畜の防疫に関する事。
 - 農林災害復旧に関する事。
 - 地域緊急交通路等の選定に関する事。
- (11) 教育総務室
 - 避難所の初期被害把握、開設・運営に関する事。
 - 災害時の応急教育に関する事。
- (12) 学校教育部
 - 児童・生徒等の避難に関する事。
 - 被災児童・生徒等の救護に関する事。
 - 児童・生徒等の防災教育に関する事。
 - 災害時の食料調達・供給に関する事。
 - 避難所の初期被害把握、開設・運営に関する事。
 - 建築物の被害実態調査、応急対策に関する事。
 - 災害時の応急教育に関する事。
- (13) 生涯学習推進部
 - 避難所の初期被害把握、開設・運営に関する事。
 - 文化財の応急対策に関する事。
- (14) 水道局
 - 給水活動に関する事。
 - 水道の広域応援の要請に関する事。
 - 水道施設の災害復旧計画に関する事。
 - 災害時の水質検査に関する事。
- (15) 消防本部

- 水防活動に関すること。
- 救急体制の充実にに関すること。
- 消防計画に関すること。
- 消防力の強化に関すること。
- 危険物、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類等の防災対策に関すること。
- 救助・救急に関すること。
- 消火活動に関わる広域応援に関すること。
- 市街地火災及び林野火災対策に関すること。
- 建築物等の火災予防に関すること。
- (16) 議会事務局
 - 市議会との連絡調整に関すること。
- (17) 会計室
 - 避難所の初期被害把握及び開設・運営に関すること。
 - 指定金融機関等との連絡調整に関すること。
 - 支払に関すること。
- (18) 行政委員会事務局、他
 - 避難所の初期被害把握、開設・運営に関すること。

2. 大阪府

- (1) 枚方土木事務所
 - 災害予防及び災害応急対策等に係わる市及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - 府の管理する土木施設及び河川の防災対策並びに復旧に関すること。
 - 水防配備状況の伝達に関すること。
- (2) 中部農と緑の総合事務所
 - ため池の水防対策及び山地の防災対策に関すること。
- (3) 四條畷保健所
 - 災害時における医療救護活動及び保健衛生活動対策に関すること。

3. 大阪府警察本部（交野警察署）

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。
- 交通規制・管制に関すること。
- 広域応援等の要請・受入れに関すること。
- 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること。
- 犯罪の予防・取締りその他治安の維持に関すること。
- 災害資機材の整備に関すること。

4. 関西広域連合

- 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関すること。
- 大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関すること。
- 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関すること。
- 大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関すること。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

5. 陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）

- 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。
- 災害派遣に関すること。
- 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

6. 指定地方行政機関

(1) 近畿農政局（大阪府拠点）

- 応急用食料品及び米穀の供給に関すること。

(2) 近畿地方整備局

- 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。
- 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること。
- 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。
- 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
- 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること。
- 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること。
- 直轄公共土木施設の復旧に関すること。
- 緊急物資及び人員輸送活動に関すること。
- 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること。

(3) 大阪管区气象台

- 観測施設の整備に関すること。
- 防災知識の普及・啓発に関すること。
- 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表並びに伝達に関すること。
- 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- 府や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。

7. 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社等（西日本電信電話株式会社（関西支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社））

- 電気通信施設の整備と防災管理に関すること。
- 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- 気象警報の伝達に関すること。
- 災害時における重要通信確保に関すること。
- 災害関係電報、電話料金の減免に関すること。
- 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。

(2) 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

- 電力施設の整備と防災管理に関すること。
- 災害時における電力供給の確保に関すること。
- 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。
- 災害時における電力供給の確保体制の整備に関すること。

(3) 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社

- ガス施設の整備と防災管理に関すること。
- 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。
- 災害時におけるガス供給の確保に関すること。

- 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。
- (4) 西日本旅客鉄道株式会社等（西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）・日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線運行本部））
 - 鉄道施設の防災管理に関すること。
 - 輸送施設の整備等安全輸送体制の整備に関すること。
 - 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
 - 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
 - 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。
 - 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。
- (5) 京阪電気鉄道株式会社
 - 鉄道施設の防災管理に関すること。
 - 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
 - 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
 - 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
 - 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。
- (6) 京阪バス株式会社（交野営業所）
 - バス施設の防災管理に関すること。
 - 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
 - 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- (7) 日本赤十字社（大阪府支部）
 - 災害医療体制の整備に関すること。
 - 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること。
 - 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
 - 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
 - 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
 - 避難所奉仕、ボランティアの受入れ、活動の調整に関すること。
 - 救助物資の備蓄に関すること。
- (8) 一般社団法人大阪府LPガス協会
 - LPガス施設の整備と防災管理に関すること。
 - 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関すること。
 - 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関すること。
 - 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関すること。
- (9) 日本郵便株式会社近畿支社
 - 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。
 - 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。
 - 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- (10) 西日本高速道路株式会社（関西支社）
 - 管理道路の整備と防災管理に関すること。
 - 道路施設の応急点検体制の整備に関すること。
 - 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
 - 被災道路の復旧事業の推進に関すること。
- (11) KDDI株式会社（関西総支社）
 - 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
 - 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
 - 気象警報の伝達に関すること。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

- 災害時における重要通信確保に関すること。
 - 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
 - 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
 - 「災害用伝言版サービス」の提供に関すること
- (12) 日本通運株式会社（大阪支店）
- 緊急輸送体制の整備に関すること。
 - 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。
- (13) ソフトバンク株式会社
- 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
 - 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
 - 気象警報の伝達に関すること。
 - 災害時における重要通信確保に関すること。
 - 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
 - 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
 - 「災害用伝言版サービス」の提供に関すること。
- (14) 楽天モバイル株式会社
- 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
 - 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
 - 気象警報の伝達に関すること。
 - 災害時における重要通信確保に関すること。
 - 携帯電話料金の減免に関すること。
 - 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
 - 「災害用伝言版サービス」の提供に関すること。
- (15) 大阪広域水道企業団
- 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関すること。
 - 水道用水・工業用水道の被害情報に関すること。
 - 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関すること。
 - 水道用水及び工業用水の供給確保に関すること。
 - 応急給水及び応急復旧に関すること。
- (16) 一般社団法人大阪府トラック協会
- 緊急輸送体制の整備に関すること。
 - 災害時における緊急物資輸送の協力に関すること。
 - 復旧資器材等の輸送協力に関すること。
- (17) 日本放送協会（大阪放送局）
- 防災知識の普及等に関すること。
 - 災害時における放送の確保対策に関すること。
 - 緊急放送・広報体制の整備に関すること。
 - 気象予警報等の放送周知に関すること。
 - 指定避難所等への受信機の貸与に関すること。
 - 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
 - 災害時における広報に関すること。
 - 災害時における放送の確保に関すること。
 - 災害時における安否情報の提供に関すること。
- (18) 各民間放送株式会社
- 防災知識の普及等に関すること。

- 災害時における広報に関すること。
- 緊急放送・広報体制の整備に関すること。
- 気象予警報等の放送周知に関すること。
- 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

(19) 公益社団法人大阪府看護協会

- 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること。
- 被災者に対する看護活動に関すること。

8. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

(1) 一般社団法人交野市医師会

- 災害時における医療救護の活動に関すること。
- 被災者に対する医療活動に関すること。

(2) 一般社団法人交野市歯科医師会

- 災害時における医療救護の活動に関すること。
- 被災者に対する歯科保健医療活動に関すること。

(3) 北河内薬剤師会

- 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること。
- 医薬品等の確保及び供給に関すること。

(4) 交野市消防団

- 消防活動に関すること。
- 水防活動に関すること。
- 避難誘導に関すること。

(5) 交野市区長会

- 市及び災害対策本部が実施する災害応急対策等の協力に関すること。

(6) 社会福祉法人交野市社会福祉協議会

- ボランティアの活動環境の整備に関すること。
- ボランティアの受け入れに関すること。
- 避難行動要支援者対策に関すること。

(7) 北大阪商工会議所

- 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力に関すること。

(8) 北河内農業協同組合

- 農地及び農業用施設並びに農作物等の被害調査の補助に関すること。
- 農業用施設の災害復旧及び再生産の維持等についての必要な資金融資に関すること。

(9) 大阪府北部農業共済組合

- 災害時における農業災害補償に関すること。

(10) ため池管理者

- ため池の防災管理に関すること。
- ため池の水防活動に関すること。
- 災害時におけるため池施設の復旧に関すること。

(11) その他公共的団体

- 市及び災害対策本部が実施する災害予防並びに災害応急対策に関すること。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第7節 住民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1. 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

2. 災害への備え

- (1) 家屋の耐震化、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3. 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

1. 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2. 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3. 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4. 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、市、府、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第8節 計画の修正

交野市防災会議は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、本市は、防災計画間の必要な調整、府から本市に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

修正は、原則として次の手順で行う。

- (1) 修正を必要とする防災関係機関は、修正すべき内容及び資料を本市へ提出する。
- (2) 本市は、提出された修正内容及び資料をとりまとめ、防災計画修正案を作成する。
- (3) パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映させる。
- (4) 市防災会議を開催し、防災計画を修正する。
- (5) 市防災会議は、作成した防災計画の修正について、災害対策基本法第42条第5項の規定により大阪府知事に事後報告する。
- (6) 災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、防災計画修正の要旨を公表する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

【注記】

本計画における用語について

- 住民
交野市の住民に加え、災害時に本市に滞在する者も含める。
- 要配慮者
高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人等、特に配慮を要する者をいう。
- 避難行動要支援者
要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者をいう。
- 市
交野市をいう。
- 区（地区）
交野市が、自治振興策と住民参加のまちづくりを進めるうえで、地理的・社会的な要因をふまえながら地区を設定している単位をいう。
- 府
大阪府をいう。
- 関西広域連合
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
- 防災関係機関
国、府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- 自衛隊
一般には陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊をいうが、固有の部隊をいう場合は、市域を所管する陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊である。
- ライフライン（事業者）
上水道（交野市水道局）、下水道（交野市都市整備部）、電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）、電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）、ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）、共同溝（市、府、近畿地方整備局）をいう。
- 消防本部
交野市消防本部及び消防署をいう。
- 道路管理者
市道は、交野市長をいう。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防
災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

また、国道、府道、主要地方道は、府知事（枚方土木事務所長）をいい、国道1号は、近畿地方整備局長をいい、第二京阪道路は、西日本高速道路株式会社をいう。

- 河川管理者
一級河川及び二級河川は府知事（枚方土木事務所長）をいう。
また、準用河川は交野市長（都市整備部）をいう。
- 鉄道事業者
西日本旅客鉄道株式会社等及び京阪電気鉄道株式会社をいう。
- 公共輸送機関
西日本旅客鉄道株式会社等、京阪電気鉄道株式会社、京阪バス株式会社をいう。
- 水防関係者
消防本部、消防団
- 砂防関係機関
府（都市整備部河川室、枚方土木事務所）
- 災害ボランティアセンター
災害発生後に、ボランティアの募集・登録、活動調整等を行う臨時の組織をいう。

【災害予防対策編】

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

市及び防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策等により、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能強化にあたっては、「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府都市整備部）を活用し、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動の促進や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努める。

また、まちの災害リスクを踏まえた建築物の適正化、災害ハザードエリアにおける適正な開発の誘導、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組みの推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

さらに、「災害危険度判定調査」の実施及び市民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

第1 防災空間の整備

実施担当	都市整備部、大阪府
------	-----------

市は、指定緊急避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地・道路・河川・ため池・水路等の都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地等の貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅等の公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1. 都市公園等の整備

都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府都市整備部）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府都市整備部）を参考にして、指定緊急避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

(1) 広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。）を整備する。

(2) 指定緊急避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね1ha以上の都市公園の整備に努める。

(3) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中枢基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

(4) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等の整備に努める。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

2. 道路・緑道の整備

- (1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。
- (2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道を整備する。
- (3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

3. 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化及び緑の保全を推進する。

4. 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進等により、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

実施担当	都市整備部、大阪府
------	-----------

市は、公園・道路・河川・ため池等の都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

1. 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置
2. 河川水の活用や下水処理施設の再利用を行うための施設の整備促進
3. ため池等農業水利施設の防災機能の強化
 - (1) ため池耐震対策の推進
 - (2) 災害時における初期消火用水、生活用水利用等、農業用水路、ため池の防災利活用整備の推進

第3 市街地の整備促進

実施担当	都市計画部、大阪府
------	-----------

市域の既成市街地は、木造・低層建築物が密集しており、地震・火災等の災害が発生すると、人命及び財産に大きな損害を与える状況にある。

こうした災害の発生を防止するため、建築物の不燃化・耐震化促進と都市基盤や住環境の総合的整備を図る。

1. 建築物の不燃化の推進

市は近隣商業地域を都市計画法による準防火地域に指定し、その他の地域は全域、建築基準法第22条区域に指定されているが、都市計画法によるその他の地域についても防火・準防火地域を指定することにより、さらに都市の不燃化を図る。

2. 計画的市街地整備

まちのみどりや農地等の地域資源の活用や生活基盤施設の整備に努めるとともに、土地区画整理事業の促進や計画的なまちづくりに資する地区計画制度等の活用を図る。

3. 開発行為の規制

(1) 災害危険区域

府は、建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を促進し、規制・指導を強力に推進する。

(2) 宅地規制

府は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、宅地造成工事の安全性の確保及び規制宅地に起因するがけ崩れや土砂流出を事前に防止するための規制・指導を行い、宅地造成地の安全を図る。

第4 土木構造物の耐震対策の推進

実施担当	都市整備部、 <u>近畿地方整備局</u> 、大阪府、西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、西日本高速道路(株)(<u>関西支社</u>)
------	---

府、近畿地方整備局をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

1. 基本的考え方

(1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、次の点を考慮の対象とする。

① 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動

② 発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動

(2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市域の特性や地盤特性及び施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。

(3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど、都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

(4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

(5) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2. 道路施設

道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。

特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し補強対策を実施する。

3. 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

4. 農業用施設

(1) 耐震性調査・診断

市は、府及びため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

(2) 耐震対策・統廃合

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき、計画的に耐震対策を実施する。

また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

5. 鉄道施設

鉄道事業者は、落橋等による被害を防止するため、橋梁、盛土部、駅舎等の耐震対策を実施する。

第5 ライフライン・放送施設災害予防対策

実施担当	水道局、都市整備部、大阪府、 <u>近畿地方整備局、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)等、KDDI(株)（関西総支社）、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、日本放送協会、民間放送事業者</u>
------	--

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震・風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設整備の強化と保全に努める。

1. 上水道（水道局）

災害による断水・減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 上水道については、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を促進する。特に、管路には耐震性の高い管材及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ① 浄水場、配水池、主要管路等の重要度の高い基幹施設の耐震化
 - ② 医療機関、社会福祉施設、その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ③ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 管路の多重化（連絡管等の整備）、水源の複数化等バックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視並びに巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新・予備施設の整備等を計画的に推進する。

2. 下水道（都市整備部）

災害による下水道施設の機能低下・停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度・安全度・重要度）の高いものから進める。
- (3) 管渠・ポンプ場・処理場のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。
- (4) 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムを導入整備する。
- (5) 上記(3)及び(4)については、施設を管理する関係機関とも調整を図る。

3. 電気通信（西日本電信電話(株)等、KDDI(株)（関西総支社）、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「通信設

備等」という。)の強化と保全に努める。

(1) 通信設備等の高信頼化 (防災設計)

- ① 豪雨、洪水のおそれがある地域にある通信設備等について、耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
- ② 暴風のおそれがある地域にある通信設備等について、耐風構造化を行う。
- ③ 地震又は火災に備えて、主要な通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ① 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
- ② 主要な中継交換機を分散設置とする。
- ③ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- ④ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置・交換装置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

4. 電力 (関西電力株、関西電力送配電株)

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給システムの多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定に基づく施設設備の維持保全並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新・予備施設の整備等を計画的に推進する。

5. ガス (大阪ガス株、大阪ガスネットワーク株)

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設 (製造所・供給所等) について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管・継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全並びに常時監視を行う。
- (4) 施設 (管路) の老朽度に応じ、更新・予備施設の整備等を計画的に推進する。

6. 共同溝・電線共同溝の整備 (市、府、近畿地方整備局)

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

- (1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。
 - ① 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
 - ② 電線共同溝 (C・C・BOX) は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。
- (2) 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

既存共同溝間の連続化を図る。

7. 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

放送に関わる事業者は、災害時の放送が確保されるよう、平常時から放送施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。
- (2) 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。
 - ① 株式会社毎日放送（テレビジョン放送）
 - ② 株式会社MBSラジオ（AMラジオ放送）
 - ③ 朝日放送テレビ株式会社
 - ④ 朝日放送ラジオ株式会社（AMラジオ放送）
 - ⑤ 関西テレビ放送株式会社
 - ⑥ 読売テレビ放送株式会社
 - ⑦ テレビ大阪株式会社
 - ⑧ 大阪放送株式会社（AMラジオ放送）
 - ⑨ 株式会社エフエム大阪（FMラジオ放送）
 - ⑩ 株式会社FM802（FMラジオ放送）
 - ⑪ 株式会社ジェイコムウエスト

第6 災害廃棄物等処理

実施担当	環境部、大阪府
------	---------

府及び市は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1. し尿処理（市、府）

- (1) 市は、し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 市は、既存のし尿処理施設についても、施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 市は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 市は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) 市は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 府及び市は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。
- (7) 市は、広域的な処理体制を確保するよう、府との相互協力体制整備を促進する。

2. ごみ処理（市）

- (1) 市は災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (2) 市は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (3) 市は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (4) 市は、府からの支援により、市町村間等の協力体制の整備に努める。

3. 災害廃棄物等処理（市、府）

- (1) 市は、交野市災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。
- (2) 市は、選定した仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (3) 府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (4) 市は、交野市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物等収集における人員計画、連絡体制、機材及び人員の確保並びに、民間業者等との支援協力体制の整備に努める。
- (5) 府又は市は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- (6) 府又は市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第2節 建築物の安全化

市及び防災関係機関は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等に努める。

第1 建築物の耐震対策の促進

実施担当 財産管理室、総務部、学校教育部、福祉部、都市計画部

市及び府をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。

また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策に関する周知等を適切に実施する。

市は、平成25年11月に改正された耐震改修促進法（平成18年1月施行）及び、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき策定した「第二次交野市耐震改修促進計画」のもと、耐震診断・改修等の促進施策を実施し、計画的な耐震化を促進する。

1. 公共建築物

- (1) 市は、市有建築物について、市災害対策本部設置予定施設、市指定避難所等、防災上の重要度に応じた分類に基づき、耐震診断、耐震改修の計画的な推進に努める。
- (2) 市は、公立学校等について、速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。また、診断結果に応じ、耐震改修の計画的な実施に努める。
- (3) 市は、公共建築物を建築する場合は、防災上の重要度に応じた耐震対策を講ずる。
- (4) 市は、ブロック塀等の安全対策、天井等の二次構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等を図る。
- (5) 市は、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じる。
- (6) 市は、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

2. 民間建築物

- (1) 市は、住宅及び建築物の所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取組みをできる限り支援する。

府は、市と連携し、地域の防災訓練等あらゆる機会を捉え、きめ細かな地域密着型の「草の根」啓発活動を行うとともに、自治会等、登録事業者、行政が一体となって、「まち」単位での耐震化に取り組む「まちまるごと耐震化支援事業」等民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。

また、所有者の負担軽減のため、特に耐震化率の低い木造住宅を対象に耐震診断・設計・改修補助を実施するとともに、相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供等、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

- ① 府の事業：大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱

- ② 市の事業：交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱
交野市木造住宅耐震改修補助金要綱
交野市木造住宅除却補助金交付要綱

- (2) 所管行政庁（建築主事を置く市においてはその長、その他の市町村においては知事）は、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち、耐震診断が義務付けられている大規模建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化の促進を図る。また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。
- (3) 市は、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。
- (4) 市は、ブロック塀等の工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。
- (5) 施設管理者は、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。
- (6) 市は、地震防災マップを作成するとともに、地盤・家屋の特性に応じた相談体制を整備する。

3. 指定避難所（市有建物以外）

市は、市有建築物以外の指定避難所について、耐震診断や耐震改修が計画的に実施されるよう、支援に努める。

第2 建築物の安全性に関する指導

実施担当	都市計画部
------	-------

市は、建築物の安全性を向上し住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法・耐震改修促進法に基づく指導・助言等を行う。

また、避難行動要支援者の避難等に資するよう不特定多数の人が利用する建築物等について、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づく福祉的整備を促進する。

- (1) 大阪府建築基準法施行条例による、避難規定等の適用
- (2) 定期報告制度（建築基準法第12条による特殊建造物の調査・検査報告及び高層建築物等の防災計画書作成指導）の推進
- (3) 都市施設の福祉的整備に関する協議
- (4) 液状化対策の啓発

さらに、市は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策が図れるよう指導・助言を行い、建築物の所有者は具体的な対策を図る。

第3 空き家等の対策

実施担当	都市計画部
------	-------

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

また、空き家等の適正管理に係る相談窓口の普及啓発に努める。

第4 文化財

実施担当 生涯学習推進部、消防本部

市は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

1. 文化財管理体制の確立

市及び関係機関は、常に文化財の現状を把握し、弛緩、損傷・磨耗等を発見したときは、速やかに所有者（管理責任者）から届出を受け、府教育庁文化財保護課指導のもと改修するよう指示する。

2. 災害予防体制の確立

市は、文化財の災害予防対策を推進する。

- (1) 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- (2) 所有者等に対する防災意識の徹底
- (3) 火災に備えた、消防用設備等の整備の推進
- (4) 初期消火体制と自衛消防隊の組織化及びその訓練の徹底
- (5) 地域住民、防災関係機関との連携
- (6) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

3. 指定文化財（抜粋）

(1) 仏像

指定区分	仏像名	所在地	寺院名
国宝	薬師如来坐像	大字私市2387番	普見山獅子窟寺
国指定重要文化財	阿弥陀如来立像	大字傍示111番	八葉蓮華寺
市指定文化財	薬師如来立像	星田1丁目21番12号	薬師寺
	十一面観音立像	星田2丁目6番7号	星田寺
	千体仏	星田1丁目21番12号	薬師寺
	聖観音立像	私市3丁目14番1号	廃千手寺
	如意輪観音坐像	私市3丁目14番1号	廃千手寺

(2) 建物

指定区分	建物名	所在地	備考
国指定重要文化財	北田家住宅	私部1丁目	
	山添家住宅	寺2丁目	

(3) 史跡

指定区分	史跡名	所在地	備考
府指定	交野東車塚古墳	寺南野	府立交野高校内

指定区分	史跡名	所在地	備考
市指定	私部城跡	私部6丁目	

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第3節 水害予防対策の推進

市及び防災関係機関は、市域における河川、下水道、及びため池における洪水、雨水出水による災害を未然に防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施する。

第1 河川の改修

実施担当 都市整備部、大阪府

1. 河川の改修

本市には、天野川をはじめ一級河川が3本、準用河川が8本、普通河川が星田中川ほか7本あり、順次、計画的な改修事業の実施に努める。

2. 河川の点検・整備

市は、準用河川・普通河川等の改修や貯留施設の整備等、流域治水対策を推進する。

第2 雨水出水対策

実施担当 都市整備部

市は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

第3 水害減災対策

実施担当 危機管理室、都市整備部、近畿地方整備局、大阪府、大阪管区気象台

市は、洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水害の軽減を図るため、大阪府が実施する洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表に基づき、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

1. 洪水予報及び水防警報等

(1) 洪水予報

- ① 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、府知事及び市長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

本市に該当河川はない。

- ② 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、水防管理者である市長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

本市では、天野川が該当する。

- ③ 府は、上記①により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者である市長等に通知する。
- ④ 近畿地方整備局及び府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。
- (2) 水位到達情報の発表
- ① 府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（水位周知河川）において、避難判断水位（市長の高齢者等避難の目安となる水位）を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者である市長等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。
- 本市では、天野川が該当する。
- また、その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。
- 府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。
- ② 府は、管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、関係機関等に通知するとともに、一般に周知する。
- 本市には、該当施設（水位周知下水道）はない。
- (3) 水防警報の発表
- ① 近畿地方整備局は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに府に通知する。
- ② 府は、管理河川のうち、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに水防管理者である市長に通知する。
- 本市では、天野川が該当する。
- ③ 府は、上記①により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者である市長等に通知する。
- ④ 水防管理者である市長は、水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動又は、出動準備させる。
- (4) 水位情報の公表
- 府及び市は、管理河川、下水道のうち、水位観測所を設置した河川、下水道においては、その水位の状況の公表を行う。
- 本市では、天野川が該当する。
- (5) 浸水想定区域の指定・公表
- ① 近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。
- ② 府は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知河川が氾濫した場合に想定される区域を洪水浸水想定区域、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。
- ③ 府は、その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ浸水想定^{（注）}の情報を提供する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

④ 市は、想定し得る最大規模の降雨により、下水道等の排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域に指定し浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

(6) 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者である市長は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第6条第1項に規定する河川区域を言う。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

① 市は、浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

ア：洪水予報等の伝達方法

イ：避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ：浸水想定区域内の地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

エ：名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

② 上記①により市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

ア：市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を市長に報告する。

イ：浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

ウ：浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

- ③ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

2. 浸水対策の実施

市は、浸水被害が水路等に破棄されたゴミ等に起因することが多いことから、住民に対し意識向上の啓発活動を実施するとともに、水利組合等の協力を得て、平常時からの管理体制及び改修を要する個所の把握に努め、その整備事業を推進し浸水対策を図る。

3. 「寝屋川流域水害対策計画」の推進

市西部の特定都市河川（寝屋川）の指定流域内については、寝屋川流域協議会と連携して寝屋川流域水害対策計画を推進し、流域全体の治水安全度の向上に協力する。

また、この計画に基づき、市と流域住民等が一体となって浸水被害の解消を目指す。

とりわけ、河川の破堤による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため、下水道雨水ポンプ施設の運転調整を実施する。

- (1) 寝屋川流域水害対策計画、特に雨水浸透阻害行為の許可制（平成26年8月5日変更）の周知
- (2) 保全調整池の指定促進
- (3) 農地の適性なる保全、生駒山系の保水機能の確保等の推進
- (4) 特定都市河川浸水被害対策法による雨水浸透阻害行為に対する貯留浸透施設設置対策工事の促進
- (5) 浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知するよう努める。また、下水道雨水ポンプ施設の運転調整の実施時における洪水等情報の伝達方法と住民への周知方法を定める。
 - ① 都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報（以下「洪水等情報」という。）
 - ② 避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ③ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための洪水等情報の伝達方法

4. 洪水リスクの開示

(1) 洪水リスクの開示

ア：府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

イ：市は、洪水浸水想定区域等が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(2) 洪水リスクの周知

市は、公表された洪水リスクを市民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

また、市は、ハザードマップ等の作成に当たっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

さらに、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

情報の意味の理解の促進に努める。

5. 防災訓練の実施・指導

(1) 防災訓練の実施

市は、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく行うよう指導し、市民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努め、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

(2) 要配慮者利用施設等の防災訓練

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

6. 水防と河川管理等の連携

(1) 市は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

(2) 水防管理者である市長は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

7. 水防団の強化

市は、水防団及び水防協力団体が創設された場合は、研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

実施担当	都市整備部、大阪府
------	-----------

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、市、府、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

また、府は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余吐水の改良等の整備を行う。

市は、府及びため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

1. ため池防災対策

- (1) 概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全を保てるよう計画的に改修を進める。
- (2) 想定される直下型地震、海溝型地震の地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう計画的に耐震整備を進める。
- (3) 危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。

2. ため池の減災対策

- (1) 耐震性の調査・診断
 想定される大規模地震動に対する堤体の安全性について、計画的に調査・診断を進める。
- (2) 防災意識の向上と体制整備
 ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

3. 農業用水路、排水施設の防災対策

農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化を進める。

第5 地盤沈下対策

実施担当	大阪府
------	-----

府は、地下水の汲み上げによる土地の低下や堤防の沈下等の地盤沈下により台風や大雨による災害が発生しないよう、法律（建築物用地下水の採取の規制に関する法律、工業用水法等）や条例により地下水の採取規制を行う。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第4節 土砂災害予防対策の推進

府は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組みと連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。さらに、台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進するとともに、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

市及び防災関係機関は、がけ崩れや土石流等による土砂災害の発生が予想される危険箇所の把握を行い、パンフレット等により住民に周知徹底を行う。

また、危険な箇所の災害防止対策を実施するとともに、災害時における円滑な避難活動の体制整備を図る。

さらに、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域については、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、災害に強い土地利用の推進に努める。

第1 土砂災害関連システムの保守

実施担当	危機管理室、大阪府
------	-----------

市は、土砂災害予測に使用するための降雨データを適切に収集するため、大阪府と共同で設置している雨量計のため、保守、点検等を適切に行う。

第2 災害危険箇所の把握

実施担当	都市整備部、環境部、大阪府
------	---------------

市は、地震や降雨によりがけ崩れや土石流等の土砂災害が発生すると予想される危険箇所について、定期及び随時に調査点検を行いより正確な実態把握を行う。

また、府と連携し、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定土による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

市の土砂災害の危険箇所・区域の状況（令和5年4月26日現在）

	種類	数量	備考
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	44箇所	I：26箇所、II：18箇所、III：0箇所
	地すべり危険箇所	0箇所	
	土石流危険渓流	73箇所	I：32箇所、II：15箇所、III：12箇所
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	30箇所	
	地すべり危険地区	0箇所	
	崩壊土砂流出危険地区	16箇所	
法指定	急傾斜地崩壊危険区域	4箇所	すべて（建築基準法による）災害危険区域にも指定

	種類	数量	備考
区 域	土砂災害警戒区域	132箇所	うち、土砂災害特別警戒区域 121箇所
	宅地造成等工事規制区域	1,087ha	

※「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領（平成11年11月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）」により抽出された崩壊するおそれのある、高さが5m以上、傾斜度が30度以上の急傾斜地で、次のものをいう。

- 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館、発電所等のある場合を含む。）ある箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ：被害想定区域内に保全人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

※「土石流危険渓流」とは、「土石流危険渓流及び土石流危険渓流調査要領（案）（平成11年4月、建設省河川局砂防部）」による調査により抽出された、土石流発生の危険性がある次の渓流をいう。

- 土石流危険渓流Ⅰ：保全人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場合を含む。）に被害の生じるおそれがある渓流
- 土石流危険渓流Ⅱ：保全人家1～4戸に被害の生じるおそれがある渓流
- 土石流危険渓流Ⅲ：保全人家はないが今後新規の住宅立地が見込まれる渓流

第3 警戒避難体制等の整備

実施担当	危機管理室、大阪府
------	-----------

市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、土砂災害に対する警戒避難体制の強化を図る。

また、土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。

(1) 避難体制の整備

市は、住民が安全に避難できるよう避難体制の整備を図る。

- ① 危険区域（箇所）・土砂災害警戒区域等の周知
 - 土砂災害にかかる危険箇所について、広報紙、パンフレットの配布等により住民に周知する。
 - 特に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」による土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、土砂災害防災マップ等を配布・活用して住民に周知する。
- ② 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

③ 警報装置等の整備

雨量計による監視体制の充実を図るとともに、住民の避難が円滑に行われるよう防災行政無線の同報や警報装置の維持管理に努める。

市の土砂災害警戒区域・特別警戒区域の状況（令和5年4月26日現在）

	種類	数量	備考
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	73箇所	
	土石流	59箇所	
	合計	132箇所	
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	73箇所	
	土石流	48箇所	
	合計	121箇所	

(2) 土砂災害警戒区域等の防災パトロール及び点検の実施

市は、府と連携して梅雨期及び台風期の前に定期的に土砂災害警戒区域等や宅地造成地の防災パトロールを実施するとともに、当該危険箇所についての的確に把握する。

(3) 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

市は、府と連携して地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係機関等に通知するとともに、一般に周知する。

(4) 情報収集及び伝達体制の整備

市は、現在設置している雨量計を適切に維持、管理し、気象予警報等の情報収集に努めるとともに、収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、必要に応じて住民への伝達手段及び手順並びにルートを見直す。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」による土砂災害警戒区域が指定された場合には、区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項を本計画の災害応急対策編に定める。

また、同区域内に、要配慮者関連施設（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項を本計画の災害応急対策編に定める。

(5) 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(6) 避難路等の選定・周知

市は、地区別カルテを活用し危険区域（箇所）ごとの範囲、人口・世帯数、要配慮者等の人数についてあらかじめ実態を把握し、住民が安全に避難できるよう避難路・避難場所を選定するとともに住民に周知する。

また、避難路・避難場所の選定にあたっては、次の事項に留意する。

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

- ① がけ崩れ、土石流等の被害を受けるおそれのないこと。
- ② 洪水はん濫等の水害を受けられるおそれのないこと。
- ③ 危険箇所の人家からできるだけ近距離にあること。

(7) 防災知識の普及

市及び関係機関は、住民に対し日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのあるときに先がけ、防災行事や防災訓練の実施に努める。

また、市は、「土石流危険渓流及び危険区域」「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」「山地災害危険地区」等の把握・周知に努める。

第4 土砂災害の防止・軽減措置

実施担当	都市整備部、都市計画部、環境部、大阪府
------	---------------------

1. 保全・規制・誘導

本市の山地部は、良好な自然が残され、保水機能等防災機能を有する。

これら山地自然を保全し、自然の防災機能を高めるため次のことを行う。

なお、森林及び危険箇所の土地所有者等に対し、市及び府は、維持管理の徹底と保安措置について、指導を行う。

また、府は、法令等に基づく開発行為の規制等を行う。

特に山地部では、森林の保水機能を高めることが下流域の水害防止につながるため、無秩序な山地の荒廃等の防止に努め森林の保全を図る。

- (1) 土砂流出防備保安林等の拡充
- (2) 金剛生駒国定公園区域の拡充
- (3) 近郊緑地の保全区域の拡充
- (4) 急傾斜地崩壊危険区域の指定促進
- (5) 防災・環境保全林の指定
- (6) 土砂災害警戒区域の設定
- (7) 土砂災害危険箇所の周知

法指定区域の設定による保全・規制・誘導策

法律名	保全・規制・誘導策
地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水を誘致し、停滞し、増加させる行為 ・地下水排水施設の機能を阻害する行為又は地破水の排水を阻害する行為 ・地表水の放流、停滞、浸透助長行為 ・政令で定める地すべり防止施設以外の新築又は改良 ・地すべりを誘発助長する行為
砂防法 (明治30年法律第29号)	<ul style="list-style-type: none"> ・治水上砂防のための一定行為
森林法 (昭和26年法律第249号)	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林内での立木の伐採 ・保安林内での土地の形質の変更等
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	<ul style="list-style-type: none"> ・水の放流、停滞又は浸透を助長する行為 ・急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造、のり切り、切土、掘削又は盛土 ・立竹木の伐採、滑下又は地引き搬出 ・土砂の採取、集積 ・急傾斜地の崩壊を助長誘発する行為

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

法律名	保全・規制・誘導策
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号)	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地や社会福祉施設等の開発行為の制限 ・居室を有する建築物の構造規制 ・著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者への移転勧告
宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号)	<ul style="list-style-type: none"> ・規制区域内での工事の許可制 ・規制区域内の土地の所有者、管理者等による保全措置の義務 ・危険な規制区域内の土地の所有者等に対する災害防止措置の勧告 ・著しく危険な規制区域内の土地の所有者等に対する改善命令
建築基準法 (昭和25年法律第201号)	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の用に供する建築物の建築禁止 ・住居の用に供する建築物の構造制限

2. 防災工事等の促進

危険箇所における崩壊防止のための工事は、基本的には当該土地の所有者及び管理者並びに占有者が施行すべきであるが、関係法令に基づく危険区域等の指定により、国及び府が事業主体として災害防止工事を順次実施していくため、市は国や府に対して、危険箇所の法指定を促進する。

第5 宅地造成及び盛土等対策

実施担当	都市計画部、危機管理室、大阪府
------	-----------------

- (1) 府は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成等工事規制区域」(宅地造成及び特定盛土等規制法第10条)に指定する。
- (2) 府は、宅地造成等工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。
- (3) 市及び府は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。
- (4) 府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高め、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。また、府は、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。
市は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。
- (5) 市は、府と連携し、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。
なお、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

第6 道路防災対策

実施担当	都市整備部、大阪府
------	-----------

道路管理者は管理道路の内、土砂災害のおそれのある道路について、あらかじめ事前通行規制区

間を指定し、土砂災害の危険を防止するとともに、通行規制基準に従い現地の通行規制を行う。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防 災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第5節 危険物等災害予防対策の推進

第1 危険物災害予防対策

実施担当 消防本部

危険物による災害の発生及び被害の拡大を防止するために、保安体制の強化及び法令等の定めるところによる査察・指導及び取締りを強化するとともに、保安教育並びに訓練の徹底や自衛消防組織の育成並びに防火思想の啓発・普及の徹底を図る。

なお、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

1. 規制

危険物施設に対する消防職員等の立入検査を実施し、指導体制を強化して危険物災害の防止に努める。

- (1) 法令上の技術基準の遵守のため、危険物施設の位置及び構造並びに設備の維持管理に関する立入検査及び保安検査の強化
- (2) 関係機関と連携した危険物の運搬車両及び積載方法についての検査並びに取締りの強化
- (3) 危険物施設の管理者及び危険物保安監督者の保安監督についての指導の強化
- (4) 危険物施設内の貯蔵取扱いは危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いの徹底についての指導

2. 指導

危険物事業所の管理責任者は、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るための講習会及び研修会を実施するとともに、危険物安全週間を中心に、各種啓発事業を実施する。

また、危険物取扱者等に対して次の指導を行う。

- (1) 危険物施設の実態に即した 予防規程の策定
- (2) 危険物施設の維持管理等の適正な実施
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定等当該危険物施設の実態に応じた必要な措置
- (5) 保安教育、消火訓練等の実施手法

3. 危険物運搬車両の街頭取締り

移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の街頭取締りを府警察等の関係機関と共同での実施に努め、危険物取扱者の意識高揚と災害の未然防止を図る。

4. 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立を指導するとともに、事業所の相互応援協定を促進し自衛消防力の確保を図る。

5. 消防資機材の整備

危険物火災の消火活動に必要な関係車両の整備を図り、消防力を強化するとともに、消火薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。

6. 火災予防協会等の育成

市内の事業所相互の連絡調整を図る。また、火災予防の普及を目的として結成された交野市火災予防協会による、事業所の危険物火災予防に関する意識の高揚を促すとともに、火気取扱い設備の維持管理と消防法令の遵守の徹底を図り育成に努める。

7. 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

第2 高圧ガス及び液化石油ガス災害予防対策

実施担当	消防本部
------	------

市（高圧ガス保安法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）の権限を移譲されていない市町を除く。）は、法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1. 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2. 指導

- (1) 危害予防及び保安業務に関する規程の策定を指導する。
- (2) 関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

3. 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である大阪府高圧ガス地域防災協議会や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

4. 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

実施担当	消防本部
------	------

市（火薬類取締法の権限を移譲されていない市町を除く。）は、府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1. 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

2. 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3. 自主保安体制の確立

- (1) 大阪府火薬類保安協会が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として大阪府火薬類保安協会に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4. 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節 総合的防災体制の整備

市及び防災関係機関は、自ら組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施等を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

また、市と府は、災害情報を一元的に共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第1 中枢防災体制の整備

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1. 市の防災体制の充実

市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。

また、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

さらに、市は府と連携し、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応が取れるよう努める。

●平常時に活動する組織

(1) 交野市防災会議

交野市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。

[組織]

会 長：市長

委 員：副市長、教育長、水道事業管理者、危機管理室長、総務部長、企画財政部長、市民部長、健やか部長、福祉部長、都市計画部長、都市整備部長、消防長

(2) 防災対策推進会議

平常時において市の防災対策を総合的かつ計画的に推進することを検討する会議。

[組織]

会 長：市長

副会長：副市長、教育長、水道事業管理者

委 員：理事、危機管理室長、財産管理室長、総務部長、企画財政部長、市民部長、健やか部長、福祉部長、環境部長、都市計画部長、都市整備部長、教育次長、学校教育部長、水道局長、消防長、議会事務局長

●災害時又は災害発生のおそれがある場合に活動する組織

(1) 災害対策本部

災害に対する災害応急対策を実施する組織。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	<p>[設置基準]</p> <p>① 災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき</p> <p>② 避難指示等を発令するとき</p> <p>③ 市域で震度5弱以上を観測したとき、又は発生したと考えられるとき</p> <p>④ 特別警報が発表されたとき</p> <p>⑤ その他、市長が必要と認めたとき</p> <p>[組織]</p> <p>本部長：市長</p> <p>副本部長：①副市長、②教育長、③水道事業管理者（※数字は本部長の代行順位）</p> <p>本部長：理事、危機管理室長、財産管理室長、総務部長、企画財政部長、市民部長、健やか部長、福祉部長、環境部長、都市計画部長、都市整備部長、教育次長、<u>学校教育部長</u>、水道局長、消防長、議会事務局長</p> <p>配備職員：1号配備職員、2号配備職員又は3号配備職員</p>
災害応急対策編	<p>[解除基準]</p> <p>① 災害応急対策が概ね完了したとき</p> <p>② その他、市長が必要なしと認めたとき</p> <p>(2) 災害警戒本部</p> <p>災害対策本部の設置や配備態勢の検討等、災害対策の基本方針を検討する組織。</p>
風水害応急対策編	<p>[設置基準]</p> <p>① 台風の上陸、接近等に伴い、災害の発生が予想される時</p> <p>② 水防警報（待機）が発表されたとき</p> <p>③ 市内で震度4を観測したとき</p> <p>④ 東海地震予知情報が発表されたとき</p> <p>⑤ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</p> <p>⑥ 市内で災害発生のおそれがあるとき</p> <p>⑦ 自主避難所を開設するとき</p> <p>⑧ その他、副市長が必要と認めたとき</p> <p>[組織]</p> <p>本部長：副市長</p> <p>本部長：理事、危機管理室長、<u>財産管理室長</u>、総務部長、企画財政部長、福祉部長、都市計画部長、都市整備部長、教育次長、<u>学校教育部長</u>、消防長</p>
その他災害応急対策編	<p>[設置基準]</p> <p>① 20mm以上の時間雨量があるとき</p> <p>② 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき</p> <p>③ 水防警報（準備）が発表されたとき</p> <p>④ 東海地震注意情報が発表されたとき</p> <p>⑤ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</p> <p>⑥ 土砂災害情報相互通報基準に達したとき</p> <p>⑦ その他危機管理室長が必要と認めたとき</p> <p>[組織]</p>
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	<p>[解除基準]</p> <p>① 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>② その他、副市長が必要なしと認めたとき</p> <p>(3) 警戒体制</p> <p>災害発生の可能性が強まった場合に、情報収集や災害危険箇所の点検等を行う組織。</p>
南海トラフ地震防災対策推進計画編	<p>[設置基準]</p> <p>① 20mm以上の時間雨量があるとき</p> <p>② 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき</p> <p>③ 水防警報（準備）が発表されたとき</p> <p>④ 東海地震注意情報が発表されたとき</p> <p>⑤ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</p> <p>⑥ 土砂災害情報相互通報基準に達したとき</p> <p>⑦ その他危機管理室長が必要と認めたとき</p> <p>[組織]</p>
災害復旧・復興対策編	<p>[設置基準]</p> <p>① 20mm以上の時間雨量があるとき</p> <p>② 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき</p> <p>③ 水防警報（準備）が発表されたとき</p> <p>④ 東海地震注意情報が発表されたとき</p> <p>⑤ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</p> <p>⑥ 土砂災害情報相互通報基準に達したとき</p> <p>⑦ その他危機管理室長が必要と認めたとき</p> <p>[組織]</p>
資料編	<p>[設置基準]</p> <p>① 20mm以上の時間雨量があるとき</p> <p>② 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき</p> <p>③ 水防警報（準備）が発表されたとき</p> <p>④ 東海地震注意情報が発表されたとき</p> <p>⑤ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</p> <p>⑥ 土砂災害情報相互通報基準に達したとき</p> <p>⑦ その他危機管理室長が必要と認めたとき</p> <p>[組織]</p>

危機管理室、都市計画部及び都市整備部の職員
 [解除基準]
 危機管理室長が必要なしと認めたとき

2. 配備・動員体制の整備

市は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、職員の配備体制及び参集体制を定め、人事異動の際に名簿や連絡網を更新する。

(1) 配備基準

- ① 1号配備
職員のおよそ10%が配備する体制
- ② 2号配備
職員のおよそ50%が配備する体制
- ③ 3号配備
全職員（100%）が配備する体制

(2) 勤務時間外における動員体制

- ① 主要関係職員への早期情報伝達
災害対策本部の本部員をはじめ関係職員に対し、携帯電話・スマートフォン、メール等により、情報伝達の迅速化を図る。
- ② 職員の自主参集
職員は、市域において震度4以上を観測した場合には、(1)の配備基準に基づき、自動参集する。
また、河川管理者から水防警報が出されたときは、担当者は市長の指令を待つことなく自主参集する。

3. 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

市は、男女共同参画担当部局の視点からの災害対応の周知に係る危機管理室と総務部との連絡体制を構築するとともに、連携して平常時の防災対策及び災害時における総務部及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努める。

4. その他の防災関係機関の組織体制の整備

その他の防災関係機関は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、平常時から防災に係る組織動員体制の整備を図る。

5. 防災関係機関の連携

防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した寝屋川流域大規模水害タイムライン及び交野市災害（土砂災害・洪水等）対応タイムラインを踏まえ、各種の防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編

第2 防災中枢機能等の確保・充実

実施担当 危機管理室、防災関係機関

市及び防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む施設の耐震化を推進するとともに、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ防災拠点機能等の確保、充実を図る。また、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備し、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

なお、防災拠点においては、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

1. 防災中枢施設の整備

市及び防災関係機関は、防災中枢施設を整備するよう努める。

本市においては、別館3階中会議室を災害対策本部室とする。また、市は、代替施設となる総合体育施設等のバックアップ対策及び自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。

また、十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努める。

2. 災害対策本部用備蓄

市は、災害対策本部用として、飲料水・食料等を備蓄する。

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第3 防災拠点の整備

実施担当 危機管理室

市は、大規模災害時において適切な災害応急対策を実施できるよう、応援部隊の受入れ及び活動拠点、現地対策本部、指定避難所、備蓄拠点並びに物資輸送拠点等を総合して統括する市の総合防災拠点を総合体育施設及び私部公園と定める。また、災害時の一時避難場所や災害廃棄物仮置場として活用することができ、防災に資する施設を備える地域防災拠点（防災公園・防災空地）の整備に努める。各拠点施設として下記の点に留意して、災害応急対策を進める。

1. 備蓄拠点及び輸送拠点

(1) 備蓄拠点として、災害時に備蓄物資の適切な管理・運営に努める。

(2) 輸送拠点として、災害時に物資の受入れ、仕分け、搬出等を円滑に行うために必要な整備に努める。

2. 航空機輸送を活用した物資輸送拠点（災害時用臨時ヘリポートとして利用）

総合体育施設のグラウンドをヘリポートとし、災害時に物資の搬送や人命救助を円滑に行うために必要な整備に努める。また、予備的に指定する私市小学校グラウンドについても必要に応じて整備に努める。

3. 後方支援活動拠点の整備

消防、府警察、自衛隊等、応援機関の活動拠点とし、整備に努める。

4. 現地対策本部

現地対策本部として災害応急対策を実施できるよう、機能の強化、必要な機材等の整備に努める。

5. 地域防災拠点の整備

市有地等を活用し、様々な用途に活用可能な防災公園・防災空地として、備蓄倉庫、消防分団庫、防火水槽、防災井戸、雨水貯留施設、マンホールトイレ、かまどベンチ、ソーラー照明などの防災に資する施設を設置し、大型車両等の進入可能な動線を確保するよう努める。

第4 災害時活用用地の整備

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

市は、災害時に不足する、様々な用途で利活用が可能な土地を、市有地だけに限らず、民有地等も含めてあらかじめリスト化し、関係部署や関係機関と共有することで、災害発生時に滞りなく応急対策、応急復旧できるように努める。またリスト化した土地については、災害発生時に速やかに活用することができるよう必要な整備を行うよう努める。

1. 災害時に想定される主な活用用途

- (1) 災害廃棄物仮置場
- (2) 帰宅困難者の一時待機スペース
- (3) 応急仮設住宅用地
- (4) 災害応援の活動スペース
- (5) 臨時の避難所、避難場所
- (6) 車中泊用駐車スペース

2. 災害時活用用地として望ましい条件

- (1) 大型車両が進入できるような道路に接道している場所
- (2) 洪水や土砂災害等のハザードが少ない場所
- (3) 一定期間利用しても支障のない場所
- (4) 一定の活動ができるよう障害物等が少ない場所

第5 資機材等の備蓄

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

市及び防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保並びに整備に努める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等の強化に努める。

1. 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係機関との連携により資機材・技術者等の確保体制整備に努める。

なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進す

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編

るとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

このほか、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

災害予防対策編

2. 資機材等の点検

備蓄及び保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

地震災害応急対策編

3. データの保全

地積及び権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧対策に必要な各種データを整備・保管する。

特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

風水害応急対策編

第6 防災訓練の実施

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

その他災害応急対策編

市及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する。

実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で各種災害に関する被害想定を明らかにし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容とするとともに事後評価を行い、必要に応じて防災組織体制等の改善を図る。

また、業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

このほか、大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

さらに、新型インフルエンザ等感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

南海トラフ地震防災対策推進計画編

1. 総合防災訓練

災害対策基本法並びに本計画に基づいて、大規模な災害が発生した場合に被害を最小限に食い止めるため、市、防災関係機関及び住民が一体となって訓練を実施することにより、市の災害対応力及び関係機関の技術の向上並びに住民の防災意識を高める。

訓練内容は、被害情報の収集・伝達、広報活動、避難誘導、被災地偵察、障害物除去、交通規制、物資輸送、警備捜索、消火・救助・救護、食料・飲料水の供給訓練や、通信・電気・ガス・上下水道施設等のライフラインの各種復旧訓練を住民参加のもとで実施する。

訓練方法は、生駒断層帯地震、南海トラフ地震、集中豪雨、林野火災、危険物災害、航空機災害等を想定した、実践的な手法を採用する。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

災害復旧・復興対策編

資料編

2. 個別防災訓練

(1) 組織動員訓練

市は、災害時における初動体制並びに休日・夜間等の勤務時間外における職員の配備を迅速に行うため、情報の収集・伝達・連絡・非常参集等について訓練する。

(2) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、水防工法や気象予警報等の伝達について訓練する。

(3) 消防訓練

市は、現有消防力の合理的運用及び的確な防御活動に万全を期すため、消防技術の鍛成及び習熟を目的として定期的に必要な訓練を行う。

(4) 避難誘導訓練

市は、災害時において、避難が迅速かつ的確に行えるよう避難の指示・誘導等について訓練する。また、福祉関係者や避難行動要支援者の積極的な参加を得て、避難行動要支援者の避難誘導や介助方法について重点的に実施する。

(5) 通信連絡訓練

市は、災害時において、有線通信が不通となった場合に無線通信の円滑な遂行を図るため、通信手続及び無線機の操作及び通信統制等の防災行政無線通信に関する訓練を実施する。

3. 地区防災訓練

市は、住民の防災に関する意識と防火行動力の向上に資するため、自主防災組織等の住民を主体とする地区ごとの訓練に対し、関係者の派遣等の援助を実施するとともに、関係機関等の訓練にも市民が積極的に参加するよう働きかける。

第7 人材の育成

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

市及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、国や府の実施する研修を通じて、幹部を含めた職員に対し防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

1. 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施及び参加
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

2. 教育の内容

- (1) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常参集の方法
- (3) 気象、水象、地象、その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- (4) 過去の主な被害事例
- (5) 防災知識と技術（環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療等に関することを含む。）
- (6) 防災関係法令の適用
- (7) その他必要な事項

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

3. 災害対策活動マニュアルの作成

各部各課において、生駒断層帯地震や豪雨災害等を想定した災害対策活動マニュアルを作成することにより、災害応急対策活動の具体化、地域防災計画の検証、職員の危機管理能力の向上を図る。

4. 家屋被害認定を行う者の育成

市は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、府における家屋被害認定担当者向けの研修に積極的に参加する。

第8 防災に関する調査研究の推進

実施担当 危機管理室、消防本部、防災関係機関

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ、総合的・計画的な防災対策を推進するため、災害要因・被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用を努める。

さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。

第9 広域防災体制の整備

実施担当 危機管理室、消防本部、防災関係機関

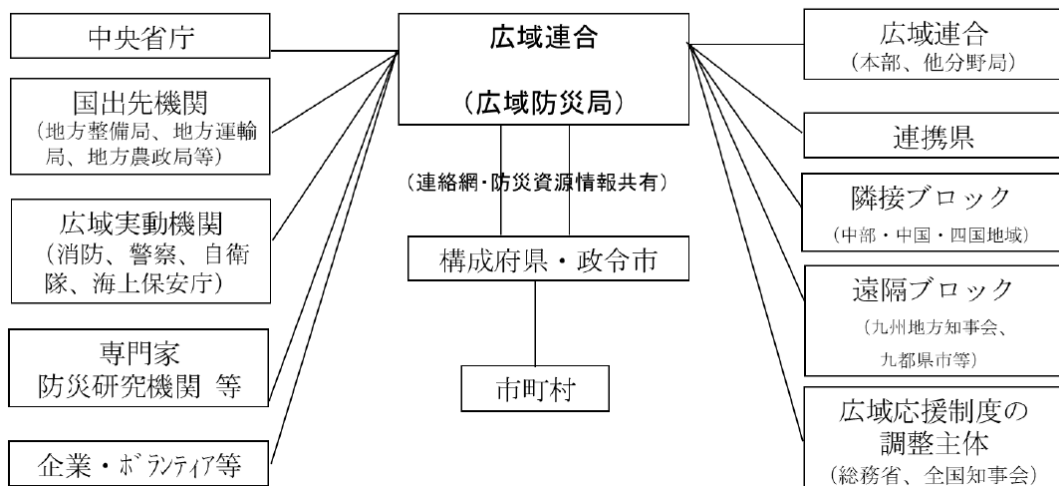
市及び防災関係機関は、平常時から大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

1. 広域防災体制の整備

(1) 関西広域連合との連携

大規模災害発生時は、平成22年12月に設立された関西広域連合が定めた「関西防災・減災プラン」による広域連合の調整内容を第一順位として、関西内外の都道府県と連携した対応を進める。

＜広域連合と関係機関・団体等との関係＞



第11 市被災による行政機能の低下等への対策

実施担当 危機管理室、総務部、企画財政部

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1. 市のBCP（業務継続計画）の策定・運用

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、市BCP（業務継続計画）を適切に運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、市地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食糧や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。

2. 市の体制整備

- (1) 被災者支援システムの導入
市は、被災者支援システムの導入に努める。
- (2) 市における業務継続の体制整備
市は、BCP（業務継続計画）の運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。
- (3) 相互応援体制の強化
市は、相互応援協定の締結等、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3. 応援・受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるように交野市受援計画に基づき、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第12 事業者、ボランティアとの連携

実施担当 | 危機管理室、福祉部

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先や要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第2節 情報収集伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

実施担当	危機管理室、総務部、企画財政部、防災関係機関
------	------------------------

市及び防災関係機関は、平常時から無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、防災情報充実強化事業を活用して、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量の確保に努める。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1. 防災情報システムの充実

市は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達等、初動活動に支障をきたさないよう、府と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

また、市は、要配慮者に対する防災情報の伝達にも配慮した住民への情報発信力を強化するとともに、府との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、府とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

- (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置等）
- (2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集
- (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
- (4) Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
- (5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

第2 防災行政無線の整備・点検及びデジタル化の推進

実施担当	危機管理室、消防本部
------	------------

市、府をはじめ防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、大規模停電時での対応を含めた通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

また、市は、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集し、避難情報の伝達等の応急対策を円滑に実施するため、無線機器のデジタル化への整備移行に努め、それまでは、老朽化した現有无線機器の維持管理に努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

1. デジタル化への移行

(1) 移動系通信手段の整備充実

現有の防災行政無線（移動系）が老朽化し、更新することが困難であることを踏まえ、簡易無線機やIP無線機を整備することにより、移動系通信手段のデジタル化、充実を図る。

移動系（基地局、移動局（可搬機、携帯機））

(2) 消防救急デジタル無線の整備充実

(3) MCA無線、衛星電話、地域FM、緊急速報メール等様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備

(4) 衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の整備

2. 運用体制の整備

(1) 有効に運用するため、通信訓練等により通信運用体制の強化を図る。

(2) 災害時の停電に対して、発電機等の整備を行うとともに、各種無線機の点検を計画的に行う。

第3 消防・救急無線の整備

実施担当	消防本部
------	------

消防本部が増加する救急需要並びに災害時における無線の輻輳を防ぐとともに、府下各消防本部等との相互連絡通信用として府共通波並びに隣県生駒市消防本部等との相互通信用として整備した統制波の運用体制の維持に努める。

第4 通信設備の整備・充実

実施担当	消防本部、総務部、危機管理室
------	----------------

市及び防災関係機関は、通信設備の災害に対する安全性の確保及び停電対策、バックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進に努める。

1. 災害時優先電話の指定

災害時の重要な情報連絡に用いる電話回線について、「災害時優先電話」の登録を増やし充実するよう努める。

2. 携帯電話、スマートフォンの利用体制の整備

現地の画像等の災害情報を、リアルタイムに収集するため、GPS・カメラ付き携帯電話、スマートフォンの整備に努める。

3. IT技術の活用

IT技術の進化に伴って、非常時に有効となった情報通信技術とその活用について調査し、導入の検討を行う。

第5 情報収集伝達体制の強化

実施担当 各部、防災関係機関

市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、避難情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、市ホームページ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、災害情報共有アラート（Lアラート）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、スマートフォン、ワンセグ・フルセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

市は、勤務時間外にも確実に連絡をとれる状態にあるべき災害対策の幹部職員に携帯電話を常時携帯させるとともに、警報の発表等を一斉にメール配信するシステムを導入する。

市は、現地の状況を迅速に把握するため、GPS・カメラ付き携帯電話、スマートフォン等から送信される位置情報やデータの処理・管理システムの導入に努める。

第6 災害広報体制の整備

実施担当 企画財政部、防災関係機関

市及び防災関係機関は、災害に関する情報、被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。

また、市は、国や府等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

さらに、市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、府等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

1. 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前作成

- ① 地震情報（震度・震源・地震活動等）、気象等の状況
- ② 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ③ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ④ 要配慮者への支援の呼びかけ
- ⑤ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2. 緊急放送体制の整備

市は府及び放送事業者と連携して、災害対策基本法の規定に基づく緊急放送体制の整備に努める。

3. 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

4. 災害時の広聴体制の整備

市及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望・意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口等の体制を整備する。

5. 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

6. 停電時の住民への情報提供

市及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

7. 被災者への情報伝達体制の整備

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第3節 火災予防対策の推進

市街地、林野等における火災の発生を未然に防止するとともに、火災による延焼の拡大を防止するため、消防施設等の強化拡充や防火対象物に対する予防措置等火災予防対策の推進に努める。

第1 一般建築物の火災予防

実施担当	消防本部
------	------

一般建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1. 火災予防査察の強化

市は、当該区域内の工場や公衆の出入りする場所等について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

2. 防火管理制度の推進

市は、学校、病院、工場等多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- (1) 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- (2) 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- (3) 火気取り扱いの監督、収容人員の管理等

3. 防火対象物定期点検報告制度の推進

点検報告対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

4. 住宅防火対策の促進

消防法改正により、戸建住宅や小規模な共同住宅等（自動火災報知設備等が設置されているものを除く）において、住宅用火災警報器等の設置義務化より10年が経ち、設置はもちろんのこと機器の点検や交換についてもあらゆる場面で、広く市民に普及促進する。

5. 市民、事業所に対する指導、啓発

- (1) 一般家庭や事業所に対し、災害発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行う。
- (2) 災害時に多発することが予想される出火危険を排除するため、市火災予防条例により耐震安全装置付燃焼器具の普及を図る。
- (3) 防火管理者及び危険物取扱者、さらに区等の各団体を対象とした講習や現地指導並びに消防相談等の指導を行う。
- (4) 住民の積極的な協力を得るため、常時の広報はもとより火災の多発時期、あるいは、火災予防運動期間等に広報活動を実施する。
- (5) 家庭内における火災予防の徹底を図るため、初期消火訓練や防火講習、防火訓練等への参加を通じて一般家庭における火災予防意識の高揚を図る。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

6. 防火管理者等に対する指導

消防法により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の設置・点検整備・維持管理、火気の使用等の監督、収容人員管理、その他防火管理上必要な業務を適切に遂行するよう指導する。

また、学校、病院、工場等多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建物の所有者、管理者、占有者に対し、防火管理者による防火管理業務の適切な実施を指導する。

- (1) 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- (2) 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- (3) 火気取扱いの監督、収容人員の管理 等

7. 地震火災に対する出火予防対策の広報（一般家庭向け）

(1) 燃焼器具の対策

- ① 石油ストーブ：対震自動消火装置付き以外のもは使用しない。
- ② 液体燃料器具：不使用時は、燃料タンクの元バルブを閉止するとともに、タンクの転倒防止のため固定措置を行う。
- ③ L P ガス：不使用時は、L P ガス容器の容器バルブを閉止するとともに、鎖等により容器の転倒防止のため固定措置を行う。
- ④ 都市ガス：不使用時には、元バルブを閉止する。

(2) 出火危険物の保管対策

次の物品については、転落、転倒、漏洩を防止するため、保管場所等を考慮する。

ガソリン、灯油、ベンジン、エアゾール、携帯ボンベ、アルコール、塗料溶剤、農薬類

8. 防火・安全対策

消防法改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

第2 林野火災予防

実施担当	環境部、消防本部、消防団、関係機関
------	-------------------

林野火災の原因は、たばこ・たき火等の火気取扱い不始末によるものが大部分を占めており、消防体制の強化とともに、入山者の火気使用に対する監視及び防火意識の高揚に努める。

1. 監視体制の強化

市は、林野火災発生のおそれのある時期に、巡視・監視を強化し、住民及び入山者等に対し、警戒を呼びかけるとともに、火気取扱い上の指導を行う等の必要な措置を講ずる。

(1) 火災警報の発令及び周知

気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者に対し、サイレン・広報車等により周知を行う。

(2) 火入れの安全管理の徹底

森林等において火入れを行おうとする者に対して、「交野市火入れに関する条例」を遵守させる

総則編
火災予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

など、防火の徹底を図る。

2. 消防施設の整備

市及び関係機関は、山林及び水利の所有者や管理者並びに占有者に対して、火災予防の重要性について理解と協力を求め、消防活動上必要な水利の確保に努めるとともに、消防用送水パイプライン等の施設及び消防用資機材の整備充実を図る。

(1) 消火作業機器等の整備

可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー等作業用機器

3. 防火思想の普及

消防本部・消防団は、関係機関の協力を得て、林野火災の発生危険期を重点に住民や入山者に対し予防広報を積極的に推進する。

- (1) 山火事予防運動の実施
- (2) ポスター・看板等の設置
- (3) 広報車による注意喚起

第4節 消火・救助・救急体制の整備

市は、国や府と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力に努める。

なお、市は、警察官、消防職員、消防団員及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等に当たる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第1 消防力の充実

実施担当	消防本部、消防団
------	----------

大規模火災等の災害に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

1. 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）に基づき、消防署・所を配置し消防車両等の消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備等を総合的に消防力の充実に努める。

2. 消防水利の確保

- (1) 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。
- (2) 河川・ため池・農業用水路等の自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽等の防火水槽の整備等、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。
- (3) 遠距離大量送水システムの整備、消防水利を有効に活用するための消防施設・装備の充実に努める。
- (4) 整備に時間を要する地域については、大阪府地域防災計画の「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」を当面の整備目標とする。

3. 活動体制の整備

消防計画を点検し、地域の事態に則した効果的な活動体制や内容の具体化等を図るとともに、迅速かつ的確な消防活動を行うための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

また、府、府警察、自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

4. 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

人口減少社会において、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進、事業所の従業員

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

員に対する入団促進等により組織強化に努める。

(2) 消防施設・装備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。

また、消防団詰所については、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

(4) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

5. 消防職・団員の教育訓練

消防職員及び消防団員の知識及び技術の向上を図るため、教育訓練を実施する。

- (1) 基礎訓練（規律訓練、車両訓練、操法訓練）
- (2) 火災防御訓練（基本、招集出動、水利統制、人命救助、避難誘導、警戒・通信連絡訓練）
- (3) 水災害防御訓練（基本、水防・浸水区域内災害防御訓練）
- (4) 救助救急訓練
- (5) 消防総合訓練

第2 広域消防応援体制の整備

実施担当	消防本部
------	------

地震や大規模災害発生に備え、市相互の応援協力の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

第3 市消防の広域化

実施担当	消防本部
------	------

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、市が広域消防運営計画を作成し、消防の広域化を推進する。

第4 連携体制の整備

実施担当	消防本部
------	------

市、府、府警察、自衛隊等は平常時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築して信頼感を醸成するよう努めるとともに、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第5節 災害時医療体制の整備

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受け入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受け入れについても支援に努める。

市は、災害時に迅速かつ連続して適切な医療救護活動が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

第1 災害医療の基本的考え方

実施担当	健やか部、大阪府、日本赤十字社（大阪府支部）、（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会
------	--

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1. 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

① 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

② 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

① 医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。

② 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

2. 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた(被災地内と被災地外を含め)全ての医療機関で実施する。

- (1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。
- (2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- (3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り(府域外も含め)多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- (4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 医療情報の収集伝達体制の整備

実施担当	健やか部、大阪府、(公社)大阪府看護協会、(一社)交野市医師会、(一社)交野市歯科医師会
------	--

市は、医療関係機関と相互に連携し、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1. 広域災害・救急医療情報システムの整備

市は、医療関係機関の被害状況や空床状況等の災害医療情報を迅速かつ的確に把握できるよう、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の活用を促進する。

また、府、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2. 連絡体制の整備

- (1) 市及び府、医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。
- (2) 市は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

3. 医療情報連絡員の指名

市は、医療関係機関の被害状況等を収集するため、あらかじめ健やか部の職員のうちから、医療情報連絡員を指名する。

4. 情報連絡手段の確保

市は、医療関係機関と連携して次の対策を行う。

- (1) 市は、医療関係機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。
- (3) 市、府及び医療関係機関は、災害時の連絡体制を定めておく。

第3 現地医療体制の整備

実施担当	健やか部、 <u>日本赤十字社（大阪府支部）</u> 、 <u>（一社）交野市医師会</u> 、 <u>（一社）交野市歯科医師会</u> 、 <u>北河内薬剤師会</u>
------	---

市は、医療関係機関と連携して、救護所において応急処置等を行う現地医療体制を整備する。

1. 医療救護班の種類と構成

災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 緊急医療班

災害発生直後に、災害拠点病院等が派遣する救急医療従事者で構成する医療救護班は、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。

(2) 診療科目別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(3) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(4) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点等で活動する。

2. 医療救護班の編成基準

医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法を定めておく。

3. 救護所の設置

救護所の設置場所・基準・運営方法を定めておく。また、医療機関を指定する場合は開設者と事前に調整しておく。

4. 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を定めておく。

第4 後方医療体制の整備

実施担当	健やか部、大阪府、 <u>（一社）交野市医師会</u> 、 <u>（一社）交野市歯科医師会</u>
------	---

市は、医療関係機関と連携して、後方医療体制を整備する。

1. 後方医療機関の指定・整備

(1) 後方医療機関の指定

① 市災害医療センター

被災地内において、迅速な医療救護活動を実施するため、市の医療救護活動の拠点となる市災害医療センター（社会医療法人信愛会交野病院）について、必要な機能や防災性能を点検す

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

る。

② 災害医療協力病院

市災害医療センター等と協力し、患者の受入れを行う災害医療協力病院として、救急告示病院等の指定を促進する。

(2) 後方医療機関の整備

- ① 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）端末の設置
- ② 医薬品の備蓄（市）
- ③ 施設の防災性能、災害医療機能の向上

2. 医療機関の診療機能確保

医療機関は、災害時における診療機能を確保するため、各々の防災体制や災害時の応急対策等を盛り込んだ病院防災マニュアルを作成するとともに、平常時から訓練を実施する。

3. 連携体制の整備

災害時において、災害拠点病院等の医療機関をはじめ、市・医師会等の医療関係機関が連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制を構築する。

第5 医薬品等の確保供給体制の整備

実施担当	健やか部、大阪府、日本赤十字社（大阪府支部）、（一社）交野市医師会、 （一社）交野市歯科医師会、北河内薬剤師会
------	--

府及び市は、医療関係機関と協力し、医薬品・医療用資器材及び輸血用血液の確保体制を整備する。

1. 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

府及び市は、備蓄すべき医薬品等の品目・数量を定めるとともに、医療関係機関と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

- (1) 災害拠点病院等での病院備蓄
 - ① 災害拠点病院
 - ② 特定診療災害医療センター
 - ③ 市災害医療センター
- (2) 卸業者による流通備蓄
- (3) 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による流通備蓄

2. 医薬品等の供給体制の整備

市は、医療関係機関と協力し、被災地への迅速かつ的確な搬送や医療品等の供給体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

実施担当	健やか部、消防本部、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会、 北河内薬剤師会
------	---

市は医療関係機関と連携して、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1. 患者搬送

市は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム：EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2. 医療救護班の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3. 医療品物資の搬送

市は、医療品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

実施担当	健やか部、大阪府
------	----------

市は大阪府（四條畷保健所）と連携して、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等の関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医療品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

実施担当	健やか部、大阪府、消防本部、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会
------	---------------------------------------

市は、大阪府（四條畷保健所）と協力し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施等、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

また、市は、（一社）交野市医師会をはじめとする医療関係機関との連携について研究、検討し、医療関係機関と調整、協議を行う。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

実施担当	健やか部、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会
------	------------------------------

市は、（一社）交野市医師会と連携して、各医療機関が、年1回以上の災害医療訓練を実施するよう指導するとともに、市及び防災関係機関等と共同の災害医療訓練を実施するよう努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第6節 緊急輸送体制の整備

市及び防災関係機関は、災害発生時に救助・救急・医療・消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

実施担当	危機管理室、都市整備部、財産管理室、近畿地方整備局、大阪府、西日本高速道路株式会社（関西支社）、大阪府警察本部（交野警察署）
------	--

1. 緊急交通路の選定

市は、府警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速にかつ的確に実施するために必要な緊急交通路を選定する。

(1) 広域緊急交通路（府選定）

- ① 府県間を連絡する主な道路
- ② 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路
- ③ 各府民センタービルと市庁舎等の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路
- ④ 津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への櫛の歯型のアクセス道路

(2) 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、災害医療協力病院及び指定避難所等を連絡する道路

2. 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性・代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

3. 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、緊急交通路について平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視・点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4. 緊急交通路の周知

市をはじめとし、府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民への緊急交通路の周知に努める。

5. 緊急通行車両の事前届出の受理・審査

市は、緊急時において確保できる車両等の配備や運用をあらかじめ計画し、緊急通行車両として使用する車両については、大阪府公安委員会（府警察）に「緊急通行車両等事前届出」を行い、事前届出済証の交付を受けておく。

6. 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 航空輸送体制の整備

実施担当 | 危機管理室

市は、災害時の救助・救援活動や緊急物資の輸送、林野火災時の空中消火等を円滑に実施するためヘリポートの選定、整備を行う。

1. ヘリポートの選定

市は、応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。

災害時用臨時ヘリポート：総合体育施設グラウンド、私市小学校グラウンド

2. ヘリポートの報告及び管理

市は、新たにヘリポートを選定した場合や、報告事項に変更（廃止）があった場合は略図を添付の上、府に次の事項を報告する。

(1) ヘリポートの報告

- ① ヘリポート番号
- ② 所在地及び名称
- ③ 施設等の管理者及び電話番号
- ④ 発着場面積
- ⑤ 付近の障害物の状況
- ⑥ 離着陸可能な機数

(2) ヘリポートの管理

市は、選定したヘリポートの管理について、平素から関係者と連絡をとり、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるように配慮する。

(3) ヘリサインの整備

市は、災害時に他機関等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

第3 輸送手段の確保

実施担当 | 財産管理室、危機管理室、日本通運株式会社（大阪支店）、（一社）大阪府トラック協会

市及び防災関係機関は、陸上輸送・航空輸送等による人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

1. 車両・航空機等の把握

市及び防災関係機関は、緊急時において確保できる車両・航空機等の配備や運用をあらかじめ計画する。

2. 調達体制の整備

- (1) 市及び防災関係機関は、輸送能力を補完するため、日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合、一般社団法人大阪バス協会、佐川急便株式会社西日本支社及びヤマト運輸株式会社関西支社等の民間事業者との連携に努める。
- (2) 市及び防災関係機関（指定公共機関、指定地方公共機関を含む。）は、災害応急対策に使用する

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

る車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両等事前届出」を行う。

第4 交通規制・管制の整備

実施担当 | 都市整備部、近畿地方整備局、大阪府

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり、応急復旧を必要とする場合に、道路法による交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第7節 避難受入れ体制の整備

市は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所・避難路・指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知する等の体制の整備に努める。

さらに、市は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

第1 避難場所・避難路の指定

実施担当	危機管理室
------	-------

市は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

1. 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 指定緊急避難場所

火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を指定緊急避難場所として指定する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

① 想定される避難者1人あたり概ね1平方メートル以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2平方メートル以上の避難有効面積を確保できること）

② 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

③ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（①又は②に該当するものを除く。）

なお、上記条件に合致する場所が市内で確保することが難しいため、近隣市における該当場所で、国又は府が管理する施設を指定するものとする。

(3) 避難路

落下物、倒壊物による危険等避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

- ① 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道
- ② 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（①に該当するものを除く。）

2. その他の避難場所及び避難路の指定

浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所・避難路を指定する。

なお、避難場所・避難路の選定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

あわせて、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内記号（J I S Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z9098）」を用いる。

また、選定した避難場所、避難路については、ハザードマップ等により周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難場所・避難路の安全性の向上

実施担当	危機管理室、都市計画部、都市整備部
------	-------------------

市は、関係機関と協力し、指定緊急避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等総合的に安全性の向上を図る。

1. 指定緊急避難場所

- (1) 避難場所標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2. 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建造物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置

第3 指定避難所の指定・整備

実施担当	危機管理室、市民部、福祉部、健やか部、教育総務室、学校教育部、生涯学習推進部、会計室、行政委員会事務局、大阪府
------	---

市は、避難所施設の管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定・整備する。

その際、新型インフルエンザ等感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機管理室と健やか部が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設（ホテル、旅館等）の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図るほか、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

このほか、市及び避難所施設の管理者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保を図るため、専門家やNPO・ボランティア等との定期的な情報交換、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

1. 指定避難所の指定

(1) 市は、次の事項を考慮して避難所を指定する。

- ① 十分な耐震性と防火性を備えていること。
- ② 危険物、大量可燃物等の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
- ③ 浸水・土砂災害等の危険性のないこと。
- ④ 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
- ⑤ 一定期間、避難者の応急救護活動が実施できること。
- ⑥ 避難所の受入れ可能人数は、受入れ可能面積から避難者1人当たりの必要面積を概ね2.0㎡として算定する。

(2) 指定避難所は、自治会、町内会等单位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

具体的には次のとおりとする。

- ① 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- ② 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの、円滑な情報伝達ができるように多様な情報伝達手段が確保されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

③ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
策編 その他災害応急対策
言に併し対応編 東海地震の警戒宣言
防災推進計画編 南海トラフ地震防災
災害復旧・復興対策編
資料編

設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

④ 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理室と健やか部が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等も含めて検討するよう努める。

さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

⑤ 市は、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市は、保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

2. 要配慮者に配慮した施設整備等

市は、各避難所に、共同スペース、緊急物資やゴミの置き場所を確保するとともに、地区の救助・救出、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点として、施設及び放送施設等の整備に努める。

また、人口減少社会において、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、災害時に要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により避難所の福祉的整備に努める。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例や市福祉のまちづくり要綱、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努める。（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様の便所を支障なく利用できる場合は、この限りではない。）
- (3) 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

3. 福祉避難所の選定

市は、福祉関係機関及び府等と連携して、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。

福祉避難所の選定については、市や府等公共の施設を一時的な福祉避難所として指定し、民間の施設については、災害協定を締結する等の手段により、二次的な福祉避難所として選定するものとする。

また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

4. 備蓄

市は、施設管理者の協力を得て、避難所において、日常生活用具等備品の整備に努める。
 ただし、各施設の備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう備蓄等の管理体制を整備する。

5. 避難所の管理運営体制の整備

市は、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を参考に、「交野市避難所運営マニュアル」及び「交野市福祉避難所ガイドライン」を策定するなど、避難所の管理・運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制
- (5) 要配慮者の障がい等の特性ごとの配慮

6. 避難者の受け入れ

市は、指定避難所等に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めておくよう努める。

第4 避難誘導体制の整備

実施担当	危機管理室、福祉部、健やか部、消防本部、消防団、交野警察署、学校・病院・社会福祉施設等の管理者
------	---

1. 市

(1) 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するように努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(2) 市は、府警察等と連携して、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう区等の自主防災組織、消防団、赤十字奉仕団、自治会等地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

(3) 市は、災害発生情報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報等について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

(4) 市は、府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる体制の整備に努める。

(5) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、平常時から住民等への周知徹底に努める。

2. 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等の多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者を安全に避難させるための体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3. 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、市は施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

4. 避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

※大阪府地域防災計画（令和4年12月修正）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） ・府が提供する土砂災害危険度情報（注意）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)
警戒レベル3	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 	<p>高齢者等避難(市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) ・大雨警報(土砂災害) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒) ・府が提供する土砂災害危険度情報(警戒)
警戒レベル4	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 	<p>避難指示(市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(危険) ・府が提供する土砂災害危険度情報(危険)
警戒レベル5	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>	<p>緊急安全確保(市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(災害切迫) ・(大雨特別警報(浸水害))※1 ・(大雨特別警報(土砂災害))※1 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(災害切迫) ・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)(災害切迫)

注1 市町村長は、居住者等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注2 市町村長が発令する避難指示等は、市町村長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても必ずしも発令されるものではない。

注3 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注4 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※1の大雨特別警報(浸水害)及び大雨特別警報(土砂災害)は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編

災害原子力防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第5 広域避難体制の整備

実施担当 危機管理室

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより、国や府、他の自治体と協力体制を構築するとともに、他の自治体との応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

また、福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、滋賀県民の広域避難が必要となった場合には、「大阪府地域防災計画 原子力災害対策編」及び「関西広域連合 原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、受入れを行う。

なお、原子力災害に係る広域避難の避難元地域は「高島市旧今津町西区」である。

第6 応急危険度判定制度の整備

実施担当 都市計画部

市は、建築物や宅地にかかる二次災害から住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、災害により被災した建築物等の応急危険度判定の実施体制を整備する。

1. 被災建築物応急危険度判定体制の整備

- (1) 府及び建築関係団体との連携を図り、応急危険度判定講習会に市職員や民間建築士の参加を得ながら応急危険度判定士の養成に努める。
- (2) 資機材の整備、被災建築物応急判定士受入れ等実施体制の整備を図る。
- (3) 建築関係団体と協力して、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2. 被災宅地応急危険度判定体制の整備

- (1) 府が実施する被災宅地応急危険度判定講習会の開催、被災宅地応急危険度判定士の養成、登録に協力する。
- (2) 府から派遣された被災宅地応急危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。

第7 応急仮設住宅等の事前準備

実施担当 都市計画部

1. 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

市は、あらかじめ各種災害に対する安全性に配慮しつつ、都市公園や公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に

努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

応急仮設住宅建設候補地（府被害想定参照：生駒断層帯地震）

全壊・焼失世帯数	3,654	応急仮設住宅建設候補地	地 区	面 積
建設数	1,096	私部公園	私部南3丁目	3.5ha
必要面積 (ha)	5.48	倉治公園	神宮寺2丁目	2.0ha

※算定条件は次による。

全壊・焼失世帯数：全壊・焼失棟数×(総建物棟数÷総世帯数)

建設数：全壊・焼失世帯数×0.3

必要面積：建設数×50㎡

2. 応急仮設住宅の調達体制等の確立

市は、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体の協力を得られるよう協議を行う。

また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

第8 斜面判定制度の活用

実施担当	都市整備部、大阪府
------	-----------

府は、土砂災害から住民を守るため、NPO法人砂防ボランティア協会等と協力し、斜面判定制度の活用を図る。

1. 実施体制の整備

府及び砂防関係団体との連携により、斜面判定制度の活用体制を整備する。

2. 斜面判定士等の登録

NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は斜面判定士の登録を行う。

3. 斜面判定制度の普及啓発

府及び市は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会と連携し、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第9 罹災証明書の発行体制の整備

実施担当	市民部、都市計画部
------	-----------

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるように努めるものとする。

さらに、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地応急危険度判定調査、住家被害認定調査な

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

ど、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第8節 緊急物資確保体制の整備

市及び防災関係機関は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。

さらに、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 給水体制の整備

実施担当	水道局、危機管理室
------	-----------

1. 給水体制の整備

市は、府内水道（用水供給）事業者と相互に協力して発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- (1) 活動拠点の整備（緊急遮断弁及び自家発電設備を有するポンプ設備の整備等）
- (2) 給水拠点の整備（貯留施設の増強・整備、緊急給水装置の設置、給水栓付き空気弁〔あんしん給水栓〕、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備等）
- (3) 給水車等の配備、応急貯水槽・給水用資機材の備蓄、陸路・海路による調達及びその情報交換等の体制の整備
- (4) ボトル水・缶詰水等の備蓄、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備
- (5) 応急給水マニュアルの整備
- (6) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市、府（大阪府水道災害調整本部）及び府内水道（用水供給）事業者は、相互に協力して相互応援体制を整備する。

2. 井戸水による生活用水の確保

市は、府と連携して、災害時における家庭用等の井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

第2 食料・生活必需品の確保

実施担当	危機管理室、市民部、近畿農政局、日本赤十字社（大阪府支部）、防災関係機関
------	--------------------------------------

市及び防災関係機関は、相互に協力して食料・生活必需品の確保に努める。

また、備蓄品の調達にあたっては、可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

1. 市が行う備蓄及び確保

- (1) 重要物資の備蓄

市は、次の物資を備蓄する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防
災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

- ① アルファ化米等（要給食者数の1食分）
 - ② 高齢者用食（1食分）
 - ③ 粉ミルク又は液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）（1日分以上）、哺乳瓶（必要量）
 - ④ 毛布（高齢者・年少者等配慮を要する者の必要量）
 - ⑤ おむつ（1日分）
 - ⑥ 生理用品（1日分）
 - ⑦ 仮設トイレ（必要量）
 - ⑧ トイレトペーパー（必要量）
 - ⑨ マスク（必要量）
- (2) その他の物資の確保
- 市は、下記の物資の確保体制を整備する。
- ① 精米、即席麺等の主食
 - ② ボトル水・缶詰水等の飲料水
 - ③ 野菜、漬物、菓子類等の副食
 - ④ 被服（肌着等）
 - ⑤ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具 等）
 - ⑥ 光熱用品（LPガス、LPガス用具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯 等）
 - ⑦ 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ 等）
 - ⑧ 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）
 - ⑨ 仮設風呂・仮設シャワー
 - ⑩ 簡易ベッド、間仕切り等
 - ⑪ 要配慮高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器、点字器等）
 - ⑫ 棺桶、遺体袋 等
 - ⑬ ブルーシート、土のう袋
 - ⑭ 避難所における感染症対策に必要な物資（消毒液、体温計 等）

2. 民間業者等との協定締結の推進

市は、災害時における食料、生活必需品を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、民間業者等と調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期す。

3. 備蓄・供給体制の整備

市は、災害が発生した場合、迅速に備蓄品を使用できるよう、危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

府は、災害の規模等にかんがみ、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。このほか、常時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入れ換えを行うなど、備蓄品の管理に努める。

市は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

- (1) できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (2) 備蓄物資の点検及び更新
- (3) 定期的な流通在庫量の調査の実施
- (4) 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）
- (5) 市物資拠点（総合体育施設）から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

4. 市民における備蓄の推進

市は、最低限の水（1人1日当たり3リットル）と食料、衣料、医療品等は、避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくなど、各人が必要な当座の物資は自分たちで確保しておくよう周知する。

5. その他の防災関係機関

- (1) 近畿農政局（大阪府拠点）
応急用食料品の調達・供給体制に関する連絡
- (2) 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品等の備蓄

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防 対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第9節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制の整備に努める。特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

第1 上水道

実施担当	水道局
------	-----

市は、災害における被害の拡大防止、水道水の安全供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

- (1) 水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動及び支援を的確に行うための水道情報通信の維持管理に努める。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係協力団体との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧活動マニュアルを整備する。
- (5) 管路図の管理体制を整備する。

2. 災害対策用資機材の整備・点検

応急復旧用資機材等の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保・整備を行う。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他の関係機関との協力の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4. 相互応援体制の整備

上水道においては、災害時の迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整・指示・支援を行う大阪府水道震災対策中央本部体制を円滑に確立するため市と府、大阪広域水道企業団の連携を強化する。

第2 下水道

実施担当	都市整備部
------	-------

市は、災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整理する。

2. 災害対策用資機材の整備・点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達・備蓄により確保する。
- (2) 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他の機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、市・府間の協力応援体制を整備する。
- (2) 「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。

第3 電気通信

実施担当	西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
------	--

西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社は、災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し運用する。

2. 災害対策用資機材の整備・点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材・器具・工具・消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器や資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両・ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常に数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水・食料・医療品・被服・生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3. 防災訓練実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ① 災害予報及び警報の伝達

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害電子防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

- ② 非常招集
- ③ 災害時における通信疎通確保
- ④ 各種災害対策機器の操作
- ⑤ 電気通信設備等の災害応急復旧
- ⑥ 消防及び水防
- ⑦ 避難及び救護

(2) 市が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4. 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送の事業者と協調し防災対策に努める。具体的には商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員・資機材・輸送等について相互応援体制を整備する。

5. 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、市、府及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第4 電力

実施担当	関西電力(株)、関西電力送配電(株)
------	--------------------

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平常時から市防災会議への参加により災害時の情報提供、収集等相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2. 災害対策用資機材の整備・点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策用車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備等情報通信手段の多様化を図る。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他の連絡機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定し、計画的に防災訓練を実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材・要員について、電力会社および電源開発株式会社等との相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給不足に対応するため、「二社間融通電力需給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第5 ガス

実施担当	大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)
------	-----------------------

大阪ガス株式会社及び大阪ガスネットワーク(株)は、災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計等の情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ① 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - ② 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、導管網ブロックの細分化を図る。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発・改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現状が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ① 復旧時における仮設配管及び導管地中残置
 - ② 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化

総則編

2. 災害対策用資機材の点検・整備

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ）等の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

災害予防対策編

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他の関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

地震災害応急対策編

4. 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る体制を整備する。

風水害応急対策編

第6 住民への広報

その他災害応急対策編

実施担当	水道局、都市整備部、西日本電信電話(株)等、KDD I (株) (関西総支社)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)
------	--

ライフライン事業者は、災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、需要家の意識の向上を図る。

- (1) 市は、平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- (2) 西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急電話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。
- (3) 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガス漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項について広報する。

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

第7 倒木等への対策

災害復旧・復興対策編

実施担当	都市整備部、西日本電信電話(株)等、KDD I (株) (関西総支社)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)
------	--

市、電気通信事業者及び電気事業者は、倒木等により通信網や電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

なお、各事業者は、事前の伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

資料編

第10節 交通確保体制の整備

鉄道及び道路の管理者は、災害を防止するため所有する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うとともに、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

また、鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

実施担当	都市整備部、 <u>近畿地方整備局</u> 、大阪府、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)、京阪バス(株)、西日本高速道路(株)
------	---

1. 鉄道及びバス路線

公共輸送機関（西日本旅客鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、京阪バス株式会社）は、災害時における被害を最小限に防止するため、平素から保線整備のほか、危険箇所に対する予防対策について、現場間とそれぞれ密接な連絡を行い、鉄道及び路線状況を常に点検のうえ運行に支障のないよう努める。

(1) 施設及び設備の耐震性確保

耐震性を考慮して構築されているが、なお、万全を期するため、適宜耐震性等の点検を実施する。

(2) 防災関係資機材の整備・点検・拡充等

乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄道施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

- ① クレーン車、モーターカー、作業用自動車、ジャッキ、発電機、レール、枕木、電線類等を整備する。
- ② 重機械類その他の必要な資機材については、関係の民間企業等から、緊急に協力が得られるよう体制をあらかじめ整備する。

2. 道路施設

道路施設は、単に交通施設としての機能ばかりでなく、防災上災害発生時における物資輸送及び避難路としても重要な機能を有するので、道路管理者は各所管する道路について交通の円滑化のために道路の拡幅整備、広域幹線道路・地域幹線道路・補助幹線道路の整備を促進するとともに、防災上主要幹線道路に連携する都市計画道路の整備を図る。

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

策編
その他災害応急対

言に伴う対応編
東海地震の警戒宣

南海トラフ地震防
災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第11節 避難行動要支援者支援体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るため、被災者台帳の作成についてはデジタル技術の活用を検討する。

第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

実施担当 福祉部、危機管理室、交野市社会福祉協議会、消防団

府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備する。

市は、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）に協力を求める際の要請手順及び受入体制について整理しておく。

また、府が示した「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年2月改定）」に基づき作成した「交野市避難行動要支援者支援事業」（愛称：おりひめ支え愛プロジェクト）に関して、「交野市災害時避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。

さらに、危機管理室と福祉部との連携の下、全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。避難支援等に携わる関係者として「交野市災害時要支援者支援プラン（全体計画）」に定めた関係機関等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市の条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

個別避難計画については、優先度の高い避難行動要支援者から作成するように努め、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努めるとともに、個別避難計画の情報漏えい防止等の必要な措置を講じる。さらに、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者については、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる地域住民も含めた関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行うよう努める。

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
このほか、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。

(1) 避難行動要支援者の情報把握

福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

(2) 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(3) 福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケア等相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

(4) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

(5) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第2 避難行動要支援者名簿の作成

実施担当	福祉部
------	-----

1. 避難行動要支援者名簿の整備

(1) 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者の把握に努め、発災時に迅速な対応が取れるよう備えることとし、避難行動要支援者の特性に応じて、避難行動要支援者名簿を整備し、管理する。また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握する。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下のとおりである。

<p><対象者の範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険における要介護認定3から5を受けている者 ② 身体障がい者（身体障害者手帳1・2級） ③ 知的障がい児・者（療育手帳A判定） ④ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級） ⑤ <u>自力避難が困難な65歳以上の一人暮らしの者及び75歳以上の高齢者のみの世帯の者</u> ⑥ <u>その他、自力避難が困難で、地域の支援を必要とする者</u>

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

(3) 避難行動要支援者名簿の作成方法等

- ① 避難行動要支援者名簿の情報は、市が保有する情報、市が大阪府から取得する情報、また市に登録の申し出があった者の情報を取りまとめ、避難行動要支援者名簿を作成し、各所管課、消防本部と共有する。
- ② 避難行動要支援者名簿の作成方法等について、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画である「交野市避難行動要支援者支援事業」により、対応する。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者名簿について、随時更新を行う。

(5) 避難行動要支援者名簿の記載事項

名簿に記載する事項は、以下のとおりである。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 世帯構成
- ⑥ 居住家家族数
- ⑦ 電話番号その他の連絡先
- ⑧ 避難支援等を必要とする理由
- ⑨ 災害時・緊急連絡先
- ⑩ 医療機関の情報

2. 避難行動要支援者の名簿情報の提供

(1) 名簿情報の提供

市は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から避難支援等関係者への名簿情報を提供すること、及びその趣旨に同意を得た者の、避難行動要支援者名簿の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供する。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法に基づき、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

(2) 避難支援等関係者

あらかじめ名簿情報を提供する避難支援等関係者は、消防団、民生委員・児童委員、交野市社会福祉協議会、地区・自治会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者として要綱で定めるものをいう。

なお、名簿情報は、避難支援等に取り組むため、これらの関係者からの申し出により、名簿情報の適正管理に関し協定を締結した地区に提供する。

(3) 提供名簿の更新

避難支援等関係者に提供する名簿情報については、変更があれば随時更新を行う。

3. 名簿情報の適正管理

名簿情報の提供を受けた者は、災害対策基本法第49条の13に基づき守秘義務が課せられている

ことを十分に理解の上、名簿情報を適正に管理する。

4. 避難支援体制の整備

(1) 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合には、行政による避難支援は困難となる。そのため、市は、家族、近隣の者、地域組織、入所者施設等の職員等、避難行動要支援者の身近にいる人がまずは避難支援にあたるよう、日頃から市民に対する啓発を行う。

(2) 避難支援体制構築の取組み

地区・自治会、自主防災組織は避難行動要支援者の避難支援体制構築の取組みに努める。

避難支援体制構築の取組みは、要支援者対策を重点的に具体化した個別計画である「交野市避難行動要支援者支援事業」により、対応する。

(3) 避難指示等の情報伝達

防災上、情報入手が困難な聴覚障がい児・者等へ、日常生活用具の給付等を通じて情報伝達手段の普及を促進する。

(4) 安否情報の収集等

避難行動要支援者は、避難指示等を確実に受信できていない場合も多いことから、避難してこない者を戸別訪問するなどして積極的に安否確認を行う必要がある。

また、市は、災害時に近隣市民による相互の安否確認が進むよう配慮する。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として対応する。

(6) 安全機器の普及促進

防災上、介助支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備や自動消火設備等の防災機器の普及を促進する。

(7) 援護体制の整備

① 被災生活が長期化した場合に 24 時間体制で巡回介護にあたる体制や在宅被災の高齢者等の援護対策を検討する。

ア 福祉サービス提供事業者との連携強化

イ 地域包括支援センター事業の充実

ウ 障がい者基幹相談支援センターの充実

② 特別養護老人ホーム等との連携

災害時には、避難行動要支援者の受入れを行うとともに、在宅者の援護活動の拠点となるよう調整を図る。

(8) 災害時に配慮すべき事項

① 各種広報媒体を活用した情報提供

② 名簿等を活用した在宅要支援者の確認

③ 条件に適した避難場所の提供及び社会福祉施設等への緊急入所対策

④ 避難場所等における要支援者の把握及びニーズの調査

⑤ 手話通訳者及びボランティア等の協力による生活支援

⑥ 巡回健康相談及び栄養相談等の重点的実施

⑦ 震災復興住宅及び仮設住宅の構造、仕様、入居順位に関する配慮

⑧ 震災復興住宅及び仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認

⑨ ケースワーカーの配置や継続的な心のケア対策

⑩ 保健・福祉相談窓口の設置

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編

第3 社会福祉施設の取組み

実施担当	福祉部
------	-----

府は、介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ、被災時における施設利用者支援の確保のため、施設の所在する都道府県や他の都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れの他、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するよう指導に努め、併せて、その状況の把握に努める。また、介護保険施設、障がい者支援施設等に関して、災害時に派遣可能な職員数の把握に努め、職能団体等の関係団体と災害時の職員派遣協力に関する協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市や府に報告する体制を確立するよう努める。

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

第4 福祉避難所の指定

実施担当	危機管理室、福祉部
------	-----------

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、市や府等の公共の施設で要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、一次的な福祉避難所の役割について住民に周知する。

市は、上記の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

なお、民間の施設については、災害協定を締結する等の手段により、二次的な福祉避難所として選定するものとする。

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

第5 外国人に対する支援体制整備

実施担当	危機管理室、総務部、企画財政部、大阪府
------	---------------------

市及び府は、市内在住の外国人と来日外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）や交野市国際交流協会と連携し、外国人に対する支援の検討・推進を行う。また、気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境整備を図る。

市内在住の外国人に対しては、防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語化、やさしい日本語表記、ルビふり等に努める。

来日外国人旅行者に対しては、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知を行い、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して発

資料編

信する等、外国人に配慮した支援に努める。

また、観光案内所や駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

このほか、避難所において支援を行うため、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

なお、府は、災害時において、府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で「災害時多言語支援センター」を設置する。

さらに、総務省は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

第6 女性や子育てのニーズへの配慮

実施担当 総務部、健やか部

平常時から固定的な性別役割分担意識をなくす取組が必要であるとともに、災害時には、女性や子育て家庭のニーズに配慮した支援のために、女性を避難場所運営者に含めることや、女性運営者へのアドバイス、妊産婦・乳幼児支援の取組が必要である。

防災・減災について、次の事項について取り組むよう努める。

1. 災害発生前

- (1) 女性・妊産婦や子育て家庭向けの防災・減災学習を行う

2. 災害発生後

- (1) 女性・妊産婦や子育て家庭に役立つ情報提供や相談窓口の設置・運営を行う

第7 その他の要配慮者に対する配慮

実施担当 危機管理室、福祉部

市は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第12節 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備

発災後、数日後のステージで、災害廃棄物等をいかに適正に処理するかが、復旧活動はもとより、一刻も早い住民の日常生活の回復や事業者の活動再開といった復興を進めるにあたって、非常に重要な課題である。

市は、災害時における災害廃棄物等の被害想定等を勘案し、予め仮置場の候補地、最終処分までの処理ルートを検討するとともに、仮置場の衛生状態を保持するために必要な薬剤の備蓄、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村や民間事業者等との協力体制の整備に努める。

また、府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、予めモニタリング体制を整備する。なお、府は、廃棄物処理関係団体との協力体制、市町村相互の協力体制等による府域での処理が困難な場合に備え、広域的な協力体制の確保に努める。

実施担当	環境部
------	-----

1. 廃棄物処理施設等の災害予防対策

市は、廃棄物施設、設備等について、次の予防対策を行う。

- (1) 処理施設等の点検、浸水対策、耐震化、不燃堅牢化等
- (2) 処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器等冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保

2. 災害時の廃棄物処理計画

市は、被害想定等をもとに、大規模な地震、風水害を想定した交野市災害廃棄物処理計画に基づき予防対策を行う。

- (1) 被災地区・規模の想定
- (2) 災害時のし尿、ごみ、がれき等の発生量の予測
- (3) 仮設トイレ、消毒・脱臭剤等の備蓄、調達体制
- (4) 排出ルール
- (5) 収集・運搬体制、ルート
- (6) 仮置場の配置計画・運営体制
- (7) 中間処理、再資源化、最終処分場等での処理の方法・手順
- (8) 周辺市町村との協力体制、広域的な処理・処分の方法・手順
- (9) 粉塵、消臭等の環境対策
- (10) 有害物質の漏洩、アスベスト等の飛散防止措置
- (11) 処理施設の補修資機材の備蓄・調達、応急復旧体制
- (12) 収集運搬車両・機器等の点検、洪水時避難対策、緊急出動体制

第13節 帰宅困難者支援体制の整備

大規模地震により鉄道等の公共交通機関等が停止した場合、市内の駅等では、通勤・通学で市外へ帰宅途中の者が多数滞留する可能性があり、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動等応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、受け入れ先の確保を図る。また、市は府と連携して、一時滞在施設の確保に努めるとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等徒歩帰宅支援を行う。

また、国、府、関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取り組みづくりを行う。

なお、情報提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

実施担当	危機管理室、総務部
------	-----------

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は、府や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等取るべき行動。
- (3) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
- (6) これらを確認するための訓練の実施。

第2 駅周辺における滞留者の対策

実施担当	危機管理室、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)
------	-----------------------------

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、大規模な駅を抱える市は、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。

また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。

併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編

第3 代替輸送確保の仕組み（バス等）

実施担当	危機管理室、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)、京阪バス(株)
------	-------------------------------------

鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図る。

災害予防対策編

第4 徒歩帰宅者への支援

実施担当	危機管理室
------	-------

地震災害応急対策編

1. 給油取扱所における帰宅困難者への支援

市域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

風水害応急対策編

2. コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

その他災害応急対策編

市は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、府が国・市・関西広域連合等と連携しながら進める簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みに協力する。

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防
災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第14節 地震災害予防対策の推進

第1 大阪府地震防災アクションプランの推進

実施担当	危機管理室、都市計画部、都市整備部、消防本部
------	------------------------

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、市、国、府、関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。

このため、市は、府が行った大規模地震の被害想定調査（「第2 大規模地震（直下型）の被害想定（平成18年度公表）」参照）をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、人的被害を10年間（平成27～36年度）で9割減させることなどを目標とする、府が策定した「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年3月策定）に基づき、市の地震防災対策を推進する。

第2 新・大阪府地震防災アクションプランの概要

1. 目標

(1) 減災目標

<人的被害（死者数）>

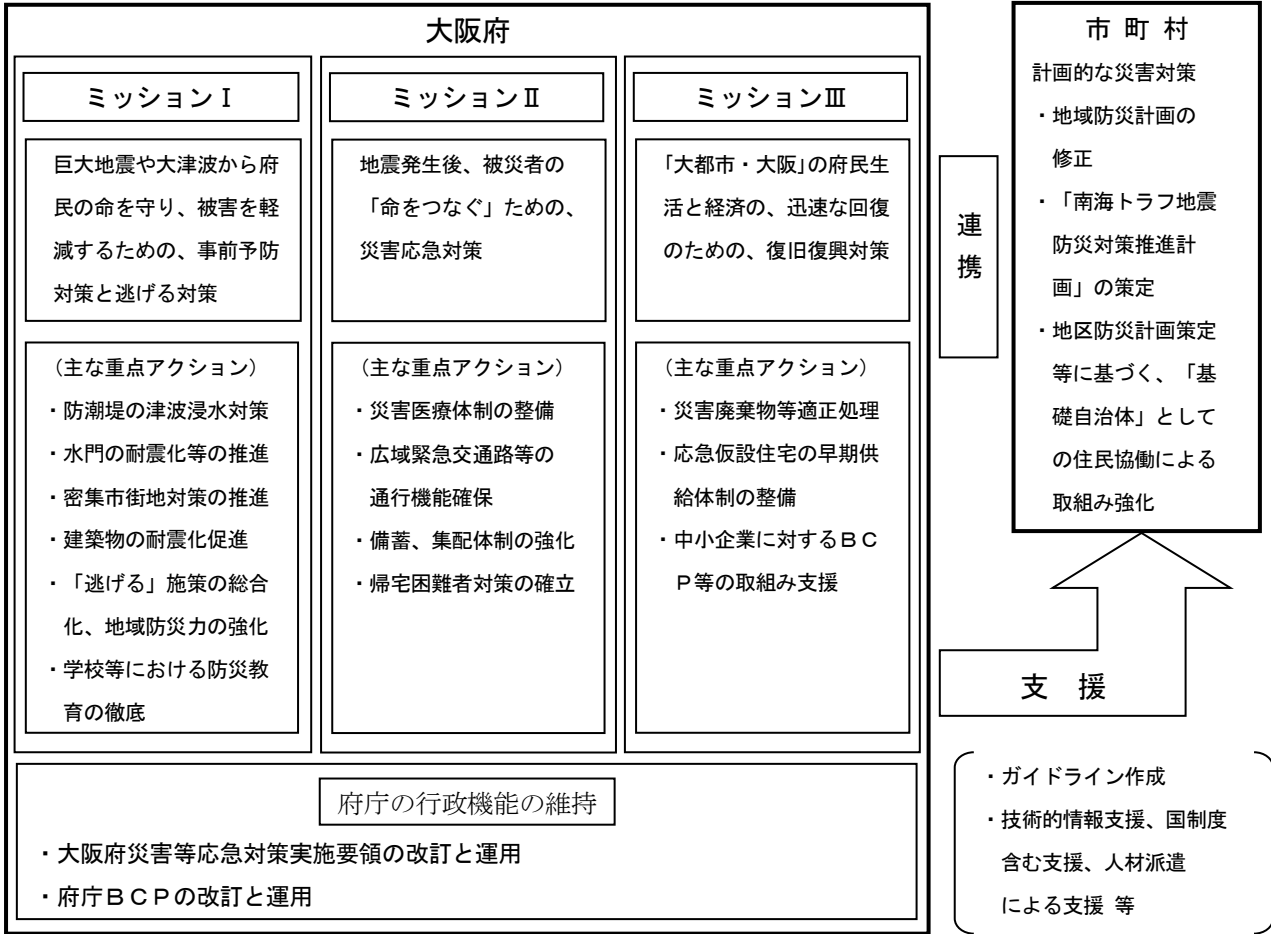
- ・集中取組期間（平成27～29年度）で『半減』
- ・取組期間（平成27～36年度）で『9割減』を目指す。

<経済被害（被害額）>

- ・取組期間（平成27～36年度）で『5割減』を目指す。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

2. 施策の体系



総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等により、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。

これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発

実施担当	危機管理室、消防本部、防災関係機関
------	-------------------

市及び防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては、自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で、一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（福祉事業者、団体等）の連携により、避難行動要支援者に対する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1. 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

- ① 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- ② 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ③ 地域の地形、地域の危険場所
- ④ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- ⑤ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ⑥ 津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国が普及啓発を図る赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）の周知
- ⑦ 地域社会への貢献
- ⑧ 応急対応、復旧・復興に関する知識

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

(2) 災害への備え

- ① 最低3日間、できれば1週間分以上の飲料水、食料及び携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- ② 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- ③ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- ④ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、家族との連絡体制（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- ⑤ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ⑥ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加
- ⑦ 緊急地震速報等の適切な知識
- ⑧ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ⑨ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- ⑩ 警報発表時や災害発生情報、高齢者等避難、避難指示といった避難情報（5段階の警戒レベル）の発令時にとるべき行動
- ⑪ 大阪府が発信する災害モード宣言の主旨と発信時にとるべき行動
- ⑫ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- ⑬ 自動車等へのこまめな満タン給油等

(3) 災害時の行動

- ① 身の安全の確保方法、初期消火、救出救護活動、心肺蘇生法、応急手当の方法
- ② 情報の入手方法
- ③ 気象予警報や避難情報、5段階の計画レベルの意味
- ④ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- ⑤ 要配慮者及び避難行動要支援者への支援
- ⑥ 避難生活に関する知識
- ⑦ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法
- ⑧ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- ⑨ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ⑩ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- ⑪ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ⑫ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

2. 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災マップ、防災パンフレット、ビデオ等を作成・活用するとともに、広報紙（誌）、及びテレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ（インターネット）を利用した普及啓発を実施する。

啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、外国語版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解できるよう、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティア週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動の促進・活用による普及啓発を実施する。

(3) 防災教育啓発施設の活用

住民が、防災意識を高め、また、対応力を向上することができるよう、防災資料館及び疑似体験施設等を備えた防災教育啓発施設を活用する。

第2 学校防災教育

実施担当 危機管理室、学校教育部、健やか部、消防本部、交野市消防団

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。

市は、学校と協力して児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、市は、府と必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

1. 教育の内容

- (1) 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所・避難方法・家族・学校との連絡方法
- (2) 災害についての知識
- (3) ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成
- (4) 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- (5) 防災情報の正しい知識
- (6) 気象予警報や避難情報等の意味

2. 教育方法

- (1) 防災週間等を利用した訓練の実施
- (2) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (3) 特別活動等を利用した教育の推進
- (4) 防災教育啓発施設の利用
- (5) 防災関係機関との連携
- (6) 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- (7) 自主防災組織、ボランティア等との連携

3. 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編

4. 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」等を通じ、防災教育の充実を図る。

5. 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

6. 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

7. 消防団等が参画した防災教育

市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう努める。

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

第3 災害教訓の伝承

実施担当	危機管理室
------	-------

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第2節 自主防災体制の整備

市は、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 地区防災計画の策定等

実施担当	危機管理室
------	-------

人口減少社会において、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当市と連携して防災活動を行う。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知し、府は市の取組みを支援する。

なお、市防災会議は、市地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

第2 自主防災組織の育成

実施担当	危機管理室、福祉部、消防本部、交野市消防団、防災関係機関
------	------------------------------

市は、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

さらに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。

その際、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

1. 組織

原則として地区を単位に設置し、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

2. 構成

本部組織として、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班を置くことが望ましい。

3. 活動内容

(1) 平常時の活動

- ① 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催等）
- ② 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・指定避難所開設運営・炊き出し訓練等）
- ③ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・指定避難所等の把握、防災資機材や備蓄品の管理等）
- ④ 災害発生の未然防止（消火器等の防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断等）
- ⑤ 復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

- ① 情報の伝達及び広報（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報等の住民への周知等）
- ② 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火等）
- ③ 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助等）
- ④ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- ⑤ 物資分配（物資の運搬、給食、分配等）
- ⑥ 指定避難所の自主的運営

4. 育成の方法

市は、地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に係る下記の取組みを行う。

- ① 自主防災組織の必要性の啓発を行う。
- ② 自治会等の地域住民組織に対して、研修会の実施等に関する情報提供を行う。
- ③ 自主防災組織の活動を活発にするためには、その中核となるリーダーの役割が極めて重要であるため、市及び関係機関は講習会等を実施しリーダーの育成に努める。
また、消防職員・団員の経験者等の防災活動の経験者をリーダーとして育成する。
- ④ 教育啓発施設等を活用した体験教育等を実施する。
- ⑤ 平素から、地域ごとの自主防災組織の設置に努め、自主防災組織等による初期消火活動を迅速かつ効果的に行うため、市は資機材の整備に対する助成を行う。
- ⑥ 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練を実施する。
- ⑦ 災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の収集及び伝達協力要請について指導する。
- ⑧ 避難行動要支援者を迅速に避難誘導できるように、プライバシー等を充分配慮し、地区内における避難行動要支援者の把握の促進に向けて、支援に努める。
- ⑨ 地区別防災カルテを活用した図上訓練等を指導し、地区の防災課題の把握、対策の検討・実施を促進する。

5. 各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年消防クラブ、少年消防クラブ等防災・防火に関する組織のほか、婦人会、

青年団、自主防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第3 事業者による自主防災体制の整備

実施担当	危機管理室、消防本部、防災関係機関
------	-------------------

市は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

事業所、特に危険物施設等は、特殊かつ大規模な災害に発展する可能性があるため、市（消防本部）は、事業所における自衛消防隊に必要な助言・指導を行うとともに、災害時における関係事業所相互の防災体制の確立を図るため、職域自衛消防隊連合組織の充実を図る。

また、市は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1. 啓発内容

(1) 平常時の活動

- ① 業務継続計画（BCP）の策定
- ② 防災に対する心構えの普及啓発（防災教育の実施等）
- ③ 災害発生時の活動の習得（防災訓練の実施等）
- ④ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の点検・整備等、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認等）
- ⑤ 災害発生時の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等）
- ⑥ 地域活動への貢献（防災訓練等地域活動への参加等、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ① 情報の伝達及び広報（市への伝達、地区内の情報周知等、救援情報等の周知等）
- ② 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火等）
- ③ 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導（安否確認、避難行動要支援者への援助等）
- ④ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- ⑤ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放等）
- ⑥ その他防災関係機関の実施する応急活動の協力

2. 啓発の方法

市は、経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- ① 広報紙（誌）等を活用した啓発
- ② 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- ③ 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- ④ 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第4 救助活動の支援

実施担当 危機管理室、消防本部、防災関係機関

市及び防災関係機関は、住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急資機材を整備する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第3節 ボランティア活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。

また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は、地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、交野市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、それぞれ連携するとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

このほか、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、交野市社会福祉協議会等との役割分担等を定めておくよう努める。

実施担当	福祉部、交野市社会福祉協議会、日本赤十字社（大阪府支部）
------	------------------------------

1. 受入れ窓口の整備

市及び交野市社会福祉協議会は、府、大阪府社会福祉協議会と連携して、次の対策を行う。

(1) 受入れ窓口（災害ボランティアセンター）の整備

災害時にボランティア活動を行おうとするボランティアの受入れや活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から交野市社会福祉協議会と連絡調整を行う。

(2) 事前登録への協力

災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、大阪府社会福祉協議会が行う事前登録に関する協力を努める。

2. 人材の育成

市及び交野市社会福祉協議会は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会と連携して、次の対策を行う。

(1) 市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、交野市社会福祉協議会、ボランティア活動推進機関は相互に連携して、ボランティア活動リーダーの養成、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

(2) 防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日から21日までの）諸行事を通じ、ボランティア活動に対する市民の意識の高揚等を図る。

3. 活動支援体制の整備

市は、交野市社会福祉協議会と連携して、災害時に迅速にボランティア活動が実施できるよう、活動拠点をあつせん若しくは提供できるようあらかじめ計画するとともに、必要な資機材の提供等、ボランティアが活動しやすい環境整備に努める。

4. 情報共有会議の整備・強化

市は、府、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

実施担当 | 危機管理室、総務部、大阪府、北大阪商工会議所

1. 事業者

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。

- ① 防災体制の整備
- ② 従業員の安否確認体制の整備
- ③ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- ④ 防災訓練
- ⑤ 事業所の耐震化・耐浪化
- ⑥ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- ⑦ 予想被害からの復旧計画の策定
- ⑧ 各計画の点検・見直し
- ⑨ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- ⑩ 取引先とのサプライチェーンの確保

(3) その他

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

2. 市

市は、府と連携して、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、市は、商工会・商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

※事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

【地震災害応急対策編】

市の各部課、各防災関係機関は、この計画を円滑に運用するため、災害応急対策活動マニュアルを事前に作成して、**誰が・いつ・何を・どのように行うのか明らかにしておく。**

また、訓練・演習の後は、本計画を検証し、必要に応じて修正案を防災会議事務局に提出するとともに、**人事異動の際は、災害応急対策活動マニュアルに記載した担当者（誰が）を引継ぎする。**

第1章 初動期の活動

第1節 組織動員

市及び防災関係機関は、地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に、被害の軽減等災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

第1 組織体制

実施担当	各班
------	----

1. 災害警戒本部の設置

副市長は、次の設置基準に該当する場合、災害警戒本部を設置する。

- (1) 設置基準
 - ① 市域で震度4を観測したとき
 - ② 東海地震予知情報が発表されたとき
 - ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
 - ④ 市内で災害が発生するおそれがあるとき
 - ⑤ その他、副市長が必要と認めたとき
- (2) 解除基準
 - ① 災害対策本部が設置されたとき
 - ② その他、副市長が必要なしと認めたとき
- (3) 組織、業務

「災害対策本部（警戒本部）の組織・業務一覧表」のとおりとする。

2. 災害対策本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。

なお、市長が災害対策本部長の任務にあたり、市長が不在等の場合は、副市長、教育長、水道事業管理者の順位で代行する。

- (1) 設置基準
 - ① 市域で震度5弱以上を観測したとき、又は発生したと考えられるとき
 - ※市域で震度5弱以上と考えられる例は次の通り
 - ・交野市の震度が不明であるとき
 - ・気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として「交野市」を発表したとき
 - ② 災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき
 - ③ その他、市長が必要と認めたとき
- (2) 解除基準
 - ① 災害応急対策が概ね完了したとき
 - ② その他、市長が必要なしと認めたとき
- (3) 組織、業務

「災害対策本部（警戒本部）の組織・業務一覧表」のとおりとする。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

災害対策本部（警戒本部）の組織・業務一覧表

各 部 班 に 共通の業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の初期被害把握に関する事 2. 部に関係する情報の収集、調査及び報告に関する事 3. 部の災害対策活動に必要な資機材の調達に関する事 4. 部の関係機関・団体との連絡調整及び応援要請に関する事 5. 部に関係するボランティアとの調整に関する事 6. 部に関係する災害記録に関する事 7. 市長が必要と認める事項
------------------	--

部	本部員	担当班等 (担当室・課等)	事務分掌
本部 指揮部	危機管理室長	本部事務局 (危機管理室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部（警戒本部）の運営に関する事 2. 本部指令の伝達に関する事 3. 防災行政無線の通信統制に関する事 4. 防災関係機関との総合調整に関する事 5. 災害情報の総括及び府等への報告に関する事 6. 災害救助法適用事務の総括に関する事 7. 避難指示等の発令に関する事 8. 災害見舞金及び災害弔慰金の支給に関する事 9. 被災者生活再建支援金に関する事 10. 緊急通行車両の届出に関する事 11. 災害時用井戸の運用管理に関する事 12. 人命の捜索に関する事
情報 総括部	企画財政部長	情報総括班 (秘書政策課) (財務課) (情報マーケティング課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の収集・集約に関する事 2. コールセンターの設置・運営に関する事 3. 広報活動に関する事 4. 報道機関との連絡調整に関する事 5. 災害状況の記録に関する事 6. 基幹系・情報系システムの維持に関する事 7. 災害対策関係予算その他財務に関する事 8. 本部長・副本部長の秘書に関する事 9. 災害視察団等の受入れに関する事 10. 物資部の応援に関する事
総務部	総務部長	人事班 (人事課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の配備に関する事 2. 職員の参集状況の把握に関する事 3. 他機関の職員の受入に関する事 4. 職員の給与及び給食に関する事
		総務班 (総務課) (地域振興課) (人権と暮らしの相談課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎の保全に関する事 2. 電話回線の確保に関する事 3. 義援金の保管・配分に関する事 4. 地区との連絡調整に関する事 5. 被災者相談窓口の運営に関する事 6. 日用品等の流通、物価の安定監視に関する事 7. 物資部の応援に関する事 8. 避難対策部の応援に関する事

部	本部員	担当班等 (担当室・課等)	事務分掌
物資部	財産管理室長	物資班 (財産管理室) ①	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車両と燃料の確保に関すること 2. 生活必需品等の調達、避難所等への供給に関すること 3. 救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に関すること 4. 臨時ヘリポートの開設後の管理に関すること
市民部	市民部長	市民班 (市民課) ② (税務室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害家屋認定調査に関すること 2. 被災証明の発行に関すること 3. 遺体の埋火葬に関すること 4. 避難対策部の応援に関すること
健やか部	健やか部長	医療衛生班 (健康増進課) (子育て支援課) (新型コロナウイルスワクチン接種対策推進室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交野市医師会との連絡調整に関すること 2. 交野市歯科医師会との連絡調整に関すること 3. 北河内薬剤師会との連絡調整に関すること 4. 四條畷保健所との連絡調整に関すること 5. 医療活動に関すること 6. 医薬品、医療資器材等の調達、救護所等への供給に関すること 7. 感染症対策・保健衛生に関すること
		園児対策班 (こども園課) (児童発達支援センター) (あさひ認定こども園) (くらやま認定こども園)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市立園の在園児及び通園児の安否確認・安全確保に関すること 2. 民間幼保施設の確認に関すること
福祉部	福祉部長	福祉班 (福祉総務課) (生活福祉課) (障がい福祉課) (高齢介護課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難行動要支援者に関すること 2. 遺体の安置等に関すること 3. 義援金の受付に関すること 4. 災害ボランティアセンターに関すること 5. 福祉施設の確認に関すること 6. 福祉避難所の開設・運営に関すること 7. 日本赤十字社との連絡調整に関すること
環境部	環境部長	廃棄物処理班 (環境総務課) (環境事業課) (乙辺浄化センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1. し尿及びごみの収集処理に関すること 2. し尿汲み取り業者及びごみ収集業者への協力要請並びに指導監督に関すること 3. 仮設トイレの設置に関すること 4. 災害廃棄物等の処理に関すること
		環境衛生班 (環境衛生課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 動物の保護等に関すること 2. 防疫(消毒、鼠・昆虫の駆除等)に関すること 3. 山地災害危険地区の把握に関すること
建築物対策部	都市計画部長	建築物対策班 (都市まちづくり課) (開発調整課) (財産管理室) ② (まなび舎整備課) ①	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定避難所の被害実態調査、応急対策に関すること 2. 公共施設の被害実態調査、応急対策に関すること 3. 既存住宅地及び家屋の被害実態調査、応急対策に関すること 4. 建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること 5. 応急仮設住宅等に関すること

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	部	本部長	担当班等 (担当室・課等)	事務分掌
災害予防対策編				<ol style="list-style-type: none"> 6. 宅地の防災パトロールに関する事 7. 市営住宅の被害実態調査、応急対策に関する事
地震災害応急対策編	インフラ対策部	都市整備部長	<u>インフラ対策班</u> (道路河川課) (緑地公園課) (下水道課) (農政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防活動に関する事 2. 災害危険個所のパトロールに関する事 3. 道路・橋梁等の被害調査、応急対策に関する事 4. 公園施設及び街路樹の被害調査、応急対策に関する事 5. 道路の交通規制に関する事 6. 道路上のがれき除去に関する事 7. 河川・水路の被害調査、応急対策に関する事 8. 下水道施設の被害調査、応急対策に関する事 9. ため池の被害調査、応急対策に関する事 10. 農地、農作物等の応急対策に関する事
風水害応急対策編	教育部	教育次長	<u>児童・生徒対策班</u> (教育総務室) (指導課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>児童及び生徒の安否確認・安全確保</u>に関する事 2. <u>学用品の調達及び支給</u>に関する事 3. <u>応急教育体制及び施設</u>の確保に関する事
その他災害応急対策編			<u>給食班</u> (学校給食センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料、炊き出し資器材等の調達、避難所等への供給に関する事
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	避難対策部	学校教育部長	<u>避難対策班</u> (市民課) ① (医療保険課) (社会教育課) (青少年育成課) (図書館) (まなび舎整備課) ② (学務保健課) (まなび未来課) (行政委員会) (会計室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>避難所の開設・運営</u>に関する事
南海トラフ地震防災対策推進計画編	議会事務局	議会事務局長	<u>議会班</u> (議会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市議会との連絡調整及び情報処理に関する事 2. <u>避難対策部の応援</u>に関する事
災害復旧・復興対策編	消防本部	消防長	<u>消防班</u> (消防本部) (消防団)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災、救急、救助等災害対応に関する事 2. 広域応援に関する事 3. 危険物等の措置に関する事 4. 避難誘導に関する事 5. 水防活動に関する事 6. 消防関係機関との連絡調整に関する事
資料編	水道局	水道局長	<u>水道班</u> (水道局)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急給水に関する事 2. 水道施設の被害調査、応急対策に関する事 3. <u>取水井や浄水場の管理及び原水・浄水の確保</u>に関する事 4. 水質管理に関する事 5. 広域給水応援の受入れ調整に関する事

※番号に□囲いのある業務は、災害警戒本部の対応業務

※①②の番号のある部局については、①を優先業務とする。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

3. 現地対策本部の設置

市長は、市域内に大規模な災害が発生した場合には、現地対策本部を設置する。

- (1) 設置基準
 - ① 市域内に大規模な災害が発生した場合
 - ② その他市長が必要と認めたとき
- (2) 解除基準
 - ① 災害応急対策が概ね完了したとき
 - ② その他市長が必要なしと認めたとき
- (3) 組織、事務分掌
 - ① 本部長：市長が指名するもの
 - ② 組織体制

部	班	主担当	事務分掌
現地対策本部	現地対策本部 総括班	物資班 (財産管理室) 避難対策班 (市民課)	1. 現地対策本部の運営に関すること 2. 物資の管理・受け入れに関すること 3. 避難所運営の統括に関すること 4. 臨時ヘリポートの開設・管理に関すること
	物資班	(医療保険課) (社会教育課) (青少年育成課) (図書館) (まなび舎整備課)	1. 生活必需品等の調達、避難所等への供給に関すること 2. 救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に関すること
	避難対策班	(学務保健課) (まなび未来課) (行政委員会) (会計室)	1. 避難所の開設・運営に関すること

- ③ その他：現地対策本部の配備体制は、災害の規模や状況に応じて、市長が定める。

4. 府現地災害対策本部との連携

府が、現地災害対策本部を設置した場合、この組織と連携を図って活動する。

第2 動員配備体制

実施担当	各班
------	----

地震が発生した場合は、地震の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

1. 配備時期

各配備区分における職員数は、災害時配備要領にあらかじめ定められるが、本部の判断で増減することができる。

総則編	体制	配備時期
	1号配備	① 市域において震度4を観測したとき（自動配備） ② 小規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき ③ その他、市長が必要と認めたとき
	2号配備	① 市域で震度5弱を観測したとき（自動配備） ② 中規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき ③ その他、市長が必要と認めたとき
災害予防対策編	3号配備	① 市域で震度5強以上を観測したとき（自動配備） ② 大規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき ③ その他、市長が必要と認めたとき

2. 勤務時間内における連絡体制

- (1) 危機管理室長は、市域において震度4以上を観測した場合は、速やかに市長、副市長及び関係部長等に連絡するとともに、庁内放送、メール、チャットツール等を通じて職員に動員配備体制について伝達する。
- (2) その他、職員の動員配備を発令した時等、上記と同様の措置をとる。

3. 勤務時間外における連絡体制

- (1) 消防本部は、市域において震度4以上を観測した場合又は市域に被害が発生した場合には、速やかに危機管理室長に連絡する。危機管理室長は、市長、副市長、関係部長等に連絡する。
- (2) 消防本部は、職員の動員配備基準により職員が登庁して来るまでの間、被害状況の把握に努めるとともに、必要に応じ府及び関係機関等との連絡調整に努める。
- (3) 職員は、動員配備基準により登庁したときは、参集途上の被害状況等について、部責任者を通じて本部事務局に伝達する。

第3 防災関係機関の組織動員体制

実施担当	防災関係機関
------	--------

防災関係機関は、災害の規模に応じ、災害対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を迅速かつ的確に実施できるよう動員配備を行う。

なお、府は、勤務時間外に、本市において震度5弱以上を観測した場合には、市庁舎に緊急防災推進員を配備する。

第2節 災害情報の収集伝達

市及び防災関係機関は、地震発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報、被害状況の把握及び応急対策実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報等の重要度、情報を付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 警報・注意報等の伝達

実施担当	本部事務局、情報総括班、大阪管区气象台、防災関係機関
------	----------------------------

1. 気象庁が発表する警報・注意報等

(1) 地震情報

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に、「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編 災害予防対策編 地震災害応急対策編 風水害応急対策編 その他災害応急対策編	情報の種類	発表基準	内 容
	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測する場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
策編	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせ等を発表。

注1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」は、まとめた形の一つの情報で発表している。

(2) 緊急地震速報

① 発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動を予想した緊急地震速報（警報）は、「特別警報」に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

区 域	市町村名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町
大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町

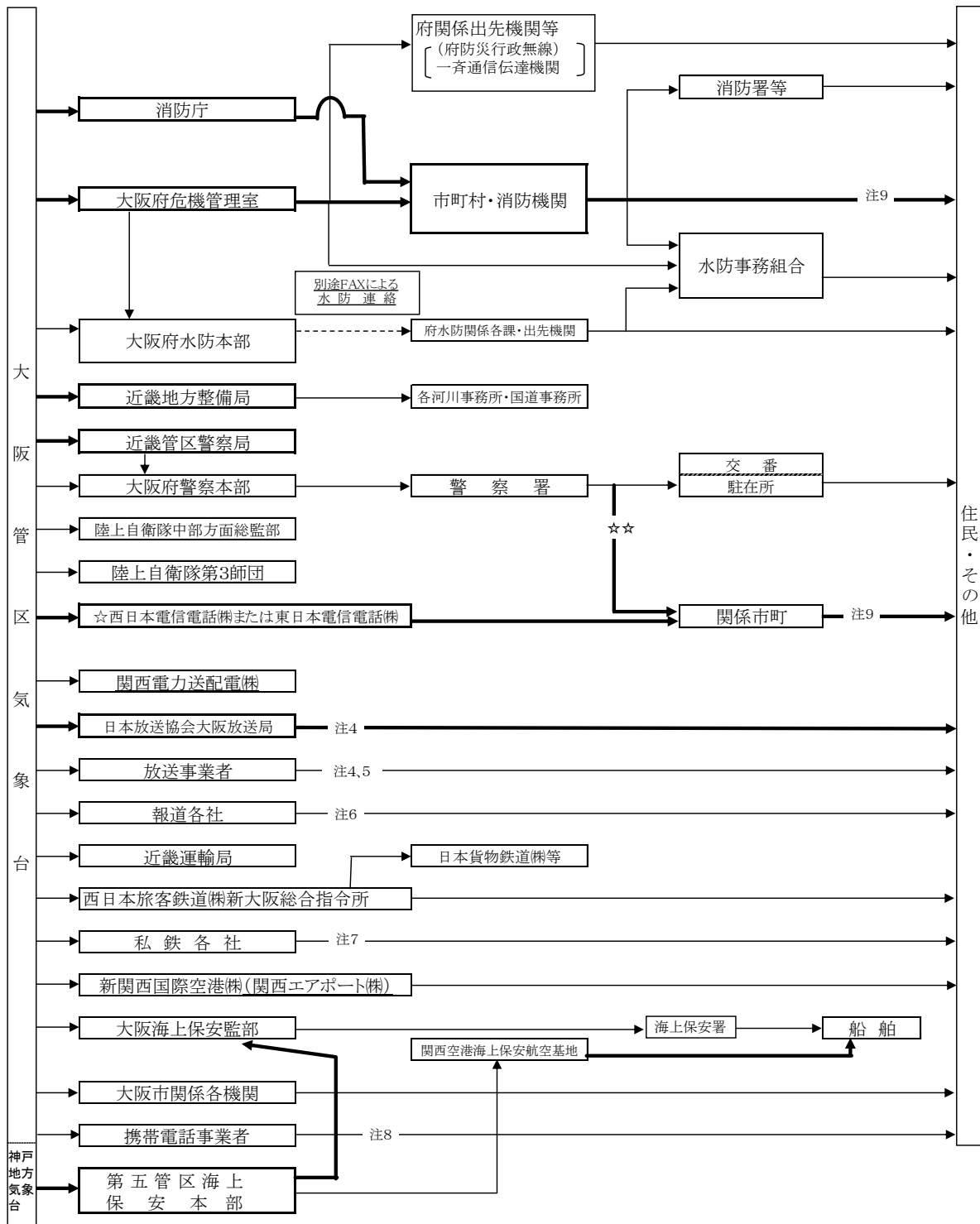
② 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防 災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

2. 情報等の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、大津波警報、津波警報、同解除(津波注意報)の場合のみ。☆☆印は、大津波警報、津波警報、津波注意報のみ。
 3 関係市町とは、大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町の12市町である。
 4 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。
 5 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMCO.CO.LO)の11社である。
 6 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 7 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム、大阪市高速電気軌道株式会社の11社である。
 8 緊急速報メールは、大津波警報、津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
 9 大津波警報は市町村から住民等への周知の措置が義務付けられている。(気象業務法第15条の2)

第2 住民への周知

実施担当	本部事務局、情報総括班、大阪府
------	-----------------

- (1) 府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。
- (2) 市は、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車、警鐘等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民、要配慮者施設の施設管理者等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、エリアメール（緊急速報メール）、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

第3 巡視・点検活動

実施担当	インフラ対策班、消防班、ため池管理者
------	--------------------

市は、市域において地震による被害が予想される場合には、迅速に巡視・点検活動を実施する。

- (1) 市域の監視、警戒及び水防施設の管理者等への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに応急対策作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。
 - ① 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - ② 堤防からの溢水状況
 - ③ 樋門の水漏れ
 - ④ 橋梁等構造物の異常
 - ⑤ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。

第4 異常現象発見時の通報

実施担当	本部事務局、大阪府警察本部（交野警察署）
------	----------------------

発生した地震により、堤防からの漏水や、地割れ・湧き水の出現、井戸水位の急激な変動等で、災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長及び警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

第5 ライフライン・交通等警戒活動

実施担当	水道班、インフラ対策班、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)等、KDDI(株)（関西総支社）、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、日本放送協会、民間放送事業者、西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、京阪バス(株)、近畿地方整備局、大阪府、
------	--

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

西日本高速道路(株) (関西支社)

1. ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

- (1) 上水道
 - ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - ② 応急対策用資機材の確保
- (2) 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）
 - ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - ② 応急対策用資機材の確保
- (3) ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）
 - ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - ② 応急対策用資機材の点検、整備、確保
 - ③ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検
- (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）
 - ① 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
 - ② 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
 - ③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
 - ④ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
 - ⑤ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
 - ⑥ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
 - ⑦ その他安全上必要な措置

2. 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

3. 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社）
 - ① 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
 - ② 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (2) 道路施設（市、近畿地方整備局、府、京阪バス(株)、西日本高速道路株式会社（関西支社））
 - ① 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
 - ② 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

第6 情報収集伝達経路

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

市及び防災関係機関は、自ら管理する施設の初期被害把握を行い、情報伝達するとともに、協力して被害情報等の共有を図る。

- (1) 災害情報収集の一元化を図るため、災害対策本部の本部指揮部責任者が被害情報の統括を行い、市長に報告を行う。
- (2) 災害対策本部の各部の責任者は、被害程度及び規模等の状況を災害の推移に応じて迅速かつ的確に調査結果をまとめ、本部事務局に報告を行う。
- (3) 防災関係機関は、自ら管理する施設等の被害の有無及び規模等を災害の推移に応じて迅速かつ的確に調査結果をまとめ、災害対策本部の本部指揮部本部事務局へ報告を行う。
- (4) 下表の項目については、各担当から府災害対策本部へも、電話、ファクシミリ、メール等で伝達するとともに、災害の危険が解消した段階で被害認定調査を行う。

調査項目	調査担当	府への伝達系統
人的・住家被害関係	医療衛生班、福祉班、消防班、 <u>建築物対策班</u>	調査担当→市本部事務局→府危機管理室
危険物施設関係	消防班	各調査担当→府危機管理室
ライフライン関係	<u>関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)</u>	
鉄道関係	西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)	
高圧ガス等施設関係	消防班	
教育関係	<u>各施設管理者</u>	各調査担当→府教育庁
社会福祉施設等関係	福祉班、社会福祉施設の管理者	各調査担当→府福祉部
医療関係	医療衛生班、各医療機関	調査担当→府健康医療部
毒劇物施設関係	消防班	
水道関係	<u>水道班</u>	
農地・ため池関係	<u>インフラ対策班</u>	各調査担当→府環境農林水産部
山地災害関係	環境衛生班	
ごみ処理施設関係	<u>廃棄物処理班</u>	
道路・橋梁関係	<u>インフラ対策班</u>	
河川関係	<u>インフラ対策班</u>	
砂防・がけ崩れ関係	<u>インフラ対策班</u>	
下水道関係	<u>インフラ対策班</u>	
公園関係	<u>インフラ対策班</u>	
公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	<u>建築物対策班</u> 、 <u>インフラ対策班</u>	調査担当→府都市整備部
文化財関係	<u>各施設管理者</u>	調査担当→ <u>市社会教育課文化財係</u> →府教育庁
救出・救助関係	交野警察署	調査担当→府警察本部

※被害程度の認定は、国が示す基準による。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第7 市における情報収集

実施担当 本部事務局、情報総括班

市は、地震発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、府・国をはじめ防災関係機関に迅速に伝達する。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者数）については、府が一元的に集約、調整を行い、必要に応じて市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みを行うため、市は、その情報を府に報告する。

また、市は、人的被害の数について広報を行う際には、府等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像・映像情報（無人航空機（ドローン等）による映像を含む。）を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

なお、勤務時間外に震度5弱以上を観測した場合は、府の担当職員が参集して、交野市内の被害状況を把握し、府に報告することになっている。

このため、市は、これらの職員と連携して、被害状況の把握と府への報告を行う。

1. 被害情報の把握

市は、次の情報により、被害地域や被害規模、安否不明者の把握等に努めるとともに、府・国をはじめ関係機関へ速やかに伝達を行う。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 消防本部への通報状況
- (3) 交野警察署からの被害情報（通報状況等）
- (4) 防災関係機関からの情報
- (5) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (6) 自主防災組織及び住民等からの情報
- (7) その他

2. 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、基本的に府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。

但し、地震が発生し、市内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず、直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は、速やかに府に災害確定報告を行う。

なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。
- (2) 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合、事後速やかに府に報告を行う。
- (3) 府へは、原則として府防災情報システムにより報告する。また、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等により報告する。

また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報

告も認められる。

- (4) 応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。
- (5) 本部事務局は、災害即報要領の即報基準に該当する場合は、覚知後30分以内に第一報を府に報告し、以後判明したものを随時報告する。また、直接即報基準に該当する場合は国（消防庁）に対しても報告する。

- ① 即報基準
 - ・ 災害救助法の適用基準に合致
 - ・ 災害対策本部を設置
 - ・ 市内で震度4以上を観測
 - ・ 報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高い
- ② 直接即報基準
 - ・ 市内で震度5強以上を観測

第8 通信手段の確保

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

1. 市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。
2. 電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。
3. 西日本電信電話株式会社等は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第3節 災害広報

市及び防災関係機関は、相互に協議・調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し、提供する。

なお、府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

市は、災害モード宣言における情報発信と連携し、必要とする災害広報を実施する。
災害宣言モードの発信の目安及び内容は以下の通りである。

(1) 発信の目安（地震）

府域に震度6弱以上を観測した場合

(2) 発信の内容（地震）

- ① 自分の身の安全確保
- ② 近所での助け合い
- ③ むやみな移動の抑制
- ④ 出勤・通学の抑制

第1 災害広報

実施担当 | 本部事務局、情報総括班、避難対策班、福祉班

市は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等の多様な方法により広報活動を実施する。

1. 広報の内容

(1) 地震発生直後の広報

- ① 地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）・気象状況
- ② 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ③ 避難行動要支援者への支援呼びかけ 等
- ④ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起

(2) その後の広報

- ① 二次災害の危険性
- ② 被災状況とその後の見通し
- ③ 被災者のために講じている施策
- ④ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- ⑤ 医療機関等、スーパーマーケット、ガソリンスタンドの生活関連情報
- ⑥ 交通規制情報
- ⑦ 義援物資等の取扱い
- ⑧ 安否情報 等

2. 広報の方法

市は、広報の時期、対象者、緊急度、内容に応じて、的確な広報手段、表現をもって、住民への

情報提供を行う。

なお、安否情報の提供、照会にあたって、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報保護に十分留意のうえで、速やかに行う。

(1) 一般向け

- ① 広報紙の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等
- ② 市ホームページへの災害情報の掲示・更新
- ③ 防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）による放送
- ④ 広報車両による巡回放送
- ⑤ 自主防災組織、区等の市民団体への協力要請
- ⑥ 新聞等の報道機関への協力要請
- ⑦ 携帯メールや緊急速報メール
- ⑧ インターネットやSNSの活用
- ⑨ ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等への情報提供
- ⑩ 臨時災害FM局の開設

(2) 避難者向け

避難所への派遣職員による館内放送、広報紙、ちらしの掲示・配付

(3) 避難行動要支援者向け

録音テープやファクシミリ等、多様な手段の活用により、視覚障がい者及び聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな情報提供

3. 災害時の広報体制

市は、次の広報体制をとる。

- (1) 市長が指名する災害広報責任者による情報の一元化
- (2) 情報総括班の役割
 - ① 各班への広報資料の作成依頼、とりまとめ
 - ② 防災関係機関との連絡調整

第2 報道機関との連携

実施担当	情報総括班
------	-------

1. 緊急放送の実施

日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、株式会社MBSラジオ、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。

- (1) 大津波警報等が発せられた場合
- (2) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合
- (3) 災害対策基本法の規定により市町村長から放送を求められた場合
- (4) 大規模地震対策特別措置法による警戒宣言が発せられた場合
- (5) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

2. 報道機関への情報提供

市は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

第3 広聴活動の実施

実施担当	情報総括班、総務班、防災関係機関
------	------------------

市及び防災関係機関は、被災地の住民の要望事項を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた総合相談窓口を開設する等の積極的な広聴活動を実施する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第4節 広域応援等の要請・受入れ・支援

市及び防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため、必要と認めた場合は、速やかに府及び他の市町村に対し応援を要請するとともに受入れ体制を整備し、被災者の救助等の応急対策に万全を期する。その際、新型インフルエンザ等感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、職員を派遣する場合は、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努め、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行うとともに、応援職員の派遣の際は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

なお、外部からの支援の受入れ体制や応援要請・受入れに関する手続き、支援を受ける業務等については「交野市受援計画」に基づき実施する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第1 府等への要請

実施担当	本部事務局、 <u>人事班</u> 、 <u>情報総括班</u>
------	----------------------------------

市長は、市単独で十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

1. 要請内容

- (1) 知事に対する応援の要求又は災害応急対策実施の要請（災害対策基本法第68条）
- (2) 他の市町村長に対する応援の要請（災害対策基本法第67条）
- (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求
- (4) 指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）
- (5) 知事に対する、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員派遣のあっせん要請（災害対策基本法第30条第1項）
- (6) 知事に対する、他の市町村若しくは特定地方公共機関の職員派遣のあっせん要請（災害対策基本法第30条第2項）

なお、要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

2. 要請方法

以下の事項を記載した文書をもって行う。

- (1) 職員の派遣
 - ① 派遣を要請する理由
 - ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ③ 派遣を必要とする期間
 - ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ⑤ その他必要な事項
- (2) 職員派遣のあっせん

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

- ① 派遣のあつせんを求める理由
- ② 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他必要な事項

3. 知事からの指示等

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、又は他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市長の指揮の下に行動する。

4. 知事による応急措置の代行

知事は、府域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

第2 応援協定市への要請

実施担当	本部事務局
------	-------

市長は、市単独で十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に相互応援協定に基づき応援を要請する。

(1) 応援要請先

- ① 大規模災害相互物資援助協定
三重県名張市、奈良県香芝市
- ② 災害相互応援協定（京阪奈ブロック）
京都府八幡市、京都府京田辺市、奈良県生駒市、寝屋川市、枚方市
- ③ 災害相互応援協定（河北ブロック）
守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、大東市、四條畷市

(2) 要請の方法

応援協定に基づき、協定市に被害状況を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、急を伴う場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

(3) 応援の内容

- ① 食料・飲料水及び生活必需品の提供

- ② 被災者の救出・救護・防疫等の災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- ④ 情報収集及び災害復旧活動に必要な職員の派遣

第3 広域応援等の受入れ

実施担当	本部事務局、人事班、大阪府、関西広域連合、防災関係機関
------	-----------------------------

広域応援等を要請した防災関係機関は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、広域防災拠点、その他適切な場所へ受入れる。

特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

1. 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、交野警察署と連携し、物資の搬送拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2. 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所を設置する。

3. 資機材の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

実施担当	本部事務局、人事班、インフラ対策班、防災関係機関
------	--------------------------

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区气象台等は被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行うとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、受援体制の充実・強化を図る。

第5 応急対策職員派遣制度に基づく支援

実施担当	本部事務局、人事班、インフラ対策班、防災関係機関
------	--------------------------

総務省は、府及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第6 関係機関の連絡調整

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催する。

府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うことから、市は、被災状況や対応状況等について、必要に応じ随時、府に報告する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第 5 節 自衛隊の災害派遣

市長は、市民の人命又は財産を保護するため、自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第 1 知事への派遣要請の要求

実施担当 本部事務局、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）

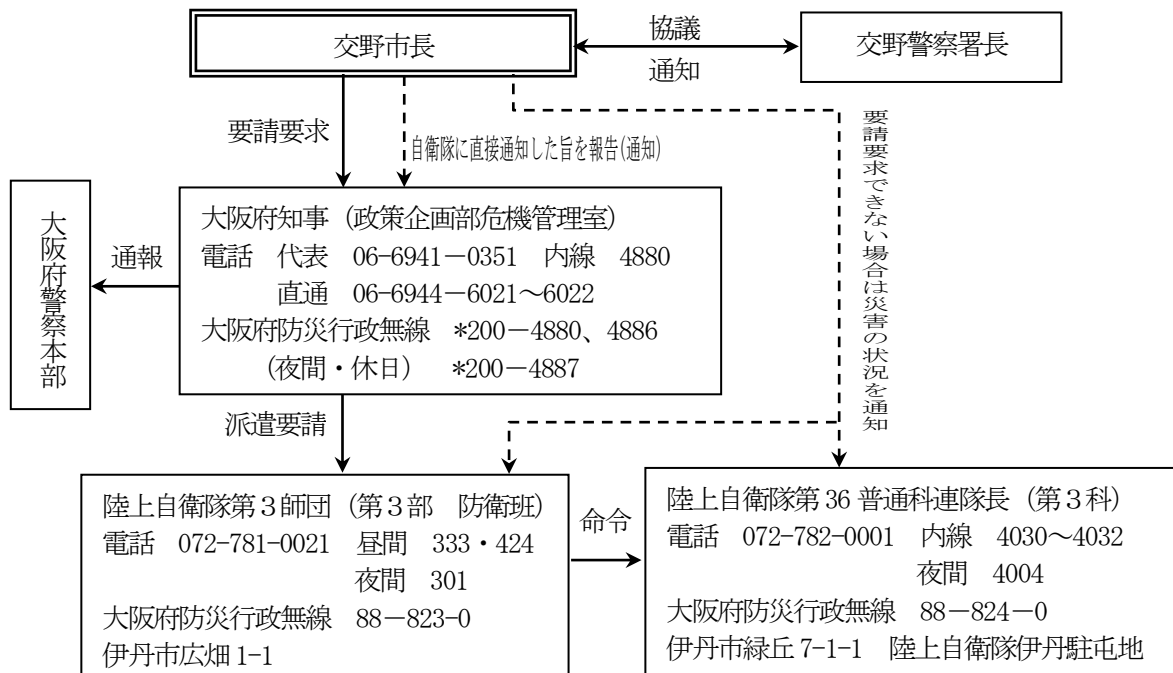
1. 災害派遣要請基準

市及び関係機関の機能をもってしても、応急措置の万全を期し難い場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し生命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請要求を行う。

2. 災害派遣要請の要求手続

- (1) 市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、迅速に交野警察署及び消防本部の関係機関と協議のうえ、知事に派遣要請の要求を行う。
- (2) 災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
 - ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項
- (3) 知事に派遣要請を要求できない場合は、その旨及び災害の状況を、直接、防衛大臣又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊長に通知することができ、その場合速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

【派遣要請系統図】



総則編
 災害予防対策編
 地震災害応急対策編
 風水害応急対策編
 策編 其他災害応急対
 言に伴う対応編 東海地震の警戒宣
 災対策推進計画編 南海トラフ地震防
 災害復旧・復興対策編
 資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

3. 派遣部隊の活動

自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。

また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。

さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等で状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全面の確保等の必要がある場合は、避難者の誘導・輸送等を行い避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷病者等が発生した場合は、他の援助活動に優先して捜索活動を行う。

(4) 水防活動

堤防及び護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬・積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

なお、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められたものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等の危険物の保安措置及び除去を実施する。

4. 知事の派遣要請を待ついとまがない場合の災害派遣

災害の発生が突発的で、その援護が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

(1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要

があると認められる場合

- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における搜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他の災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つかとまがないと認められる場合

第2 派遣部隊の受入れ

実施担当	本部事務局、人事班、物資班、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）
------	-----------------------------------

自衛隊の派遣が決定したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように、次のことを行う。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営場所の準備を行う。
- (2) 派遣部隊の到着場所、駐車場等についてはあらかじめ適地を選定する。
- (3) 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため現場責任者を選定し、自衛隊現場指揮官と協議のうえ作業の推進を図る。
- (4) 自衛隊の部隊が行う作業が円滑・迅速に実施できるよう、作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
- (5) 災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。
- (6) 派遣部隊の装備及び携行品以外に必要な物品は、市において負担する。

第3 撤収要請

実施担当	本部事務局
------	-------

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなると判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、文書により速やかに知事に撤収要請を行う。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で連絡し、後日速やかに文書を提出する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第6節 消火・救助・救急活動

市及び防災関係機関は、活動エリア・内容・手順・情報通信手段について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りながら、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施する。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 活動内容

実施担当	消防班、 <u>大阪府警察本部（交野警察署）</u> 、 <u>陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）</u> 、 <u>交野市消防団</u>
------	---

1. 災害発生状況の把握

市は、カメラ映像等を通じて被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達を行う。

2. 応急活動

(1) 消火活動

- ① 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況・建物状況・燃焼状況等を勘察し、消火活動を実施する。
- ② 延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼防止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(2) 救助・救急活動

- ① 市は、交野警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
- ② 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する等の救命効果の高い活動を実施する。

(3) 消防団の活動

自動配備基準に該当する災害の場合、消防団員も自主的に参集・配備し、情報収集、消火活動等を速やかに行う。

- ① 管轄地域における被害状況等の情報収集活動を行い、災害対策本部へ報告する。
- ② 管轄地域で発生した災害に対する消火、救助及び応急救護等を行う。
- ③ 区、自主防災組織等の消火活動等を指導する。
- ④ 消防隊等の活動を支援する。

3. 相互応援

- (1) 市は、単独で十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合又は資機材が必要な場合は、府及び他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 市は、単独で災害応急対策が実施できない場合は、相互応援協定に基づき、速やかに応援要請を行う。また、相互応援協定に基づき、災害応急対策に従事する関係者に、火災の状況、地理、水利の情報を提供する。
- (3) 市は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

第2 各機関による連絡会議の設置

実施担当	消防班、 <u>大阪府警察本部（交野警察署）</u> 、 <u>陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）</u>
------	---

市及び防災関係機関は、相互に連携した消火・救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第3 自主防災組織

実施担当	<u>本部事務局、消防班、大阪府警察本部（交野警察署）</u>
------	---------------------------------

住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。

また、本部事務局、消防班及び交野警察署の関係機関との連携に努める。

第4 惨事ストレス対策

実施担当	<u>医療衛生班、日本赤十字社（大阪府支部）</u>
------	----------------------------

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防
災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第7節 医療救護活動

市は、府及び医療関係機関と連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

第1 医療情報の収集・提供活動

実施担当	医療衛生班、大阪府、 <u>（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会</u>
------	---

市は、医療関係機関と密接な連携のもと、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）や医療情報連絡員を活用して、人的被害・医療施設の被災状況や空床状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。

また、市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

第2 現地医療対策

実施担当	医療衛生班、 <u>大阪府、日本赤十字社（大阪府支部）、（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会</u>
------	---

1. 医療救護班の編成・派遣

市は、災害の状況に応じ、市内の医療機関等の医師・看護師・保健師等を基準とした、医療救護班を速やかに編成・派遣し、医療救護活動を実施する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

また、医療関係機関が医療救護班の搬送手段を有しない場合には、市は府と連携して搬送手段を確保し、搬送を行う。

2. 応援の要請

市の医療救護班の体制をもって、医療救護が確保できないときは、府及び府を通じて日本赤十字社大阪府支部等に応援を要請する。

3. 救護所の設置・運営

市は、応急救護所を設置・運営するとともに、避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。

(1) 応急救護所

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が応急措置、トリアージ（負傷者選別）等の現場救急活動を行う救護所として、被害の状況に応じて災害現場付近に設置する。

(2) 医療救護所

市や各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、軽症患者の医療、被災者等の健康管理等を行う救護所として、避難所及び公共施設に設置する。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

(3) 救護所本部

ゆうゆうセンターを救護所の本部とする。

4. 医療救護班の受入れ・調整・業務

(1) 医療救護班の参集、受入れ及び救護所への配置調整を行う窓口は、救護所本部とする。

(2) 市は、市医師会と調整のうえ、救護所本部を開設・運営する。

(3) 医療救護班の搬送は、医療関係機関が所有する緊急車両等を活用するが、不足する場合等は、市が搬送手段を調達する。

(4) 医療救護班の業務

- ① 患者に対する応急処置
- ② 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ③ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- ④ 助産救護
- ⑤ 被災住民等の健康管理
- ⑥ 死亡の確認
- ⑦ その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

実施担当	医療衛生班、消防班、物資班、大阪府、 <u>(公社)大阪府看護協会、(一社)交野市医師会、(一社)交野市歯科医師会</u>
------	---

1. 後方医療活動

市災害医療センター及び災害医療協力病院は、被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。

また、これら後方医療施設への患者の搬送については緊急を要するため、搬送手段の優先的確保等の配慮を行う。

(1) 受入病院の選定と搬送

市救護所本部は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、消防班若しくは医療機関に救急車による患者の搬送を要請する。

(2) 市災害医療センター（社会医療法人信愛会交野病院）の活動

次の活動を行う。

- ① 市域の医療拠点としての患者の受入れ
- ② 災害拠点病院と連携しながら、迅速かつ確かな患者搬送のための、医療機関相互の連絡及び調整

(3) 災害医療協力病院の活動

災害医療協力病院は、市災害医療センターと協力し、率先して患者を受入れる。

また、医療救護班への医師等の派遣についても協力する。

(4) 患者搬送手段の確保

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

① 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として、市が所有する救急車で実施する。
救急車が確保できない場合は、府及び市が搬送車両を確保する。

② 航空機搬送

市は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等による搬送が必要な場合は、府に対して派遣を要請する。

府は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等、航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

2. 広域の後方医療活動

市救護所本部は、救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合、府と調整して被災地以外の災害拠点病院等に広域の後方医療活動を要請する。

なお、航空輸送を要する場合は、物資班に臨時ヘリポートの確保を要請するとともに、臨時ヘリポートへの搬送手段と経路を確保する。

第4 医薬品等の確保・供給活動

実施担当	医療衛生班、大阪府、(一社)交野市医師会、(一社)交野市歯科医師会、 北河内薬剤師会
------	---

医療救護活動に必要な医療器具・医薬品・衛生材料等については、医療救護班が携行するとともに、市の現有するものを使用するが、不足する場合は、市が、地域の医療関係機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達や供給活動を実施する。

さらに、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

実施担当	医療衛生班、(公社)大阪府看護協会、(一社)交野市医師会、 (一社)交野市歯科医師会
------	---

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等の関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第6 医療救護活動に関する府の組織体制

実施担当	大阪府
------	-----

市は、迅速かつ連続して適切な医療活動が行えるよう府の各組織体制を把握し、活動に努める。

1. 保健医療調整本部（本部長：健康医療部長）

保健医療活動の総合調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。

2. DMAT調整本部

DMATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、保健医療調整本部の下に設置する。

3. DMAT・SCU本部

広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、DMAT調整本部の下に設置する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第8節 避難誘導

市及び防災関係機関は、災害から住民の安全を確保するため相互に連携し、避難指示・誘導等の必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「避難行動要支援者支援事業（おりひめ支え愛プロジェクト）」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第1 避難指示等

実施担当	本部事務局、情報総括班、福祉班、 <u>大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）</u>
------	--

住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合に、次表に示す実施者は避難指示等を行う。

なお、市長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うよう努める。

1. 避難のための立ち退き指示の権限（表）

実 施 者	災害の種類	要 件	根 拠
市 長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。 また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、 <u>地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示する。</u>	災害対策基本法第60条第1項、第2項及び第3項
知 事 (指示)	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退き、若しくは緊急安全措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水	洪水、雨水出水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
知事、その命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条

実施者	災害の種類	要件	根拠
自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛隊法 第94条第1項

2. 避難指示等の住民への周知

市は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地区名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。
また、避難者等のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

第2 避難者の誘導等

実施担当	本部事務局、インフラ対策班、福祉班、消防班、大阪府、 大阪府警察本部（交野警察署）、交野市区長会、交野市消防団
------	--

1. 市

避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

避難の誘導は、道路管理者が交野警察署の協力を得て避難路を確保するとともに、自主防災組織や区等と連携して、できるだけ集団避難を行う。

また、避難行動要支援者支援事業に則して避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

なお、自主防災組織や事業所等は連携・協力して、本市の個別避難計画や地域による地区防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

2. 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等の多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため避難誘導を行う。

第3 広域避難

実施担当	本部事務局、避難対策班、福祉班、大阪府、関西広域連合
------	----------------------------

1. 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議する。

なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2. 他府県への広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては、府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。また、必要に応じて、府から助言を受けることができる。

第4 警戒区域の設定

実施担当	本部事務局、消防班、大阪府、 <u>大阪府警察本部（交野警察署）</u> 、 <u>陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）</u>
------	---

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1. 設定者及び警戒区域の設定（表）

設定権者	種 類	要 件	根拠法令
市 長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
知 事	同上	上記の場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条第1項
警察官	同上	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき。又はこれらの者から要請があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員 又は 消防団員	水災を除く 災害全般	（危険物の漏洩現場等で）災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるとき。	消防法第28条第1項及び第2項 第23条の2第1項及び第2項
警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。	同上
消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において。	水防法第21条第1項及び第2項
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき。	同上

※消防法23条の2は、危険物漏洩等に対する警戒区域で、警察官ではなく警察署長が代行できる。

2. 規制の内容及び実施方法

市長は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立入禁止の措置を講ずるとともに、交野警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火等のためのパトロールを実施する。

第9節 二次災害の防止

市及び防災関係機関は、地震活動又は大雨・土石流・地すべり・がけ崩れ、建築物の倒壊等に備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等

実施担当	インフラ対策班、大阪府、ため池管理者
------	--------------------

※公共土木施設（河川施設、砂防施設、地すべり施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設）

1. 被災施設及び危険箇所の点検・応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

市は、必要に応じて、府に斜面判定士の派遣を要請する。

2. 避難及び立入制限

市及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設及び危険箇所への立入制限を実施する。

第2 建築物等

実施担当	建築物対策班
------	--------

1. 公共建築物

市は、公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2. 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定士の派遣を府へ要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等に、その応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

空き家等については、平常時から災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

3. 宅地

市は、宅地の被害状況を府に報告するとともに、対象とする区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。

被災宅地応急危険度判定士は、府への要請等により確保し、判定ステッカーの貼付等により、宅

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

実施担当	消防班
------	-----

1. 施設の点検・応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。
市は、必要に応じて、立入検査を行う等の適切な措置を講ずる。

2. 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第10節 交通規制・緊急輸送活動

道路管理者は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

市及び防災関係機関は、消火・救助・救急・医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送活動に努める。

第1 交通規制

実施担当	インフラ対策班、 <u>近畿地方整備局</u> 、 <u>大阪府</u> 、 <u>大阪府警察本部（交野警察署）</u> 、 <u>西日本高速道路(株)（関西支社）</u>
------	--

1. 実施責任者

災害により、交通施設・道路等に危険な状況が予想され、又は発見したときや通報により認知したときは、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止又は制限を行うが、道路管理者及び交野警察署長は密接な連携のもとに適切な処置をとる。

交通規制の実施責任者及び範囲

実施責任者		範 囲	根 拠 法
道路 管 理 者	府 知 事	1. 道路の破損・決壊その他の事由により危険であると認められる場合	道路法第46条 第1項
	市 長 近畿地方 整備局長	2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	
警 察	公 安 委 員 会	1. 災害応急対策に従事する者や、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条第1項
		2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある場合、通行禁止その他の交通規制を実施する場合	道路交通法 第4条第1項
	警 察 署 長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を実施する場合	道路交通法 第5条第1項
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路においての交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項
	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項	

第2 緊急通行車両の確認

実施担当	本部事務局、物資班、防災関係機関
------	------------------

大阪府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、市及び防災関係機関は、大阪府公安委員会に対して、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両の確認を申請し、確認を得て緊急輸送を実施する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防 災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

1. 申請手続き

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、市長は、「緊急通行車両確認申請書」を府又は大阪府公安委員会に提出する。

2. 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の確認を受けた場合は、知事又は大阪府公安委員会から証明書及び標章を交付されるので、車両の前面の見やすい位置に貼付けて輸送を実施する。

第3 陸上輸送

実施担当	本部事務局、インフラ対策班、物資班、消防班、近畿地方整備局、 大阪府警察本部（交野警察署）、大阪府、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）、 日本郵便(株)近畿支社、日本通運(株)（大阪支店）、西日本高速道路(株)（関西支社）、 (一社)大阪府トラック協会
------	---

1. 緊急交通路の確保

(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市は、府警察及び道路管理者と連携して、災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」（交野市周辺では、国道1号と国道163号）及び高速自動車国道等（交野市周辺では、第二京阪道路）に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

交野警察署は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

これを受けて、交野警察署及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、市及び府に連絡する。

① 点検

道路管理者は、使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び交野警察署に連絡する。

② 通行規制

道路管理者は、道路の破損、欠損により通行が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、交野警察署と協議し、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

③ 道路の啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、交通管理者、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保する

ため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放[※]する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

※運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(5) 交通規制の標識等の設置

道路管理者及び交野警察署は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象及び期間等を表示した標識を設置する。

2. 緊急交通路の周知

市は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者等、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3. 輸送手段の確保

市及び関係機関は、民間事業者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

なお、大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合の協力を得る場合は、府を通じて要請する。

4. 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、国が指定した重要物流道路及びその代替道路・補完道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第4 航空輸送

実施担当	本部事務局、物資班
------	-----------

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1. 輸送基地の確保

- (1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無や、利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 市は、大阪市消防局・府警察・自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

2. 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局・府警察・自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第11節 ライフラインの緊急対応

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と二次災害防止対策を実施する。

なお、災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

第1 被害状況の報告

実施担当	水道班、 <u>インフラ対策班</u> 、 <u>西日本電信電話(株)等</u> 、 <u>関西電力(株)</u> 、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、 <u>大阪ガス(株)</u> 、 <u>大阪ガスネットワーク(株)</u>
------	---

1. ライフライン事業者は、地震が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合は市に報告する。
2. 西日本電信電話株式会社等、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社は、サービス供給地域内において、震度5弱以上を観測した場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し市に報告を行う。

第2 各事業者における対応

実施担当	<u>水道班</u> 、 <u>インフラ対策班</u> 、 <u>西日本電信電話(株)等</u> 、 <u>KDDI(株)</u> （ <u>関西総支社</u> ）、 <u>ソフトバンク(株)</u> 、 <u>楽天モバイル(株)</u> 、 <u>関西電力(株)</u> 、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、 <u>大阪ガス(株)</u> 、 <u>大阪ガスネットワーク(株)</u>
------	--

1. 上水道

市は、上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合や、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部及び交野警察署並びに付近住民に通報する。

2. 下水道

- (1) 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。
- (2) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (3) 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて、施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防本部及び交野警察署並びに付近住民に通報する。

3. 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。
また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

4. 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社は、感電事故や漏電火災等で二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市や消防本部、交野警察署への通報及び付近住民への広報を行う。

また、被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5. ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社は、地震により、ガス漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市や消防本部、交野警察署への通報及び付近住民への広報を行う。

加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第12節 交通の安全確保

鉄道及び道路の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずる。

第1 被害状況の報告

実施担当	インフラ対策班、 <u>近畿地方整備局</u> 、大阪府、 <u>西日本旅客鉄道(株)等</u> 、京阪電気鉄道(株)、 <u>西日本高速道路(株) (関西支社)</u>
------	---

各施設の管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市に報告する。

第2 各施設管理者の報告

実施担当	インフラ対策班、 <u>近畿地方整備局</u> 、大阪府、 <u>西日本旅客鉄道(株)等</u> 、京阪電気鉄道(株)、 <u>西日本高速道路(株) (関西支社)</u>
------	---

1. 鉄道施設

鉄道事業者は、次の安全確保措置を行う。

- (1) 地震の場合は、あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防本部及び交野警察署に通報し出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所へ避難誘導を行う。

2. 道路施設

道路管理者は、次の安全確保措置を行う。

- (1) 地震の場合は、あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防本部及び交野警察署に通報し出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等や適切な措置を講ずる。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第2章 応急復旧期の活動

第1節 災害救助法の適用

市が自ら実施する災害応急措置のうち、一定の規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を府知事に要請し、同法に基づき実施する。

なお、知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

実施担当	本部事務局、避難対策班、建築物対策班、水道班、給食班、物資班、医療衛生班、消防班、児童・生徒対策班、市民班、福祉班
------	---

1. 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施し、市長は、知事が行う救助を補助する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長が着手し、その状況を知事に情報提供し、その後の処理について知事の指示を受ける。

また、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととした場合は、知事の通知する内容と期間について市長が当該事務を実施する。（災害救助法第13条）

2. 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与【避難対策班、建築物対策班】
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給【物資班、避難対策班、水道班、給食班】
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与【物資班、避難対策班】
- (4) 医療及び助産【医療衛生班】
- (5) 被災者の救出【消防班】
- (6) 被災した住宅の応急修理【建築物対策班】
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与【本部事務局、総務班】
- (8) 学用品の供与【児童・生徒対策班】
- (9) 埋葬【市民班、福祉班】
- (10) 死体の捜索及び処理【福祉班】
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去【インフラ対策班、廃棄物処理班】

3. 災害救助法の救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法並びに実費弁償の一般基準は、府災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合は、特別基準の適用を知事に要請する。この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。

4. 適用申請

本部事務局は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を市長に報告するとともに府に情報提供する。

(1) 適用基準

人口が5～10万人に該当する本市の場合、災害救助法の適用は、災害による市域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- ① 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、80世帯以上に達した場合に適用される。
- ② 府内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が40世帯以上に達する場合に適用される。
- ③ 府内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合に適用される。
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するときに適用される。

(2) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

- ① 全壊（全焼・流失）住家1世帯は、滅失世帯数1
- ② 半壊（半焼）住家1世帯は、滅失世帯数1／2
- ③ 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1／3

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第2節 指定避難所の開設・運営等

市は、災害が発生したとき、施設管理者の協力を得て、交野市避難所運営マニュアルに沿って、指定避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずる。

また、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

さらに、災害による家屋の損壊により、避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定し、開設する。

府は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

第1 指定避難所の開設

実施担当	本部事務局、情報総括班、避難対策班、福祉班、現地避難対策部各班
------	---------------------------------

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

避難指示等を発令した場合は、避難対象地区や災害の状況等に応じた安全な指定避難所を指定する。

また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとし、自主避難者から避難所開設の要求があったときや、市が必要と認めたときは、別に定める要綱に基づき、自主避難所を開設する。

防災行政無線（同報系）等により、対象地区住民等に開設する指定避難所を周知するとともに、避難対策班は、速やかに指定された指定避難所に責任者を派遣し、施設の安全性の確保に努める。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者に開設を要請する。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等関係機関への要請、屋外避難所の設置及び府への要請等により必要な施設の確保を図る。

指定避難所の開設にあたっては、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努める。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

第2 指定避難所の管理・運営

実施担当	避難対策班、総務班、福祉班、医療衛生班
------	---------------------

市は、施設管理者の協力を得て、交野市避難所運営マニュアルに沿って、指定避難所を管理・運営する。

なお、運営に関しては、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援し、この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

また、指定避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性・妊産婦や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

府は、施設の本来の機能の早期回復のため、市と協力して、応急仮設住宅の建設等避難者の住宅の確保に努める。

1. 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ① 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。
 - ② 現に災害を受けた者であること。
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ① 避難指示が発せられた場合
 - ② 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合

2. 指定避難所の管理・運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、交野市避難所運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して指定避難所の円滑な管理・運営に努める。

- (1) 避難者の受入れ

避難所責任者は、次の点に留意して避難者を受入れる。

 - ① 避難地域の被災者を受入れるとともに、他地区より避難してきた被災者を受入れる。
 - ② 避難者の受入れをしたときは、別に定める避難所収容者名簿を作成する。
 - ③ 被災者の受入れにあたり当該避難所が被害を受け、受入れ困難となったとき、又は受入れ力に余力がないときは、他地区の避難所等への受入れに努める。
 - ④ 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。
- (2) 指定避難所の管理、運営

避難所責任者は、次のことを行う。

 - ① 施設の管理者、警察官、区の役員や自主防災組織の協力を得て、指定避難所の管理、運営を行う。
 - ② 指定避難所が閉鎖されるまで、日報に救助実施を記録し、収容状況を部責任者に報告する。
 - ③ 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握に努め、状況を避難対策班に報告する。また、部責任者は状況を府に報告する。
 - ④ 次の事項が発生したときは、直ちに情報班に報告する。
 - ア 受入れが可能となったとき。
 - イ 受入れ者が死亡したとき。
 - ウ 指定避難所に感染症が発生したとき。
 - エ その他緊急の対策を必要とする事態が発生したとき。
 - ⑤ 混乱防止のため、避難者心得、応急対策の実施状況・予定等の情報を掲示する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編	<p>⑥ 良好な生活環境維持のため、生活ルール、保健衛生等を徹底する。</p> <p>⑦ 避難行動要支援者の受入れ状況やニーズを把握し、区等と協力して支援する。</p> <p>⑧ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。</p> <p>⑨ <u>食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料を確保する。</u></p>
災害予防対策編	<p>(3) 指定避難所の管理、運営支援</p> <p>避難対策班は、避難所生活を支援するため、次の対策を行う。</p> <p>① 長期化した場合、自治運営組織づくりや男女のニーズの違い等に配慮したプライバシー保護対策を促進する。また、必要に応じて、入浴施設及び洗濯機等の確保を行う。暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。</p>
地震災害応急対策編	<p>② <u>女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</u></p>
風水害応急対策編	<p>③ <u>女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、</u></p>
その他災害応急対策編	<p><u>被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p>④ 福祉班等と連携し、避難所の避難行動要支援者向けの福祉サービス等を確保する。</p> <p>⑤ 情報総括班と連携し、避難所への掲示・配布用の広報紙等を確保する。</p> <p>⑥ 医療衛生班と連携し、巡回健康相談等のサービスを確保する。</p>
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	<p>⑦ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。</p> <p>⑧ <u>相談窓口を設置する（女性相談員の配置に配慮する。）。</u></p> <p>⑨ <u>家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p>
南海トラフ地震防災対策推進計画編	<p>⑩ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>⑪ <u>正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む。）等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。</u></p>
災害復旧・復興対策編	<p>⑫ <u>各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等の定期的な情報交換に努める。</u></p> <p>⑬ <u>指定避難所における新型インフルエンザ等感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、本部指揮部は、医療衛生班及び避難対策班と避難所の運営に必要な情報について協議し共有する。</u></p>
資料編	<p>(4) 避難者の他地区への移送</p> <p>市は、市内の避難所収容力の不足等により、他市の避難所等への移送が決定されたときは、市保有の車両又は借上げ車両により避難者を移送する。</p>

第3 指定避難所の早期解消のための取組み等

実施担当	避難対策班、総務班、建築物対策班
------	------------------

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った避難者への物資の安定供給等に努める。

なお、府、関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する避難者の低減に向けた方策を検討する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第3節 緊急物資の供給

市は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は、府に要請することができるとともに、府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認められるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送する。

第1 給水活動

実施担当	水道班、大阪府、大阪広域水道企業団
------	-------------------

市は、府及び府内水道（用水供給）事業体等の関係機関と相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

1. 市、府内水道（用水供給）事業体

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 耐震型緊急用貯水槽を活用した飲料水の応急給水の支援
- (2) 浄水池・配水池及びその周辺での活動拠点の設置
- (3) 重要給水施設での給水の実施
- (4) 貯水槽等からの給水、給水車・トラック等による運搬給水の実施
- (5) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による応急給水の実施
- (6) 給水用資機材の調達
- (7) 応援給水のために必要な情報の提供
- (8) ボトル水・缶詰水等の物資集積場所への配布
- (9) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (10) 市から供給する飲料水の水質検査

2. 大阪府

府は、市の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 府内水道（用水供給）事業体の給水拠点の活用に関する調整
- (2) 給水用資機材調達に関する総合調整
- (3) 給水活動に関する応援の調整、情報の提供
- (4) 飲料水の水質検査
- (5) ボトル水・缶詰水等の配布（災害時用備蓄水の配布）

第2 食料・生活必需品の供給

実施担当	給食班、物資班
------	---------

市は、府及び関係機関の協力を得て、迅速かつ円滑に食料・生活必需品を供給する。
なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

1. 市

発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。

不足する場合は、府等に応援を要請する。

他の市町村、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

2. 府への要請

市は、物資の調達が困難な場合、府に対し、必要量、受入れ拠点等を示して食料、毛布、日用品、炊き出し用燃料等の供給を要請する。

3. その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、市及び府からの要請があった場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 近畿農政局（大阪府拠点）
 応急用食料品（精米等）及び政府米の供給に関する連絡
- (2) 日本赤十字社大阪府支部
 毛布・日用品等の備蓄物資の供給
- (3) 近畿経済産業局
 生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達
- (4) 関西広域連合
 救援物資の調達に関して、国、全国知事会等との連絡・調整及び必要な物資の確保

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第4節 保健衛生活動

市は、府及び防災関係機関の協力を得て、感染症・食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

第1 防疫活動

実施担当	医療衛生班、環境衛生班、大阪府、(公社)大阪府看護協会、(一社)交野市医師会、(一社)交野市歯科医師会
------	---

市は、府及び関係機関の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携を図りながら、患者等の人権に配慮し、防疫活動を実施する。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、府と市が協力、連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

1. 市

- (1) 府及び関係機関の指導・指示により、次の防疫活動を実施する。
 - ① 消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - ② 鼠族・昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - ③ 指定避難所の防疫指導
 - ④ 臨時予防接種（予防接種法第6条）
 - ⑤ 衛生教育及び広報活動
- (2) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自ら防疫活動を行うことが困難なときは、府に協力を要請する。
- (4) その他、感染症法により、府の指示を受け必要な措置を行う。

2. 府

府は、次の措置を行う。

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。※
- (2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
- (3) 市に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。
- (4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (5) 予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要性があると認めたときは、臨時の予防接種を行い又は市に対して指示を行う。（予防接種法第6条）
- (6) 衛生教育及び広報活動を行う。
- (7) その他、感染症法により、自ら措置し又は市への必要な指示等を行う。

※ 一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マー

ルブルグ病、ラッサ熱)、二類感染症(急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。)、三類感染症(コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス)

第2 被災者の健康維持活動

実施担当	医療衛生班、福祉班、大阪府、(公社)大阪府看護協会、(一社)交野市医師会、(一社)交野市歯科医師会
------	---

市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災者の健康状態や栄養状態を十分に把握するとともに、助言・加療等の被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

1. 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所や社会福祉施設、応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談・訪問指導・健康教育・健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、市に助言する。

2. 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第3 保健衛生活動における連携体制

実施担当	医療衛生班、大阪府、防災関係機関
------	------------------

市は、保健衛生活動において、市域での対処が困難になった場合は、府及び関係機関に応援を要請する。

また、市は、発災後、迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施体制整備に努める。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第4 動物保護等の実施

実施担当 環境衛生班、大阪府

市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1. 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府及び府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2. 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 府は、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。
- (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 他府縣市との連絡調整及び応援要請を行う。

3. 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときには、府、交野警察署、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第5節 避難行動要支援者への支援

市は、府及び防災関係機関と協力しながら、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

なお、府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を被災市町村へ派遣し、支援する。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

実施担当	本部事務局、福祉班、医療衛生班、交野市区長会
------	------------------------

1. 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

市は、災害発生時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、府が示す指針に基づき、市が作成する「避難行動要支援者支援事業」に則して、地域の福祉関係者等をはじめ、必要に応じて地区や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の支援に努める。

なお、生命又は身体の安全及び財産を保護するうえで緊急を要するときは、本人同意のない避難行動要支援者情報についても個人情報保護に配慮しつつ、救助関係機関等に情報提供する。

また、府及び関係機関の協力を得て、保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見・保護に努める。

(2) 被災状況の把握

社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

2. 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅・指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

実施担当	福祉班、医療衛生班、建築物対策班、(社福)交野市社会福祉協議会
------	---------------------------------

避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、情報の提供についても、十分配慮する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

1. 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、交野市社会福祉協議会等と連携して、被災した避難行動要支援者に対して、居宅・指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、府及び関係機関の協力を得て、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2. 避難行動要支援者への緊急入所等

市は、府及び福祉関係機関の協力を得て、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、被災により、居宅・指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3. 広域支援体制の確立

市は、府に対して避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を提供し、必要に応じて介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行われるよう要請する。

第6節 被災者の生活支援

第1 支援体制

実施担当 各班、(社福) 交野市社会福祉協議会

市は、大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

また、市は、支援体制の整備にあたり、府の支援を受けるとともに、府が定めた「大阪府災害等応急対策実施要領」に基づき、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行う。

第2 住民等からの問い合わせ

実施担当 情報総括班、市民班、消防班、大阪府警察本部 (交野警察署)

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、交野警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待を受けた者や、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第7節 社会秩序の維持

市及び防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努め、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定及び必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第1 住民への呼びかけ

実施担当 情報総括班

市は、各種の応急対策の推進や実情周知による心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

実施担当 本部事務局、情報総括班、大阪府警察本部（交野警察署）、交野市区長会

交野警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

実施担当 総務班、北大阪商工会議所

市及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。

1. 物価の安定

市は、買い占め・売り惜しみをする業者に対して勧告・公表等を含む適切な措置を講ずるよう府に要請する。

2. 消費者情報の提供

市は、北大阪商工会議所と連携して、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3. 生活必需品等の確保

市は、北大阪商工会議所と連携して、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については事業者と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4. 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第8節 ライフラインの確保

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。なお、災害により途絶したライフライン施設について、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給及びサービス提供を行う。

第1 被害状況の報告

実施担当	水道班、 <u>インフラ対策班</u> 、西日本電信電話(株)等、 <u>KDD I 株式会社</u> （関西総支社）、 <u>ソフトバンク(株)</u> 、 <u>楽天モバイル(株)</u> 、 <u>関西電力(株)</u> 、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、 <u>大阪ガス(株)</u> 、 <u>大阪ガスネットワーク(株)</u>
------	---

ライフライン事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、市に報告する。

第2 上水道

実施担当	水道班、 <u>情報総括班</u> 、 <u>本部事務局</u> 、 <u>大阪広域水道企業団</u>
------	---

(1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに止水に努めるとともに、施設の稼働停止又は制限を行い、必要に応じて消防本部や交野警察署及び住民に通報する。また、災害時用井戸は、災害発生時に生活用水として利用するためのもので、飲用水としての利用はできない事などを必要に応じて住民に周知する。

(2) 応急給水

- ① 市は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。
- ② 給水車・トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- ③ 被害状況や復旧の難易度を勘案して、医療機関等の重要給水施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。
- ④ 被害状況等によっては協定や要請に基づき、他の水道事業者等の応援を要請する。
- ⑤ 市域で震度5弱以上を観測し、市独自ですべての応急復旧体制を整えることが困難な場合は、府と市町村が協力して設置する「大阪広域水道企業団震災対策中央本部」に支援を要請する。

(3) 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関、報道機関に伝達するとともに、ホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで、住民等への幅広い広報に努める。

第3 下水道

実施担当	<u>インフラ対策班</u> 、 <u>情報総括班</u>
------	-------------------------------

(1) 応急措置

- ① 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発電機による

ポンプ運転を行う。

- ② 下水管渠の被害には、汚水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- ③ 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防本部や交野警察署及び住民に通報する。

(2) 応急対策

- ① 被害状況に応じて、緊急度の高いものから応急対策を行う。
- ② 被害状況等によっては協定や要請に基づき、他の下水道管理者の支援を要請する。

(3) 広報

- ① 生活水の節水に努めるよう広報する。
- ② 被害状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関及び報道機関に伝達し、住民に広報する。

第4 電気通信

実施担当	西日本電信電話(株)等、KDD I (株) (関西総支社)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
------	---

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ① 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- ② 通信疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ③ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- ④ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急対策

- ① 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一として速やかに実施する。
- ② 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のある工事を優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- ③ 応急復旧にあたっては、行政機関や他の事業者と連携し早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策については、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第5 電力

実施担当	関西電力(株)、関西電力送配電(株)
------	--------------------

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災等の二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、消防本部、交野警察署及び住民に通報する。

(2) 応急供給

- ① 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

害状況の把握に努める。

- ② 被害状況によっては他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- ③ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- ④ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、住民に広報する。

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第6 ガス

実施担当	大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)
------	-----------------------

(1) 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防装置を講ずるとともに、市、消防本部、交野警察署及び住民に通報する。

(2) 応急供給

- ① 被害状況や復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- ② 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ③ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ① 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を住民に広報する。
- ② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧事業等の広報に努める。

第9節 交通の維持復旧

鉄道及び道路の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 交通の安全確保

実施担当	インフラ対策班、 <u>近畿地方整備局</u> 、大阪府、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)、京阪バス(株) (交野営業所)、 <u>西日本高速道路(株)</u> (関西支社)
------	--

1. 被害状況の報告

各施設の管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市に報告する。

2. 各施設の管理者における対応

(1) 鉄道施設

- ① 地震の場合は、予め定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- ② 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防本部、交野警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ③ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設

- ① 地震の場合は、予め定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- ② 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防本部、交野警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ③ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等の適切な措置を講ずる。

第2 交通の機能確保

実施担当	インフラ対策班、 <u>近畿地方整備局</u> 、大阪府、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)、京阪バス(株) (交野営業所)、 <u>西日本高速道路(株)</u> (関西支社)
------	--

1. 障害物の除去

各管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

2. 各施設管理者における復旧

(1) 鉄道施設

- ① 線路、保安施設、通信施設等の列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況・緊急性・復旧の難易度等を考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- ② 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。
- ③ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	<p>(2) 道路施設</p> <p>① 被害状況・緊急性・復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁・トンネル等の復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。</p> <p>自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。</p>
災害予防対策編	
地震災害応急対策編	<p>② 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。</p> <p>③ <u>復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行うとともに、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。</u></p>
風水害応急対策編	<p>④ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。</p>
その他災害応急対策編	
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	
南海トラフ地震防災対策推進計画編	
災害復旧・復興対策編	
資料編	

第10節 農産業関係応急対策

市及び農業協同組合は、農産業に関する応急対策を講ずる。

実施担当	インフラ対策班、北河内農業協同組合
------	-------------------

1. 農業用施設

市は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

2. 農作物

(1) 技術の指導

市及び農業協同組合は、府の協力を得て、農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起し等の応急措置の技術指導を行う。

(2) 主要農作物種子の確保、あっせん

市は、府に対して、水稻、小麦、大豆の種子の確保、災害応急種子もみのあっせん等を要請する。

(3) 園芸種子の確保あっせん

市は、府に対して、園芸種子需給安定措置要綱に基づく、一般社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんに要請する。

(4) 病虫害の駆除

府が行う病虫害発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病虫害防除指導に協力する。

3. 畜産

市は、府の協力を得て、家畜伝染病の予防等を行い家畜被害の未然防止に努める。

(1) 家畜伝染病の防止

- ① 府及び畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。
- ② 必要に応じ、家畜伝染病防疫対策本部を設置し、府と協力して伝染病の発生防止に努める。
- ③ 伝染病発生畜舎等の消毒を実施する。
- ④ 必要に応じ、家畜伝染病予防法に基づき、家畜防疫員の派遣を要請について、府と協議する。

(2) 一般疾病対策

一般疾病の発生に際しては、治療を要する場合は、獣医師会に対し、協力を要請する。

(3) 飼料対策

被害状況及び家畜数に応じて必要量を取りまとめ、国に供給を要請する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第11節 住宅の応急確保

市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

第1 住宅の応急確保

実施担当 建築物対策班、大阪府

1. 実施者

応急仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理は、災害救助法により知事が行うが、市長に委任された場合には、災害救助法の実施要領をふまえ、次のように行う。

2. 被災住宅の応急修理

市は、府から委任された場合には、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者について、住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最少限度の部分を応急修理する。

3. 住居障害物の除去

- (1) 市は、府から委任された場合には、がけ崩れや浸水等により、居室・炊事場・玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしても除去できない者に対して障害物の除去を行う。
- (2) 府は、市から障害物の除去について、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。

4. 応急仮設住宅の建設

市は、府から委任された場合には、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、建設場所、建設戸数等について十分に調整し、二次災害にも十分配慮したうえで、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

- (1) 建設型応急住宅の管理は、住民等の協力を求めて行う。
- (2) 府と協力し、集会施設等の生活環境の整備を促進する。
- (3) 建設型応急住宅を供与期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- (4) 高齢者、障がい者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。

5. 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、市と府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を

防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

6. 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

7. 公共住宅への一時入居

市は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じて、府等と連携して、公営住宅の空き家への一時入居の措置を講ずる。

8. 住宅に関する相談窓口の設置等

市は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第2 罹災証明の発行

実施担当	市民班、交野市区長会
------	------------

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

なお、地区等は家屋被害認定調査に協力し、地区内の被害状況や地理を説明する。

(1) 被害家屋調査の準備

市は、被害状況の速報を基に、税務関係職員を中心とした調査員を確保する。また、調査担当地区と担当調査員の編成表を作成し、調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(2) 被害家屋調査の実施

被害家屋を対象に2人1組で被害程度を被災者から聴き取り、実測等により調査し、調査票に記録する。

(3) 罹災台帳の作成

調査票を基に、罹災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

(4) 罹災証明書の発行

罹災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋の罹災証明書を発行する。

(5) 再調査の申出と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

市は、申出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明書を発行する。

なお、判定が困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

ふまえ、市長が判定する。

(6) 罹災証明に関する広報

罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

第12節 応急教育及び保育対策

市は、地震が発生した場合、園児・児童・生徒の保護及び教育施設の保全措置を講ずるとともに、施設の被害又は児童・生徒の被災により、通常の教育が行えない場合に対処し、教育施設の応急復旧と被災園児・児童・生徒に応急教育を実施する。

第1 緊急保護対策

実施担当 避難対策班、児童・生徒対策班、園児対策班、給食班、議会班

1. 園児・児童・生徒の保護

- (1) 地震が発生した場合、市長、教育長若しくは校（園）長の状況判断により、休校（園）措置等を行うなどの臨機の処置をとる。
- (2) 授業開始後にあつて施設の安全が確保されない場合は、注意事項を徹底させ早急に帰宅させる。ただし、保護者不在の者又は居住区域に危険のおそれがある者は、指定避難所で保護する。
- (3) 登校前に休校（園）措置を決定したときは、直ちにその旨を確実な方法で保護者・児童・生徒等に周知する。
- (4) 校（園）長は、休校（園）措置をとった場合は、直ちに市長若しくは教育長に報告する。
- (5) 校（園）長は、府教育委員会からラジオ・テレビ等を通じて統一的な指示が行われた場合は、その指示に従って適切な措置をとる。

2. 教育施設の保全

教育施設の被害を最小限にするため、校（園）長は、施設の保全措置を講ずるとともに、特に火災等の二次災害の予防、停電・断水等に対する応急措置を講ずる。

避難対策班は、学校に指定避難所を開設する場合、授業の維持・再開を考慮して、あらかじめ定める指定避難所の利用スペース・設備等を校（園）長に確認して、本部事務局に連絡する。

第2 教育施設の応急整備

実施担当 建築物対策班

- (1) 教育施設に被害が発生した場合は、施設管理者は建築物対策班に速やかにその状況を報告する。
- (2) 建築物対策班は、被害状況を記録、撮影し、速やかに施設の応急復旧を実施するとともに、本部事務局に連絡し、代替校舎の確保などの調整に努める。

第3 応急教育体制の確立

実施担当 児童・生徒対策班、給食班

1. 応急教育の実施

- (1) 応急教育
 - ① 校舎の大部分が使用できないときは、隣接の学校等の適当な施設を利用する。
 - ② 長期にわたる休業の場合については、自宅学習又は各地の組織に区分して応急教育を実施す

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

るとともに、家庭訪問等を実施し、児童・生徒の被災状況の把握に努める。

③ 学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(2) 応援要請

市での応急教育体制の確保が困難な場合は、府教育委員会に応急教育の指導助言、教職員の確保、他市町村への児童・生徒の受入れについて要請し、必要に応じて児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

2. 学校給食の応急措置

市は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧等の措置を講ずる。

第4 就学援助等

実施担当	児童・生徒対策班、園児対策班、大阪府
------	--------------------

1. 就学援助等に関する措置

市は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

2. 学用品の支給

(1) 学用品の支給は、住家の災害により学用品を失うなど就学上支障のある園児・児童・生徒に対して行う。

(2) 学用品の支給は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ① 教科書及び教材
- ② 文房具
- ③ 通学用品

(3) 学用品の支給を必要とするとき、校（園）長は、補給を要する学用品の実数を直ちに教育委員会に報告し、この報告に基づき教育委員会が認定を行い、業者から調達し供給する。

3. 健康維持の実施

市及び校（園）長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、四條畷保健所・子ども家庭センター等の機関と連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第5 給食の措置

実施担当	給食班
------	-----

学校給食はできる限り継続実施する。ただし、次のような事情が発生した場合については一時的に中止する。なお、給食再開にあたっては衛生管理に十分注意すること。

(1) 災害が広範囲にわたり、災害救助法のための炊き出しに学校給食施設を使用した場合

- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- (3) 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想される場合
- (4) 職員の確保や給食物資の調達が困難な場合
- (5) その他給食の実施が外因的事情により不可能な場合

第6 保育安全計画

実施担当	園児対策班
------	-------

保育所等の施設については、上記の計画に準じて保育園児の安全に十分考慮するとともに、保護者との連携を密に実施する。

第7 文化財

実施担当	社会教育課
------	-------

指定災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理責任者）は、被害状況を調査し市社会教育課文化財係に報告する。

また、市は、被害報告を府教育庁文化財保護課に報告する。

府教育文化財保護課は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市社会教育課文化財係を経由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第13節 廃棄物の処理

市は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

第1 ごみ処理

実施担当	廃棄物処理班
------	--------

1. 初期対応

- (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2. 処理活動

(1) 市

ごみの処理は、四條畷市交野市清掃施設組合で行うが、必要に応じて他市へごみの受入れを要請する。

- ① 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- ② 必要に応じて、一時保管場所を設置する。
- ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- ④ ごみの分別、排出ルールを住民に周知、徹底する。
- ⑤ 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- ⑥ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的な処理を行う。

(2) 府

市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

第2 し尿処理

実施担当	廃棄物処理班
------	--------

1. 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

2. 処理活動

(1) 市

収集したし尿は、乙辺浄化センターで処理するが、必要に応じて、府、他市へし尿の受入れを要請する。

- ① 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。

- ② 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの環境衛生の保全を図る。
- (2) 府
 - ① 府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。
 - ② 市から災害し尿等の収集運搬について協力要請があった場合には、別に締結する協定書に基づき、大阪府衛生管理協同組合に対して支援協力を要請する。

第3 災害廃棄物等処理

実施担当	廃棄物処理班、インフラ対策班
------	----------------

1. 初期対応

- 災害発生直後から、次の点に留意して処理計画を立て、必要な体制等を確保する。
- (1) 損壊建物数等の情報を収集し、発生する災害廃棄物等の種類等を勘案し、全体量を把握する。
 - (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、大量の災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2. 処理活動

- (1) 市
 - ① 被災者生活支援法による解体・撤去が適用された損壊建築物については、市が行う。
 - ② 災害廃棄物等処理については、危険なもの及び通行上支障のあるもの等を優先して収集・運搬する。
 - ③ 災害廃棄物等は、適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、処分量の減量化を図る。
 - ④ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止、住民及び作業員の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
 - ⑤ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
 - ⑥ 必要に応じて、府及び近隣市町村並びに関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。
 - ⑦ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。
- (2) 府
 - ① 市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、最終処分までの処理ルートの確保を応援する。
 - ② 市の災害廃棄物等処理の進行管理等を行うため、全体処理計画を作成する。
全体処理計画に基づき、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。
 - ③ 市が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び一般社団法人大阪府清掃事業連合会に対して協力を要請する。
 - ④ 府域で災害廃棄物等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルートを確保するため、関西広域連合、他の府県や国に対し応援を要請する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

- ⑤ 災害発生時に発生する廃棄物に対応するため、府内市町村を含む関係団体等の連携・協力のもと、処分場の能力維持及び代替性・多重性を確保する観点から、大阪湾フェニックス事業の推進に努める。
- ⑥ 必要に応じて、近畿地方整備局と港湾内における災害廃棄物の仮置場の確保について調整する。

第14節 遺体対策

市及び交野警察署は、遺体対策について、必要な措置をとる。

第1 交野警察署

実施担当	大阪府警察本部（交野警察署）
------	----------------

1. 災害発生地域における遺体の早期収容に努め、医師との連携に配慮し、迅速に検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。
2. 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市及び関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

第2 市

実施担当	福祉班、市民班
------	---------

1. 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体については、警察による検視（死体調査）、医師による検案（死因その他の医学的検査）を行う。
2. 身元不明の遺体については、交野警察署その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
3. 遺族が遺体対策を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が必要に応じて民間の葬儀社と連携し、実施する。
 - (1) 遺体の洗浄・消毒等の処置を行う。
 - (2) 遺体への対処やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
 - (3) 仮埋葬をしなくても済むような遺体対策の検討に努める。
 - (4) 遺体の火葬・遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講ずる。
4. 遺体安置所の設定
 - (1) 多数の遺体が発生した場合に備えて、避難者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
 - (2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うため、警察、その他の関係機関と連携を図る。
 - (3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
 - (4) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
 - (5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
 - (6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄する

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

<p>総則編</p>	<p>ために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。</p> <p>(7) 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。</p> <p>(8) 自ら遺体対策の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。</p>
<p>災害予防対策編</p>	
<p>地震災害応急対策編</p>	
<p>風水害応急対策編</p>	
<p>その他災害応急対策編</p>	
<p>東海地震の警戒宣言に伴う対応編</p>	
<p>南海トラフ地震防災対策推進計画編</p>	
<p>災害復旧・復興対策編</p>	
<p>資料編</p>	

第15節 自発的支援の受入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、防災関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

第1 ボランティアの受入れ

実施担当	福祉班、(社福) 交野市社会福祉協議会
------	---------------------

市は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、交野市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関と連携し、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有把握するものとする。

また、市は、府と連携し、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

1. 受入れ

(1) 活動内容

市は、次の活動内容のボランティアの支援を得る。

- ① 指定避難所内における給食・清掃等の運営補助
- ② 被災者に対する炊き出し
- ③ 救助物資の仕分け・配布
- ④ 高齢者・障がい者等避難行動要支援者の介助
- ⑤ 被災者のニーズ把握や安否確認
- ⑥ 在住外国人への通訳
- ⑦ その他被災者に対する支援活動

(2) 人材の確保

福祉班は、市が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、交野市社会福祉協議会に連絡する。

(3) 受入れ窓口の開設

交野市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口（災害ボランティアセンター）を開設する。

また、被災者ニーズ等への対応を図るため、発災時における対応等について、大阪府社会福祉協議会との情報交換に努める。

2. 活動支援体制

市は、災害ボランティアセンターの活動を支援する。

(1) 必要資機材及び活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

(2) 災害情報の提供

ボランティア関係団体に対して災害の状況、災害応急対策の実施状況等の情報を提供する。

第2 義援金・物資の受付・配分

実施担当 福祉班、物資班、総務班、(社福) 交野市社会福祉協議会

1. 義援金

(1) 受付

- ① 福祉班、総務班は、義援金の受付窓口を開設し、本市の被災者あてに寄託される義援金を受け付ける。
- ② 日本赤十字社大阪府支部に寄託される義援金は、総務班において受け付ける。
- ③ 大阪府共同募金会に寄託される義援金は、交野市社会福祉協議会において受け付ける。

(2) 配分

- ① 総務班は、本市の被災者あてに寄託された義援金及び府、日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。
- ② 義援金の配分については、配分方法、伝達方法等を協議のうえ、配分計画を作成する。
- ③ 定められた方針及び所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

2. 義援物資

(1) 受付

物資班は、義援物資の受付窓口を開設し、本市の被災者あてに寄託される義援物資を物資輸送拠点（総合体育施設）で受け付ける。

なお、事前に内容を確認できない個人による物資は受け付けないこととし、被災者が必要としている物資の募集広報に努める。

(2) 配分

- ① 本市の被災者あてに寄託された義援物資及び府、日本赤十字社等から配分を委託された義援物資を配分する。
- ② 義援物資の配分については、配分方法等を協議のうえ、配分計画を作成する。
- ③ 配分計画に基づき、義援物資を避難所等へ搬送し、配分する。
- ④ 配分は、避難所内住民組織、ボランティア等の協力を得て実施する。
- ⑤ 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、物資輸送拠点（総合体育施設）で保管する。

3. 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

第3 海外からの支援の受入れ

実施担当	人事班
------	-----

市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1. 国との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

2. 支援の受入れ

- (1) 次のことを確認の上、受入れの準備をする。
 - ① 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - ② 被災地域のニーズと受入れ体制
- (2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ① 案内者、通訳等の手配
 - ② 活動拠点、宿泊場所等の確保

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第16節 広域一時滞在への対応

実施担当 本部事務局、物資班、福祉班、避難対策班

市は、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、市への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行い、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、府は、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。市長は、協議を受けた際は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

【風水害応急対策編】

市の各部課、各防災関係機関は、この計画を円滑に運用するため、災害応急対策活動マニュアルを事前に作成して、誰が・いつ・何を・どのように行うのか明らかにしておく。

また、訓練・演習の後は、本計画を検証し、必要に応じて修正案を防災会議事務局に提出するとともに、人事異動の際は、災害応急対策活動マニュアルに記載した担当者（誰が）を引継ぎする。

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の収集伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、気象予警報その他災害に関する情報等を各防災関係機関の有機的な連携のもとに、迅速かつ的確に収集伝達してその周知徹底を図り、的確な応急対策の実施に資する。

なお、大阪管区气象台及び府は、参考となる警戒レベルを附して気象予警報の伝達、周知する。

第1 気象情報等の監視

実施担当 | 本部事務局、消防班、大阪管区气象台、防災関係機関

市及び防災関係機関は、気象状況や警報等の発表を防災情報システム、テレビ、ラジオ、ホームページ等で監視し、状況の把握と予測を行う。

(1) 注意報

大阪管区气象台より、気象現象等によって災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報が発表される。

種 類		発表基準
気象注意報	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上。
	雷注意報（注6）	落雷等により被害が予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」である。 ①表面雨量指数基準 15 ②土壌雨量指数基準 87
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」である。 ①流域雨量指数基準 天野川流域 (12.7) ②流域雨量指数基準 北川流域 (6.9) ③複合基準※1 天野川流域 (9、10) ④複合基準※1 北川流域 (7、6.9)

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

(2) 警報

大阪管区气象台より、気象現象等によって重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報が発表される。

種 類		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上。
	大雨警報（注4）	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。 ①表面雨量指数基準 20 ②土壌雨量指数基準 130
地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。 ①流域雨量指数基準 天野川流域 (15.9) ②流域雨量指数基準 北川流域 (8.7) ③複合基準※1 天野川流域 (9、13.8) ④複合基準※1 北川流域 (12、8.3)

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予警報規程第3条)

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予警報規定第12条)

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない。

注5 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称（交野市は東部大阪）」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

(3) 特別警報

大阪管区气象台より、気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために市町村毎に特別警報が発表される。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合である。災害がすでに発生又は切迫している状況であり、 <u>命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す「警戒レベル5」に相当。</u>
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

(4) 気象情報

大阪管区气象台は、気象等の予報に係るもの、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。

なお、竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表しており、有効期間は発表から約1時間、発表後すみやかに防災機関や報道機関へ伝達される。

(5) 土砂災害警戒情報

府及び大阪管区气象台は、大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。

市は、土砂災害警戒情報に基づき、避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条）

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

※土壌雨量指数とは、土砂災害発生危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

(6) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の概要

種 類	概 要
<p>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</p>	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：<u>命に危険が及ぶ土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。</u> ・「危険」（紫）：<u>土砂災害警戒区域等の外へ避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：<u>土砂災害警戒区域等の外へ高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：<u>重大な洪水災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。</u> ・「危険」（紫）：<u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

第2 気象警報等の伝達

実施担当 各班、大阪府、大阪管区気象台

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

交野市域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合は、速やかに市長、副市長及び各部長にその旨を伝達する。

1. 勤務時間外の措置

消防本部は、危機管理室長に連絡し、警報等の発表の覚知を確認する。

また、各職員への伝達は、動員連絡体制により行う。

2. 住民への伝達

(1) 府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。

特に、台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。

(2) 市は、防災行政無線、広報車、警鐘等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

(3) 市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努める。

(4) 道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとし、その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

3. 学校、社会福祉施設等への伝達

各部署は、所管する市施設への伝達を行う。

また、教育委員会は、各学校への伝達を、福祉部は、各社会福祉施設への伝達を行う。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

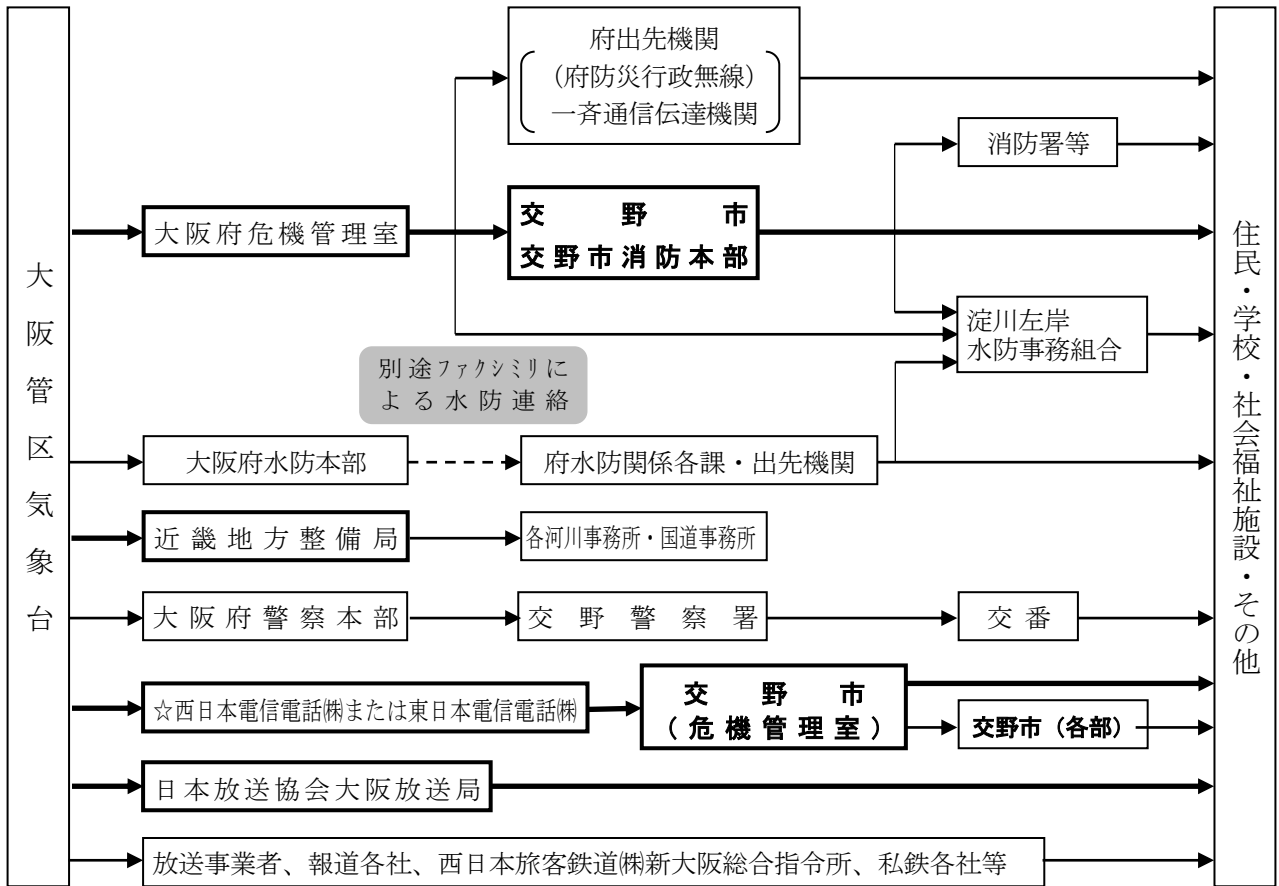
東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

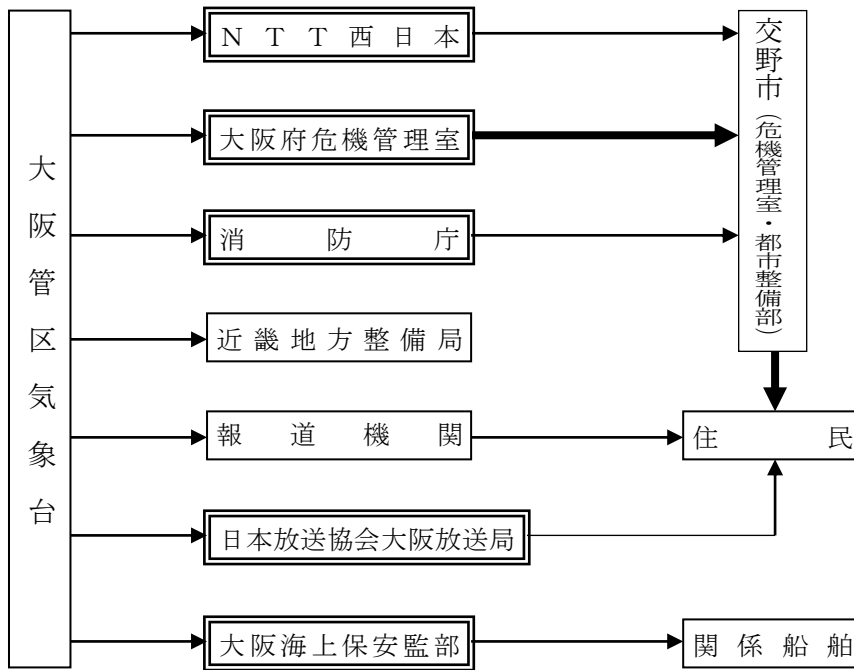
資料編

気象予警報の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、警報のみ
 3 放送事業者とは朝日放送グループホールディングス(株)、(株)毎日放送、読売テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)エフエム大阪、(株)日経ラジオ社大阪支社、(株)ジェイコムウエスト、(株)テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送(株)、テレビ大阪(株)、(株)FM802 (FMCO. CO. LO) の 11 社である。
 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の 6 社である。
 5 私鉄各社は、近畿日本鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、北大阪急行電鉄(株)、(株)大阪港トランスポートシステム、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄(株)、大阪市高速電気軌道(株)、大阪モノレール(株)の 11 社である。

特別警報の伝達経路



- (注) 1 二重線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
 2 太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第3 水位周知河川の水位到達情報の伝達

実施担当 本部事務局、人事班、インフラ対策班、消防班

1. 水位周知河川

知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により府民経済上、相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川であり、水位到達情報を発表する。

大阪府内で26河川指定されており、交野市に影響がある河川は天野川、穂谷川である。

2. 水位到達情報

知事から天野川、穂谷川の水位到達情報（避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位））が発表された場合、危機管理室長又は都市整備部長は、速やかに市長及び相互に伝達し、市長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達するとともに、防災行政無線、広報車等により住民への周知を図る。

水位到達情報

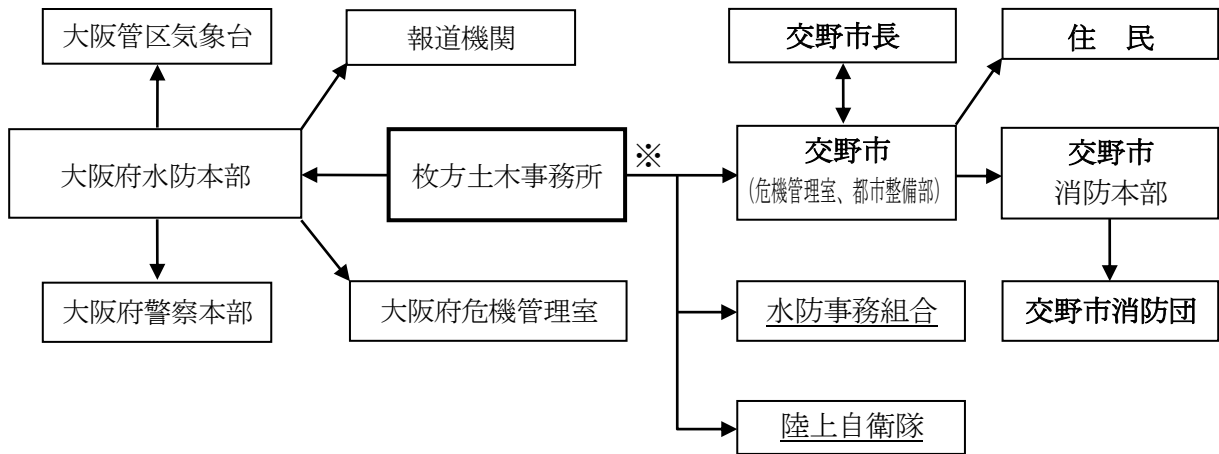
発表情報	発表の基準
氾濫警戒情報	対象量水標で避難判断水位に到達した場合
氾濫危険情報（洪水特別警戒水位到達情報）	対象量水標で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合
氾濫発生情報	水位周知区間で氾濫が発生した場合

※避難判断水位とは、「氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位（水防法第13条で規定された特別警戒水位）」

洪水区域及び基準水位

河川名		区域	延長 (km)	対象 量水標		氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)
天野川	左岸	交野市藤が尾1丁目地先（天野川橋下流端）から淀川合流点まで	6.5	全区域	禁野橋	3.50	4.30	4.50
	右岸	交野市私市5丁目地先（天野川橋下流端）から淀川合流点まで						
穂谷川	左岸	枚方市田口5丁目地先（穂谷川新橋下流端）から淀川合流点まで	3.4	全区域	山垣内橋	2.25	2.60	2.70
	右岸	枚方市招提南町3丁目地先（穂谷川新橋下流端）から淀川合流点まで						

水位到達情報の連絡系統図



※土木事務所の代理で、府水防本部から連絡する場合がある。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第4 水防警報の伝達

実施担当 本部事務局、人事班、インフラ対策班、消防班

府知事から天野川、穂谷川の水防警報が発表された場合、危機管理室長又は都市整備部長は速やかに市長及び相互に伝達し、市長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達する。

また、天野川の水位が特別警戒水位に到達した旨の情報を得た場合は、防災行政無線、広報車等により住民への周知を図る。

水防警報発令の段階

段階	種類	内 容	発表基準
第1	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により、必要と認められるとき。
第2	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能の点検、通信および輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により、必要と認められるとき。
第3	出動	1) 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 2) 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	1) 氾濫注意情報等により、または水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 2) 氾濫警戒情報等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
第4	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

水防警報の発令の時期

種 別	大阪府知事指定
河川名	天野川
準 備	水防団待機水位（通報水位：枚方市禁野橋：1.00m）に達したとき（ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみの場合は別途判断する。）
出 動	①氾濫注意水位（枚方市禁野橋：3.50m）に達したとき ②氾濫注意水位に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき
解 除	水位が氾濫注意水位以下になり、水防活動を必要としなくなったとき
準備解除	水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、または、水防団待機水位（通報水位）を上回っている状況で大雨（洪水）注意報が解除されたとき

種別	大阪府知事指定
河川名	穂谷川
準備	水防団待機水位（通報水位：枚方市山垣内橋：1.00m）に達したとき（ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみの場合は別途判断する。）
出動	①氾濫注意水位（枚方市山垣内橋：2.25m）に達したとき ②氾濫注意水位に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき
解除	水位が氾濫注意水位以下になり、水防活動を必要としなくなったとき
準備解除	水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、または水防団待機水位（通報水位）を上回っている状況で大雨（洪水）注意報が解除されたとき

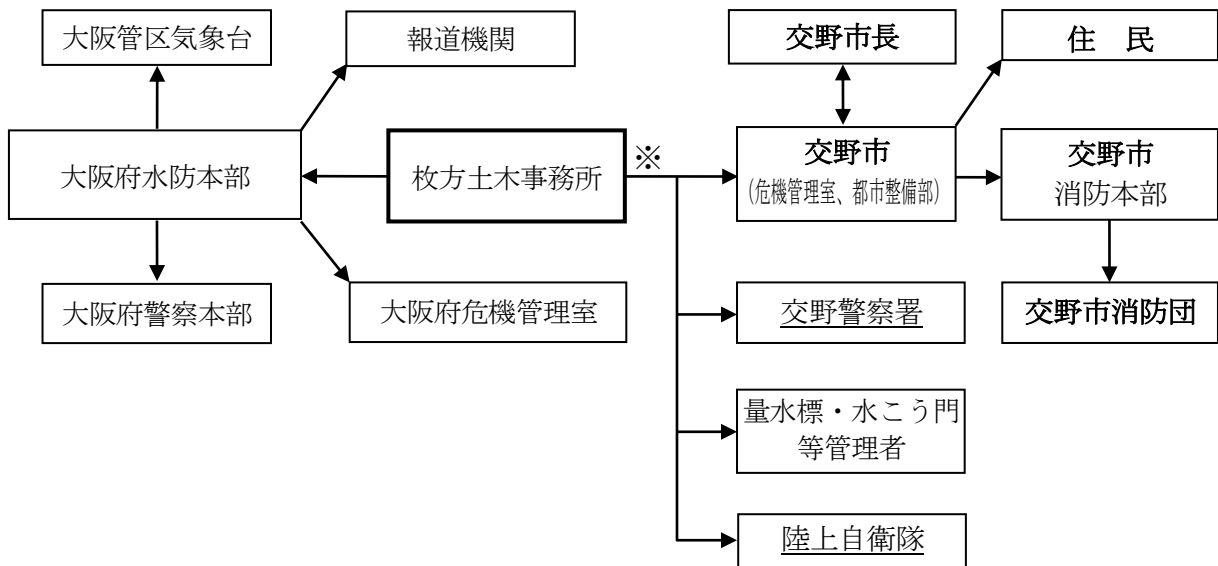
注) 「待機」は省略。

「出動」は①を基本とするが、急激な水位上昇の場合には②もありうる。

「準備解除」は、「準備」を発表したが「出動」及び「解除」が発表されない場合に発表。

「水防団待機水位」、「氾濫注意水位」とは、上記の水防活動の基準として、水防警報を行う河川について河川管理者が設定した水位である。

知事の行う水防警報連絡系統図



※土木事務所の代理で、府水防本部から連絡する場合がある。

第5 雨量・水位の解析等

実施担当	本部事務局、インフラ対策班、大阪府
------	-------------------

市は、土砂災害や洪水に注意を要する場合、警戒・避難活動等に備えて雨量や水位を監視し、災害が発生するおそれがある地区や時期を予測し、出来る限り市民に伝達を行うよう努める。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

1. 解析

(1) 雨量

大阪府河川防災情報の雨量観測所

観測所名	流域河川名	所在地	管理者	観測者	既往日降雨量
星田	たち川	交野市星田 3351地先	枚方土木 事務所長	所員 TEL 072(844)1331	H11.8.10 184mm

大阪府土砂災害予警報システム土石流テレメーター観測局

観測局名	所在地
倉治	交野市神宮寺2丁目9-12
森南	交野市森南2丁目447-2
妙見東	交野市妙見東3-5001-146
星田西	交野市星田西3-28-1

(2) 水位

河川水位観測所

観測所名	河川名	通報水位 ^{※1} 警戒水位 ^{※2}	所在地	管理者	観測者	既往 最高水位 (最高標読)
禁野橋	天野川	1.00 3.50	枚方市 禁野	枚方土木 事務所長	所員 TEL 072(844)1331	H11.8.11 3.47m
山垣内橋	穂谷川	<u>1.00</u> <u>2.25</u>	枚方市 牧野阪	〃	〃	<u>S42.7.9</u> <u>3.35m</u>

※1 通報水位は、水防団待機水位（通報水位）を表す

※2 警戒水位は、氾濫注意水位（警戒水位）を表す

危機管理型水位計観測所

観測所名	河川名	所在地	管理者	水位計種類
西長砂橋	前川	交野市私部西3丁目	枚方土木 事務所長	超音波式
前田橋	北川	枚方市村野南町	枚方土木 事務所長	超音波式

ため池水位観測所

観測所名	施設	通報水位	余水吐底より 堤防天端まで	所在地	管理者
		警戒水位			
星田大池	テレメーター	余水吐敷高 1.75m	4.0m	交野市星田7丁目	中部農と緑 事務所長

2. 情報提供

市及び府は、雨量、水位の情報を、ホームページ等で住民にリアルタイムに提供する。

第6 異常現象発見時の通報

実施担当 本部事務局、大阪府警察本部（交野警察署）

災害が発生するおそれのある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官等に通報する。
 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

1. 水害（河川・ため池）

- (1) 堤防の亀裂又は欠け・崩れ
- (2) 堤防からの越水
- (3) 堤防の天端の亀裂又は沈下 等

2. 土砂災害

- (1) 土石流
 - ① 山鳴り
 - ② 降雨時の川の水位の低下
 - ③ 川の流れの濁り及び流木の混在 等
- (2) 地すべり
 - ① 地面のひび割れ
 - ② 沢や井戸水の濁り
 - ③ 斜面からの水の吹き出し 等
- (3) がけ崩れ
 - ① 湧き水の濁り
 - ② がけの亀裂
 - ③ 小石の落下 等
- (4) 山地災害
 - ① 湧き水の量の変化（増加又は枯渇）
 - ② 山の斜面を水が走る 等

第7 土砂災害警戒情報の伝達

実施担当 本部事務局、インフラ対策班、大阪府警察本部（交野警察署）、大阪管区气象台

府及び大阪管区气象台は、大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。

土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当し、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。

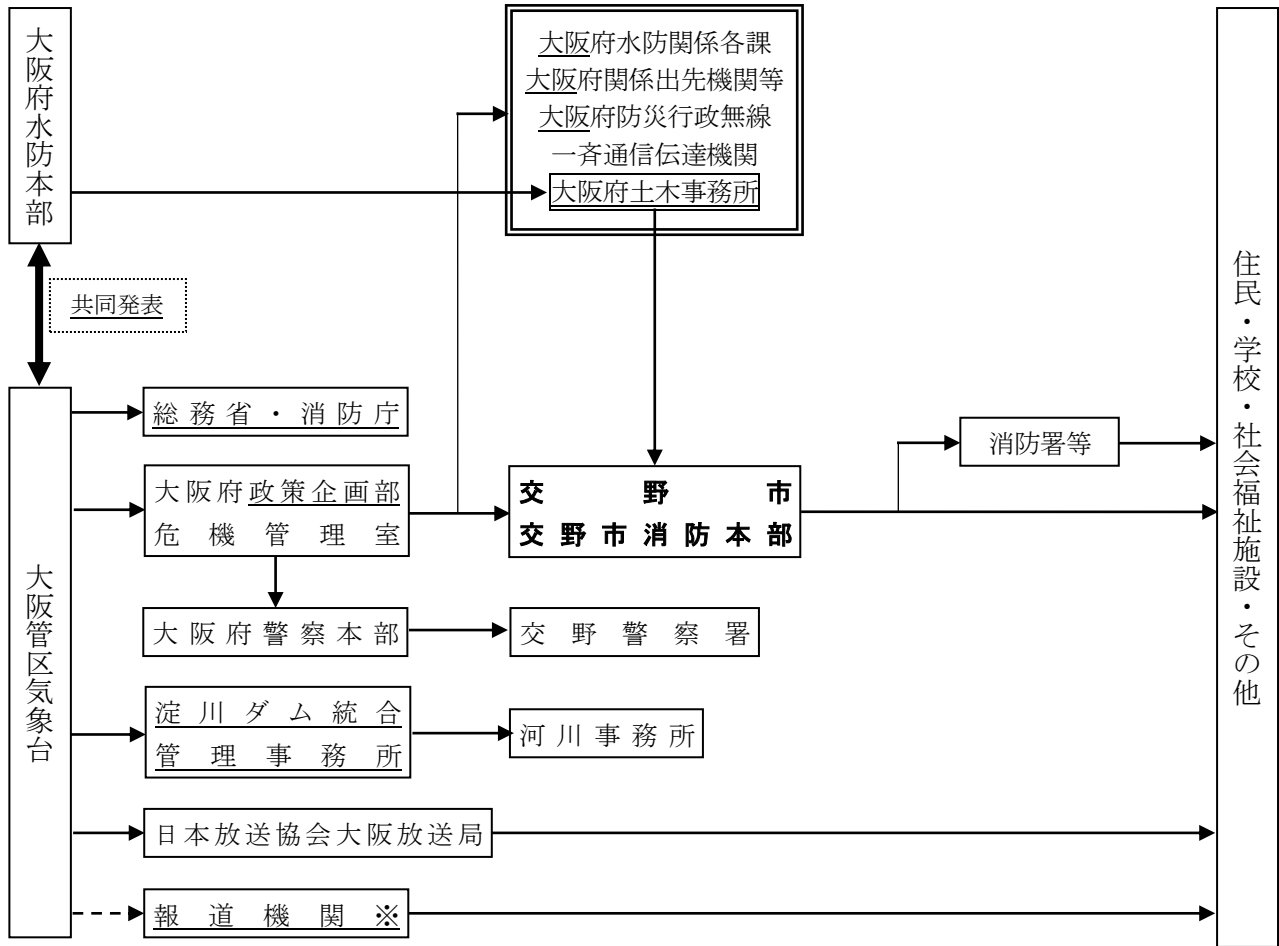
市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒区域に対して、避難指示等を発令するかどうか判断し、防災行政無線や広報車、緊急速報メール、ホームページなど様々な手段を用いて、市民に呼びかけを行う。

また、各土砂災害警戒区域の区長に対し、パトロールや避難等の自主防災活動の参考となる情報（雨量、警報等）を、伝達する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

なお、各土砂災害警戒区域における避難・救助の方法は、本章「第4節 避難誘導」及び第2章「第5節 救助・救急活動」に準ずる。

土砂災害警戒情報の関係機関への伝達系統図



※東京キー局・気象業務支援センター等の他機関を介した伝達

第2節 組織動員

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害の防御及び被害の軽減等災害応急対策を実施するため、必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

また、短期風水害対応の場合には、災害応急対策が一部の部局のみの負担とならないよう配慮し、全庁的な対応を行うよう別で定めるものとする。

第1 組織体制

実施担当	各班
------	----

危機管理室長は、災害発生のおそれがある場合には、情報の収集・分析等を行う体制をとる。

1. 警戒体制の設置

(1) 設置基準

- ① 20mm以上の時間雨量があるとき
- ② 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき
- ③ 水防警報（準備）が発表されたとき
- ④ 土砂災害相互通報基準に達したとき
- ⑤ その他、危機管理室長が必要と認めたとき

(2) 解除基準

- ① 災害警戒本部が設置されたとき
- ② 危機管理室長が必要なしと認めたとき

(3) 組織、業務

都市整備部及び危機管理室が、水防体制を編成し、災害情報の収集、災害危険箇所の点検等を行う。

2. 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

- ① 台風の上陸、接近等に伴い、災害の発生が予想される時
- ② 水防警報（待機）が発表されたとき
- ③ 市内で災害が発生するおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき
- ④ 自主避難所を開設するとき
- ⑤ その他、副市長が必要と認めたとき

(2) 解除基準

- ① 災害対策本部が設置されたとき
- ② その他、副市長が必要なしと認めたとき

(3) 組織、業務

「災害対策本部（警戒本部）の組織・業務一覧表」のとおりとする。

3. 災害対策本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策本部を設置する。

なお、市長が災害対策本部長の任務にあたり、市長が不在等の場合は、副市長、教育長、水道事

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

業管理者の順位で代行する。

(1) 設置基準

- ① 災害が発生したとき
- ② 避難指示等を発令するとき
- ③ 特別警報が発表されたとき
- ④ その他、市長が必要と認めたとき

(2) 解除基準

- ① 災害応急対策が概ね完了したとき
- ② その他、市長が必要なしと認めたとき

(3) 組織、業務

「災害対策本部（警戒本部）の組織・業務一覧表」のとおりとする。

災害対策本部（警戒本部）の組織・業務一覧表

各 部 班 に 共 通 の 業 務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の初期被害把握、応急対策に関する事 2. 部に関する情報の収集、調査及び報告に関する事 3. 部の災害対策活動に必要な資機材の調達に関する事 4. 部の関係機関・団体との連絡調整及び応援要請に関する事 5. 部に関するボランティアとの調整に関する事 6. 部に関する災害記録に関する事 7. 市長が必要と認める事項
----------------------	--

部	本部員	担当班等 (担当室・課等)	事 務 分 掌
本部 指揮部	危機管理室長	本部事務局 (危機管理室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部（警戒本部）の運営に関する事 2. 本部指令の伝達に関する事 3. 防災行政無線の通信統制に関する事 4. 防災関係機関との総合調整に関する事 5. 災害情報の総括及び府等への報告に関する事 6. 災害救助法適用事務の総括に関する事 7. 避難指示等の発令に関する事 8. 災害見舞金及び災害弔慰金の支給に関する事 9. 被災者生活再建支援金に関する事 10. 緊急通行車両の届出に関する事 11. 災害時用井戸の運用管理に関する事 12. 人命の捜索に関する事
情報 総括部	企画財政部長	情報総括班 (秘書政策課) (財務課) (情報マーケティング課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の収集・集約に関する事 2. コールセンターの設置・運営に関する事 3. 広報活動に関する事 4. 報道機関との連絡調整に関する事 5. 災害状況の記録に関する事 6. 基幹系・情報系システムの維持に関する事 7. 災害対策関係予算その他財務に関する事 8. 本部長・副本部長の秘書に関する事 9. 災害視察団等の受入れに関する事

部	本部員	担当班等 (担当室・課等)	事務分掌
			10. 物資部の応援に関する事
総務部	総務部長	人事班 (人事課)	1. 職員の配備に関する事 2. 職員の参集状況の把握に関する事 3. 他機関の職員の受入に関する事 4. 職員の給与及び給食に関する事
		総務班 (総務課) (地域振興課) (人権と暮らしの相談課)	1. 庁舎の保全に関する事 2. 電話回線の確保に関する事 3. 義援金の保管・配分に関する事 4. 地区との連絡調整に関する事 5. 被災者相談窓口の運営に関する事 6. 日用品等の流通、物価の安定監視に関する事 7. 物資部の応援に関する事 8. 避難対策部の応援に関する事
物資部	財産管理室長	物資班 (財産管理室) ①	1. 車両と燃料の確保に関する事 2. 生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 3. 救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に関する事 4. 臨時ヘリポートの開設後の管理に関する事
市民部	市民部長	市民班 (市民課) ② (税務室)	1. 被害家屋認定調査に関する事 2. 被災証明の発行に関する事 3. 遺体の埋火葬に関する事 4. 避難対策部の応援に関する事
健やか部	健やか部長	医療衛生班 (健康増進課) (子育て支援課) (新型コロナウイルスワクチン接種対策推進室)	1. 交野市医師会との連絡調整に関する事 2. 交野市歯科医師会との連絡調整に関する事 3. 北河内薬剤師会との連絡調整に関する事 4. 四條畷保健所との連絡調整に関する事 5. 医療活動に関する事 6. 医薬品、医療資器材等の調達、救護所等への供給に関する事 7. 感染症対策・保健衛生に関する事
		園児対策班 (こども園課) (児童発達支援センター) (あさひ認定こども園) (くらやま認定こども園)	1. 市立園の在園児及び通園児の安否確認・安全確保に関する事 2. 民間幼保施設の確認に関する事
福祉部	福祉部長	福祉班 (福祉総務課) (生活福祉課) (障がい福祉課) (高齢介護課)	1. 避難行動要支援者に関する事 2. 遺体の安置等に関する事 3. 義援金の受付に関する事 4. 災害ボランティアセンターに関する事 5. 福祉施設の確認に関する事 6. 福祉避難所の開設・運営に関する事 7. 日本赤十字社との連絡調整に関する事
環境部	環境部長	廃棄物処理班 (環境総務課) (環境事業課) (乙辺浄化センター)	1. し尿及びごみの収集処理に関する事 2. し尿汲み取り業者及びごみ収集業者への協力要請並びに指導監督に関する事 3. 仮設トイレの設置に関する事 4. 災害廃棄物等の処理に関する事
		環境衛生班 (環境衛生課)	1. 動物の保護等に関する事 2. 防疫(消毒、鼠・昆虫の駆除等)に関する事 3. 山地災害危険地区の把握に関する事

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

1章第2節 組織動員

総則編	部	本部員	担当班等 (担当室・課等)	事務分掌
災害予防対策編	建築物対策部	都市計画部長	建築物対策班 (都市まちづくり課) (開発調整課) (財産管理室) ② (まなび舎整備課) ①	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定避難所の被害実態調査、応急対策に関する<u>こと</u> 2. 公共施設の被害実態調査、応急対策に関する<u>こと</u> 3. 既存住宅地及び家屋の被害実態調査、応急対策に関する<u>こと</u> 4. 建築物及び宅地の応急危険度判定に関する<u>こと</u> 5. 応急仮設住宅等に関する<u>こと</u> 6. 宅地の防災パトロールに関する<u>こと</u> 7. 市営住宅の被害実態調査、応急対策に関する<u>こと</u>
地震災害応急対策編	インフラ対策部	都市整備部長	インフラ対策班 (道路河川課) (緑地公園課) (下水道課) (農政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防活動に関する<u>こと</u> 2. 災害危険個所のパトロールに関する<u>こと</u> 3. 道路・橋梁等の被害調査、応急対策に関する<u>こと</u> 4. 公園施設及び街路樹の被害調査、応急対策に関する<u>こと</u> 5. 道路の交通規制に関する<u>こと</u> 6. 道路上のがれき除去に関する<u>こと</u> 7. 河川・水路の被害調査、応急対策に関する<u>こと</u> 8. 下水道施設の被害調査、応急対策に関する<u>こと</u> 9. ため池の被害調査、応急対策に関する<u>こと</u> 10. 農地、農作物等の応急対策に関する<u>こと</u>
風水害応急対策編	教育部	教育次長	<u>児童・生徒対策班</u> (教育総務室) (指導課) <u>給食班</u> (学校給食センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>児童及び生徒の安否確認・安全確保</u>に関する<u>こと</u> 2. <u>学用品の調達及び支給</u>に関する<u>こと</u> 3. <u>応急教育体制及び施設の確保</u>に関する<u>こと</u>
その他災害応急対策編	避難対策部	学校教育部長	<u>避難対策班</u> (市民課) ① (医療保険課) (社会教育課) (青少年育成課) (図書館) (まなび舎整備課) ② (学務保健課) (まなび未来課) (行政委員会) (会計室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>避難所の開設・運営</u>に関する<u>こと</u>
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	議会事務局	議会事務局長	<u>議会班</u> (議会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市議会との連絡調整及び情報処理に関する<u>こと</u> 2. <u>避難対策部の応援</u>に関する<u>こと</u>
南海トラフ地震防災対策推進計画編	消防本部	消防長	<u>消防班</u> (消防本部) (消防団)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災、救急、救助等災害対応に関する<u>こと</u> 2. 広域応援に関する<u>こと</u> 3. 危険物等の措置に関する<u>こと</u> 4. 避難誘導に関する<u>こと</u> 5. 水防活動に関する<u>こと</u> 6. 消防関係機関との連絡調整に関する<u>こと</u>
災害復旧・復興対策編	資料編			

部	本部員	担当班等 (担当室・課等)	事務分掌
水道局	水道局長	水道班 (水道局)	1. 応急給水に関すること 2. 水道施設の被害調査、応急対策に関すること 3. 取水井や浄水場の管理及び原水・浄水の確保に関すること 4. 水質管理に関すること 5. 広域給水応援の受入れ調整に関すること

※番号に□囲いのある業務は、災害警戒本部の対応業務。

※①②の番号のある部局については、①を優先業務とする。

4. 現地対策本部の設置

市長は、市域内に大規模な災害が発生した場合には、現地対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ① 市域内に大規模な災害が発生したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

(2) 解除基準

- ① 災害応急対策が概ね完了したとき
- ② その他市長が必要なしと認めたとき

(3) 組織、事務分掌

- ① 本部長：市長が指名するもの
- ② 組織体制

部	班	主担当	事務分掌
現地対策本部	現地対策本部 総括班	物資班 (財産管理室) 避難対策班 (市民課) (医療保険課) (社会教育課) (青少年育成課) (図書館) (まなび舎整備課) (学務保険課) (まなび未来課) (行政委員会) (会計室)	1. 現地対策本部の運営に関すること 2. 物資の管理・受け入れに関すること 3. 避難所運営の統括に関すること 4. 臨時ヘリポートの開設・管理に関すること
	物資班		1. 生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する こと 2. 救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に 関すること
	避難対策班		1. 避難所の開設・運営に関すること

- ③ その他：現地対策本部の配備体制は、災害の規模や状況に応じて、市長が定める。

5. 府現地災害対策本部との連携

府が、現地災害対策本部を設置した場合、この組織と連携を図って活動する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対 策編
東海地震の警戒宣 言に伴う対応編
南海トラフ地震防 災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第2 動員配備体制

実施担当 | 各班

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

1. 配備時期

各配備区分の職員数は、災害時配備要領にあらかじめ定められるが、本部の判断で増減することができる。

体 制	配 備 時 期
1号配備	① 災害発生のおそれがある気象予警報等により、通信情報活動の必要があるとき ② その他、市長が必要と認めたとき
2号配備	① 防災関係機関が災害情報により災害が発生したと判断したとき ② その他、市長が必要と認めたとき
3号配備	① 防災関係機関が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき ② 市域に特別警報が発表されたとき ③ その他、市長が必要と認めたとき

2. 勤務時間内における連絡体制

危機管理室長は、速やかに市長、副市長、関係部長等に口頭又は電話で連絡するとともに、庁内放送、メール、チャットツール等を通じて職員に職員配備体制について伝達する。

3. 勤務時間外における連絡体制

危機管理室長は、市長、副市長、関係部長等へ電話連絡する。
各職員へは、あらかじめ定める各部の連絡網により伝達する。

第3 防災関係機関の組織動員体制

実施担当 | 防災関係機関

防災関係機関は、災害の規模に応じ、災害対策（警戒）本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう動員配備を行う。

第3節 警戒活動

市及び防災関係機関は、氾濫や土砂災害の発生に対する避難や二次災害の防止に備え警戒活動を行う。

第1 水防活動

実施担当	本部事務局、消防班、 <u>インフラ</u> 対策班、ため池管理者、 <u>大阪府警察本部</u> （ <u>交野警察署</u> ）
------	--

市及び水防関係機関は、市域において洪水等による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

また、災害の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、府現地指導班長（洪水に関しては枚方土木事務所長、ため池に関しては中部農と緑の総合事務所長）に報告する。
 - ① 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - ② 堤防からの越水状況
 - ③ 樋門の水漏れ
 - ④ 橋梁等構造物の異常
 - ⑤ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

第2 土砂災害警戒活動

実施担当	<u>インフラ</u> 対策班、大阪府
------	---------------------

市は、土砂災害に対する避難に備えるため、砂防関係機関等と連携して、土砂災害の警戒を行う。

1. 警戒活動

インフラ対策班（都市整備部）は、部長の指示に基づき、土砂災害危険区域（箇所）・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の警戒及び巡見を行い、災害の前兆現象の把握に努める。

前兆現象を確認した場合、応援や自主防災組織等の活動を要請し、警戒区域の設定を要する場合は、速やかに部長を通じて市長（本部長）に報告する。

また、住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

2. 情報交換の徹底

市は、隣接市、河川管理者・砂防関係機関、气象台等と、それぞれが把握している土砂災害関連情報を相互に交換し、流域全体の減災を図る。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

3. 斜面判定制度の活用

府及び市は、必要に応じて、NPO法人砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

第3 ライフライン・交通等警戒活動

実施担当	水道班、インフラ対策班、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)等、KDDI(株) (関西総支社)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、日本放送協会、民間放送事業者、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)、京阪バス(株) (交野営業所)、近畿地方整備局、大阪府、西日本高速道路(株) (関西支社)
------	---

ライフライン及び交通に関わる事業者は、豪雨・暴風等によって発生する災害に備える。

1. ライフライン事業者

気象情報の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 上水道

次の措置を行う。

- ① 応急対策要員の確保 (待機及び非常呼集体制の確立)
- ② 応急対策用資機材の確保

(2) 電力 (関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社)

- ① 応急対策要員の確保 (待機及び非常呼集体制の確立)
- ② 応急対策用資機材の確保

(3) ガス (大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社)

- ① 応急対策要員の確保 (待機及び非常呼集体制の確立)
- ② 応急対策用資機材の点検、整備、確保

③ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

(4) 電気通信 (西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)

- ① 情報連絡回線の作成及び情報連絡員の配置
- ② 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の配置
- ③ 重要回線・設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- ④ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配備及び電源設備に対する必要な措置の実施
- ⑤ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- ⑥ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- ⑦ その他安全上必要な措置

2. 放送事業者 (日本放送協会、民間放送事業者)

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

3. 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社等、京阪電気鉄道株式会社）
 - ① 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
 - ② 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (2) 道路施設（市、近畿地方整備局、府、京阪バス株式会社（交野営業所）、西日本高速道路株式会社（関西支社））
 - ① 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
 - ② 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等の適切な措置を講ずる。

第4 物資等の事前状況確認

実施担当	水道班、インフラ対策班、物資班、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪府
------	--

市は、府と連携し、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

府及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

また、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第4節 避難誘導

市及び防災関係機関は、災害から住民の安全を確保するため相互に連携し、避難指示・誘導等の必要な措置を講ずる。なお、発令は「避難情報等の判断・伝達マニュアル」の洪水編又は土砂災害編における発令基準に基づき行う。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「避難行動要支援者支援事業(おりひめ支え愛プロジェクト)」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

避難指示等の意味合い

		発令時の状況	住民に求める行動	交野市の発令の目安
策編 その他災害応急対応 東海地震の警戒宣言に伴う対応編 南海トラフ地震防 対策推進計画編	警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の可能性があり、避難指示を発令することが予想される状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。 	【土砂災害】 <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）</u>に達し、今後も引き続き降雨が見込まれる場合 府が提供する<u>土砂災害危険度情報（警戒）</u>による場合 【洪水】 <ul style="list-style-type: none"> 禁野橋の水位計が「<u>避難判断水位</u>」に達し、今後も引き続き降雨等により、水位の上昇が見込まれる場合 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）による場合
	警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となり、未だ避難していない人は、指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 	【土砂災害】 <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報の発表 <u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険）</u>に達し、災害発生が迫っていると考えられる場合 府が提供する<u>土砂災害危険度情報（危険）</u>による場合 【洪水】 <ul style="list-style-type: none"> 禁野橋の水位計が「<u>氾濫危険水位</u>」に達した場合 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険）による場合

		発令時の状況	住民に求める行動	交野市の発令の目安
警戒レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害が実際に発生している状況 	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動をとる 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合は「緊急安全確保」を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（浸水害）の発表 土砂災害や洪水が発生していることを確認した場合 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）に達した場合

注1 市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における発令に努める。

注2 避難指示等は地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。

注3 災害発生情報は市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。

注4 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5を災害発生を確認した状況だけでなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注5 気象庁は、令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。

市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和4年9月更新）等を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」や「交野市災害（土砂災害・洪水等）対応タイムライン」を作成するとともに、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアル及びタイムラインを改訂する。

【避難情報の発令の判断基準】

「洪水」に関する避難情報の実際の発令にあたっては、川の水位や今後の気象予測、水防班の巡視等からの報告等を踏まえ、最終的に発令するかどうかを判断する。

また、河川ごとに規模の大小、水位計の有無、水位情報の設定の有無等が異なるため、河川ごとに設定を行う。なお、各項目のいずれかに該当する場合に発令することになるが、警戒レベル5の緊急安全確保は、必ず発令しなければならないわけではなく、これら以外の場合においても、住民等に行動変容を求めるために発令することがある。

「土砂災害」に関する避難情報の実際の発令にあたっては、土砂災害危険度情報や今後の気象予測、土砂災害の前兆現象、土砂災害危険個所の巡視等からの報告等を踏まえ、最終的に発令するかどうかを判断する。

以下に「避難情報等の判断・伝達マニュアル」における、洪水及び土砂災害に関する避難情報の発令基準を示す。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

避難情報の発令基準（洪水）

	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
総則編			
災害予防対策編	1：天野川の禁野橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である4.3mに到達した場合 2：天野川の禁野橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である3.5mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合	1：天野川の禁野橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.5mに到達した場合 2：天野川の禁野橋水位観測所の水位が避難判断水位である4.3mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合	1：天野川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
地震災害応急対策編	①天野川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ②天野川の上流域において大量又は強い降雨が見込まれる場合	①天野川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②天野川の上流域において大量又は強い降雨が見込まれる場合	3：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防班等からの報告により把握できた場合）
風水害応急対策編	3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	
その他災害応急対策編			
東海地震の警戒宣言に伴う対応編			
南海トラフ地震防対策推進計画編			
災害復旧・復興対策編			
資料編			

天野川（水位周知河川）

	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
穂谷川 (水位周知河川)	<p>1：穂谷川の山垣内橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.6mに到達した場合</p> <p>2：穂谷川の山垣内橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である2.25mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①穂谷川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>②穂谷川の上流域において大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>1：穂谷川の山垣内橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.7mに到達した場合</p> <p>2：穂谷川の山垣内橋水位観測所の水位が避難判断水位である2.6mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①穂谷川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>②穂谷川の上流域において大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	<p>1：穂谷川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）</p> <p>2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防班等からの報告により把握できた場合）</p>

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保			
災害予防対策編	北川	<p>1：北川の前田橋水位計が観測開始水位である-2.83mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①北川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>②北川の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2：堤防に軽微な漏水・侵食等が見された場合</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	<p>1：北川の前田橋水位計の水位が氾濫開始水位に到達した場合</p> <p>2：北川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防班等からの報告により把握できた場合）</p>			
地震災害応急対策編				風水害応急対策編	その他災害応急対策編	東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編				災害復旧・復興対策編	資料編	

	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
前川	<p>1：前川の西長砂橋水位計が観測開始水位である-3.26mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①前川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>②前川の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>1：前川の西長砂橋水位計が観測開始水位である-3.26mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①前川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>②前川の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	<p>1：前川の西長砂橋水位計の水位が氾濫開始水位に到達した場合</p> <p>2：前川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防班等からの報告により把握できた場合）</p>

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
災害予防対策編	<p>1：たち川の寝屋下橋水位計が観測開始水位である-1.92mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①たち川（傍示川）の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>②たち川（傍示川）の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p>	<p>1：たち川の寝屋下橋水位計が観測開始水位である-1.92mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①たち川（傍示川）の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>②たち川（傍示川）の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p>	<p>1：たち川の寝屋下橋水位計の水位が氾濫開始水位に到達した場合</p> <p>2：たち川（傍示川）の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）</p>
地震災害応急対策編	<p>2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防班等からの報告により把握できた場合）</p>
風水害応急対策編	<p>たち川（傍示川）</p>	<p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	
その他災害応急対策編			
東海地震の警戒宣言に伴う対応編			
南海トラフ地震防対策推進計画編			
災害復旧・復興対策編	<p>避難情報</p> <p>解除等</p>	<p>1：水位周知河川である天野川及び穂谷川では、水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大が見られず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p> <p>2：その他の河川等である北川、前川及びたち川（傍示川）では、当該河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合を基本として解除するものとする。</p> <p>3：立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域（例：引き続き河岸侵食のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域）においては、警戒レベル5緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル4避難指示を発令すること等が考えられる。</p>	
資料編			

避難情報の発令基準（土砂災害）

警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
<p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂災害危険度情報）が「警戒（赤）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>※大阪府の土砂災害危険度情報におけるメッシュ番号「交野_10」「交野_14」「交野_18」「交野_22」「交野_24」は除く（この地域に基本的に人家がないため）。</p> <p>2：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発令され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）</p>	<p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2：土砂災害の危険度分布（土砂災害危険度情報）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>※大阪府の土砂災害危険度情報におけるメッシュ番号「交野_10」「交野_14」「交野_18」「交野_22」「交野_24」は除く（この地域に基本的に人家がないため）。</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>	<p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2：土砂災害の発生が確認された場合</p>
<p>避難情報の解除等</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階、つまり大雨警報（土砂災害）の解除を基本として解除するものとする。災害が発生するおそれなくなった場合には、いずれの避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令していたとしても、段階的に避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に解除することが基本となる。 一方で、土砂災害が発生した箇所等については周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、市は、国・府の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。また立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域（例：引き続き土砂災害発生のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域）においては、警戒レベル5緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル4避難指示を発令すること等が考えられる。 		

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第1 高齢者等避難

実施担当	本部事務局、情報総括班、福祉班
------	-----------------

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、高齢者等避難を発令・伝達する。

また、高齢者等以外の者に対しては、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

- (1) 市長は、河川及びため池で「避難判断水位（レベル3水位）」に達し、洪水による被害が発生するおそれがある場合は、その地区の住民に高齢者等避難を発令する。
- (2) 市長は、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区等において、「避難情報等の判断・伝達マニュアル」に定める基準を超過した場合に、その地区の住民に高齢者等避難を発令する。
- (3) 市は、防災行政無線（同報系、戸別受信機も含む。）や広報車等により、対象地区の住民等に高齢者等避難を発令し、周知にあたっては、避難行動要支援者等に配慮する。

第2 避難指示等

実施担当	本部事務局、情報総括班、福祉班、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）
------	--

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要であると認める場合は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示等の発令を行う。

避難のための立退きを行うことにより、かえって住民等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努め、これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要であると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

なお、市長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うよう努める。

1. 避難のための立ち退き指示の権限（表）

実施者	種類	要件	根拠
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。 また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、地域の居住者等に対し、 <u>高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）</u> を指示する。	災害対策基本法 第 60 条第 1 項、 第 2 項及び 第 3 項
知事 (指示)	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第 60 条第 6 項
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退き、若しくは <u>緊急安全措置</u> を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第 61 条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水	洪水、雨水出水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 29 条
知事、その命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法 第 25 条
自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛隊法 第 94 条第 1 項

2. 避難指示等の住民への周知

市は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地区名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

また、避難者等のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

第 3 避難者の誘導等

実施担当	本部事務局、 <u>インフラ対策班、福祉班、消防班、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、交野市区長会、交野市消防団</u>
------	--

1. 市

避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

避難の誘導は、道路管理者が交野警察署の協力を得て避難路を確保するとともに、市が、自主防

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編

災組織や区等と連携してできるだけ集団避難を行う。

また、避難行動要支援者支援事業に則して避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

なお、自主防災組織や事業所等は連携・協力して、本市の個別避難計画や地域による地区防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

災害予防対策編

2. 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等の多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため避難誘導を行う。

地震災害応急対策編

第4 広域避難

実施担当 本部事務局、避難対策班、福祉班、大阪府、関西広域連合

風水害応急対策編

1. 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議する。

なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

その他災害応急対策編

2. 他府県への広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては、府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。また、必要に応じて、府から助言を受けることができる。

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

第5 警戒区域の設定

実施担当 本部事務局、消防班、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）

災害復旧・復興対策編

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1. 設定者及び警戒区域の設定（表）

設定権者	種類	要件	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
知事	同上	上記の場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条第1項
警察官	同上	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき。又はこれらの者から要請があったとき。	災害対策基本法第63条第2項

資料編

設定権者	種 類	要 件	根拠法令
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。	災害対策基本法 第63条第3項
消防吏員 又は 消防団員	水災を除く 災害全般	(危険物の漏洩現場等で) 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるとき。	消防法 第28条第1項 及び第2項 第23条の2 第1項及び 第2項
警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。	
消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において。	水防法 第21条第1項 及び第2項
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき。	

※消防法第23条の2は、危険物漏洩等に対する警戒区域で、警察官ではなく警察署長が代行できる。

2. 規制の内容及び実施方法

市長は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立入禁止の措置を講ずるとともに、交野警察署の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防 対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集伝達

市及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報等の重要度、情報を付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達経路

実施担当 | 各班、防災関係機関

市及び防災関係機関は、自ら管理する施設等に係る被害情報等を収集伝達するとともに、協力して被害情報等の共有を図る。

- (1) 災害情報収集の一元化を図るため、災害対策本部の本部指揮部責任者が被害情報の統括を行い、市長に報告を行う。
- (2) 災害対策本部の各部の責任者は、被害程度及び規模等の状況を災害の推移に応じて迅速かつ的確に調査結果をまとめ、本部事務局に報告を行う。
- (3) 防災関係機関は、自ら管理する施設等の被害の有無及び規模等を災害の推移に応じて迅速かつ的確に調査結果をまとめ、災害対策本部の本部指揮部本部事務局へ報告を行う。
- (4) 下表の項目については、各担当から府災害対策本部へも、電話、ファクシミリ、メール等で伝達するとともに、災害の危険が解消した段階で被害認定調査を行う。

調査項目	調査担当	府への伝達系統
人的・住家被害関係	医療衛生班、福祉班、消防班、建築物対策班	調査担当→市本部事務局→府危機管理室
危険物施設関係	消防班	各調査担当→府危機管理室
ライフライン関係	関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)等	
鉄道関係	西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)	
高圧ガス等施設関係	消防班	
教育関係	各施設管理者	各調査担当→府教育庁
社会福祉施設等関係	福祉班、社会福祉施設の管理者	各調査担当→府福祉部
医療関係	医療衛生班、各医療機関	調査担当→府健康医療部
毒劇物施設関係	消防班	
水道関係	水道班	各調査担当→府環境農林水産部
農地・ため池関係	インフラ対策班	
山地災害関係	環境衛生班	
ごみ処理施設関係	廃棄物処理班	

調査項目	調査担当	府への伝達系統
道路・橋梁関係	インフラ対策班	各調査担当→府都市整備部
河川関係	インフラ対策班	
砂防・がけ崩れ関係	インフラ対策班	
下水道関係	インフラ対策班	
公園関係	インフラ対策班	調査担当→府都市整備部
公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	建築物対策班、インフラ対策班	
文化財関係	各施設管理者	調査担当→市社会教育課文化財係 →府教育庁
救出・救助関係	交野警察署	調査担当→府警察本部

※被害程度の認定は、国が示す基準による。

第2 市における情報収集

実施担当	本部事務局、情報総括班
------	-------------

市は、災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ防災関係機関に迅速に伝達する。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者数）については、府が一元的に集約、調整を行い、必要に応じて市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みを行うため、市は、その情報を府に報告する。

また、市は、人的被害の数について広報を行う際には、府等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像・映像情報（無人航空機（ドローン等）による映像を含む。）を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

1. 被害状況の把握

市は、次の情報により、被害地域、被害の規模、安否不明者等の把握に努めるとともに、府・国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 消防本部への通報状況
- (3) 交野警察署からの被害情報（通報状況等）
- (4) 防災関係機関からの情報
- (5) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (6) 自主防災組織及び住民等からの情報
- (7) その他

2. 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、基本的に府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編	(1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。
災害予防対策編	(2) 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合事後速やかに府に報告を行う。
地震災害応急対策編	(3) 府へは、原則として府防災情報システムにより報告する。また、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等により報告する。
風水害応急対策編	また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められる。
その他災害応急対策編	(4) 応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。
策編	(5) 本部事務局は、災害即報要領の即報基準に該当する場合、覚知後30分以内に第一報を府に報告し、以後判明したものを随時報告する。また、直接即報基準に該当する場合は国（消防庁）に対しても報告する。
言に伴う対応編	① 即報基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法の適用基準に合致 ・ 災害対策本部を設置 ・ がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ・ 河川のあふれ、決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ・ 報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高い
南海トラフ地震防災対策推進計画編	② 直接即報基準
災害復旧・復興対策編	※風水害に関する基準は現在ない。

第3 通信手段の確保

実施担当	各班、防災関係機関、西日本電信電話(株)等
------	-----------------------

1. 市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。
2. 電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。
3. 西日本電信電話株式会社等は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

第2節 災害広報

市及び防災関係機関は、相互に協議・調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し、提供する。

なお、府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

市は、災害モード宣言における情報発信と連携し、必要とする災害広報を実施する。
災害宣言モードの発信の目安及び内容は以下の通りである。

(1) 発信の目安

① 台風

- ・ 気象台の予測で、強い台風が府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合
- ・ 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模の高潮が見込まれる場合

② その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

(2) 発信の内容（台風）

- ① 自分の身の安全確保
- ② 出勤・通学の抑制
- ③ 市長の発令する避難情報への注意

第1 災害広報

実施担当	本部事務局、情報総括班、避難対策班、福祉班
------	-----------------------

市は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等の多様な方法により広報活動を実施する。

1. 広報の内容

(1) 台風接近時の広報

- ① 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
- ② 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ③ 鉄道等の交通機関の運行状況

(2) 災害発生直後の広報

- ① 気象等の状況
- ② 避難行動要支援者への支援の呼びかけ 等
- ③ 土砂災害（二次災害）の危険性等

(3) その後の広報

- ① 二次災害の危険性
- ② 被災状況とその後の見通し
- ③ 被災者のために講じている施策
- ④ ライフラインや交通施設等の復旧状況

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

- ⑤ 医療機関等、スーパーマーケット、ガソリンスタンドの生活関連情報
- ⑥ 交通規制情報
- ⑦ 義援物資等の取扱い
- ⑧ 安否情報 等

2. 広報の方法

市は、広報の時期、対象者、緊急度、内容に応じて、的確な広報手段、表現をもって、住民への情報提供を行う。

なお、安否情報の提供、照会にあたって、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報保護に十分留意のうえ、速やかに行う。

(1) 一般向け

- ① 広報紙の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等
- ② 市ホームページへの災害情報の掲示・更新
- ③ 防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）による放送
- ④ 広報車両による巡回放送
- ⑤ 自主防災組織、区等の市民団体への協力要請
- ⑥ 新聞等の報道機関への協力要請
- ⑦ 携帯メールや緊急速報メール
- ⑧ インターネットやSNSの活用
- ⑨ ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等への情報提供
- ⑩ 臨時災害FM局の開設

(2) 避難者向け

避難所への派遣職員による館内放送、広報紙、ちらしの掲示・配付

(3) 避難行動要支援者向け

録音テープやファクシミリ等、多様な手段の活用により、視覚障がい者及び聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな情報提供

3. 災害時の広報体制

市は、次の広報体制をとる。

- (1) 市長が指名する災害広報責任者による情報の一元化
- (2) 情報総括班の役割
 - ① 各班への広報資料の作成依頼、とりまとめ
 - ② 防災関係機関との連絡調整

第2 報道機関との連携

実施担当	情報総括班、日本放送協会（大阪放送局）、各民間放送株式会社
------	-------------------------------

1. 緊急放送の実施

日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、株式会社MBSラジオ、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。

- (1) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合
- (2) 災害対策基本法の規定により市町村長から放送を求められた場合
- (3) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

2. 報道機関への情報提供

市は、災害に関する情報、被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

第3 広聴活動の実施

実施担当	情報総括班、総務班、防災関係機関
------	------------------

市及び防災関係機関は、被災地の住民の要望事項を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた総合相談窓口を開設する等の積極的な広聴活動を実施する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

市及び防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため、必要と認めた場合は、速やかに府及び他の市町村に対し応援を要請するとともに受入れ体制を整備し、被災者の救助等の応急対策に万全を期する。その際、新型インフルエンザ等感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、職員を派遣する場合は、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努め、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行うとともに、応援職員の派遣の際は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

なお、外部からの支援の受入れ体制や応援要請・受入れに関する手続き、支援を受ける業務等については、「交野市受援計画」に基づき実施する。

第1 府等への要請

実施担当 | 本部事務局、人事班、情報総括班

市長は、市単独で十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

1. 要請内容

- (1) 知事に対する応援の要求又は災害応急対策実施の要請（災害対策基本法第68条）
- (2) 他の市町村長に対する応援の要請（災害対策基本法第67条）
- (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求
- (4) 指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）
- (5) 知事に対する、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員派遣のあっせん要請（災害対策基本法第30条第1項）
- (6) 知事に対する、他の市町村若しくは特定地方公共機関の職員派遣のあっせん要請（災害対策基本法第30条第2項）

なお、要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

2. 要請方法

以下の事項を記載した文書をもって行う。

- (1) 職員の派遣
 - ① 派遣を要請する理由
 - ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ③ 派遣を必要とする期間
 - ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ⑤ その他必要な事項
- (2) 職員派遣のあっせん
 - ① 派遣のあっせんを求める理由

- ② 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他必要な事項

3. 知事からの指示等

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、又は他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市長の指揮の下に行動する。

4. 知事による応急措置の代行

知事は、府域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

第2 応援協定市への要請

実施担当	本部事務局
------	-------

市長は、市単独で十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に相互応援協定に基づき応援を要請する。

(1) 応援要請先

- ① 大規模災害相互物資援助協定
三重県名張市、奈良県香芝市
- ② 災害相互応援協定（京阪奈ブロック）
京都府八幡市、京都府京田辺市、奈良県生駒市、寝屋川市、枚方市
- ③ 災害相互応援協定（河北ブロック）
守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、大東市、四條畷市

(2) 要請の方法

応援協定に基づき、協定市に被害状況を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、急を伴う場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

(3) 応援の内容

- ① 食料・飲料水及び生活必需品の提供
- ② 被災者の救出・救護・防疫等の災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

- ③ 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- ④ 情報収集及び災害復旧活動に必要な職員の派遣

第3 広域応援等の受入れ

実施担当 本部事務局、人事班、大阪府、関西広域連合、防災関係機関

広域応援等を要請した防災関係機関は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、広域防災拠点、その他適切な場所へ受入れる。

特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

1. 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、交野警察署と連携し、物資の搬送拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2. 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所を設置する。

3. 資機材の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

実施担当 本部事務局、人事班、インフラ対策班、防災関係機関

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区气象台等は被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行うとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、受援体制の充実・強化を図る。

第5 応急対策職員派遣制度に基づく支援

実施担当 本部事務局、人事班、インフラ対策班、防災関係機関

総務省は、府及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第6 関係機関の連絡調整

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催する。

府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うことから、市は、被災状況や対応状況等について、必要に応じ随時、府に報告する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第4節 自衛隊の災害派遣

市長は、市民の人命又は財産を保護するため、自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第1 知事への派遣要請の要求

実施担当	本部事務局、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、 陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）
------	--

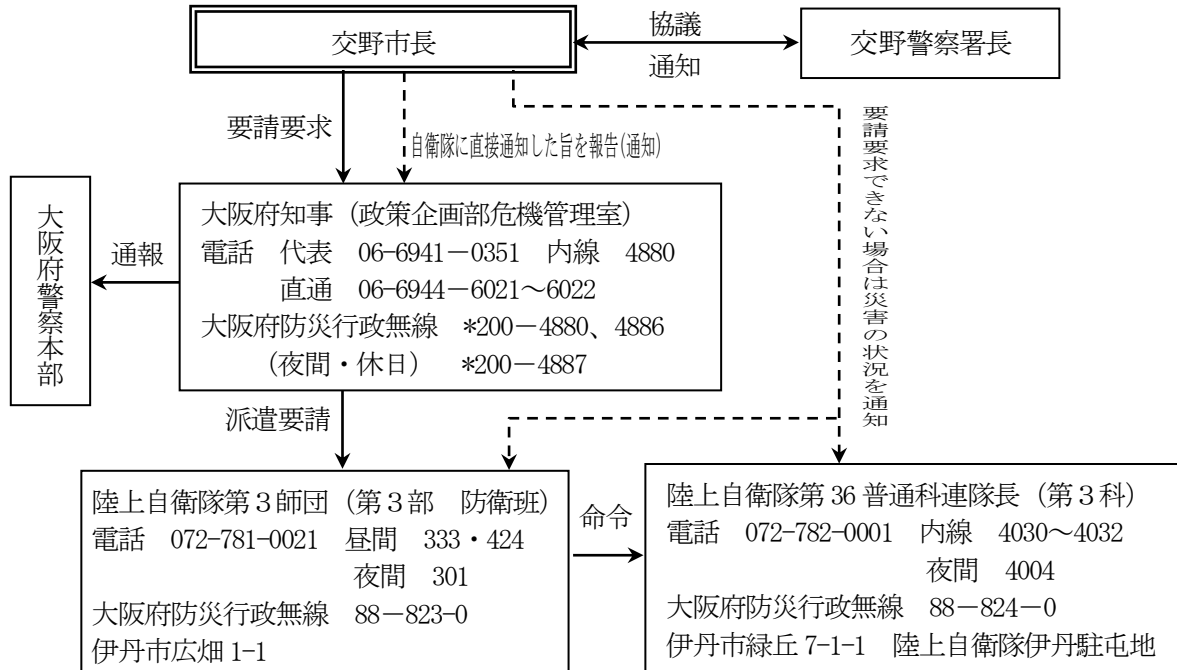
1. 災害派遣要請基準

市及び関係機関の機能をもってしても、応急措置の万全を期し難い場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し生命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請の要求を行う。

2. 災害派遣要請の要求手続

- (1) 市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、迅速に交野警察署及び消防本部の関係機関と協議のうえ、知事に派遣要請の要求を行う。
- (2) 災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
 - ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項
- (3) 知事に派遣要請を要求できない場合は、その旨及び災害の状況を、直接、防衛大臣又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊長に通知することができ、その場合速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

【派遣要請系統図】



3. 派遣部隊の活動

自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等で状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全面の確保等の必要がある場合は、避難者の誘導・輸送等を行い避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷病者等が発生した場合は、他の援助活動に優先して捜索活動を行う。

(4) 水防活動

堤防及び護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬・積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

なお、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められたものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等の危険物の保安措置及び除去を実施する。

4. 知事の派遣要請を待つかとまがない場合の災害派遣

災害の発生が突発的で、その援護が特に急を要し、知事の要請を待つかとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編	(1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
災害予防対策編	(2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
地震災害応急対策編	(3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
風水害応急対策編	(4) 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
その他災害応急対策編	(5) その他の災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第2 派遣部隊の受入れ

実施担当	本部事務局、人事班
------	-----------

自衛隊の派遣が決定したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営場所の準備を行う。
- (2) 派遣部隊の到着場所、駐車場等についてはあらかじめ適地を選定する。
- (3) 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため現場責任者を選定し、自衛隊現場指揮官と協議のうえ作業の推進を図る。
- (4) 自衛隊の部隊が行う作業が円滑・迅速に実施できるよう、作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
- (5) 災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。
- (6) 派遣部隊の装備及び携行品以外に必要とする物品は、市において負担する。

第3 撤収要請

実施担当	本部事務局
------	-------

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなると判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、文書により、速やかに知事に撤収要請を行う。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で連絡し、後日速やかに文書を提出する。

南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第5節 救助・救急活動

市及び防災関係機関は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りながら、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 活動内容

実施担当	消防班、 <u>大阪府警察本部（交野警察署）</u> 、 <u>陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）</u> 、 <u>交野市消防団</u>
------	---

1. 災害発生状況の把握

市は、カメラ映像等を通じて被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達を行う。

2. 救助・救急活動

市は、交野警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

また、消防団員も自主的に参集・配備し、情報収集活動等、次の活動を行う。

- ① 管轄地域における被害状況等の情報収集活動を行い、災害対策本部へ報告する。
- ② 管轄地域で発生した災害に対する救助及び応急救護等を行う。
- ③ 区、自主防災組織等の自主防災活動等を指導する。
- ④ 消防隊等の活動を支援する。

3. 相互応援

- (1) 市は、単独で十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合又は資機材が必要な場合は、府及び他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 市は、単独で災害応急対策が実施できない場合は、相互応援協定に基づき、速やかに応援要請を行う。また、相互応援協定に基づき、災害応急対策に従事する関係者に、被災状況、地理等の情報を提供する。
- (3) 市は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

第2 各機関による連絡会議の設置

実施担当	消防班、 <u>大阪府警察本部（交野警察署）</u> 、 <u>陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）</u>
------	---

市及び防災関係機関は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第3 自主防災組織

実施担当 | 本部事務局、消防班、大阪府警察本部（交野警察署）

住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。

また、本部事務局、消防班及び交野警察署の関係機関との連携に努める。

第4 惨事ストレス対策

実施担当 | 医療衛生班、日本赤十字社（大阪府支部）

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第6節 医療救護活動

市は、府及び医療関係機関と連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

第1 医療情報の収集・提供活動

実施担当	医療衛生班、大阪府、（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、 （一社）交野市歯科医師会
------	---

市は、医療関係機関と密接な連携のもと、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）や医療情報連絡員を活用して、人的被害・医療施設の被災状況や空床状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。

また、市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

第2 現地医療対策

実施担当	医療衛生班、大阪府、日本赤十字社（大阪府支部）、（公社）大阪府看護協会、 （一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会
------	---

1. 医療救護班の編成・派遣

市は、災害の状況に応じ、市内の医療機関等の医師・看護師・保健師等を基準とした、医療救護班を速やかに編成・派遣し、医療救護活動を実施する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

また、医療関係機関が医療救護班の搬送手段を有しない場合には、市は府と連携して搬送手段を確保し、搬送を行う。

2. 応援の要請

市の医療救護班の体制をもっても、医療救護が確保できないときは、府及び府を通じて日本赤十字社大阪府支部等に応援を要請する。

3. 救護所の設置・運営

市は、応急救護所を設置・運営するとともに、避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。

(1) 応急救護所

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が応急措置、トリアージ（負傷者選別）等の現場救急活動を行う救護所として、被害の状況に応じて災害現場付近に設置する。

(2) 医療救護所

各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、軽症患者の医療、被災者等の健康管理等を行う救護所として、避難所及び公共施設に設置する。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。
 医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。
 (3) 救護所本部
 ゆうゆうセンターを救護所の本部とする。

4. 医療救護班の受入れ・調整・業務

- (1) 医療救護班の参集、受入れ及び救護所への配置調整を行う窓口は、救護所本部とする。
- (2) 市は、市医師会と調整のうえ、救護所本部を開設・運営する。
- (3) 医療救護班の搬送は、医療関係機関が所有する緊急車両等を活用するが、不足する場合等は、市が搬送手段を調達する。
- (4) 医療救護班の業務
 - ① 患者に対する応急処置
 - ② 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
 - ③ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
 - ④ 助産救護
 - ⑤ 被災住民等の健康管理
 - ⑥ 死亡の確認
 - ⑦ その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

実施担当	医療衛生班、消防班、物資班、(公社)大阪府看護協会、(一社)交野市医師会、(一社)交野市歯科医師会、大阪府
------	---

1. 後方医療活動

市災害医療センター及び災害医療協力病院は、被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。

また、これら後方医療施設への患者の搬送については緊急を要するため、搬送手段の優先的確保等の配慮を行う。

- (1) 受入れ医療機関の選定、患者搬送
 市救護所本部は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、消防班若しくは医療機関に救急車による患者の搬送を要請する。
- (2) 市災害医療センター（社会医療法人信愛会交野病院）の活動
 次の活動を行う。
 - ① 市域の医療拠点としての患者の受入れ
 - ② 災害拠点病院と連携しながら、迅速かつ的確な患者搬送のための、医療機関相互の連絡及び調整
- (3) 災害医療協力病院の活動
 災害医療協力病院は、市災害医療センターと協力し、率先して患者を受入れる。
 また、医療衛生班への派遣についても協力する。
- (4) 患者搬送手段の確保
 - ① 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として、市が所有する救急車で実施する。
救急車が確保できない場合は、府及び市が搬送車両を確保する。

② 航空機搬送

市は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等による搬送が必要な場合は、府に対して派遣を要請する。

府は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等、航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

2. 広域の後方医療活動

市救護所本部は、救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合、府と調整して被災地以外の災害拠点病院等に広域の後方医療活動を要請する。

なお、航空輸送を要する場合は、物資班に臨時ヘリポートの確保を要請するとともに、臨時ヘリポートへの搬送手段と経路を確保する。

第4 医薬品等の確保・供給活動

実施担当	医療衛生班、(一社) 交野市医師会、(一社) 交野市歯科医師会、北河内薬剤師会、大阪府
------	---

医療救護活動に必要な医療器具・医薬品・衛生材料等については、医療救護班が携行するとともに、市の現有するものを使用するが、不足する場合は、市が、地域の医療関係機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達や供給活動を実施する。

さらに、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

実施担当	医療衛生班、(公社) 大阪府看護協会、(一社) 交野市医師会、(一社) 交野市歯科医師会
------	--

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等の関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第6 医療救護活動に関する府の組織体制

実施担当	大阪府
------	-----

市は、迅速かつ連続して適切な医療活動が行えるよう府の各組織体制を把握し、活動に努める。

1. 大阪府保健医療調整本部（本部長：大阪府健康医療部長）

保健医療活動の総合調整を行うため、大阪府災害対策本部の下に設置する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	<p>2. DMAT調整本部 DMATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、<u>大阪府保健医療調整本部</u>の下に設置する。</p> <p>3. DMAT・SCU本部 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、DMAT調整本部の下に設置する。</p>
災害予防対策編	
地震災害応急対策編	
風水害応急対策編	
その他災害応急対策編	
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	
南海トラフ地震防災対策推進計画編	
災害復旧・復興対策編	
資料編	

第7節 交通規制・緊急輸送活動

道路管理者は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

市及び防災関係機関は、救助・救急・水防・医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送活動に努める。

第1 交通規制

実施担当	インフラ対策班、 <u>近畿地方整備局</u> 、大阪府、 <u>大阪府警察本部</u> （ <u>交野警察署</u> ）、 <u>西日本高速道路株</u> （ <u>関西支社</u> ）
------	--

1. 実施責任者

災害により、交通施設・道路等に危険な状況が予想され、又は発見したときや通報により認知したときは、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止又は制限を行うが、道路管理者及び交野警察署長は密接な連携のもとに適切な処置をとる。

交通規制の実施責任者及び範囲

実施責任者		範 囲	根 拠 法
道路 管 理 者	府 知 事	1. 道路の破損・決壊その他の事由により危険であると認められる場合	道路法第46条 第1項
	市 長 近畿地方 整備局長	2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	
警 察	公 安 委 員 会	1. 災害応急対策に従事する者や、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条第1項
		2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある場合、通行禁止その他の交通規制を実施する場合	道路交通法 第4条第1項
	警 察 署 長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を実施する場合	道路交通法 第5条第1項
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路においての交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項
道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合		道路交通法 第6条第2項	

第2 緊急通行車両の確認

実施担当	本部事務局、物資班、防災関係機関
------	------------------

大阪府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、市及び防災関係機関は、大阪府公安委員会に対して、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両の確認を申請し、確認を得て緊急輸送を実施する。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防
災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

1. 申請手続き

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、市長は、「緊急通行車両確認申請書」を府又は大阪府公安委員会に提出する。

2. 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の確認を受けた場合は、知事又は大阪府公安委員会から証明書及び標章を交付されるので、車両の前面の見やすい位置に貼付けて輸送を実施する。

第3 陸上輸送

実施担当	本部事務局、インフラ対策班、物資班、消防班、 <u>近畿地方整備局</u> 、 <u>大阪府警察本部（交野警察署）</u> 、大阪府、 <u>陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）</u> 、 <u>日本郵便(株)近畿支社</u> 、 <u>日本通運(株)（大阪支店）</u> 、 <u>西日本高速道路(株)（関西支社）</u> 、 <u>（一社）大阪府トラック協会</u>
------	---

1. 緊急交通路の確保

(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市は、府警察及び道路管理者と連携して、災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」（交野市周辺では、国道1号と国道163号）及び高速自動車国道等（交野市周辺では、第二京阪道路）に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

交野警察署は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

これを受けて、交野警察署及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、市及び府に連絡する。

① 点検

道路管理者は、使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び交野警察署に連絡する。

② 通行規制

道路管理者は、道路の破損、欠損により通行が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、交野警察署と協議し、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

③ 道路の啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、交通管理者、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場

合においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放^{*}する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

※運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること。

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(5) 交通規制の標識等の設置

道路管理者及び交野警察署は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象及び期間等を表示した標識を設置する。

2. 緊急交通路の周知

市は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者等、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3. 輸送手段の確保

市及び関係機関は、民間事業者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

なお、大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合の協力を得る場合は、府を通じて要請する。

4. 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、国が指定した重要物流道路及びその代替道路・補完道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第4 航空輸送

実施担当	本部事務局、物資班
------	-----------

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1. 輸送基地の確保

(1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無や、利用可能状況を把握し、府に報告する。

(2) 市は、大阪市消防局・府警察・自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

2. 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局・府警察・自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第8節 二次災害の防止

市及び防災関係機関は、洪水・土砂災害等による被害拡大の防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて、住民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等

実施担当	インフラ対策班、大阪府、ため池管理者
------	--------------------

※公共土木施設（河川施設、砂防施設、地すべり施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設）

1. 被災施設及び危険箇所の点検・応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

市は、必要に応じて、府に斜面判定士の派遣を要請する。

2. 避難及び立入制限

市及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設及び危険箇所への立入制限を実施する。

第2 建築物等

実施担当	建築物対策班
------	--------

1. 公共建築物

市は、公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2. 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定士の派遣を府へ要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等に、その応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

空き家等については、平常時から災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

3. 宅地

市は、宅地の被害状況を府に報告するとともに、対象とする区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。

被災宅地応急危険度判定士は、府への要請等により確保し、判定ステッカーの貼付等により、宅

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

実施担当 | 消防班

1. 施設の点検・応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。
市は、必要に応じて、立入検査を行う等の適切な措置を講ずる。

2. 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第9節 ライフラインの確保

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

なお、災害により途絶したライフライン施設について、速やかに応急措置等を進めるとともに応急供給及びサービス提供を行う。

第1 被害状況の報告

実施担当	水道班、 <u>インフラ対策班</u> 、西日本電信電話(株)等、 <u>KDDI株式会社(関西総支社)</u> 、 <u>ソフトバンク(株)</u> 、 <u>楽天モバイル(株)</u> 、 <u>関西電力(株)</u> 、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、 <u>大阪ガス(株)</u> 、 <u>大阪ガスネットワーク(株)</u>
------	---

ライフライン事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し市に報告する。

第2 上水道

実施担当	<u>水道班</u> 、 <u>情報総括班</u> 、 <u>本部事務局</u> 、 <u>大阪広域水道企業団</u>
------	---

(1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに止水に努めるとともに、施設の稼働停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部や交野警察署及び住民に通報する。

(2) 応急給水及び復旧

- ① 給水車・トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- ② 被害状況、復旧の難易度を勘案して、医療機関等の重要給水施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。
- ③ 被害状況によっては、協定や要請に基づき、他の水道事業者等の応援を要請する。

(3) 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関、報道機関に伝達するとともに、ホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで、住民等への幅広い広報に努める。

第3 下水道

実施担当	<u>インフラ対策班</u> 、 <u>情報総括班</u>
------	-------------------------------

(1) 応急措置

- ① 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発電機によるポンプ運転を行う。
- ② 下水管渠の被害には、汚水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- ③ 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて、施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防本部や交野警察署及び住民に通報する。

(2) 応急対策

- ① 被害状況に応じて、緊急度の高いものから応急対策を行う。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

- ② 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者の支援を要請する。
- (3) 広報
 - ① 生活水の節水に努めるよう広報する。
 - ② 被害状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関及び報道機関に伝達し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等について住民に広報する。

第4 電気通信

実施担当 | 西日本電信電話(株)等、KDD I (株) (関西総支社)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

- (1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

 - ① 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
 - ② 通信疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
 - ③ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
 - ④ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。
- (2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- (3) 設備の応急対策
 - ① 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一として速やかに実施する。
 - ② 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のある工事を優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
 - ③ 応急復旧にあたっては、行政機関や他の事業者と連携し早期復旧に努める。
- (4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策については、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第5 電力

実施担当 | 関西電力(株)、関西電力送配電(株)

- (1) 応急措置

感電事故、漏電火災等の二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、消防本部、交野警察署及び住民に通報する。
- (2) 応急供給
 - ① 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
 - ② 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
 - ③ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両により応急送電を行う。
 - ④ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- (3) 広報

二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ること等電気施設及び電気機器の使用上の注意について住民に広報する。

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第6 ガス

実施担当	大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)
------	-----------------------

(1) 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化・打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給

- ① 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- ② 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ③ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上でガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ① 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を住民に対して広報する。
- ② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。
加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防
対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第10節 交通の維持復旧

鉄道及び道路の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 交通の安全確保

実施担当	インフラ対策班、 <u>近畿地方整備局</u> 、大阪府、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)、京阪バス(株) (交野営業所)、西日本高速道路(株) (関西支社)
------	--

1. 被害状況の報告

各施設の管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市に報告する。

2. 各施設の管理者における対応

(1) 鉄道施設

- ① 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防本部、交野警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ② 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設

- ① 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防本部、交野警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ② 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等の適切な措置を講ずる。

第2 交通の機能確保

実施担当	インフラ対策班、 <u>近畿地方整備局</u> 、大阪府、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)、京阪バス(株) (交野営業所)、西日本高速道路(株) (関西支社)
------	--

1. 障害物の除去

各管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

2. 各施設管理者における復旧

(1) 鉄道施設

- ① 線路、保安施設、通信施設等の列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況・緊急性・復旧の難易度等を考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- ② 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。
- ③ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

(2) 道路施設

- ① 被害状況・緊急性・復旧の難易度等を考慮し、緊急輸送路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁・トンネル等の復旧に時間を要する箇所

を含む道路は、代替道路の確保に努める。

自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

- ② 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- ③ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行うとともに、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- ④ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第11節 農産業関係応急対策

市及び農業協同組合は、農産業に関する応急対策を講ずる。

実施担当 インフラ対策班、北河内農業協同組合

1. 農業用施設

市は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

2. 農作物

(1) 技術の指導

市及び農業協同組合は、府の協力を得て、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こし等応急措置の技術指導を行う。

(2) 主要農作物種子の確保、あっせん

市は、府に対して、水稲、小麦、大豆の種子の確保、災害応急種子もみのあっせん等を要請する。

(3) 園芸種子の確保あっせん

市は、府に対して、園芸種子需給安定措置要綱に基づく、一般社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんに要請する。

(4) 病虫害の防除

市は、府が行う病虫害発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病虫害防除指導に協力する。

3. 畜産

市は、府の協力を得て、家畜伝染病の予防等を行い家畜被害の未然防止に努める。

(1) 家畜伝染病の防止

- ① 府及び畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。
- ② 必要に応じ、家畜伝染病防疫対策本部を設置し、府と協力して伝染病の発生防止に努める。
- ③ 伝染病発生畜舎等の消毒を実施する。
- ④ 必要に応じ、家畜伝染病予防法に基づき、家畜防疫員の派遣を要請について、府と協議する。

(2) 一般疾病対策

一般疾病の発生に際しては、治療を要する場合は、獣医師会に対し、協力を要請する。

(3) 飼料対策

被害状況及び家畜数に応じて必要量を取りまとめ、国に供給を要請する。

第12節 災害救助法の適用

市が自ら実施する災害応急措置のうち、一定の規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を府知事に要請し、同法に基づき実施する。

なお、知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

実施担当	本部事務局、避難対策班、建築物対策班、水道班、給食班、物資班、医療衛生班、消防班、児童・生徒対策班、市民班、福祉班
------	---

1. 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施し、市長は、知事が行う救助を補助する。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長が着手し、その状況を知事に情報提供し、その後の処理について知事の指示を受ける。

また、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととした場合は、知事の通知する内容と期間について市長が当該事務を実施する。（災害救助法第13条）

2. 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与【避難対策班、建築物対策班】
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給【物資班、避難対策班、水道班、給食班】
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与【物資班、避難対策班】
- (4) 医療及び助産【医療衛生班】
- (5) 被災者の救出【消防班】
- (6) 被災した住宅の応急修理【建築物対策班】
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与【本部事務局、総務班】
- (8) 学用品の供与【児童・生徒対策班】
- (9) 埋葬【市民班、福祉班】
- (10) 死体の捜索及び処理【福祉班】
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去【インフラ対策班、廃棄物処理班】

3. 災害救助法の救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法並びに実費弁償の一般基準は、府災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合は、特別基準の適用を知事に要請する。この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。

4. 適用申請

本部事務局は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を市長に報告するとともに府に情報提供する。

- (1) 適用基準

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

人口が5～10万人に該当する本市の場合、災害救助法の適用は、災害による市域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- ① 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、80世帯以上に達した場合に適用される。
 - ② 府内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が40世帯以上に達する場合に適用される。
 - ③ 府内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合に適用される。
 - ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するときに適用される。
- (2) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

- ① 全壊（全焼・流失）住家1世帯は、滅失世帯数1
- ② 半壊（半焼）住家1世帯は、滅失世帯数1／2
- ③ 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1／3

第13節 指定避難所の開設・運営等

市は、災害が発生したとき、施設管理者の協力を得て、交野市避難所運営マニュアルに沿って、指定避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずる。また、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

さらに、災害による家屋の浸水、損壊、流失により、避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設する。

府は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

第1 指定避難所の開設

実施担当	本部事務局、情報総括班、避難対策班、福祉班、現地避難対策部各班
------	---------------------------------

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

避難指示等が発令された場合は、避難対象地区や災害の状況等に応じた安全な指定避難所を指定する。

また、自主避難者から避難所開設の要求があったときや、市が必要と認めたときは、別に定める要綱に基づき、自主避難所を開設する。

防災行政無線（同報系）等により、対象地区住民等に開設する指定避難所を周知するとともに、避難対策部各班は、速やかに指定された指定避難所に責任者を派遣し、施設の安全性の確保に努める。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者に開設を要請する。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等関係機関への要請、屋外避難所の設置及び府への要請等により必要な施設の確保を図る。

指定避難所の開設にあたっては、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努める。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

第2 指定避難所の管理・運営

実施担当	避難対策班、総務班、福祉班、医療衛生班
------	---------------------

市は、施設管理者の協力を得て、交野市避難所運営マニュアルに沿って、指定避難所を管理・運営する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

なお、運営に関しては、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援し、この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

また、避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性・妊産婦や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

府は、施設の本来の機能の早期回復のため、市と協力して、応急仮設住宅の建設等避難者の住宅の確保に努める。

1. 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ① 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。
 - ② 現に災害を受けた者であること。
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ① 避難指示が発せられた場合
 - ② 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合

2. 指定避難所の管理・運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、交野市避難所運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して指定避難所の円滑な管理・運営に努める。

- (1) 避難者の受入れ

避難所責任者は、次の点に留意して避難者を受入れる。

 - ① 避難地域の被災者を受入れるとともに、他地区より避難してきた被災者を受入れる。
 - ② 避難者の受入れをしたときは、別に定める避難所収容者名簿を作成する。
 - ③ 被災者の受入れにあたり当該避難所が被害を受け、受入れ困難となったとき、又は受入れ力に余力がないときは、他地区の避難所等への受入れに努める。
 - ④ 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。
- (2) 指定避難所の管理、運営

避難所責任者は、次のことを行う。

 - ① 施設の管理者、警察官、区の役員や自主防災組織の協力を得て、指定避難所の管理、運営を行う。
 - ② 指定避難所が閉鎖されるまで、日報に救助実施を記録し、収容状況を部責任者に報告する。
 - ③ 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握に努め、状況を避難対策班に報告する。また、部責任者は状況を府に報告する。
 - ④ 次の事項が発生したときは、直ちに情報班に報告する。
 - ア 受入れが可能となったとき。
 - イ 受入れ者が死亡したとき。
 - ウ 指定避難所に感染症が発生したとき。
 - エ その他緊急の対策を必要とする事態が発生したとき。
 - ⑤ 混乱防止のため、避難者心得、応急対策の実施状況・予定等の情報を掲示する。
 - ⑥ 良好な生活環境維持のため、生活ルール、保健衛生等を徹底する。

- ⑦ 避難行動要支援者の収容状況やニーズを把握し、区等と協力して支援する。
 - ⑧ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。
 - ⑨ 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料を確保する。
- (3) 指定避難所の管理、運営支援
- 避難対策部各班は、避難所生活を支援するため、次の対策を行う。
- ① 長期化した場合、自治運営組織づくりや男女のニーズの違い等に配慮したプライバシー保護対策を促進する。また、必要に応じて、入浴施設及び洗濯機等の確保を行う。暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
 - ② 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
 - ③ 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
 - ④ 福祉班等と連携し、避難所の避難行動要支援者向けの福祉サービス等を確保する。
 - ⑤ 情報総括班と連携し、避難所への掲示・配布用の広報紙等を確保する。
 - ⑥ 医療衛生班と連携し、巡回健康相談等のサービスを確保する。
 - ⑦ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
 - ⑧ 相談窓口を設置する（女性相談員の配置に配慮する）。
 - ⑨ 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
 - ⑩ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
 - ⑪ 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む。）等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
 - ⑫ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。
 - ⑬ 指定避難所における新型インフルエンザ等感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、本部指揮部は、医療衛生班及び避難対策班と避難所の運営に必要な情報について協議し共有する。
- (4) 避難者の他地区への移送
- 市は、市内の避難所収容力の不足等により、他市の避難所等への移送が決定されたときは、市保有の車両又は借上げ車両により避難者を移送する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第3 指定避難所の早期解消のための取組み等

実施担当 避難対策班、総務班、建築物対策班

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った避難者への物資の安定供給等に努める。

なお、府、関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する避難者の低減に向けた方策を検討する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第14節 緊急物資の供給

市は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は、府に要請することができるとともに、府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認められるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待たないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送する。

第1 給水活動

実施担当	水道班、大阪府、大阪広域水道企業団
------	-------------------

市は、府及び府内水道（用水供給）事業体等の関係機関と相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

1. 市、府内水道（用水供給）事業体

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 耐震型緊急用貯水槽を活用した飲料水の応急給水の支援
- (2) 浄水池・配水池及びその周辺での活動拠点の設置
- (3) 重要給水施設での給水の実施
- (4) 貯水槽等からの給水、給水車・トラック等による運搬給水の実施
- (5) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による応急給水の実施
- (6) 給水用資機材の調達
- (7) 応援給水のために必要な情報の提供
- (8) ボトル水・缶詰水等の物資集積場所への配布
- (9) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (10) 市から供給する飲料水の水質検査

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

2. 大阪府

府は、市の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 府内水道（用水供給）事業体の給水拠点の活用に関する調整
- (2) 給水用資機材調達に関する総合調整
- (3) 給水活動に関する応援の調整、情報の提供
- (4) 飲料水の水質検査
- (5) ボトル水・缶詰水等の配布（災害時用備蓄水の配布）

第2 食料・生活必需品の供給

実施担当	給食班、物資班
------	---------

市は、府及び関係機関の協力を得て、迅速かつ円滑に食料・生活必需品を供給する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

1. 市

発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。

不足する場合は、府等に応援を要請する。

他の市町村、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

2. 府への要請

市は、物資の調達が困難な場合、府に対し、必要量、受入れ拠点等を示して食料、毛布、日用品、炊き出し用燃料等の供給を要請する。

3. その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、市及び府からの要請があった場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 近畿農政局（大阪府拠点）
 応急用食料品（精米等）及び政府米の供給に関する連絡
- (2) 日本赤十字社大阪府支部
 毛布・日用品等の備蓄物資の供給
- (3) 近畿経済産業局
 生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達
- (4) 関西広域連合
 救援物資の調達に関して、国、全国知事会等との連絡・調整及び必要な物資の確保

第15節 保健衛生活動

市は、府及び防災関係機関の協力を得て、感染症・食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

第1 防疫活動

実施担当	医療衛生班、環境衛生班、大阪府、 <u>(公社)大阪府看護協会</u> 、(一社)交野市医師会、 <u>(一社)交野市歯科医師会</u>
------	--

市は、府及び関係機関の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携を図りながら、患者等の人権に配慮し、防疫活動を実施する。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、府と市が協力、連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

1. 市

- (1) 府及び関係機関の指導・指示により、次の防疫活動を実施する。
 - ① 消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - ② 鼠族・昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - ③ 指定避難所の防疫指導
 - ④ 臨時予防接種（予防接種法第6条）
 - ⑤ 衛生教育及び広報活動
- (2) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自ら防疫活動を行うことが困難なときは、府に協力を要請する。
- (4) その他、感染症法により、府の指示を受け必要な措置を行う。

2. 府

府は、次の措置を行う。

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。※
- (2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
- (3) 市に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。
- (4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (5) 予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要性があると認めたときは、臨時の予防接種を行い又は市に対して指示を行う。（予防接種法第6条）
- (6) 衛生教育及び広報活動を行う。
- (7) その他、感染症法により、自ら措置し又は市への必要な指示等を行う。

※一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編

性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、
鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）

災害予防対策編

第2 被災者の健康維持活動

実施担当

医療衛生班、福祉班、大阪府、(公社)大阪府看護協会、(一社)交野市医師会、
(一社)交野市歯科医師会

地震災害応急対策編

市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災者の健康状態や栄養状態を十分に把握するとともに、助言・加療等の被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

風水害応急対策編

1. 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所や社会福祉施設、応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談・訪問指導・健康教育・健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、市に助言する。

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

2. 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

第3 保健衛生活動における連携体制

実施担当

医療衛生班、大阪府、防災関係機関

資料編

市は、保健衛生活動において、市域での対処が困難になった場合は、府及び関係機関に応援を要請する。

また、市は、発災後、迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第4 動物保護等の実施

実施担当 | 環境衛生班、大阪府

市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1. 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府及び府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2. 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 府は、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。
- (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 他府縣市との連絡調整及び応援要請を行う。

3. 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときには、府、交野警察署、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第16節 避難行動要支援者への支援

市は、府及び防災関係機関と協力しながら、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

なお、府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を被災市町村へ派遣し、支援する。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

実施担当	本部事務局、福祉班、医療衛生班、交野市区長会
------	------------------------

1. 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

市は、災害発生時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、府が示す指針に基づき、市が作成する「避難行動要支援者支援事業」に則して、地域の福祉関係者等をはじめ、必要に応じて地区や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の支援に努める。

なお、生命又は身体の安全及び財産を保護するうえで緊急を要するときは、本人同意のない避難行動要支援者情報についても個人情報保護に配慮しつつ、救助関係機関等に情報提供する。

また、府及び関係機関の協力を得て、保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見・保護に努める。

(2) 被災状況の把握

社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

2. 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅・指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

実施担当	福祉班、医療衛生班、建築物対策班、(社福)交野市社会福祉協議会
------	---------------------------------

避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1. 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、交野市社会福祉協議会等と連携して、被災した避難行動要支援者に対して、居宅・指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、府及び関係機関の協力を得て、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2. 避難行動要支援者への緊急入所等

市は、府及び福祉関係機関の協力を得て、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、被災により、居宅・指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3. 広域支援体制の確立

市は、府に対して避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を提供し、必要に応じて介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行われるよう要請する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防
対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第17節 被災者の生活支援

第1 支援体制

実施担当 各班、(社福) 交野市社会福祉協議会

市は、大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

また、市は、支援体制の整備にあたり、府の支援を受けるとともに、府が定めた「大阪府災害等応急対策実施要領」に基づき、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行う。

第2 住民等からの問い合わせ

実施担当 情報総括班、市民班、消防班、大阪府警察本部（交野警察署）

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、交野警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待を受けた者や、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第18節 社会秩序の維持

市及び防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努め、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定及び必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第1 住民への呼びかけ

実施担当 情報総括班

市は、各種の応急対策の推進や実情周知による心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

実施担当 本部事務局、情報総括班、大阪府警察本部（交野警察署）、交野市区長会

交野警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

実施担当 総務班、北大阪商工会議所

市及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。

1. 物価の安定

市は、買い占め・売り惜しみをする業者に対して勧告・公表等を含む適切な措置を講ずるよう府に要請する。

2. 消費者情報の提供

市は、北大阪商工会議所と連携して、生活必需品等の在庫量と適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3. 生活必需品等の確保

市は、北大阪商工会議所と連携して、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については事業者と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

4. 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第19節 住宅の応急確保

市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

第1 住宅の応急確保

実施担当	建築物対策班、大阪府
------	------------

1. 実施者

応急仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理は、災害救助法により知事が行うが、市長に委任された場合には、災害救助法の実施要領をふまえ、次のように行う。

2. 被災住宅の応急修理

市は、府から委任された場合には、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者について、住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最少限度の部分を応急修理する。

3. 住居障害物の除去

- (1) 市は、府から委任された場合には、がけ崩れや浸水等により、居室・炊事場・玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしても除去できない者に対して障害物の除去を行う。
- (2) 府は、市から障害物の除去について、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。

4. 応急仮設住宅の建設

市は、府から委任された場合には、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、建設場所、建設戸数等について十分に調整し、二次災害にも十分配慮したうえで、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

- (1) 建設型応急住宅の管理は、住民等の協力を求めて行う。
- (2) 府と協力し、集会施設等の生活環境の整備を促進する。
- (3) 建設型応急住宅を供与期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- (4) 高齢者、障がい者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。

5. 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、市と府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

6. 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

7. 公共住宅への一時入居

市は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じて、府等と連携して、公営住宅の空き家への一時入居の措置を講ずる。

8. 住宅に関する相談窓口の設置等

市は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第2 罹災証明の発行

実施担当	市民班、交野市区長会
------	------------

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

なお、地区等は家屋被害認定調査に協力し、地区内の被害状況や地理を説明する。

(1) 被害家屋調査の準備

市は、被害状況の速報を基に、税務関係職員を中心とした調査員を確保する。また、調査担当地区と担当調査員の編成表を作成し、調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(2) 被害家屋調査の実施

被害家屋を対象に2人1組で被害程度を被災者から聴き取り、実測等により調査し、調査票に記録する。

(3) 罹災台帳の作成

調査票を基に、罹災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

(4) 罹災証明書の発行

罹災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋の罹災証明書を発行する。

(5) 再調査の申出と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

市は、申出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者

に連絡するとともに、必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明書を発行する。

なお、判定が困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、市長が判定する。

(6) 罹災証明に関する広報

罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第20節 応急教育及び保育対策

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、園児・児童・生徒の保護及び教育施設の保全措置を講ずるとともに、施設の被害又は児童・生徒の被災により、通常の教育が行えない場合に対処し、教育施設の応急復旧と被災園児・児童・生徒に応急教育を実施するためのものである。

第1 緊急保護対策

実施担当 避難対策班、児童・生徒対策班、園児対策班、給食班、議会班

1. 園児・児童・生徒の保護

- (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市長、教育長若しくは校（園）長の状況判断により、休校（園）措置等を行う等の臨機の処置をとる。
- (2) 授業開始後にあつて施設の安全が確保されない場合は、注意事項を徹底させ早急に帰宅させる。ただし、保護者不在の者又は居住区域に危険のおそれがある者は、指定避難所で保護する。
- (3) 登校前に休校（園）措置を決定したときは、直ちにその旨を確実な方法で保護者・児童・生徒等に周知する。
- (4) 校（園）長は、休校（園）措置をとった場合は、直ちに市長若しくは教育長に報告する。
- (5) 校（園）長は、府教育委員会からラジオ・テレビ等を通じて統一的な指示が行われた場合は、その指示に従って適切な措置をとる。

2. 教育施設の保全

教育施設の被害を最小限にするため、校（園）長は、施設の保全措置を講ずるとともに、特に火災等の二次災害の予防、停電・断水等に対する応急措置を講ずる。

避難対策班は、学校に指定避難所を開設する場合、授業の維持・再開を考慮して、あらかじめ定める指定避難所の利用スペース・設備等を校（園）長に確認して、本部事務局に連絡する。

第2 教育施設の応急整備

実施担当 建築物対策班

- (1) 教育施設に被害が発生した場合は、施設管理者は建築物対策班に速やかにその状況を報告する。
- (2) 建築物対策班は、被害状況を記録、撮影し、速やかに施設の応急復旧を実施するとともに、本部事務局に連絡し、代替校舎の確保などの調整に努める。

第3 応急教育体制の確立

実施担当 児童・生徒対策班、給食班

1. 応急教育の実施

- (1) 応急教育
 - ① 校舎の大部分が使用できないときは、隣接の学校等の適当な施設を利用する。
 - ② 長期にわたる休業の場合については、自宅学習又は各地の組織に区分して応急教育を実施するとともに、家庭訪問等を実施し、児童・生徒の被災状況の把握に努める。

③ 学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(2) 応援要請

市での応急教育体制の確保が困難な場合は、府教育委員会に応急教育の指導助言、教職員の確保、他市町村への児童・生徒の受入れについて要請し、必要に応じて児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

2. 学校給食の応急措置

市は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧等の措置を講ずる。

第4 就学援助等

実施担当	児童・生徒対策班、園児対策班、大阪府
------	--------------------

1. 就学援助等に関する措置

市は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

2. 学用品の支給

(1) 学用品の支給は、住家の災害により学用品を失うなど就学上支障のある園児・児童・生徒に対して行う。

(2) 学用品の支給は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ① 教科書及び教材
- ② 文房具
- ③ 通学用品

(3) 学用品の支給を必要とするとき、校（園）長は、補給を要する学用品の実数を直ちに教育委員会に報告し、この報告に基づき教育委員会が認定を行い、業者から調達し供給する。

3. 健康維持の実施

市及び校（園）長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、四條畷保健所・子ども家庭センター等の機関と連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第5 給食の措置

実施担当	給食班
------	-----

学校給食はできる限り継続実施する。ただし、次のような事情が発生した場合には一時中止する。なお、給食再開にあたっては衛生管理に十分注意すること。

- (1) 災害が広範囲にわたり、災害救助法のための炊き出しに学校給食施設を使用した場合
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

- (3) 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想される場合
- (4) 職員の確保や給食物資の調達が困難な場合
- (5) その他給食の実施が外因的事情により不可能な場合

第6 保育安全計画

実施担当	園児対策班
------	-------

保育所等の施設については、上記の計画に準じて保育園児の安全に十分考慮するとともに、保護者との連携を密に実施する。

第7 文化財

実施担当	社会教育課
------	-------

指定災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理責任者）は、被害状況を調査し市社会教育課文化財係に報告する。

また、市は、被害報告を府教育庁文化財保護課委員会に報告する。

府教育庁文化財保護課は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市社会教育課文化財係を経由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第21節 廃棄物の処理

市は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

第1 ごみ処理

実施担当	廃棄物処理班
------	--------

1. 初期対応

- (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2. 処理活動

(1) 市

ごみの処理は、四條畷市交野市清掃施設組合で行うが、必要に応じて他市へごみの受入れを要請する。

- ① 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- ② 必要に応じて、一時保管場所を設置する。
- ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- ④ ごみの分別、排出ルールを住民に周知、徹底する。
- ⑤ 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- ⑥ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的な処理を行う。

(2) 府

市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

第2 し尿処理

実施担当	廃棄物処理班
------	--------

1. 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

2. 処理活動

(1) 市

収集したし尿は、乙辺浄化センターで処理するが、必要に応じて、府、他市へし尿の受入れを要請する。

- ① 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防
災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

- ② 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの環境衛生の保全を図る。
- (2) 府
 - ① 府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。
 - ② 市から災害し尿等の収集運搬について協力要請があった場合には、別に締結する協定書に基づき、大阪府衛生管理協同組合に対して支援協力を要請する。

第3 災害廃棄物等処理

実施担当	廃棄物処理班、インフラ対策班
------	----------------

1. 初期対応

災害発生直後から、次の点に留意して処理計画を立て、必要な体制等を確保する。

- (1) 損壊建物数等の情報を収集し、発生する災害廃棄物等の種類等を勘案し、全体量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、大量の災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2. 処理活動

- (1) 市
 - ① 被災者生活支援法による解体・撤去が適用された損壊建築物については、市が行う。
 - ② 災害廃棄物等処理については、危険なもの及び通行上支障のあるもの等を優先して収集・運搬する。
 - ③ 災害廃棄物等は、適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、処分量の減量化を図る。
 - ④ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
 - ⑤ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
 - ⑥ 必要に応じて、府及び近隣市町村並びに関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。
 - ⑦ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。
- (2) 府
 - ① 市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、最終処分までの処理ルートの確保を応援する。
 - ② 市の災害廃棄物等処理の進行管理等を行うため、全体処理計画を作成する。
全体処理計画に基づき、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。
 - ③ 市が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び一般社団法人大阪府清掃事業連合会に対して協力を要請する。
 - ④ 府域で災害廃棄物等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルートを確保するため、関西広域連合、他の府県や国に対し応援を要請する。

- ⑤ 災害発生時に発生する廃棄物に対応するため、府内市町村を含む関係団体等の連携・協力のもと、処分場の能力維持及び代替性・多重性を確保する観点から、大阪湾フェニックス事業の推進に努める。
- ⑥ 必要に応じて、近畿地方整備局と港湾内における災害廃棄物の仮置場の確保について調整する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第22節 遺体対策

市及び交野警察署は、遺体対策について、必要な措置をとる。

第1 交野警察署

実施担当 大阪府警察本部（交野警察署）

1. 災害発生地域における遺体の早期収容に努め、医師との連携に配慮し、迅速に検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。
2. 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市及び関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

第2 市

実施担当 福祉班、市民班

1. 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体については、警察による検視（死体調査）、医師による検案（死因その他の医学的検査）を行う。
2. 身元不明の遺体については、交野警察署その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
3. 遺族が遺体対策を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が必要に応じて民間の葬儀社と連携し、実施する。
 - (1) 遺体の洗浄・消毒等の処置を行う。
 - (2) 遺体への対処やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
 - (3) 仮埋葬をしなくても済むような遺体対策の検討に努める。
 - (4) 遺体の火葬・遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講ずる。
4. 遺体安置所の設定
 - (1) 多数の遺体が発生した場合に備えて、避難者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
 - (2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うため、警察、その他の関係機関と連携を図る。
 - (3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
 - (4) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
 - (5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
 - (6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄す

- るために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- (7) 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。
- (8) 自ら遺体対策の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第23節 自発的支援の受入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、防災関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

第1 ボランティアの受入れ

実施担当 福祉班、(社福) 交野市社会福祉協議会

市は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、交野市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関と連携し、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有把握するものとする。

また、市は、府と連携し、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

1. 受入れ

(1) 活動内容

市は、次の活動内容のボランティアの支援を得る。

- ① 指定避難所内における給食・清掃等の運営補助
- ② 被災者に対する炊き出し
- ③ 救助物資の仕分け・配布
- ④ 高齢者・障がい者等避難行動要支援者の介助
- ⑤ 被災者のニーズ把握や安否確認
- ⑥ 在住外国人への通訳
- ⑦ その他被災者に対する支援活動

(2) 人材の確保

福祉班は、市が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、交野市社会福祉協議会に連絡する。

(3) 受入れ窓口の開設

交野市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口（災害ボランティアセンター）を開設する。

また、被災者ニーズ等への対応を図るため、発災時における対応等について、大阪府社会福祉協議会との情報交換に努める。

2. 活動支援体制

市は、災害ボランティアセンターの活動を支援する。

(1) 必要資機材及び活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

(2) 災害情報の提供

ボランティア関係団体に対して災害の状況、災害応急対策の実施状況等の情報を提供する。

第2 義援金・物資の受付・配分

実施担当	福祉班、物資班、総務班、(社福) 交野市社会福祉協議会
------	-----------------------------

1. 義援金

(1) 受付

- ① 福祉班、総務班は、義援金の受付窓口を開設し、本市の被災者あてに寄託される義援金を受け付ける。
- ② 日本赤十字社大阪府支部に寄託される義援金は、総務班において受け付ける。
- ③ 大阪府共同募金会に寄託される義援金は、交野市社会福祉協議会において受け付ける。

(2) 配分

- ① 総務班は、本市の被災者あてに寄託された義援金及び府、日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。
- ② 義援金の配分については、配分方法、伝達方法等を協議のうえ、配分計画を作成する。
- ③ 定められた方針及び所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

2. 義援物資

(1) 受付

物資班は、義援物資の受付窓口を開設し、本市の被災者あてに寄託される義援物資を物資輸送拠点（総合体育施設）で受け付ける。

なお、事前に内容を確認できない個人による物資は受け付けないこととし、被災者が必要としている物資の募集広報に努める。

(2) 配分

- ① 本市の被災者あてに寄託された義援物資及び府、日本赤十字社等から配分を委託された義援物資を配分する。
- ② 義援物資の配分については、配分方法等を協議のうえ、配分計画を作成する。
- ③ 配分計画に基づき、義援物資を避難所等へ搬送し、配分する。
- ④ 配分は、避難所内住民組織、ボランティア等の協力を得て実施する。
- ⑤ 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、物資輸送拠点（総合体育施設）で保管する。

3. 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第3 海外からの支援の受入れ

実施担当 人事班

市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1. 国との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

2. 支援の受入れ

- (1) 次のことを確認の上、受入れの準備をする。
 - ① 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - ② 被災地域のニーズと受入れ体制
- (2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ① 案内者、通訳等の手配
 - ② 活動拠点、宿泊場所等の確保

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防
対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第24節 広域一時滞在への対応

実施担当	本部事務局、物資班、福祉班、避難対策班
------	---------------------

市は、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、市への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行い、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、府は、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。市長は、協議を受けた際は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

【その他災害応急対策編】

市の各部課、各防災関係機関は、この計画を円滑に運用するため、災害応急対策活動マニュアルを事前に作成して、**誰が・いつ・何を・どのように行うのか明らかにしておく。**

また、訓練・演習の後は、本計画を検証し、必要に応じて修正案を防災会議事務局に提出するとともに、**人事異動の際は、災害応急対策活動マニュアルに記載した担当者（誰が）を引継ぎする。**

第1節 林野火災応急対策

市及び防災関係機関は、林野において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。

大規模な林野における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施する。

また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

第1 火災の警戒

実施担当	消防本部、危機管理室
------	------------

1. 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

なお、火災気象通報の基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発令基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、積雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

2. 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

3. 住民への周知

市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）・広報車・サイレン等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等と連携して住民に警報を周知する。

周知にあたっては避難行動要支援者に配慮する。

第2 林野火災

実施担当	消防本部、 <u>交野市消防団</u> 、危機管理室、 <u>大阪府警察本部</u> （ <u>交野警察署</u> ）
------	---

林野における大規模な火災が発生した場合は、関係機関は迅速かつ組織的に対処し、人家被害・森林資源の焼失等の軽減を図る。

1. 火災通報等

(1) 通報基準

市は、林野における火災の規模等が府の定める以下の通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。

その後1時間ごとに状況を通報する。

- ① 焼損面積5ha以上と推定される場合
- ② 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合

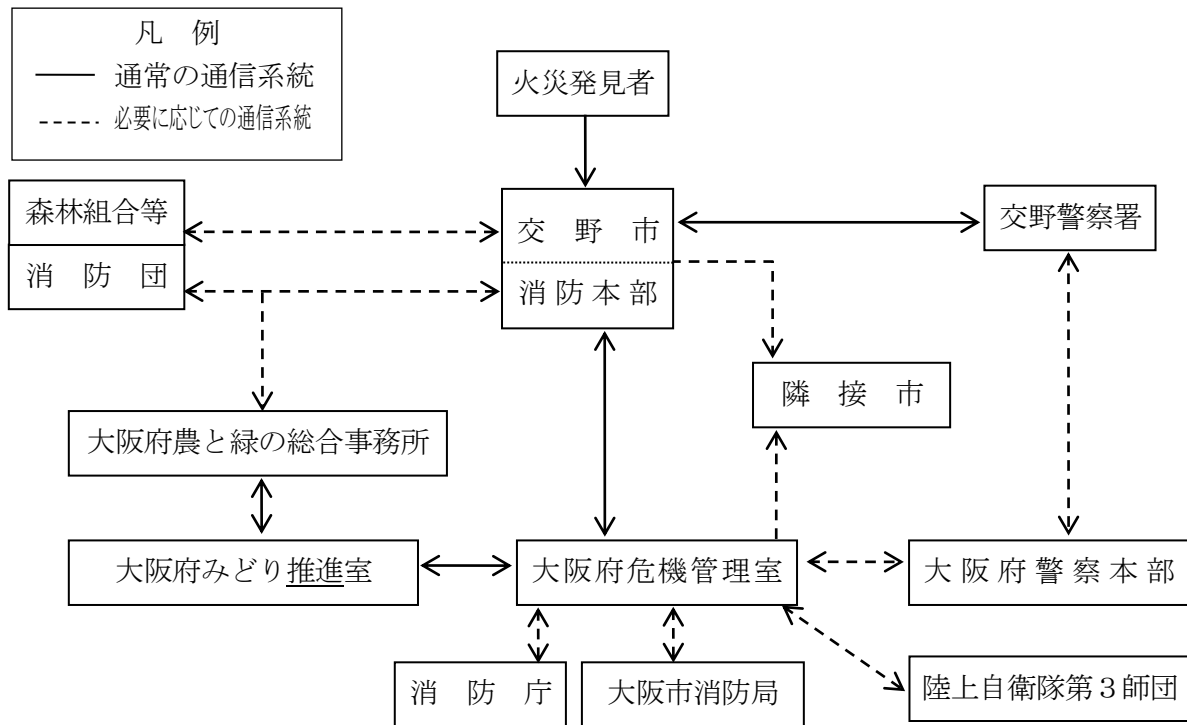
総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

- ③ 空中消火を要請する場合
- ④ 住家等へ延焼するおそれがある等の社会的に影響度が高い場合

(2) 伝達連絡体制

林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報の伝達は、次により行う。



2. 活動体制

(1) 組織体制

消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、林野火災の規模に応じて下記の配備体制をとる。

- ① 林野火災発生 of 通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置する。
- ② 隣接市等に応援要請を行った場合、発災地区に現地対策本部を設置する。
- ③ 必要に応じて、応援隊、飛火警戒隊、補給隊等を編成する。

(2) 応援体制

火災が拡大し、市では十分対応できないと判断するときは、速やかに応援体制を確立する。

- ① 消防応援協定に基づく応援要請
- ② 消防庁又は知事に対する広域航空消防の応援要請
- ③ 知事への自衛隊の災害派遣要請の要求
- ④ 応援隊の受入れ準備
- ⑤ 空中消火の要請又は知事への依頼

(3) 活動方法

- ① 交野警察署と連携協力して、火災防御活動を行うとともに、警戒区域、交通規制区域の指定等を迅速に行う。
- ② 延焼動態を迅速に監視・予測し、避難指示等の判断を迅速に行う。
- ③ 火災の規模等が通報基準に達したときは、府に即報を行う。

第2節 市街地災害応急対策

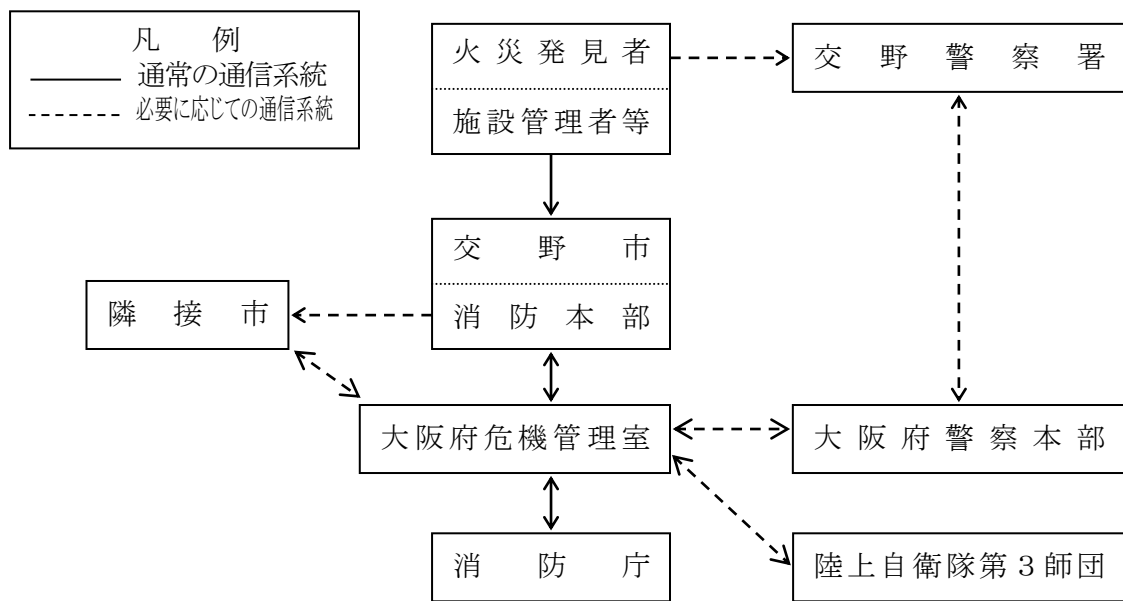
市街地の災害に対処するため、関係機関は、防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

実施担当	消防本部、 <u>交野市消防団</u> 、危機管理室、 <u>大阪府警察本部（交野警察署）</u> 、 <u>大阪ガス(株)</u> 、 <u>大阪ガスネットワーク(株)</u>
------	---

市は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。
 なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1. 通報の伝達

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報の伝達は、次により行う。



2. ガス漏れ事故の措置

消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、事故の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、交野警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

- ① ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。
- ② 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断す

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

ることができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

3. 市街地火災等の措置

消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、火災の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 浸水、水損防止対策

4. 広域応援体制

消防本部は、市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防衛活動が実施できない場合には、隣接市、府、警察等に応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

5. 関係機関の措置

- (1) 交野警察署

災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

- ① 警備本部等の設置
幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立し、警備本部を設置する。
 - ② 救出救助
被災者の有無の確認及び速やかな救出救助活動と消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。
 - ③ 避難誘導
避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所への要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。
 - ④ 警戒区域の設定
二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。
 - ⑤ 交通規制
救出救助活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。
 - ⑥ その他
関係機関との密接な連携のもと、市が行う消火・救助・救急活動を支援する。
また、市その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（死体調査）等所要の措置をとる。
- (2) 大阪ガスネットワーク株式会社の措置
災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。
遮断後のガスの供給再開にあたっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。

第3節 危険物等災害応急対策

市及び防災関係機関は、火災その他の災害による危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

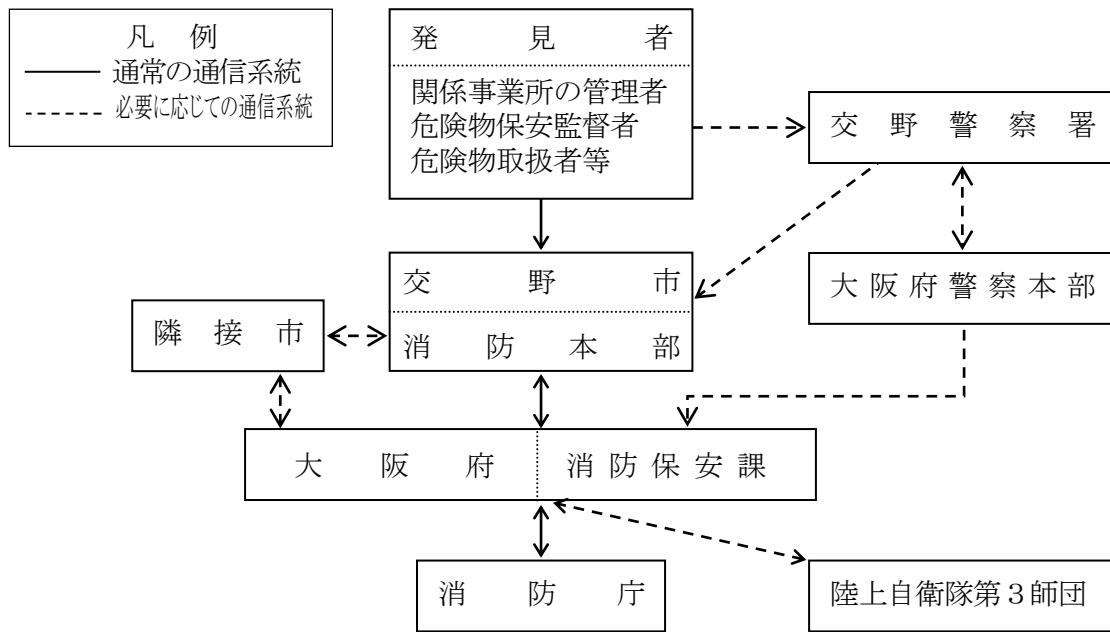
第1 危険物災害応急対策

実施担当 消防本部、交野市消防団、危機管理室、大阪府警察本部（交野警察署）

1. 事業者

- (1) 危険物による大規模な事故が発生した場合、市（消防本部）にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

なお、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報の伝達は、次により行う。



2. 市

消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、事故の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。

- (1) 市は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 市は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等、必要な措置を講ずるよう指導する。
- (3) 市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

3. 交野警察署

- (1) 危険物の流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等、災害拡大防止の措置を行う。

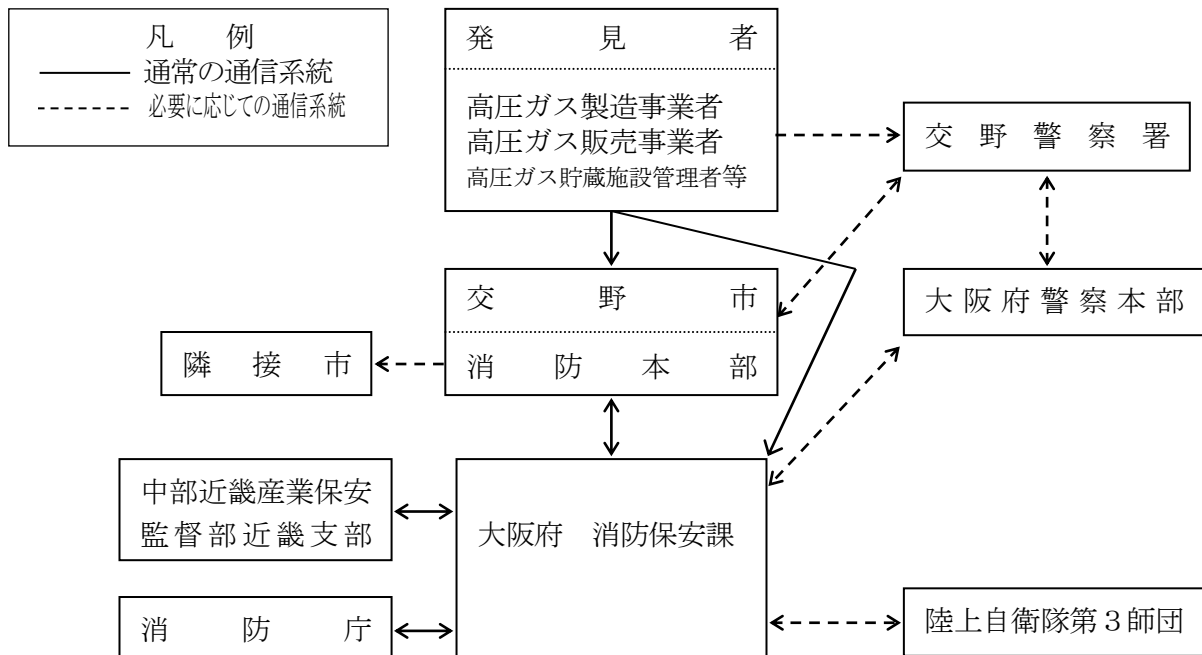
第2 高圧ガス災害応急対策

実施担当 消防本部、交野市消防団、危機管理室、大阪府警察本部（交野警察署）

1. 事業者

- (1) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

なお、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報の伝達は、次により行う。



2. 市

消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、事故の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。

また、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

府からの高圧ガス保安法及び液化石油ガスの権限移譲に伴い、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱うも

のに対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対してその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

3. 交野警察署

- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保全措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等、災害拡大防止の措置を行う。

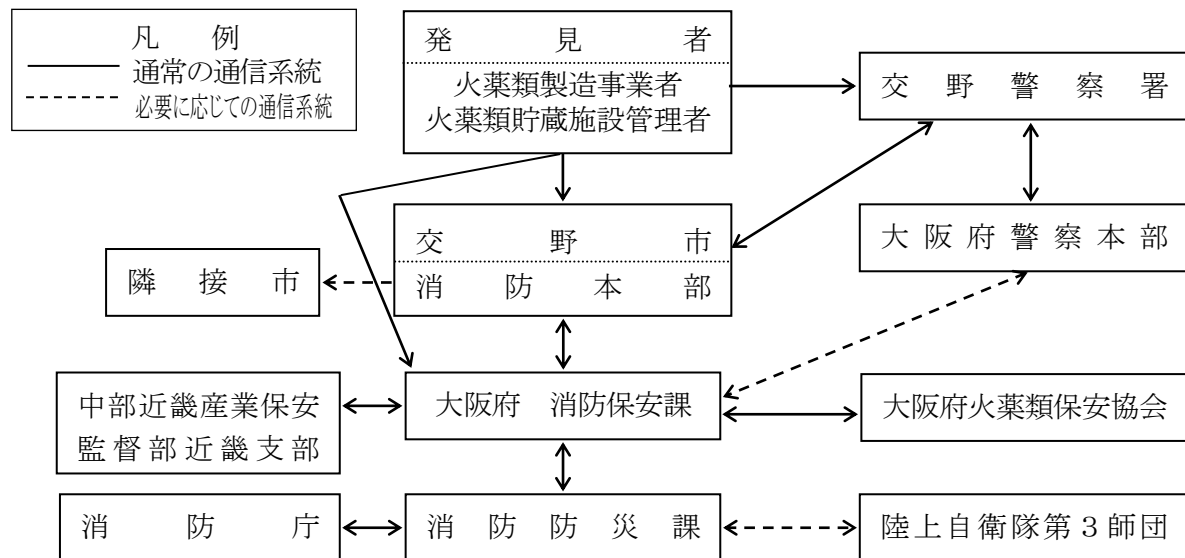
第3 火薬類災害応急対策

実施担当	消防本部、 <u>交野市消防団</u> 、危機管理室、 <u>大阪府警察本部（交野警察署）</u>
------	---

1. 事業者

- (1) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

なお、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報の伝達は、次により行う。



2. 市

消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、事故の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。

また、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

府からの火薬類取締法の権限委譲に伴い、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

3. 交野警察署

- (1) 火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警報区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が火薬貯蔵所に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等、災害拡大防止の措置を行う。

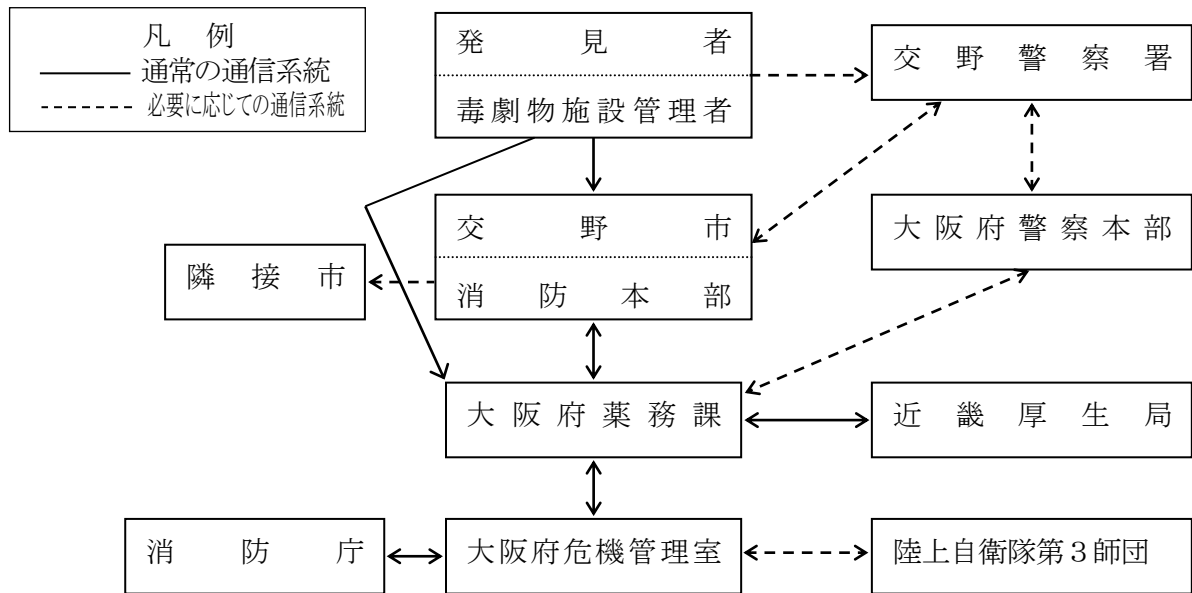
第4 毒物劇物災害応急対策

実施担当	消防本部、 <u>交野市</u> 消防団、危機管理室、 <u>大阪府警察本部</u> （ <u>交野警察署</u> ）
------	---

1. 事業者

- (1) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

なお、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報の伝達は、次により行う。



2. 市

消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、事故の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。

また、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3. 府

- (1) 毒物劇物施設が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散漏洩、又は地下に浸透し、保健衛生上災害が発生し、又はそのおそれがある際は、施設等の管理責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努め、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

4. 交野警察署

- (1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等、災害拡大防止の措置を行う。

第5 放射性同位元素等災害応急対策

実施担当	消防本部、交野市消防団、危機管理室、大阪府警察本部（交野警察署）
------	----------------------------------

1. 事業者

- (1) 放射性同位元素等による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 放射性同位元素等による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

2. 市

消防本部は、事業者、消防団及び危機管理室と連携して、次の措置を実施する。

- (1) 関係機関への情報連絡及び広報
- (2) 放射線量の測定
- (3) 放射線による被ばくを受けた者等の救出、救護
- (4) 市民等の避難
- (5) 危険区域の設定と立入制限
- (6) 交通規制
- (7) その他災害の状況の応じた必要な措置

3. 交野警察署

- (1) 放射性同位物質等の漏洩等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が放射性同位物質等の保管施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等、災害拡大防止の措置を行う。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第4節 その他災害応急対策

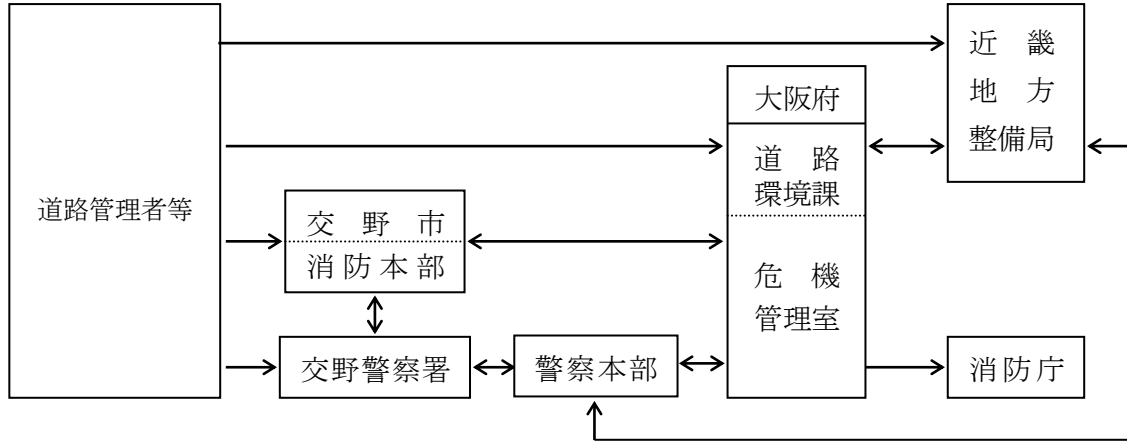
第1 道路災害応急対策

実施担当	都市整備部、消防本部、 <u>交野市</u> 消防団、危機管理室、 <u>大阪府警察本部</u> （ <u>交野警察署</u> ）、大阪府
------	---

1. 情報収集伝達体制

(1) 情報収集伝達経路

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。



(2) 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項

2. 道路管理者の災害応急対策

事故発生道路を所管する道路管理者は、消防本部及び交野警察署と連携して、事故の特性、規模に応じた体制を迅速に確立し、応急対策を行う。

(1) 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(2) 危険物等の流出対策

消防本部等と連携して、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

(3) 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

(4) 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

(5) 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3. 市の対策

消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、事故の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。

また、事故発生者、道路管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、危険物等の漏洩・拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

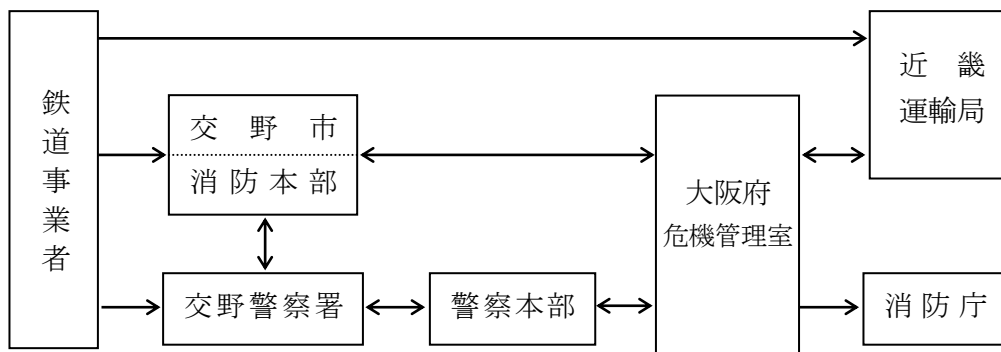
第2 鉄道災害応急対策

実施担当	消防本部、 <u>交野市消防団</u> 、 <u>危機管理室</u> 、 <u>大阪府警察本部</u> （ <u>交野警察署</u> ）、 <u>西日本旅客鉄道(株)等</u> 、 <u>京阪電気鉄道(株)</u>
------	---

1. 情報収集伝達体制

(1) 情報収集伝達経路

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。



(2) 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項

2. 鉄道事業者の災害応急対策

事故が発生した鉄道事業者は、速やかに次の災害応急対策を実施する。

(1) 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(2) 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

(3) 代替交通手段の確保

他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(4) 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

3. 市の対策

消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、事故の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。

また、鉄道事業者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、危険物等の漏洩・拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

第3 大規模断水等応急対策

実施担当	水道局、危機管理室、消防本部、大阪府警察本部（交野警察署）
------	-------------------------------

市内で大規模な漏水又は断水事故が発生した場合には、地震災害応急対策編 第1章 第1節に準じて事故対策本部を設置し、復旧要員及び資機材等を確保するとともに、必要に応じて、府、防災関係機関等の協力を得て応急対策を実施する。

なお、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに止水に努めるとともに、施設の稼働停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部や交野警察署及び住民に通報する。

(1) 活動体制

① 水道局は、直ちに、現地において漏水及び断水状況を把握し、危機管理室と連携して、事故の特性や規模に応じて、大規模断水等事故対策本部を設置する。

② 大規模断水等事故対策本部は、地震災害応急対策編 第1章 第1節 第1組織体制の災害対策本部を基準とする。

(2) 応急給水及び復旧

① 応急給水の目標量及び、応急給水所は、災害規模及び状況により判断する。

② 被害調査及び被害情報の収集により、応急給水の対象区域を把握する。

③ 医療機関等の重要給水施設については、給水の必要性が確認できた段階で、直ちに応急給水を行う。

④ 給水車・トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

⑤ 被害規模及び被害状況によっては、協定や要請に基づき、他の水道事業者等の応援を要請する。

(3) 広報

① 被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関、報道機関に伝達するとともに、ホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで、住民等への幅広い広報に努める。

② 広報は、概ね次の様な項目について行う。

- ・ 事故の発生日時、場所
- ・ 断水状況
- ・ 応急対策実施状況
- ・ 復旧の見通し
- ・ 市民に対する協力の呼びかけ、注意事項
- ・ その他、必要と認められる事項

(4) 復旧事業計画

水道局は、施設の被害状況及び工事業者等の応急復旧工事の対応可能状況を判断して、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。

第4 その他事故等

その他にも航空機の墜落等、住民の生命・財産に被害を及ぼす災害が発生するおそれがある。

こうした場合においても、災害の態様に応じ、突発的な災害は「地震災害応急対策」を、洪水やがけ崩れ等に関わる災害については「風水害等応急対策」を、火災や危険物等に関わる災害については「林野火災等応急対策」、「市街地災害応急対策」、「危険物等災害応急対策」を準用し、防災関係機関が相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずる。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

【東海地震の警戒宣言に伴う対応編】

市の各部課、各防災関係機関は、この計画を円滑に運用するため、災害応急対策活動マニュアルを事前に作成して、誰が・いつ・何を・どのように行うのか明らかにしておく。

また、訓練・演習の後は、本計画を検証し、必要に応じて修正案を防災会議事務局に提出するとともに、人事異動の際は、災害応急対策活動マニュアルに記載した担当者（誰が）を引継ぎする。

第1節 総則

第1 目 的

内閣総理大臣は、東海地震に係る地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示する等の措置をとらねばならないこととされている。

交野市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言の発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産等の安全を確保する。

なお、気象庁は、平成29年11月1日から南海トラフ全域で地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しており、これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

第2 基本方針

- (1) 市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても都市機能は平常どおり確保する。
- (2) 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- (4) 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編や本編の地震災害応急対策編で対処する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言(に伴)対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

東海地震関連情報発表時における対応表

種類	内 容 等	強化地域における 防 災 対 応	交野市における対応
東海地震に関連する調査情報	<ul style="list-style-type: none"> □東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表。 □本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集連絡体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集、連絡体制の確立 ※観測体制（危機管理室）で対応する。
東海地震注意情報	<ul style="list-style-type: none"> □東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表。 □「判定会」の開催については、この情報の中で伝達。 □東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、本情報解除発表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震災害警戒本部準備室設置 ・ 準備行動実施 ・ 市民への広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等の準備 ※警戒体制（危機管理室、都市整備部）で対応する。
東海地震予知情報	<ul style="list-style-type: none"> □東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表。 □東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、本情報解除発表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒宣言 ・ 地震災害警戒本部設置 ・ 地震防災応急対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害警戒本部設置 ・ 地震警戒本部設置（消防本部） ・ 動員配備体制の検討 ※警戒宣言解除後も府から指示があった場合や状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続する。

東海地震の地域災害に関する警戒宣言及び国民に対する呼び掛け（例）

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発令します。

本日、気象庁長官から、東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地域防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

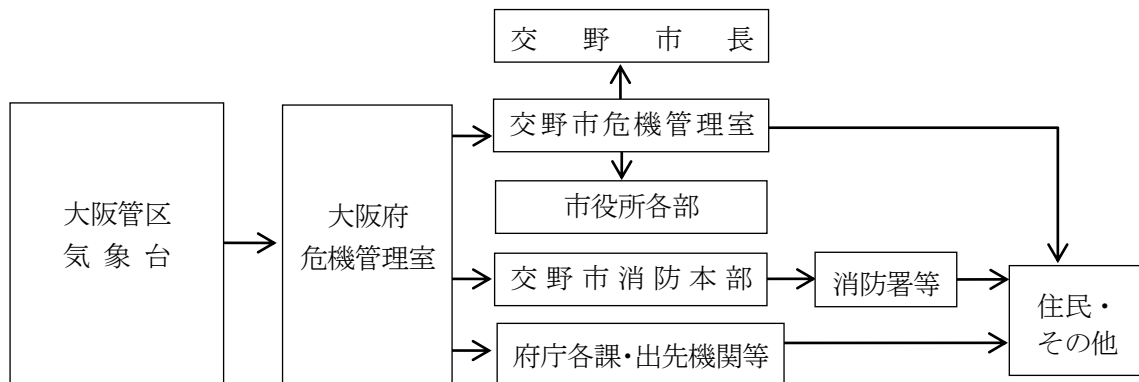
第2節 東海地震注意情報発表時の措置

市及び防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備する。

第1 東海地震注意情報の伝達

実施担当	本部事務局、消防班
------	-----------

1. 伝達系統



2. 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

市及び防災関係機関は、職員の待機、非常配備等災害対策本部（警戒本部）の設置に備え、必要な配備をとるとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の收受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報等の準備を行う。

消防本部においては、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防本部に地震警戒本部を設置する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言 （に伴う）対応編
南海トラフ地震防 災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

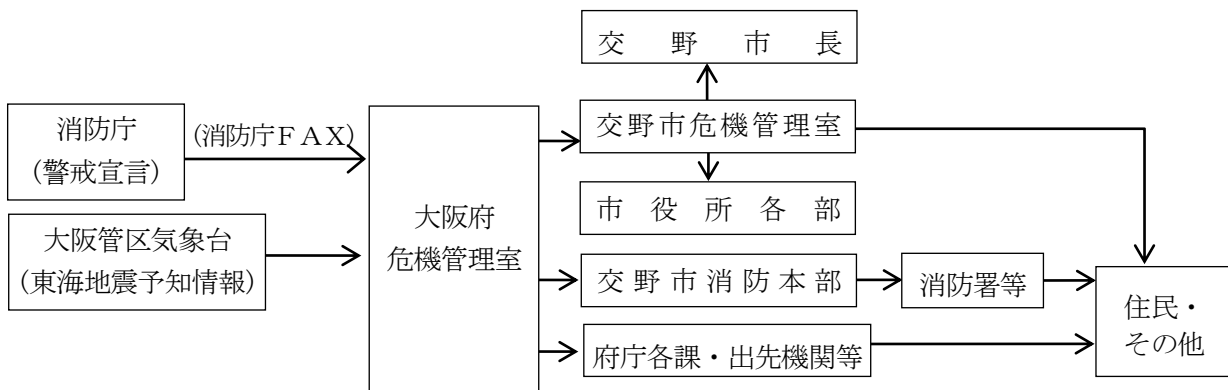
市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために、講ずるべき事前の対策を進める。

第1 東海地震予知情報等の伝達

実施担当 本部事務局、消防班

市は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民・事業所に伝達する。

1. 伝達系統



2. 伝達事項

- (1) 警戒宣言
 - ① 警戒宣言
 - ② 警戒解除宣言
 - ③ その他必要と認める事項
- (2) 東海地震予知情報
 - ① 東海地震予知情報
 - ② その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

実施担当 各部、防災関係機関

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

1. 組織動員配備体制の確立

- (1) 市は、災害警戒本部を設置し、必要な動員配備体制をとる。
- (2) その他関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- (3) 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (4) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備及び点検を行う。

2. 消防・水防

市及び消防団は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報の収集と伝達
- (2) 出火・延焼・浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保及び点検整備
- (4) 危険物等の管理・出火防止の徹底指導

3. 交通の確保・混乱防止

道路管理者及び交野警察署は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制・交通整理
- (2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4. 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、府・国及び関係機関との緊密な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5. ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるものとするが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6. 危険箇所対策

- (1) 市は、地震時において土砂災害が予想される危険箇所に対して、巡回点検を行う。
- (2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市は、交野警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した指定避難所に事前避難させる。

7. 社会秩序の維持

(1) 警備活動

交野警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との緊密な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市及び関係機関は、府と連携して、生活物資の著しい不足や価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

8. 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設等で多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第3 住民・事業所に対する広報

実施担当 本部事務局、防災関係機関

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたとき、住民・事業所に対し、家庭及び職場において自ら必要な防災への備えを実施するとともに、市等が行う防災活動に協力するよう広報する。

1. 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応等の住民・事業所のとるべき措置
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力 等

2. 広報手段

- (1) 市及び防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や広報車、ホームページ等を活用し、自主防災組織等とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

【南海トラフ地震防災対策推進計画編】

市の各部課、各防災関係機関は、この計画を円滑に運用するため、災害応急対策活動マニュアルを事前に作成して、誰が・いつ・何を・どのように行うのか明らかにしておく。

また、訓練・演習の後は、本計画を検証し、必要に応じて修正案を防災会議事務局に提出するとともに、人事異動の際は、災害応急対策活動マニュアルに記載した担当者（誰が）を引継ぎする。

第 1 章 総 則

第 1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本市は、法第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 3 月の中央防災会議において、全国 707 市町村と共に「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。

- (1) 生駒山系の縁辺に接し、急傾斜地崩壊危険箇所等が多く、南海トラフ地震の影響による土砂災害等の二次災害が発生する危険性ある。
- (2) 生駒断層系（交野断層）の活断層の上に稠密な市街地が展開している地域であり、地震被害が増大しやすい地域特性を有している（被害想定による避難者数は 1,643 人）。
- (3) 南海トラフ地震という広域災害に対し、北河内 7 市、大阪府、関西広域連合等で相互に連携を図りながら防災体制を整備していくことが非常に重要である。

南海トラフ地震の発生確率

駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね 100～150 年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854 年の安政東海地震の後、約 150 年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854 年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944 年に昭和東南海地震、1946 年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約 100～150 年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

南海トラフ地震については、これまで、その地震発生の切迫性等の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて個別に対策を進めてきたが、東海地震が発生しない現状に鑑み、最新の科学的知見を踏まえて、南海トラフ沿いで東海、東南海、南海地震が同時に発生することを想定した対策の必要性が高まった。

文部科学省に設置された地震調査研究推進本部では、「同じ場所で同じような地震がほぼ定期的に繰り返す」という仮定のもとに、大きな被害をもたらす可能性が高い、プレート境界やその付近で起きる地震（海溝型地震）や活断層で起きる地震について地震発生確率値を含む長期評価結果を公表しており、南海トラフ地震（マグニチュード 8～9 クラス）の発生確率（算定基準日：2023 年 1 月 1 日）は、30 年以内に 70～80%程度と想定されている。

（「中央防災会議、東南海・南海地震対策大綱」、「中央防災会議、南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「地震調査研究推進本部、海溝型地震の長期評価の概要」より抜粋）

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第 2 防災関係機関の業務大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、総則編の「第 6 節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱」に準ずる。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
策編 その他災害応急対
言に 伴う 対応編
南海トラフ地震防 災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第1 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応

実施担当	各部
------	----

1. 対応方針

- (1) 市は、南海トラフ地震が発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努める。
- (2) 市は、本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等の対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成する。

2. 応急危険度判定の迅速化等

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊等することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急を実施するとともに、危険な建物への立入禁止や警戒区域の設定等を行う。

第2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合への対応

実施担当	各部
------	----

1. 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。

また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

情報の種類	発表条件
南海トラフ地震臨時情報 <u>（巨大地震警戒）</u>	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表
南海トラフ地震臨時情報 <u>（巨大地震注意）</u>	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上、M8.0未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表
南海トラフ地震臨時情報 <u>（調査終了）</u>	・上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第3 防災対応について

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- (1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

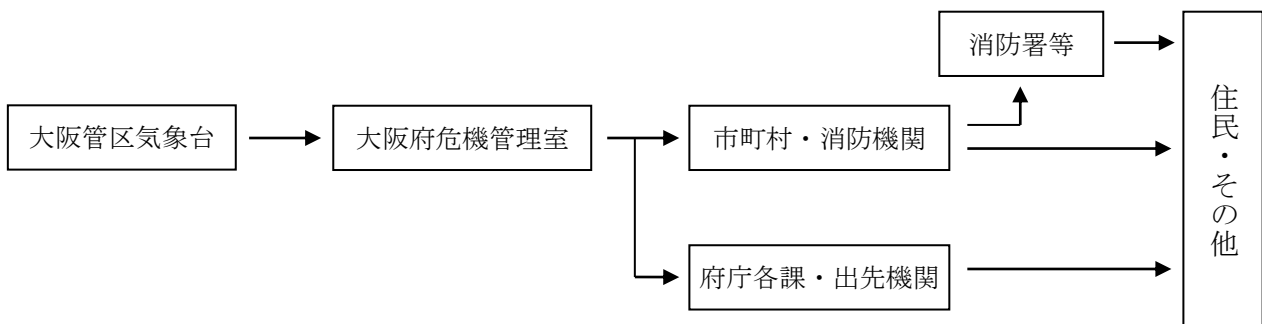
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

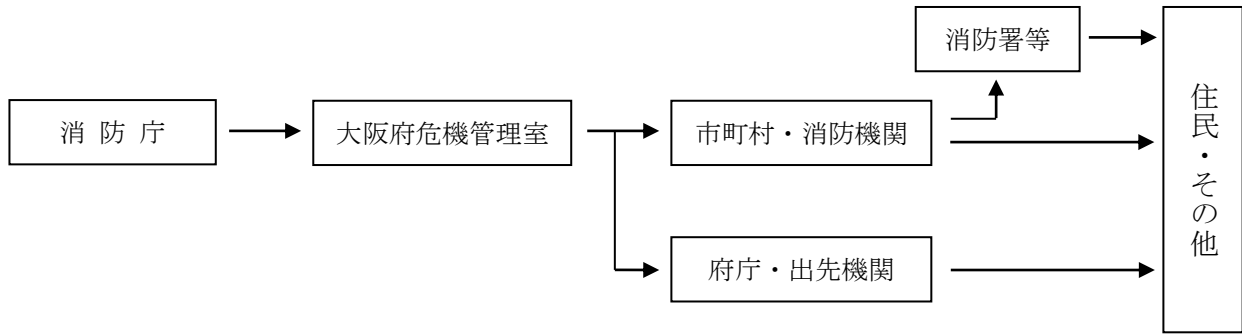
第4 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1. 伝達情報及び系統

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2. 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第5 東海地震関連情報が発表された場合への対応

実施担当	各部
------	----

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されていないが、市長は、東海地震関連情報発表の報に接したときは、地震が発生するまで又は警戒宣言解除が発せられるまでの間、必要な配備体制の指示を行い、警戒活動を行う。

ただし、東海地震は、東南海・南海地震と同時または連続して発生するおそれもあるため、警戒宣言解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

市民等に対する周知事項は、「東海地震発生時の市における揺れの程度、東南海・南海地震が連続して発生した場合に生ずる危険、並びに報道機関及び市からの東海地震関連情報の発表に留意し、冷静に行動する」旨の協力要請とする。

なお、東海地震の発生に伴う警戒態勢は、「東海地震の警戒宣言に伴う対応編」に基づいて行う。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第3章 災害対策本部の設置等

実施担当	各部
------	----

1. 災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに交野市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2. 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、交野市災害対策本部条例及び地震災害応急対策・第1章第1節「組織動員」に定めるところによる。

なお、本部長（市長）に事故等あるときは副本部長が代理し、その指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理者
1	副市長
2	教育長
3	水道事業管理者

3. 災害応急対策要員の参集

災害応急対策要員の参集・配備は、地震災害応急対策編・第1章の「第1節 組織動員」に基づいて行う。

第4章 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

実施担当	各部、各防災関係機関
------	------------

1. 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達等

震災時における通信連絡その他必要な事項については、地震災害応急対策編・第1章の「第2節 災害情報の収集伝達」に基づいて行う。

(2) 避難のための指示

震災時における避難指示等は、地震災害応急対策編・第1章の「第8節 避難誘導」に基づいて行う。

2. 施設等の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、公共施設・土砂災害危険箇所等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設並びに土砂災害危険箇所等の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設等の被災状況等の把握に努める。

3. 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

4. 消火活動、救助・救急活動、医療活動

消火活動、救助・救急活動、医療活動に関しては、地震災害応急対策・第1章の「第6節 消火・救助・救急活動」、「第7節 医療救護活動」に基づいて行う。

5. 物資調達

(1) 市その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成する。

(2) 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておく。

(3) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を府に供給要請する。

6. 輸送活動

地震災害応急対策・第1章の「第10節 交通規制・緊急輸送活動」に基づいて行う。

7. 保健衛生・防疫活動

地震災害応急対策・第2章の「第4節 保健衛生活動」に基づいて行う。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編

8. 帰宅困難者対策

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討する。

災害予防対策編

第2 資機材、人員等の配備手配

実施担当 本部事務局、総務部、物資班、インフラ対策班、防災関係機関

地震災害応急対策編

1. 物資等の調達手配

市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

実施方法は、地震災害応急対策編に基づいて行う。

風水害応急対策編

用途のめやす	品目のめやす
施設等における障害物の除去	重機類
情報収集・連絡手段	防災行政無線、携帯電話、電話、拡声器、ラジオ、テレビ
事務処理	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
照明、電源	発電機、燃料、照明灯、ランプ、懐中電灯、電池
要員移動手段	トラック、車両、オートバイ、自転車

その他災害応急対策編

2. 人員の配置

市は、府に対し、人員の配備状況を報告する。

また、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置をとるよう要請する。

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

災害復旧・復興対策編

第3 他機関に対する応援要請

実施担当 本部指揮部、消防班

資料編

1. 応援協定の運用

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

市は、必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

消防相互応援協定

協定名称	協定市町等
大阪府北ブロック消防相互応援協定	北ブロック市町及び消防組合
大阪府下広域消防相互応援協定	府下常備市町
北部生駒山系林野火災消防相互応援協定	大東市、四條畷市、 交野市 、奈良県生駒市
大阪市・交野市航空消防応援協定	大阪市、 交野市

災害応援協定

協定名称	協定市町等
災害相互応援協定 (北河内地域7市)	守口市、寝屋川市、大東市、門真市、枚方市、四條畷市、 交野市
災害相互応援協定 (京阪奈6市)	京都府八幡市、京都府京田辺市、奈良県生駒市、 交野市 、寝屋川市、枚方市
大規模災害相互物資援助協定	三重県名張市、奈良県香芝市、 交野市

2. 自衛隊の災害派遣要請の要求

市長は、必要があるときは、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第3師団長に対する災害派遣の要請を知事に要求する。

- (1) 災害の情報及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域
- (4) その他参考となるべき事項

その他、自衛隊の災害派遣に関する事項については、地震災害応急対策編・第1章の「第5節 自衛隊の災害派遣」に基づいて行う。

3. 緊急消防援助隊の出動要請

市長は、消防本部の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、緊急消防援助隊運営要綱に定める様式により速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第5章 円滑な避難の確保に関する事項

第1 避難対策等

実施担当 各部

1. 市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。
2. 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めたそれぞれの組織の防災計画又は避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。
3. 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。
 - (1) 市は、あらかじめ地域ごとに、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。
 - (2) 市長より避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族及び消防団、自主防災組織等が連携して行うものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
 - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。
4. 市は、あらかじめ関係事業者・団体等と協議して、外国人、旅行者等に対する避難誘導等の対応について定める。
5. 避難所の運営にあたっては、次の点に留意する。
 - (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ① 収容施設への収容
 - ② 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - ③ その他必要な措置
 - (2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
 - ① 流通在庫の引き渡し等の要請
 - ② 府に対し府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ③ その他必要な措置
6. 市は、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
7. 河川管理者やため池管理者、道路管理者は、河川やため池、避難路等で被害を受けやすい箇所についてパトロール等の警戒活動を実施し、二次災害の生じるおそれがある場合は速やかに関係機関への連絡や危険箇所への立入制限を行う。
市は、必要に応じ適切な避難対策を実施する。

第2 消防機関等の活動

実施担当	消防班
------	-----

1. 消防機関は、円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。
ただし、地震発生時には消火活動を優先する。
 - (1) 避難誘導
 - (2) 自主防災組織等の避難計画作成等に対する指導
 - (3) 救助、救急等
 - (4) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出、活動拠点の確保
2. 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、消防本部の警防規定及び受援計画に定めるところによる。

第3 水道、電気、ガス、通信関係

実施担当	水道班、 <u>関西電力(株)</u> 、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、 <u>大阪ガス(株)</u> 、 <u>大阪ガスネットワーク(株)</u> 、 <u>西日本電信電話(株)</u> 等
------	---

1. 水 道
円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。
2. 電 気
電気事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。
また、電気は、情報の伝達や避難時の照明の確保等のために必要なことから、系統の多重化等電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。
3. ガ ス
ガス事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。
4. 電気通信
電気通信事業者は、各種情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施する。

第4 交通対策

実施担当	<u>インフラ対策班</u> 、 <u>大阪府警察本部 (交野警察署)</u> 、大阪府
------	--

市、大阪府公安委員会及び道路管理者は、避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行う。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防
災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第5 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

実施担当 各部

1. 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ① 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ② 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ③ 出火防止措置
- ④ 水、食料等の備蓄
- ⑤ 消防用設備の点検、整備
- ⑥ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューター等情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ① 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- ② 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - ア 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
 - イ 地域住民の避難地、避難所となる施設については住民等の受入れ方法等
- ③ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
 なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3. 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事作業を中断する等必要な措置を講じる。

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

実施担当	危機管理室、都市整備部、都市計画部、消防本部
------	------------------------

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化
- (2) 避難地の整備
- (3) 避難路の整備
- (4) 消防用施設の整備等
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (6) 通信施設の整備

第2 建築物等の耐震化の推進

実施担当	財産管理室、都市計画部
------	-------------

1. 市施設等の耐震化

市は、庁舎等の災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する所管施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行う。

2. 一般建築物耐震化の促進

府は、「新・大阪府地震防災アクションプラン（平成27年3月策定）」に基づき、また、市は「第二次交野市耐震改修促進計画（平成29年3月）」に基づき、昭和56年の新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に耐震改修を促進する。

(1) 耐震診断の補助制度

民間建築物の所有者が耐震診断を実施する場合に、府と市は連携してその費用を補助する制度を実施している。

- ① 府
[事業名等] 大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱
- ② 市
[事業名等] 交野市既存民間建築物耐震診断補助要綱
交野市木造住宅耐震改修補助要綱
交野市木造住宅除去補助交付要綱

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第7章 防災訓練計画

実施担当 | 各部、防災関係機関

1. 市及び防災関係機関は、地震防災対策の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
2. 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
3. 1の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とする。
4. 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報の発表等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
5. 市および府は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

実施担当	危機管理室、学校教育部、防災関係機関
------	--------------------

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

大阪市を含め沿岸市町では津波の被害を受けるおそれがあることを周知し、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する教育をあわせて実施する。

特に交野市民も出かける機会の多い大阪市内では、地下街等地下空間の利用が進んでおり、津波によるはん濫が発生すると、より多大な被害が発生するおそれがあることを周知する。

緊急地震速報は、強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより地震及び津波被害の軽減に寄与することが期待される。この情報は、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方等が広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能するので、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう周知する。

1. 市職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育の内容は、少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に次の点に留意したものの
 - ・ 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - ・ 膨大な数の避難者の発生
 - ・ 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - ・ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - ・ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - ・ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - ・ 復旧・復興の長期化
- (5) 南海トラフ地震に関する一般的な知識
- (6) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (7) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (8) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (9) 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題
- (10) 家庭内での地震防災対策の内容
- (11) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

2. 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

実施内容は、災害予防対策編・第3章・第1節の「第1 防災知識の普及啓発」に基づいて行う。

なお、内容については、少なくとも次の事項を含むものとする。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編	<p>(1) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p>(2) <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p>(3) <u>地震・津波に関する一般的な知識</u></p>
災害予防対策編	<p>(4) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p>(5) <u>正確な情報入手の方法</u></p>
地震災害応急対策編	<p>(6) <u>防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容</u></p> <p>(7) <u>各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</u></p> <p>(8) <u>各地域における避難場所及び避難路に関する知識</u></p> <p>(9) <u>避難生活の運営に関する知識</u></p>
風水害応急対策編	<p>(10) <u>平常時に市民が実施しうる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</u></p> <p>(11) <u>住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施内容</u></p>
その他災害応急対策編	<p>3. 児童、生徒等に対する教育</p> <p>市は、小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。</p> <p>(1) 過去の地震及び津波災害の実態</p> <p>(2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い</p> <p>(3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方</p> <p>(4) 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を 知ること</p> <p>(5) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方</p>
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	<p>4. 防災上重要な施設管理者に対する教育</p> <p>市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。 防災上重要な施設の管理者は、府及び市が実施する研修に参加するよう努める。</p>
南海トラフ地震防災対策推進計画編	<p>5. 相談窓口の設置</p> <p>市は、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置する。 <u>また、相談窓口の設置について、周知徹底を図る。</u></p>
災害復旧・復興対策編	
資料編	

【災害復旧・復興対策編】

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進

市及び防災関係機関は、住民の意向を尊重し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

また、市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとし、特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

実施担当	各部
------	----

1. 被害の調査

市は、被害を受けた機関の協力を受けて、直接的被害額及び復旧事業に要する額等の必要な事項を調査し、府に報告する。

2. 公共施設の復旧

(1) 復旧事業計画の作成

市及び防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、府又は国が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(2) 復旧完了予定時期の明示

市及び防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

3. 激甚災害の指定

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

4. 激甚災害指定による財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

5. 特定大規模災害

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた場合には、府に工事の代行について要請を行うことができる。

府は、市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第2節 被災者の生活再建等の支援

市は、被災者の被害程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付及び職業のあっせん、住宅の確保等を行う。

また、市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

第1 災害弔慰金等の支給

実施担当	本部事務局
------	-------

1. 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

(1) 暴風・豪雨、その他の異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- ① 市域において、5世帯以上の住家が滅失した災害
- ② 府域において、災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
- ③ 府域において、住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある災害
- ④ 災害救助法が適用された市町村を含む都道府県が2つ以上ある災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

- ① 死亡又は障がい、故意又は重大な過失による場合
- ② 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者・子・父母・孫・祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

(4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障がいを受けた者に対して支給する。

2. 災害見舞金

市は、「交野市災害見舞金等給付条例施行規則」に基づき、被災世帯に対して見舞金を支給する。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

実施担当	(社福)交野市社会福祉協議会、本部事務局
------	----------------------

市、府及び社会福祉協議会は、住居・家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1. 災害援護資金貸付

市は、自然災害により市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

資金を貸し付ける。

2. 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。

ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 罹災証明書の交付等

実施担当	市民班
------	-----

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第4 租税等の減免及び徴収猶予等

実施担当	福祉班、市民班
------	---------

1. 市税等の特例措置

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者等に対し、地方税法又は市税条例等により市税等の特例措置として、事態に応じ納付期限の延長及び徴収猶予並びに減免の措置等をとる。

(1) 市税

地方税法、交野市税条例、交野市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例に基づき、納付期限の延長、徴収猶予、減免等の特例措置を行う。

(2) 国民健康保険

国民健康保険法、交野市国民健康保険条例に基づき、保険料の徴収猶予、減免等の特例措置を行う。

(3) 介護保険

介護保険法、交野市介護保険条例に基づき、認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1ヵ月）の周知、給付割合の増額給付差し止めに関する措置（介護保険法第50条、第60条）、保険料の減免、徴収猶予等の特例措置を行う。

2. 府税の徴収猶予及び減免

府は、地方税法及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

(1) 申告、納入若しくは納付期限の延長

(2) 府税の還付又は減免

(3) 徴収猶予

(4) 滞納処分^の執行停止、換価猶予

また、府は、各種許可証等の再交付等に係る手数料の減免措置を行う。

3. 国税の徴収猶予及び減免等

- (1) 「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- (2) 「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

第5 雇用機会の確保

実施担当	総務班
------	-----

市は、市域における離職者の把握に努めるとともに、府及び関係機関に対して職業あっせん、被災事業者に対する雇用維持の要請等を行う。

1. 公共職業安定所によるあっせん

府及び大阪労働局は、災害による離職者の把握に努め、その早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所や府の就職支援機関等を通じて速やかにあっせんを図る。

2. 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

国は、次の措置を行う。

- (1) 災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。
- (2) 激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、特例として求職者給付を行う。

3. 雇用維持の要請

府及び大阪労働局は、従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止のため、関係団体の協力を得て、事業主に雇用維持を要請する。

第6 住宅の確保等

実施担当	建築物対策班
------	--------

市は、府及び関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1. 住宅の確保

(1) 住宅復興計画の策定

市は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

(2) 公共住宅の供給促進

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

市は、府、民間及び住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構等の協力を得て、住宅の供給促進を図る。

- ① 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用
既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。
- ② 災害公営住宅の供給
災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。
- ③ 特定優良賃貸住宅のあっせん
自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっせんを行う。
- (3) その他の対策
市は、府及び関係機関が行う次の対策が円滑に行われるよう協力する。

- ① 相談窓口の設置
府は、住宅に関する相談窓口を設置し、住民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。
ア 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
イ 住宅修繕等、建設業者に関する相談・情報の提供
ウ 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
エ 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供
- ② 災害復興住宅資金の貸付
住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

2. 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居や営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第7 被災者生活再建支援金

実施担当	本部事務局
------	-------

1. 被災者生活再建支援金の支給

市は、被害状況を取りまとめ、府へ報告を行うとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2. 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点か

ら拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。
- ② 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。
- ③ 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）における自然災害
- ⑤ 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る。）における自然災害。
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）、2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満のものに限る。）。

(3) 支給対象世帯

自然災害により、以下の被害を受けた世帯とする。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ・上記(3)①～③の世帯 100 万円
- ・上記(3)④の世帯 50 万円
- ※世帯人数が 1 人の場合は、それぞれ 3 / 4 の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

- ・住宅を建設又は購入した場合
 - 上記(3)①～④の世帯 200 万円
 - 上記(3)⑤の世帯 100 万円
- ・住宅を補修した場合
 - 上記(3)①～④の世帯 100 万円
 - 上記(3)⑤の世帯 50 万円
- ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）
 - 上記(3)①～④の世帯 50 万円
 - 上記(3)⑤の世帯 25 万円

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で 200 万円、
 いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で 100 万円となる。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

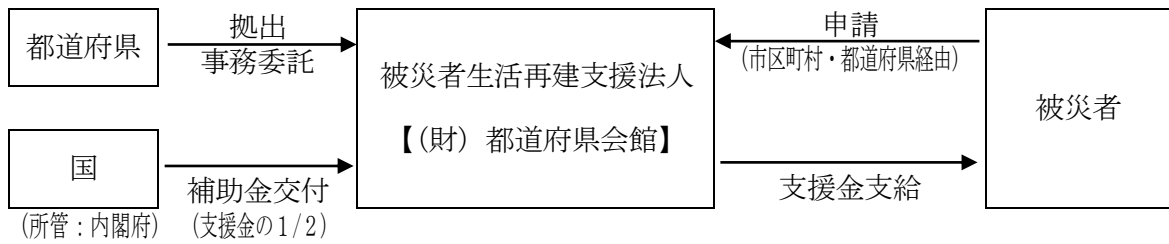
総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

(中規模半壊世帯は1/2)
 ※世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。

支給の仕組みは、下図のとおり。



第 3 節 中小企業の復興支援

市及び関係機関は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

なお、市は、府とともに、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

実施担当	総務班
------	-----

1. 市の措置

- (1) 再建資金の需要を把握するために府が実施する中小企業の被害状況調査に協力する。
- (2) 被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資等について、商工会議所やその他中小企業関係団体を通じ、中小企業者に周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

2. 資金の融資

- (1) 政府系金融機関の融資
 - ① 株式会社日本政策金融公庫
災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。
また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。
 - ② 商工組合中央金庫
災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。
- (2) 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資
金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧または経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第4節 農業関係者の復興支援

市及び関係機関は、被災した農業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

実施担当	インフラ対策班
------	---------

1. 市の措置

- (1) 再建資金の需要を把握するために府が実施する農業関係者の被害状況調査に協力する。
- (2) 被災した農業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金の融資等について、農業関係団体を通じ、農業関係者に周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

2. 資金の融資

- (1) 天災融資資金(天災融資法)
 - ① 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、制令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
 - ② 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。
- (2) 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。
- (3) 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講じる。

3. 資金の融資措置

被災した農業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ的確に行われるよう措置を講じる。

第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

実施担当 水道班、インフラ対策班、防災関係機関

1. 上水道

(1) 復旧計画

- ① 水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ③ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。
 加えて、市のホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

2. 下水道

(1) 復旧計画

- ① 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ③ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
 加えて、市のホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

3. 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

(1) 復旧計画

- ① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- ③ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災等の二次災害の

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
 加えて、関西電力送配電株式会社のホームページ上に停電エリア、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

4. ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

(1) 復旧計画

- ① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- ③ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
 加えて、大阪ガス株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

5. 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

(1) 復旧計画

- ① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
 加えて、各電気通信会社のホームページ上に開通エリア、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

6. 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社等、京阪電気鉄道株式会社）

(1) 復旧計画

- ① 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- ② 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示する。
- ③ 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
 加えて、各鉄道事業者のホームページ上等に開通エリア、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

7. 道路（近畿地方整備局、府、市）

(1) 復旧計画

- ① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復

旧計画を策定する。

- ② 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ③ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。
- ④ 府は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
 加えて、各ホームページ上に復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第2章 災害復興対策

第1節 復興に向けた基本的な考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに、府は、復興に関する基本方針、計画を定め、市は、復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、将来の人口動向等、中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第2節 復興に向けた取組み

実施担当 本部事務局、建築物対策班、情報総括班

1. 復興対策本部の設置

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後、速やかに復興対策本部を設置する。

2. 基本方針の決定

市は、被災地の再建を行うため、被災の状況や地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向を勘案しながら、府及び国等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中・長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

3. 原状復旧

原状復帰・復旧を基本とする場合は、再度の災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

4. 復興計画の作成

- (1) 市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。
- (2) 復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針及び府の復興方針に即して、府と共同して定めることができる。
- (3) 市は、関西広域連合の「関西復興戦略」や関係機関の計画等、それに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。
- (4) 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標等、復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。
 - ① 復興計画の区域
 - ② 復興計画の目標
 - ③ 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
 - ④ 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
 - ⑤ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
 - ⑥ 復興計画の期間
 - ⑦ その他復興事業の実施に関し必要な事項
- (5) 市は、住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供等を行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿勢を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

【資料編】

< 目次 >

資料 1	交野市防災会議条例	1
資料 2	交野市防災会議委員一覧	3
資料 3	防災関係機関通信窓口	4
資料 4	活断層の状況	6
資料 5	地形・地質分類図	8
資料 6	災害協定一覧表	9
資料 7	備蓄等の考え方	14
資料 8	指定避難所一覧表	16
資料 9	指定緊急避難場所一覧表	17
資料 10	土砂災害等危険箇所一覧表	18
資料 11	交野市防災行政無線同報系	30
資料 12	主要河川一覧表（一般防災関係重要水防区域）	31
資料 13	準用河川一覧表	33
資料 14	ため池水防区域一覧表（ため池防災関係水防区域）	34
資料 15	水防倉庫一覧表	35
資料 16	河川別水防値及び資材整備基準表	36
資料 17	ため池水防値及び資材表	37
資料 18	医療機関一覧表	38
資料 19	市内要配慮者利用施設一覧表	42
資料 20	洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧	49
資料 21	土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧	51
資料 22	災害時用井戸一覧表	52
資料 23	雨量・水位観測所一覧	53
資料 24	緊急交通路線及び防災拠点	54
資料 25	交野市災害対策本部条例	57
資料 26	大阪府広域火葬計画	58
資料 27	大阪府広域火葬事務処理要領	62
資料 28	広域火葬に係る情報等伝達フロー	64
資料 29	大阪府 災害時におけるボランティア活動支援要綱	65
資料 30	交野市災害弔慰金の支給等に関する条例	67
資料 31	交野市災害見舞金等給付条例	70
資料 32	交野市地区防災計画の規定手続に関する要綱	72
資料 33	交野市地区防災計画一覧	74

資料1 交野市防災会議条例

昭和40年7月26日
条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、交野市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平成12条例7・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 交野市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(平成24条例26・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 1人
 - (2) 大阪府知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 4人以内
 - (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指命する者 10人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 8人以内
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 4人以内
- 6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任することができる。

(昭和48条例26・平成24条例26・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、交野市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第12号)に定めるところによる。

2 本市の職員が、委員又は専門委員に任命されている場合は、前項の規定は適用しない。

(昭和46条例25・一部改正)

(補則)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和46年11月3日から施行する。

附 則(昭和48年条例第26号)

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
策編 その他災害応急対
言に 伴う 対 応 編
南海 トラフ 地震防 災 対 策 推 進 計 画 編
災 害 復 旧 ・ 復 興 対 策 編
資 料 編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

この条例は、公布の日から施行する。
 附 則(平成12年条例第7号)
 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
 附 則(平成24年条例第26号)
 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

資料2 交野市防災会議委員一覧

(危機管理室)

区 分	定 数	機 関 及 び 職 名
1 指定地方行政機関の職員	1人	近畿農政局大阪府拠点総括農政推進官
2 大阪府知事の部内職員	4人 以内	大阪府四條畷保健所次長 〃 枚方土木事務所長 〃 枚方土木事務所参事兼地域支援・企画課長
3 大阪府警察の警察官	1人	大阪府交野警察署長
4 市長の部内の職員	10人 以内	交野市副市長 〃 水道事業管理者 〃 危機管理室長 〃 総務部長 〃 企画財政部長 〃 市民部長 〃 健やか部長 〃 福祉部長 〃 都市計画部長 〃 都市整備部長
5 教 育 長	1人	交野市教育長
6 消防長及び消防団長	2人	交野市消防長 〃 消防団長
7 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	8人 以内	西日本電信電話株式会社関西支店設備部長 関西電力送配電株式会社守口配電営業所所長 大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部設備技術チームマネージャー 西日本旅客鉄道株式会社社長尾駅駅長 京阪電気鉄道株式会社枚方エリア駅長 京阪バス株式会社運輸部交野営業所長 一般社団法人交野市医師会会長
8 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	4人 以内	交野市自主防災組織連絡協議会会長 〃 身体障がい者福祉会会長 交野母親大会連絡会事務局長 学識経験者

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料3 防災関係機関通信窓口

(危機管理室)

1. 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	無線番号
近畿農政局大阪府拠点	大阪市中央区大手前 1-5-44	直 06-6941-9062	88-804-8900

2. 陸上自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号	無線番号
陸上自衛隊 第36普通科連隊	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	直 072-782-0001	88-824-8900

3. 大阪府

機 関 名	所 在 地	電話番号	無線番号
政策企画部 危機管理室 災害対策課	大阪市中央区大手前 3-1-43	直 06-6944-6478	88-200-4880 88-220-8921
枚方土木事務所	枚方市大垣内町 2-15-1	代 072-844-1331	88-306-8910
中部農と緑の総合事務所	八尾市荘内町 2-1-36	代 072-994-1515	88-305-8920
四條畷保健所	四條畷市江瀬美町 1-16	代 072-878-1021	88-613-8900

4. 警察

機 関 名	所 在 地	電話番号	無線番号
交野警察署	交野市倉治 1-40-1	代 072-891-1234	-

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	無線番号
交野郵便局	交野市私部 3-2-25	直 072-893-3292	-
西日本電信電話(株) 関西支店 設備部 災害対策室	大阪市中央区博労町 2-4-2	直 06-6210-2609	-
関西電力送配電(株) 守口配電営業所	守口市八雲東町 1-9-15	代 0800-777-8016	-
大阪ガスネットワーク(株) 北東部事業部	東大阪市稲葉 2-3-17	直 072-966-5412	-
西日本旅客鉄道(株) 長尾駅	枚方市長尾元町 5-21-1	直 072-857-6104	-
京阪電気鉄道(株) 枚方市駅	枚方市岡東町 19-14	直 072-841-3526	-
京阪バス(株) 運輸部 交野営業所	交野市星田北 5-55-7	直 072-895-2233	-
(一社) 交野市医師会	交野市天野が原町 5-5-1	直 072-891-7701	-

6. 応援協定市（広域応援協定・河北ブロック・京阪奈ブロック）

機 関 名	所 在 地	電話番号	無線番号
名張市 危機管理室	三重県名張市鴻之台 1-1	直 0595-63-7271	-
香芝市 生活安全課	奈良県香芝市本町 1397	代 0745-76-2001	-
守口市 危機管理室	守口市京阪本通 2-5-5	直 06-6992-1497	88-509-8900
門真市 危機管理課	門真市中町 1-1	直 06-6902-5812	88-523-8900
寝屋川市 防災課	寝屋川市本町 1-1	直 072-825-2194	88-515-8900
枚方市 危機管理対策推進課	枚方市大垣内町 2-1-20	代 072-841-1270	88-510-8900
大東市 危機管理室	大東市新町 13-35	直 072-899-1511	88-518-8900
四條畷市 危機管理課	四條畷市中野本町 1-1	代 072-877-2121	88-529-8900
八幡市 危機管理課	京都府八幡市八幡園内 75	直 075-983-3200	-
京田辺市 安心まちづくり室	京都府京田辺市田辺 80	直 0774-64-1307	-
生駒市 防災安全課	奈良県生駒市東新町 8-38	代 0743-74-1111	-

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

資料4 活断層の状況

(東京大学出版会, 2000 「近畿の活断層」)

1. 交野市及び周辺地域の活断層等の一覧

図中番号	断層名	確実度	長さ(km)	走行	断層形態	断層基準
1 A	高船断層群 打田	L	5.5	NS	断層崖・高度不連続	山地・丘陵
1 B	高船断層群 高船	L	4.5	NNW	断層崖・高度不連続	山地・丘陵
1 C	高船断層群 高船西	L	2.5	NNW	断層崖	山地
2	矢田断層	L	9.5	NNW	断層崖	山地
3	上田原	L	5.3	—	断層崖・高度不連続	丘陵
4 A	生駒断層帯 交野断層	I	11.0	NNE	断層崖	山地
4 B	生駒断層帯 田口断層 (撓曲)	I	5.0	NNW	断層崖	丘陵
4 C	生駒断層帯 枚方断層	I	7.0	NNW	撓曲	大阪層群
4 D	生駒断層帯 生駒断層	I	9.5	NNW	断層崖	山地

注) 確実度* I : 確実な活断層

II : 活断層であると推定されるもの

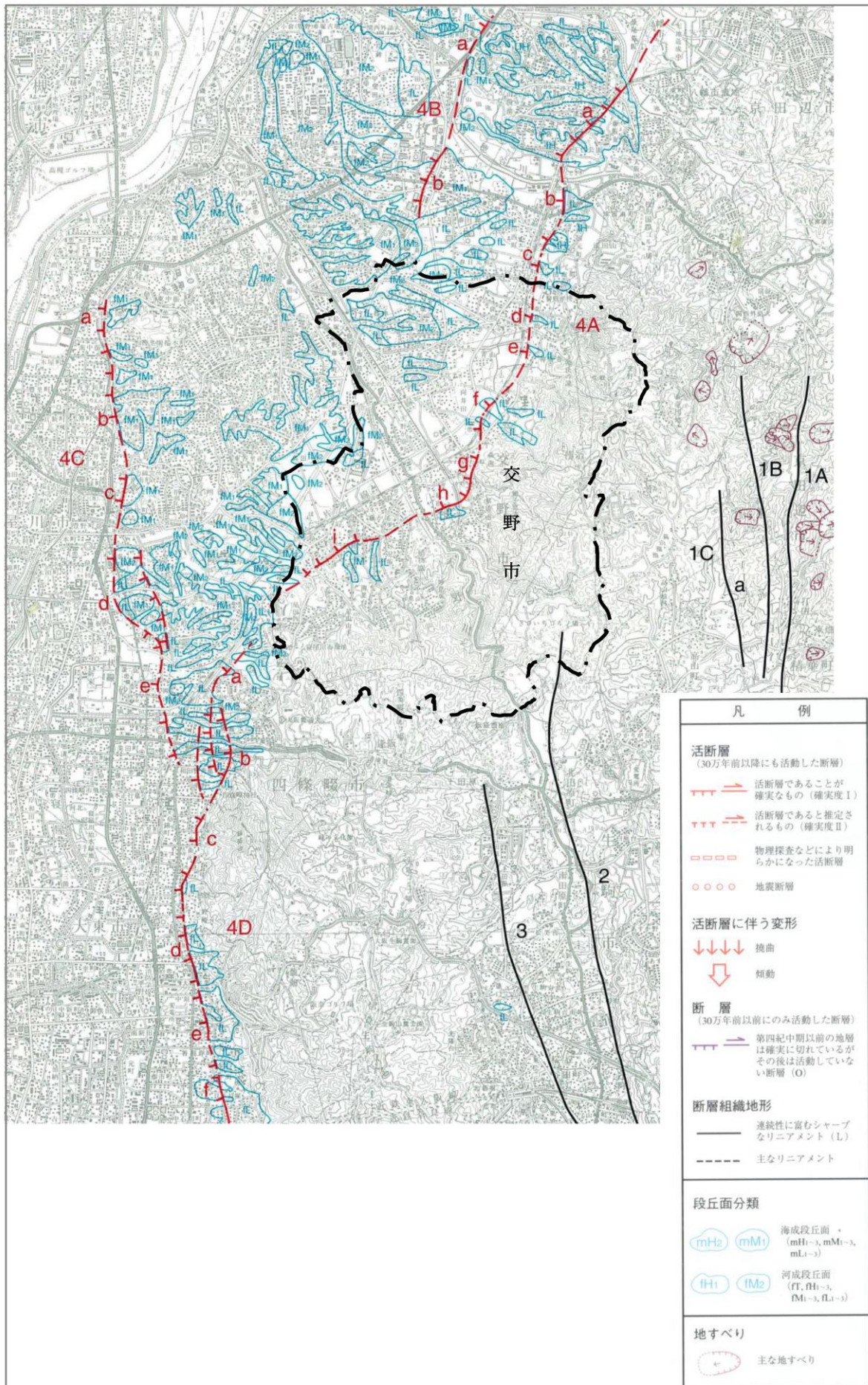
L : リニアメント

* 確実度 : 活断層の可能性が高いものから、3ランクに分けて評価したもので、ランク I の断層は、今後の地震予知の有力な手がかりとなる。

* リニアメント : 線状に続く谷地形や崖、異なる種類の地形境界など、地形的に続く線状模様をいう。

* 撓曲とうきよく : 地層の撓 (たわ) み

2. 交野市周辺の活断層等の分布図



総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

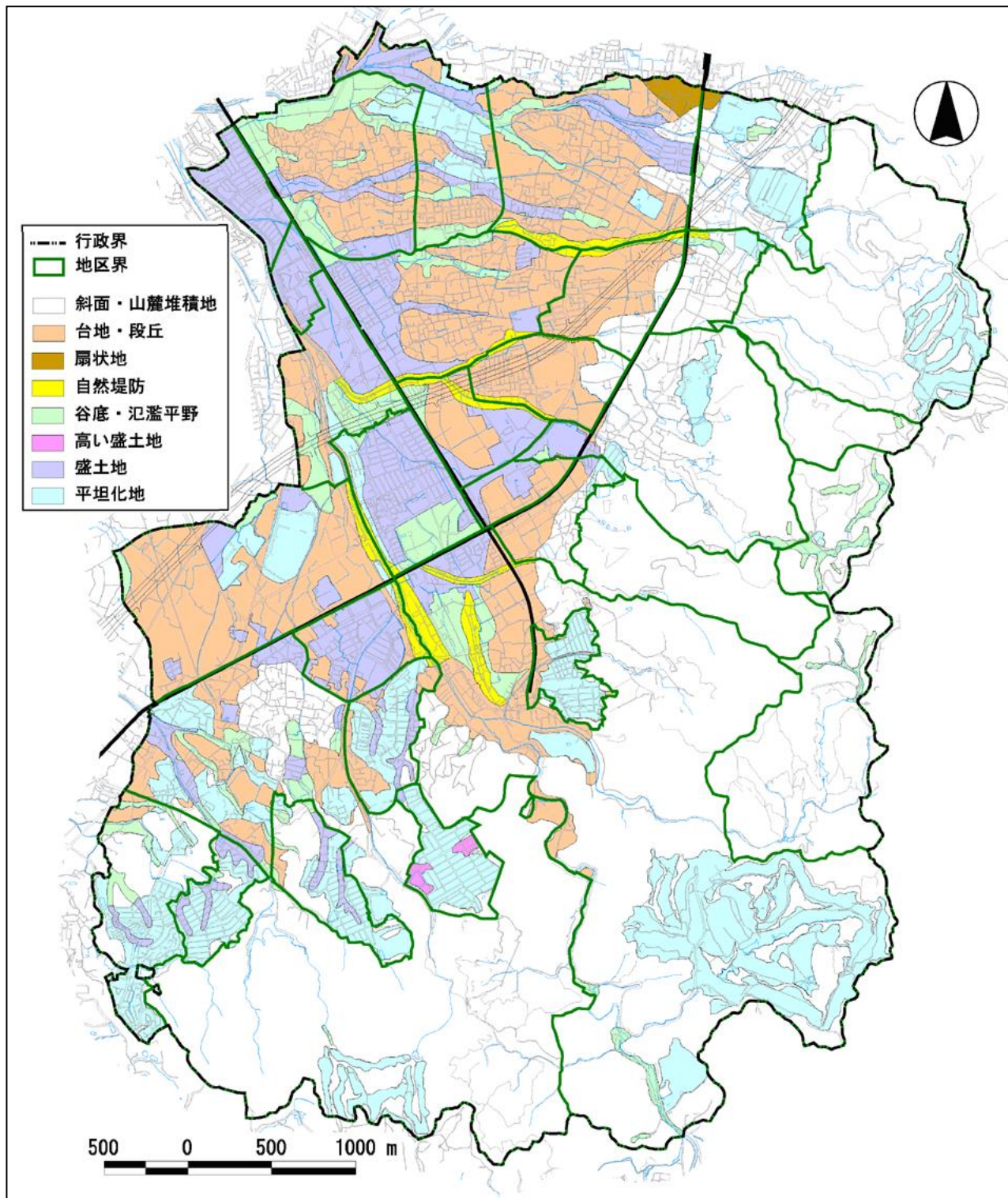
南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料5 地形・地質分類図

(危機管理室)



総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

資料6 災害協定一覧表

番号	協定名	協定先	締結日	概要
1. 人的・物的応援関係				
1-1	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	交野市商業連合会	平成9年 9月5日	市が要請する物資の内、供給可能な物資の供給
1-2	災害時における緊急燃料の供給協力に関する協定	(一社)大阪府LPガス協会交野地区会	平成9年 9月5日	LPガスの供給
1-3	災害時における物資の供給に関する協定	セツカートン(株)	平成24年 12月11日	段ボール製品等の供給・運搬等の支援
1-4	災害時における物資の供給に関する協定	(有)コバシ産業	平成26年 6月2日	食料・飲料水の供給・運搬等の支援
1-5	災害時における交野市と交野市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)交野郵便局	平成27年 6月1日	災害時の緊急車両の提供、情報の共有、広報活動の協力等
1-6	震災時における緊急設備支援に関する協定	(株)セレスポ	平成29年 7月7日	避難所用テント設備の設置等緊急対応システム「震災サポート」の提供
1-7	災害時における非常用発電機用燃料の優先供給に関する協定	北村石油(株)	平成31年 4月24日	非常用発電機用燃料の優先供給
1-8	災害時における生活物資の供給等に関する協定	(株)アカカベ	令和元年 5月14日	市が要請する物資の内、供給可能な物資の供給
1-9	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)カインズ	令和2年 6月1日	市が要請する物資の内、供給可能な物資の供給
1-10	災害時におけるドローンを活用した支援協力に関する協定	(株)ピッコロ社、(一社)ドローン撮影クリエイターズ協会	令和2年 10月8日	災害現場把握等のために、ドローンを活用した支援協力
1-11	災害時等に必要な物資の調達に関する協定	(株)平和堂	令和3年 5月25日	市が要請する物資の内、供給可能な物資の供給
1-12	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	豊栄産業(株)	令和3年 10月21日	段ボール製品等の供給・運搬等の支援
1-13	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	フラグシップス(株)	令和3年 11月2日	災害現場把握等のために、ドローンを活用した支援協力
1-14	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	久門紙器工業(株)	令和3年 12月23日	段ボール製品等の供給・運搬等の支援
1-15	災害時等における物資の供給に関する協定	(株)たまゆら	令和3年 12月27日	市が要請する物資の内、供給可能な物資の供給
1-16	災害時等における施設の利用に関する協定	学校法人創価学園	令和4年 3月31日	学校施設の使用協力
1-17	災害時における電気自動車からの電力供給に関する協定	ホンダカーズ北河内	令和4年 11月11日	電源供給が可能な車両の提供
1-18	災害時における物資の自動車輸送に関する協定	(一社)大阪府トラック協会・東北支部	令和4年 12月23日	物資の運搬等の支援

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編 災害予防対策編 地震災害応急対策編	番号	協定名	協定先	締結日	概要
	1-19	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	大阪司法書士会	令和4年 12月26日	司法書士による被災者相談窓口の設置
	1-20	災害等発生時におけるレンタル機材及び資材の提供に関する協定	(株)山崎製作所(ダスキレントオール枚方ステーション)	令和5年 1月27日	市が要請する物資の内、供給可能なレンタル品の供給
	1-21	交野市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	(社福)交野市社会福祉協議会	令和5年 7月3日	災害ボランティアセンターの設置・運営
	1-22	災害時等における連携協力に関する協定	大阪弁護士会	令和5年 8月1日	弁護士による被災者相談窓口の設置
	1-23	災害時における損害調査結果の提供及び利用に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社	令和6年 2月15日	大規模水害時における被害調査データの提供

2. 医療関係

風水害応急対策編 その他災害応急対策編	2-1	医療品等の備蓄・供給の協力に関する協定書	医療法人信愛会交野病院	平成21年 3月10日	医薬品等の備蓄・供給の協力
	2-2	災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社)交野市医師会	平成25年 4月1日	交野市地域防災計画に基づく救護班の編成派遣
	2-3	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	(一社)交野市歯科医師会	平成27年 8月1日	交野市地域防災計画に基づく救護班の編成派遣
	2-4	災害時の医療救護活動に関する協定書	北河内薬剤師会	平成27年 8月1日	交野市地域防災計画に基づく医療救護活動に関する協力及び薬剤師班の編成

3. 情報関係

南海トツフ地震防 災対策推進計画編	3-1	災害時の情報収集伝達に係るボランティア活動に関する協定	枚方・交野地域二輪車安全普及協会	平成10年 8月12日	被害情報の収集や被害調査活動の実施
	3-2	災害時等の緊急放送における協定	(株)ジェイコムウエスト北河内局、(株)ジュピターテレコム関西メディアセンター	平成25年 6月14日	緊急事態発生時に市民に対する緊急放送の実施
	3-3	災害に係る情報発信に関する協定	ヤフー(株)	令和2年 2月28日	災害時の緊急情報の発信を行うコンテンツの提供

4. 福祉関係

災害復旧・復興対策編 資料編	4-1	災害時における福祉避難所等への介護従事者派遣に関する協定	市内8団体	平成26年 4月1日	二次福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力
	4-2	災害時における二次福祉避難所の設置要請に関する協定	市内22施設	平成26年 4月1日	指定避難所、一次福祉避難所及び二次福祉避難所への介護従事者の派遣協力

番号	協定名	協定先	締結日	概要
4-3	災害時における二次福祉避難所の設置要請に関する協定	市内 12 施設	令和 5 年 7 月 10 日	二次福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力

5. 復旧関係

5-1	災害応急復旧作業に関する協定	交野電設研究会	平成 10 年 8 月 12 日	災害時の応急復旧作業への協力
5-2	災害応急復旧作業に関する協定	交野市上下水道工事業協同組合	平成 10 年 8 月 12 日	災害時の応急復旧作業への協力
5-3	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成 29 年 7 月 1 日	災害時の応急復旧作業への協力
5-4	災害時における応急復旧作業等の協力に関する協定	市内 8 団体	令和 5 年 3 月 31 日	災害時の巡視及び災害状況の連絡、応急復旧作業の実施

6. 消防関係

6-1	大阪府北ブロック消防相互応援協定	吹田市、守口市、高槻市、枚方市、茨木市、寝屋川市、門真市、大東市、摂津市、四條畷市、島本町、枚方寝屋川消防組合、守口市門真市消防組合、大東四條畷消防組合	昭和 40 年 6 月 22 日	消防相互応援
6-2	第二京阪道路（枚方東インターチェンジから第二京阪門真インターチェンジまで）消防相互応援協定	京都府京田辺市、大東四條畷消防組合、守口市門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合	平成 22 年 1 月 27 日	消防相互応援
6-3	大阪市・交野市航空消防応援協定	大阪市	平成 22 年 4 月 1 日	回転翼航空機による消防業務の応援
6-4	北部生駒山系林野火災消防相互応援協定	大東四條畷消防組合、奈良県生駒市	平成 26 年 4 月 1 日	林野火災の発生に際しての消防相互応援
6-5	大阪府下広域消防相互応援協定	大阪府下の消防本部を設置する市町（消防の一部事務組合にあつては当該組合をいう。）	平成 26 年 4 月 1 日	消防相互応援
6-6	生駒市・交野市消防相互応援協定	奈良県生駒市	平成 30 年 4 月 17 日	消防相互応援
6-7	大規模災害時における石油類燃料の供給に関する協定	北村石油（株）	令和 2 年 12 月 10 日	燃料の優先・安定供給
6-8	災害時等における応急対策の協力に関する協定	（株）あかつき	令和 3 年 9 月 1 日	災害時等の応急対策の協力
6-9	災害時等における応急対策の協力に関する協定	（株）前田組	令和 3 年 10 月 1 日	災害時等の応急対策の協力
6-10	災害時等における応急対策の協力に関する協定	交野市上下水道工事業協同組合	令和 3 年 11 月 8 日	災害時等の応急対策の協力
6-11	災害時における災害救助犬の出動に関する協定書	特定非営利活動法人日本レスキュー協会	令和 5 年 8 月 17 日	災害時における災害救助犬の出動

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

策編
その他災害応急対

言に伴う対応編
東海地震の警戒宣言

南海トラフ地震防
災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

	番号	協定名	協定先	締結日	概要
総則編	7. 廃棄物関係				
災害予防対策編	7-1	一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定	枚方市、寝屋川市、四條畷市、四條畷市交野市清掃施設組合	平成20年2月1日	一般廃棄物処理における総合的な相互支援及び災害時等における広域的な相互支援
地震災害応急対策編	7-2	一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、東大阪都市清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内4市リサイクル施設組合	平成20年3月3日	一般廃棄物処理における総合的な相互支援及び災害時等における広域的な相互支援
風水害応急対策編	7-3	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬業務の支援に関する協定	北口建設工業（株）	平成30年6月1日	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬業務の支援
その他災害応急対策編	7-4	災害時における一般廃棄物（可燃ごみ）処理に関する相互支援協定書	生駒市、四條畷市、四條畷市交野市清掃施設組合	平成31年4月5日	災害が発生した際の一般廃棄物処理の相互支援
策編	7-5	災害時におけるし尿・浄化槽汚泥の処理協力に関する協定書	（株）ヴァイオス	令和2年10月5日	し尿・浄化槽汚泥の処理協力
言に伴う対応編	7-6	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	北口建設工業（株）	令和2年10月6日	災害廃棄物、避難所での廃棄物の処分等の協力
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	7-7	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	（株）寝屋川興業	令和2年10月6日	災害廃棄物、避難所での廃棄物の処分等の協力
南海トラフ地震防災対策推進計画編	7-8	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬業務の支援に関する協定	寝屋川興業（株）	令和2年3月9日	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬業務の支援
災害復旧・復興対策編	8. 地方公共団体関係				
資料編	8-1	災害相互応援協定（河北ブロック）	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市	平成8年3月28日	人的応援 物的応援
	8-2	大規模災害相互物資援助協定	三重県名張市、奈良県香芝市	平成8年7月8日	食料、衣料品、生活必需品、資機材等の相互物資援助
	8-3	災害相互応援協定（京阪奈ブロック）	京都府八幡市、京都府京田辺市、奈良県生駒市、枚方市、寝屋川市	平成9年1月17日	人的応援 物的応援
	8-4	防災情報充実強化事業に関する協定	大阪府	平成25年3月27日	防災情報充実強化事業に関する費用負担等
	8-5	大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定	大阪府	平成26年4月1日	交野市及び消防庁舎に設置する大阪府防災行政無線設備の整備・管理運営
	8-6	大阪広域水道震災対策相互応援協定	大阪広域水道企業団、泉北水道企業団及び府内39市町もしくは水道事業管理者	平成29年4月1日	水道施設の被害に伴う、応急給水及び応急復旧の実施

番号	協定名	協定先	締結日	概要
8-7	東部大阪水道協議会水道災害時相互応援に関する協定	大阪広域水道企業団及び東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市の水道事業管理者又は職務代理人	平成 29 年 4 月 21 日	水道災害時における応急給水または、水道施設の復旧などへの応援活動の実施

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防
災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料7 備蓄等の考え方

1. 地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について

大阪府が策定した「新・大阪府地震防災アクションプラン」に基づき、大阪府と府内各市町村で構成する「大阪府域救援物資対策協議会」において検討した結果、市が想定する最大避難者数の災害発生による死者（犠牲者）を限りなくゼロに近づけるために下記の11品目を重要物資として目標数以上備蓄する。

大阪府域内の救援物資必要量の算出式について

1. 食糧

避難所生活者数（※注1）×3食×1.2（避難所避難者以外の食料需要）×1/2（府1：市1）

○アルファ化米等

食糧で算出した数量から、高齢者用食を引いたものとする。

○高齢者用食

上記で算出した数量のうち5%（80歳以上人口比率）

2. 毛布

避難所生活者数×必要枚数2枚/人×1/2（府1：市1）

3. 乳幼児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク

○粉ミルク

避難所生活者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）
×130g（各メーカーの1日摂取量目安26g×5回/人/日）×1/2（府1：市1）

○液体ミルク

避難所生活者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1リットル/人

4. 哺乳瓶

避難所生活者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1本/人

5. 乳児・小児用おむつ

避難所生活者数×2.5%（0～2歳人口比率）
×8枚/人/日【平均3Hで1枚使用（内閣府確認データ）】×1/2（府1：市1）

6. 大人用おむつ

避難所生活者数×必要割合0.005×8枚/人/日【平均3Hで1枚使用（内閣府確認データ）】
×1/2（府1：市1）

7. 簡易トイレ

避難所生活者数×0.01（※避難所生活者数100人に1基）

8. 生理用品

避難所生活者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）
×5/32（月経周期）×5枚/人/日×1/2（府1：市1）

9. トイレットペーパー

避難所生活者数×7.5m/人/日【NPO緊急災害備蓄推進協議会（経済産業省推奨）によると4人家族で150m巻き6ロールを約1か月分としている。150m×6ロール÷4人÷30日=7.5m/人/日】
×1/2（府1：市1）

10. マスク

避難所生活者数×3日間×1/2（府1：市1）

※注1 避難所生活者数：6,391人と想定（生駒断層帯地震における交野市域の想定避難者数）

2. 重要11品目以外の備蓄

①避難所生活のQOL向上

簡易ベッド、パーティション

避難所生活者数×13.7%（内閣府調査による避難行動要支援者率）×10%（当面の現物備蓄率）

②在宅避難者への対応

ブルーシート

浸水区域外の想定半壊家屋数

※これを大阪府現物備蓄10%、市町村現物備蓄70%、協定等調達20%で分担する。

3. 重要備蓄物資等目標数量

（危機管理室）

	備蓄物品名	備蓄目標量	協定備蓄	備考
1-1	アルファ化米 (食)	10,929	有	五目ご飯・わかめご飯等
1-2	高齢者用 (食)	576	有	おかゆ
2	毛布 (枚)	6,391	有	アルミブランケット等含む
3-1	粉ミルク (g)	4,653	有	320g/缶 130g/人・日
3-2	液体ミルク (ℓ)	36	有	240ml/缶
4	哺乳瓶 (本)	72	有	240ml
5	こども用おむつ (枚)	640	有	
6	大人用おむつ (枚)	128	有	
7	簡易トイレ (基)	64	有	
8	生理用品 (枚)	624	有	
9	トイレットペーパー (m)	23,967	有	
10	マスク (枚)	9,587	有	
①	簡易ベッド、パーティション (台)	44	有	
②	ブルーシート (枚)	94,000	有	大阪府全体での備蓄目標数値

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

策編
その他災害応急対

言に件つ対応編
東海地震の警戒宣言

南海トラフ地震防
災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料8 指定避難所一覧表

(危機管理室)

(単位：m²)

番号	避難所	所在地	電話番号	避難対象地区 の目安	避難所と なる部分 の面積	地震	風水害
1	郡津小学校	郡津4-13-1	891-0065	郡津、松塚	1,352	○	○
2	交野みらい小学校	郡津1-43-1	892-5021	私部、私部西、 梅が枝、郡津	768	○	○
3	第二中学校	幾野4-1-1	891-7300	郡津、幾野、倉 治	2,336	○	○
4	倉治小学校	倉治1-15-1	892-9181	倉治、東倉治、 神宮寺	1,390	○	○
5	倉治公民館	倉治1-1-5	891-5646	倉治、東倉治、 神宮寺	156	○	○
6	私部会館	私部1-36-1	892-9292	私部、私部西	150	○	○
7	第一中学校	私部南3-1-1	891-1237	私部、私部西、 私部南、向井田	2,753	○	○
8	寺会館	寺1-19-8	891-7725	寺	148	○	○
9	森区民ホール	森南2-16-1	891-9968	森北、森南、私 市、傍示	50	○	○
10	岩船小学校	森北1-25-1	891-6161	森北、森南、寺、 寺南野	982	○	○
11	私市会館	私市6-22-15	891-7190	私市、私市山手	116	○	○
12	私市小学校	私市9-5-10	893-1901	私市、私市山手	1,016	○	○
13	第四中学校	天野が原町 5-65-1	892-0451	私市、天野が原 町	1,415	○	○
14	星田小学校	星田3-33-4	891-2034	星田、星田北	1,143	○	○
15	旭小学校	星田4-18-1	892-7731	星田、星田北	774	○	○
16	星田西体育施設	星田西3-28-1	893-7721	星田西	400	○	○
17	第三中学校	星田8-67-1	892-5031	星田、星田山 手、南星台	1,652	○	○
18	星田会館	星田3-4-3	893-1105	星田	594	○	○
19	藤が尾小学校	星田北2-45-1	892-5821	星田北、藤が尾	1,213	○	○
20	妙見坂小学校	妙見坂7-20-1	892-9171	星田、妙見坂、 妙見東、南星台	762	○	○
21	総合体育施設 (いきいきランド交野)	向井田2-5-1	894-1181	私部、私部西、 青山、市内全域	1,474	○	○
22	交野会館	松塚14-25	891-5645	松塚	144		○
23	郡津公民館	郡津3-20-13	891-8155	郡津	54	○	○
24	青年の家	私部2-29-1	892-7721	私部、私部西	1,102	○	○
合計					21,944	21,800	21,944

番号	福祉避難所	所在地	電話番号	施設の面積
1	市立保健福祉総合センター (世代間交流センター)	天野が原町5-5-1	893-6400	3,406

資料9 指定緊急避難場所一覧表

(危機管理室)

(単位：m²)

避難場所	所在地	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模 火災	水害	面積
星田小学校	星田3-33-4	○	○	○	○	35,000
郡津小学校	郡津4-13-1	○	○	○	○	33,000
岩船小学校	森北1-25-1	○	○	○	○	15,000
倉治小学校	倉治1-15-1	○	○	○	○	10,430
妙見坂小学校	妙見坂7-20-1		○	○	○	6,806
交野みらい小学校	郡津1-43-1	○	○	○	○	7,935
旭小学校	星田4-18-1	○	○	○	○	10,493
藤が尾小学校	星田北2-45-1	○	○	○	○	11,768
私市小学校	私市9-5-10	○	○	○	○	10,464
第一中学校	私部南3-1-1	○	○	○	○	10,600
第二中学校	幾野4-1-1	○	○	○	○	10,693
第三中学校	星田8-67-1	○	○	○	○	11,203
第四中学校	天野が原町5-65-1	○	○	○		12,630
私部公園	私部3丁目地内	○	○	○	○	11,965
倉治公園	神宮寺2丁目地内		○	○	○	10,682
星田公園	星田3丁目地内	○	○	○	○	11,192
天野川緑地公園	星田北1～2丁目 藤が尾1～2丁目	○	○	○		13,218
総合体育施設 (いきいきランド交野)	向井田2-5-1	○	○	○	○	74,794

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
策編 その他災害応急対
言に件つ 東海地震の警戒言 対
南海トラフ地震防 対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

資料10 土砂災害等危険箇所一覧表

1. 土砂災害（特別）警戒区域

(大阪府)

最新告示日：令和3年12月16日

■急傾斜地の崩壊

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3	交野市	倉治	東倉治(2)	K23000020	平成17年 11月25日	大阪府告示 第2184号	平成17年 11月25日	大阪府告示 第2185号
65	交野市	星田西二丁目	星田西(2)	K23000010	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
66	交野市	星田西一丁目	星田西(3)	K23000050	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
67	交野市	東倉治五丁目	東倉治(3)	K23000030	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
68	交野市	大字寺	寺(2)	K23000040	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
69	交野市	大字星田	星田(7)	K23000060	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
70	交野市	南星台五丁目	南星台(6)	K23000070	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
71	交野市	南星台五丁目	南星台(7)	K23000080	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
72	交野市	大字私市	私市(1 2)	K23000100	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
293	交野市	南星台五丁目	南星台(8)	K23000120	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
4167	交野市	私市九丁目	私市(1 3)	K23000110	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4168	交野市	大字私市	私市(1 4)	K23000130	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4169	交野市	私市六丁目	私市	K23000150	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4170	交野市	私市九丁目	私市(1 5)	K23000160	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4171	交野市	私市九丁目	私市(1 6)	K23000170	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4172	交野市	私市九丁目	私市(5)	K23000180	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4173	交野市	私市九丁目	私市(4)	K23000190	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4174	交野市	私市八丁目	私市月の輪	K23000200	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4175	交野市	私市八丁目	私市(2)	K23000210	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4176	交野市	私市八丁目	私市(6)	K23000220	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
4177	交野市	私市九丁目	私市（8）	K23000240	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4178	交野市	私市九丁目	私市（9）	K23000250	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4179	交野市	私市九丁目	磐船溪谷	K23000260	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4180	交野市	私市九丁目	私市（17）	K23000270	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4181	交野市	大字私市	私市（18）	K23000280	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4182	交野市	大字私市	私市（10）	K23000290	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4183	交野市	大字私市	私市（11）	K23000300	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4184	交野市	大字私市	私市（7）	K23000310	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4185	交野市	東倉治二丁目	府警射撃場	K23000320	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4186	交野市	寺三丁目	寺	K23000330	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4187	交野市	寺二丁目	寺二丁目 （2）	K23000340	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4188	交野市	東倉治二丁目 （源氏の滝不動尊）	東倉治二丁目	K23000360	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4189	交野市	私市山手二丁目	私市山手 （1）-1	K23000461	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4190	交野市	私市山手二丁目	私市山手 （1）-2	K23000462	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4191	交野市	私市八丁目	私市山手	K23000480	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
8849	寝屋川市梅が丘二丁目及び び打上元町 四條畷市大字岡山、交野 市星田西五丁目		打上団地 （2）	K21500010	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8945	交野市	大字星田、私市 九丁目及び大字私市	星田（10）	K23000230	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8946	交野市	星田九丁目、南 星台五丁目及び 大字星田	星田（1）	K23000370	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8947	交野市	星田三丁目	星田（3）	K23000390	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8948	交野市	大字星田、星田 九丁目及び妙 見東五丁目	星田（4）	K23000400	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言
言に伴う対応編

南海トラフ地震防
災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
						指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
災害予防対策編	8949	交野市	星田九丁目及び大字星田	星田(5)	K23000410	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
	8950	交野市	星田九丁目及び大字星田	星田(11)	K23000420	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
	8951	交野市	星田九丁目及び大字星田	星田(12)	K23000430	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
	8952	交野市	星田九丁目及び大字星田	星田(13)	K23000440	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
地震災害応急対策編	8953	交野市	私市山手五丁目、私市八丁目及び大字私市	青葉台(2)	K23000470	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
	8954	交野市	大字星田	星田(14)	K23000490	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
風水害応急対策編	8955	交野市	妙見東四丁目、妙見東五丁目及び大字星田	妙見東四丁目-1	K23000501	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
	8956	交野市	妙見東四丁目、妙見東五丁目及び大字星田	妙見東四丁目-2	K23000502	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
その他災害応急対策編	8957	交野市	妙見東一丁目、妙見東二丁目及び星田九丁目	妙見東	K23000510	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
	8958	交野市	妙見東一丁目及び星田九丁目	妙見東一丁目	K23000520	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	8959	交野市	妙見東四丁目、妙見東五丁目及び星田九丁目	妙見東五丁目	K23000530	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
	8960	交野市	妙見東二丁目、大字私市及び大字星田	妙見東二丁目	K23000540	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
南海トラフ地震防対策推進計画編	8961	交野市	南星台一丁目	南星台(3)	K23000550	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
	8962	交野市	南星台二丁目、南星台三丁目及び南星台四丁目	南星台(4)	K23000560	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
災害復旧・復興対策編	8963	交野市	南星台一丁目及び南星台二丁目	南星台(5)	K23000570	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
	8964	交野市	大字星田	星田(15)-1	K23000581	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
	8965	交野市	大字星田	星田(15)-2	K23000582	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8966	交野市	大字星田及び南星台三丁目	星田(15)-3	K23000583	平成28年9月14日	大阪府告示第1600号	平成28年9月14日	大阪府告示第1602号
8967	交野市	南星台四丁目、南星台五丁目及び大字星田	南星台(2)	K23000590	平成28年9月14日	大阪府告示第1600号	平成28年9月14日	大阪府告示第1602号
8968	交野市星田西五丁目及び大字星田 四條畷市大字岡山		星田西五丁目	K23000600	平成28年9月14日	大阪府告示第1600号	平成28年9月14日	大阪府告示第1602号
8969	交野市	星田山手五丁目及び大字星田	星田労住	K23000610	平成28年9月14日	大阪府告示第1600号	平成28年9月14日	大阪府告示第1602号
8970	交野市	星田山手四丁目、星田山手五丁目及び大字星田	労住協(3)	K23000620	平成28年9月14日	大阪府告示第1600号	平成28年9月14日	大阪府告示第1602号
8971	交野市	星田西四丁目	星田西	K23000630	平成28年9月14日	大阪府告示第1600号	平成28年9月14日	大阪府告示第1602号
8972	交野市	星田山手三丁目、星田山手四丁目及び星田西二丁目	星田山手三丁目-1	K23000641	平成28年9月14日	大阪府告示第1600号	平成28年9月14日	大阪府告示第1602号
8973	交野市	星田西二丁目、星田西三丁目及び星田山手四丁目	星田山手三丁目-2	K23000642	平成28年9月14日	大阪府告示第1600号	平成28年9月14日	大阪府告示第1602号
8974	交野市	星田山手一丁目、星田山手二丁目及び星田西二丁目	興人住宅	K23000650	平成28年9月14日	大阪府告示第1600号	平成28年9月14日	大阪府告示第1602号
8975	交野市	大字私市、私市山手四丁目、私市山手五丁目及び私市八丁目	私市山手四丁目	K23000660	平成28年9月14日	大阪府告示第1600号	平成28年9月14日	大阪府告示第1602号
8976	交野市	森南二丁目及び大字森	森南	K23002000	平成28年9月14日	大阪府告示第1600号	平成28年9月14日	大阪府告示第1602号
8977	交野市	神宮寺二丁目、大字倉治及び東倉治一丁目	東倉治-1	K23002011	平成28年9月14日	大阪府告示第1600号	平成28年9月14日	大阪府告示第1602号
8978	交野市	大字倉治、東倉治一丁目及び東倉治二丁目	東倉治-2	K23002012	平成28年9月14日	大阪府告示第1600号	平成28年9月14日	大阪府告示第1602号
8979	交野市	私市山手四丁目	私市山手(2)	K23002020	平成28年9月14日	大阪府告示第1600号	平成28年9月14日	大阪府告示第1602号
8980	交野市	私市山手三丁目、私市山手四丁目及び大字私市	青葉台(1)-1	K23002031	平成28年9月14日	大阪府告示第1600号	平成28年9月14日	大阪府告示第1602号

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編	番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
	8981	交野市 私市山手四丁目及び大字私市	青葉台(1) -2	K23002032	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
災害予防対策編								
地震災害応急対策編								
風水害応急対策編								
その他災害応急対策編								
東海地震の警戒宣言に伴う対応編								
南海トラフ地震防災対策推進計画編								
災害復旧・復興対策編								
資料編								

■土石流

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
2426	交野市	倉治	天野川右1 右一(1)	D23010021	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
2427	交野市	倉治	天野川右1 右一(2)	D23010022	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
2428	交野市	神宮寺二丁目	天野川右1 左一	D23010060	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
2429	交野市	寺	天野川右2 右一(1)	D23010101	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
2430	交野市	寺	天野川右2 右一(2)	D23010102	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	—	—
2431	交野市	寺	天野川右2 右一(3)	D23010103	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	—	—
2432	交野市	寺	天野川右2 右二(1) <u>(前川支川)</u>	D23010111	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
2433	交野市	寺	天野川右2 右二(2) <u>(前川支川)</u>	D23010112	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
2434	交野市	寺	天野川右2 右二(3) <u>(前川支川)</u>	D23010113	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
2435	交野市	寺	天野川右2 左一	D23010130	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
2436	交野市	森	天野川右一 <u>(天野川支川第四支溪)</u>	D23010160	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	令和3年 12月16日	大阪府告示 第1758号
2437	交野市	森	天野川右二 <u>(天野川支川第三支溪)</u>	D23010170	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
2438	交野市	私市	天野川右3 左一	D23010200	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
2439	交野市	私市	天野川右4 右一	D23010290	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
2440	交野市	私部	天野川右4 左一	D23010300	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
2441	交野市	私市九丁目	天野川右三	D23010310	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
2442	交野市	私市	天野川左一	D23010320	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
						指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
	2756	交野市	妙見坂七丁目	天野川左 1 (天野川右支)	D23010330	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	—	—
災害予防対策編	2757	交野市	星田九丁目	星田妙見川 右 1 (妙見 川右支)	D23010391	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
	2758	交野市	星田九丁目	星田妙見川 右 1 左 1 (妙 見川右支)	D23010392	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
地震災害応急対策編	2759	交野市	南星台四丁目	傍示川左 3 (傍示川左 支)	D23010450	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	—	—
	2760	交野市	星田	打上川左 1 右 1 (打上 川左支)	D23010501	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
風水害応急対策編	2761	交野市	星田	打上川左 1 (打上川左 支)	D23010502	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
	2762	交野市	傍示	前川左 5	D23020010	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	—	—
その他災害応急対策編	2763	交野市	私市八丁目	尺治川右 4 (尺治川右 支)	D23020020	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
	2764	交野市	私市八丁目	尺治川右 1	D23020030	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	—	—
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	2765	交野市	私市八丁目	尺治川右 2	D23020050	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
	2766	交野市	私市八丁目	尺治川右 3	D23020060	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
南海トラフ地震防 災対策推進計画編	2767	交野市	私市八丁目	尺治川左 1	D23020080	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
	2768	交野市	私市九丁目	天野川右 2(天野川右 支)	D23020090	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
災害復旧・復興対策編	2769	交野市	私市九丁目	天野川右 3(天野川右 支)	D23020100	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
	2770	交野市	私市	天野川左 4	D23020120	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
資料編	2771	交野市	私市	天野川左 3	D23020130	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
	3066	交野市	東倉治	天野川右 1 (免除川右 支川)	D23010040	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
	3067	交野市	東倉治	天野川右 1 左二 (免除 川右支川)	D23010050	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	—	—

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3068	交野市	神宮寺	天野川右 1 左三 (前川 第一支溪)	D23010070	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3069	交野市	寺	天野川右 2 (1) (前川 支川)	D23010121	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	—	—
3070	交野市	寺	天野川右 2 (2) (前川 支川)	D23010122	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	—	—
3071	交野市	私市	天野川右 3 (1) (天野 川支川第一 支溪)	D23010191	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3072	交野市	私市	天野川右 3 (2) (天野 川支川第一 支溪)	D23010192	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3073	交野市	私市	天野川右 3 (3) (天野 川支川第一 支溪)	D23010193	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3074	交野市	私市	天野川右 3 (4) (天野 川支川第一 支溪)	D23010194	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3075	交野市	私市	天野川右 3 (5) (天野 川支川第一 支溪)	D23010195	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3076	交野市	私市	天野川右 3 左二	D23010230	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	—	—
3077	交野市	大字星田	天野川左五 (1)	D23010401	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3078	交野市	大字星田	天野川左五 (2)	D23010402	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3079	交野市	星田	天野川左 1 左五 (天野 川右支)	D23010430	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3080	交野市	南星台	寝屋川左 1 左四 (傍示 川本川)	D23010440	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	—	—
3081	交野市	南星台	寝屋川左 1 左二 (傍示 川左支)	D23010460	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3082	交野市	大字星田	寝屋川左 1 左一 (1) (打 上川)	D23010471	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防
対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
						指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
災害予防対策編	3083	交野市	大字星田	寝屋川左 1 左一(2) (打上川)	D23010472	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
	3084	交野市	大字星田	寝屋川左 2 左二 (讃良 川支川)	D23010490	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
	3085	交野市	私市	天野川右五	D23020150	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
地震災害応急対策編	3086	交野市	私市	天野川左七	D23020160	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
	3087	交野市	私市	天野川左六	D23020170	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
風水害応急対策編	3088	交野市	神宮寺	天野川右 1 左四	D23030010	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
	3089	交野市	大字傍示	天野川右 2 左二 (天野 川支川前川 右第 3 支 溪)	D23030040	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
その他災害応急対策編	4115	交野市東倉治四丁目 枚方市津田南町一丁目		天野川右 1 (北川支 川)	D23010010	平成 27 年 10 月 20 日	大阪府告示 第 1460 号	平成 27 年 10 月 20 日	大阪府告示 第 1461 号
	4116	交野市	私市九丁目	天野川左 2	D23020140	平成 27 年 10 月 20 日	大阪府告示 第 1460 号	平成 27 年 10 月 20 日	大阪府告示 第 1461 号
東海地震の警戒宣言に伴う対応編									
南海トラフ地震防 災対策推進計画編									
災害復旧・復興対策編									
資料編									

2. 急傾斜地崩壊危険箇所

(大阪府地域防災計画資料編)

区分	箇所番号	箇所名	位置	区分	箇所番号	箇所名	位置
自然Ⅰ	11230235	府警射撃場	東倉治	自然Ⅱ	21230519	私市(4)	私市9丁目
自然Ⅰ	11230236	東倉治	倉治	自然Ⅱ	21230520	私市(5)	私市9丁目
自然Ⅰ	11230238	私市山手(1)	私市山手2丁目	自然Ⅱ	21230521	星田(4)	星田9丁目
自然Ⅰ	11230240	青葉台(1)	私市山手4丁目	自然Ⅱ	21230522	星田(5)	星田9丁目
自然Ⅰ	11230241	青葉台(2)	私市山手5丁目	自然Ⅱ	21230523	南星台(5)	南星台3丁目
自然Ⅰ	11230242	私市月の輪	私市	自然Ⅱ	21230524	森南(2)	森南3丁目
自然Ⅰ	11230243	私市山手	私市山手8丁目	自然Ⅱ	21230525	私市(6)	私市8丁目
自然Ⅰ	11230244	私市	私市山手6丁目	自然Ⅱ	21230526	妙見東2丁目	妙見東2丁目
自然Ⅰ	11230247	妙見東1丁目	妙見東1丁目	自然Ⅱ	21230527	星田(6)	星田3丁目
自然Ⅰ	11230248	南星台(1)	星田	自然Ⅱ	21230528	私市(7)	私市9丁目
自然Ⅰ	11230249	南星台(2)	南星台4丁目	自然Ⅱ	21230529	私市(8)	私市9丁目
自然Ⅰ	11230250	南星台(3)	南星台1丁目	自然Ⅱ	21230530	私市(9)	私市9丁目
自然Ⅰ	11230251	星田労住	星田山手5丁目	自然Ⅱ	21230531	星田西	星田西4丁目
自然Ⅰ	11230645	星田	星田9丁目	自然Ⅱ	21230532	私市(10)	私市9丁目
自然Ⅰ	11230786	妙見坂	妙見坂7丁目	自然Ⅱ	21230533	私市(11)	私市9丁目
自然Ⅰ	11230787	寺	寺3丁目	人工Ⅰ	12230026	泉団地	寺1丁目
自然Ⅰ	11230788	私市(2)	私市8丁目	人工Ⅰ	12230027	南星台(4)	南星台3丁目
自然Ⅰ	11230789	私市山手(2)	私市山手4丁目	人工Ⅰ	12230029	興人住宅	星田山手1丁目
自然Ⅰ	11230790	妙見東5丁目	妙見東5丁目	人工Ⅰ	12230031	労住協(3)	星田山手4丁目
自然Ⅱ	21230516	森南	森南2丁目	人工Ⅰ	12230032	妙見東	妙見東2丁目
自然Ⅱ	21230517	磐船溪谷	私市9丁目	人工Ⅰ	12230099	星田(2)	星田3丁目
自然Ⅱ	21230518	私市(3)	私市1丁目	人工Ⅰ	12230100	星田(3)	星田3丁目

3. 急傾斜地崩壊危険区域

(大阪府地域防災計画資料編)

箇所番号	区域名	所在地
11230236	東倉治	倉治
11230240	青葉台(1)	私市山手4丁目
11230240	私市山手(2)	私市山手3丁目
21230516	森南	森南2丁目

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

4. 土石流危険溪流

(大阪府地域防災計画資料編)

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

溪流番号	河川名	溪流名	溪流番号	河川名	溪流名
(I)- 9-1	天野川	北川支川	(I)- 9-38	寝屋川	
(I)- 9-2	免除川		(I)- 9-39	天野川	妙見川右支
(I)- 9-3	免除川		(I)- 9-40	天野川	
(I)- 9-4	免除川	免除川右支川	(I)- 9-41	天野川	
(I)- 9-5	免除川	免除川右支川	(I)- 9-42	天野川	妙見川本川
(I)- 9-6	免除川		(I)- 9-43	天野川	天野川右支
(I)- 9-7	天野川	前川第一支溪	(I)- 9-44	天野川	傍示川本川
(I)- 9-8	天野川		(I)- 9-45	北谷川	傍示川左支
(I)- 9-9	天野川		(I)- 9-46	北谷川	傍示川左支
(I)- 9-10	天野川		(I)- 9-47	寝屋川	打上川
(I)- 9-11	天野川	前川支川	(I)- 9-48	寝屋川	讃良川支川
(I)- 9-12	天野川	前川支川	(I)- 9-49	寝屋川	讃良川支川
(I)- 9-13	天野川		(I)- 9-50	寝屋川	打上川左支
(I)- 9-14	天野川		(II)-9-1	天野川	
(I)- 9-15	天野川		(II)-9-2	天野川	尺治川右支
(I)- 9-16	天野川	天野川支川第四支溪	(II)-9-3	尺治川	
(I)- 9-17	天野川	天野川支川第三支溪	(II)-9-4	尺治川	
(I)- 9-18	天野川	天野川支川第二支溪	(II)-9-5	尺治川	
(I)- 9-19	天野川	天野川支川第一支溪	(II)-9-6	尺治川	
(I)- 9-20	天野川		(II)-9-7	尺治川	
(I)- 9-21	天野川		(II)-9-8	尺治川	
(I)- 9-22	天野川		(II)-9-9	天野川	天野川右支
(I)- 9-23	天野川		(II)-9-10	天野川	天野川右支
(I)- 9-24	天野川		(II)-9-11	天野川	
(I)- 9-25	天野川		(II)-9-12	天野川	
(I)- 9-26	天野川		(II)-9-13	天野川	
(I)- 9-27	天野川		(II)-9-14	天野川	
(I)- 9-28	尺治川		(II)-9-15	天野川	
(I)- 9-29	天野川		(II)-9-16	天野川	
(I)- 9-30	天野川		(II)-9-17	天野川	
(I)- 9-31	尺治川		(II)-9-18	天野川	
(I)- 9-32	天野川		(II)-9-19	天野川	
(I)- 9-33	天野川	天野川右支	(III)-9-1	天野川	
(I)- 9-34	天野川	妙見川左支	(III)-9-2	天野川	
(I)- 9-35	天野川		(III)-9-3	天野川	
(I)- 9-36	天野川		(III)-9-4	天野川	
(I)- 9-37	天野川				

5. 山腹崩壊危険地区

(大阪府地域防災計画資料編)

危険地区番号	位置	危険地区番号	位置
230 -1	倉治 (1)	<u>230</u> -17	私市 (8)
230 -2	倉治 (2)	<u>230</u> -18	私市 (9)
230 -3	森 (1)	<u>230</u> -19	寺 (1)
230 -4	森 (2)	<u>230</u> -20	寺 (2)
230 -5	私市 (1)	<u>230</u> -21	森 (3)
230 -6	私市 (2)	<u>230</u> -22	森 (4)
230 -7	私市 (3)	<u>230</u> -23	私市 (10)
230 -8	私市 (4)	<u>230</u> -24	私部 (1)
230 -9	私市 (5)	<u>230</u> -25	私部 (2)
230 -10	星田 (1)	<u>230</u> -26	私部 (3)
230 -11	星田 (2)	<u>230</u> -27	私部、私市 (1)
230 -12	星田 (3)	<u>230</u> -28	私部 (4)
230 -13	私市 (6)	<u>230</u> -29	私部、私市 (2)
230 -14	星田 (4)	<u>230</u> -30	私市 (11)
230 -15	星田 (5)		
230 -16	私市 (7)		

6. 崩壊土砂流出危険地区

(大阪府地域防災計画資料編)

危険地区番号	位置
<u>230</u> -1	東倉治 (1)
<u>230</u> -2	東倉治 (2)
<u>230</u> -3	寺 (1)
<u>230</u> -4	寺 (2)
<u>230</u> -5	私市 (1)
<u>230</u> -6	私市 (2)
<u>230</u> -7	私市 (3)
<u>230</u> -8	私市 (4)
<u>230</u> -9	私市 (5)
<u>230</u> -10	私市 (6)
<u>230</u> -11	星田山寺 (1)
<u>230</u> -12	妙見東
<u>230</u> -13	私市 (7)
<u>230</u> -14	星田山寺 (2)
<u>230</u> -15	神宮寺
<u>230</u> -16	森

7. 災害危険区域

(大阪府地域防災計画資料編)

番号	区域名	所在地	種別	指定年月日	告示番号	指定の方法
53	森南	森南	1種	S61. 12. 1	1607	急傾 42
110	東倉治	神宮寺	1種	H8. 10. 28	1662	急傾 102
119	私市山手(2)	私市山手3、4丁目	1種	H10. 10. 9	1616	急傾 111
185	青葉台 (1)	私市山手四丁目、大字 私市	1種	H18. 4. 28	1045	急傾 146

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料11 交野市防災行政無線同報系

(危機管理室)

使用周波数59, 165MHz

番号	施設名	出力	識別信号
1	交野市役所(親局)	1W	ぼうさい かたのしやくしよ
2	郡津多目的広場	0.1W	ぼうさい こうづ
3	交野市立教育文化会館	0.1W	ぼうさい かたのしきょういく
4	交野市立星田コミュニティセンター	0.1W	ぼうさい ほしだこみゆにていー
5	寺会館	0.1W	ぼうさい てら
6	私市会館	0.1W	ぼうさい きさいち
7	私市山手4丁目	0.1W	ぼうさい きさいちやまて
8	梅が枝住宅	0.01W	ぼうさい うめがえ
9	藤が尾妙見川緑地	0.1W	ぼうさい ふじがお
10	青山北川緑地	0.01W	ぼうさい あおやま
11	松塚公園	0.1W	ぼうさい まつづかこうえん
12	南星台4丁目西公園	0.1W	ぼうさい なんせいだい
13	妙見東中央公園	0.1W	ぼうさい みょうけんひがし
14	星田会館	0.1W	ぼうさい ほしだ
15	森区民ホール前ちびっこ広場	0.1W	ぼうさい もり
16	交野市立旭小学校	0.5W	ぼうさい かたのあさひしょう
17	交野市水道局	0.1W	ぼうさい かたのすいどうきょく
18	交野市環境事業所	0.01W	ぼうさい かたのかんきょう
19	星田山手南公園	0.1W	ぼうさい ほしだやまてみなみ
20	妙見坂自治会館	0.1W	ぼうさい みょうけんざか
21	交野市消防本部	0.1W	ぼうさい かたのししょうぼう
22	倉治公民館	0.1W	ぼうさい くらじ
23	星田山手東集会所杉の子ちびっこ広場	0.1W	ぼうさい ほしだやまてすぎのこ
24	星田山手北公園	0.5W	ぼうさい ほしだやまてきた
25	交野市立松塚ふれあい館	0.1W	ぼうさい まつづかふれあい
26	東倉治山手集会所あじさいの丘ちびっこ広場	0.1W	ぼうさい ひがしくらじあじさい
27	倉治山手町集会所	0.1W	ぼうさい くらじやまて
28	郡津2丁目ちびっこ広場	0.1W	ぼうさい こうづ2
29	交野市立第二中学校	0.01W	ぼうさい かたのにちゅう
30	交野市立第一中学校	0.01W	ぼうさい かたのいちちゅう
31	星田西4丁目	0.1W	ぼうさい ほしだにしよん
32	交野市立第三中学校	0.1W	ぼうさい かたのさんちゅう
33	交野市立妙見坂小学校	0.1W	ぼうさい かたのみょうけんざか
34	倉治公園	0.1W	ぼうさい くらじこうえん
35	倉治桜園ちびっこ広場	0.1W	ぼうさい くらじさくらえんちびっこ
36	私市山手きらきら広場	0.1W	ぼうさい きさいちやまてきらきら
37	星田西5丁目	0.1W	ぼうさい ほしだにしご
38	星田北6丁目	0.1W	ぼうさい ほしだきたろく

資料12 主要河川一覧表（一般防災関係重要水防区域）

（大阪府水防計画資料編）

河川海岸	関係土木事務所	担当水防管理団体名	特に重要な水防区域		重要水防区域		
			区域	延長 (m)	区域	延長 (m)	
天野川	左岸	枚方	交野市 枚方市 淀川左岸			自 淀川合流点 至 浜橋 自 藤田橋 至 交野橋 自 JR学研都市線 至 私市橋上流120m	5,670
	右岸	枚方	交野市 枚方市 淀川左岸			自 淀川合流点 至 浜橋 自 北川橋 至 日の出橋	6,500
北川	左岸	枚方	枚方市 交野市			自 天野川合流点 至 京阪交野線	460
	右岸	枚方	枚方市 交野市			自 京阪交野線 至 一級河川区域	840
前川	左岸	枚方	交野市	自 スタコ橋 至 一級河川区域	400	自 天野川合流点 至 スタコ橋	270
	右岸	枚方	交野市	自 スタコ橋 至 一級河川区域	400	自 天野川合流点 至 スタコ橋	270
穂谷川	左岸	枚方	枚方市 淀川左岸	自 国道1号 至 惣喜池	3,150	自 淀川合流点 至 穂谷川新橋	3,000
	右岸	枚方	枚方市 淀川左岸	自 馬場前橋 至 国道1号 自 出屋敷橋 至 出屋敷高架橋 自 八十八橋 至 JR学研都市線 自 第2京阪 至 一級河川区域	4,170	自 淀川合流点 至 馬場前橋 自 国道1号 至 長ヶ嶽橋 自 JR学研都市線 至 第2京阪	2,700

一級河川改修状況

河川名	区 域		改 修 状 況
	自	至	
天野川	右岸 交野市松塚39	羽衣橋	・改修済
	左岸 交野市私部西4丁目	〃	

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
策編
その他災害応急対策
言に件つ対応編
南海トラフ地震防
災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編	河川名	区 域		改 修 状 況
		自	至	
災害予防対策編	北 川	右岸 交野市幾野 6丁目1-12	出 鼻 橋	・改修済
		左岸 交野市郡津 5丁目55	〃	
地震災害応急対策編	前 川	天野川合流点	一級河川区域	・スタコ橋までは改修済 ・スタコ橋上流については、現在工事中
風水害応急対策編				
その他災害応急対策編				
東海地震の警戒宣言に伴う対応編				
南海トラフ地震防災対策推進計画編				
災害復旧・復興対策編				
資料編				

資料13 準用河川一覧表

(都市整備部)

河川名	区間	延長 (m)
北川	準用河川がらと川・野々田川合流点から一級河川北川合流点まで	80
野々田川	交野・枚方両市境界から準用河川北川合流点まで	430
がらと川	東倉治5丁目2082-1地先から準用河川北川合流点まで	2,920
免除川	東倉治2丁目1518番地先から一級河川天野川合流点まで	3,680
私部北川	寺1丁目468番地先から準用河川前川合流点まで	1,550
前川	寺2丁目1334番地先から一級河川前川合流点まで	1,780
小久保川	私市1丁目186番2地先から一級河川天野川合流点まで	1,170
星田妙見川	星田5004番1地先から一級河川天野川合流点まで	2,150

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料14 ため池水防区域一覧表（ため池防災関係水防区域）

(大阪府水防計画資料編)

番号	ため池名	所在地	ため池管理者	要水防堤長	堤高	満水面積	貯水量	水防値
<u>272300009</u>	白旗池	交野市倉治	倉治区	m 108.0	m 18.5	ha 2.1	千m ³ 105	A
<u>272300013</u>	星田大池	交野市星田8丁目	星田用水組合	172.0	14.7	3.4	200	B
<u>272300014</u>	全現堂池	交野市星田8丁目	星田用水組合	<u>194.0</u>	<u>3.6</u>	<u>0.7</u>	<u>10</u>	B
<u>272300016</u>	星田緑池	交野市星田7丁目	星田用水組合	<u>59.0</u>	<u>5.4</u>	<u>0.2</u>	<u>4.0</u>	B
<u>272300020</u>	大谷新池	交野市星田西2丁目	大谷養水組合	111.0	13.5	2.4	130	B
<u>272300001</u>	星田新池	交野市星田	星田用水組合	/	/	/	/	C
<u>272300002</u>	松塚上池	交野市倉治	倉治区	/	/	/	/	C
<u>272300003</u>	倉治外池	交野市倉治	倉治区	/	/	/	/	C
<u>272300008</u>	源氏池	交野市倉治	倉治区	/	/	/	/	C
<u>272300010</u>	私部大池	交野市青山5丁目	焼垣内法水利組合	/	/	/	/	C
<u>272300011</u>	森堂の池	交野市森	森水利組合	/	/	/	/	C
<u>272300019</u>	神宮寺奥山3号池	交野市倉治	倉治区	/	/	/	/	C
<u>272300021</u>	星田妙音池	交野市星田	星田用水組合	/	/	/	/	C
<u>272300043</u>	<u>272300043</u> 池	交野市森	自然人	/	/	/	/	C

備考 水防値B：重要な水防ため池 水防値C：要水防ため池

資料15 水防倉庫一覧表

(都市整備部)

施設名	所在地	主要備蓄資材			
		土 囊	縄	シート	杭
土木倉庫	私部西3-3-1	有	有	有	有
本庁倉庫	私部1-1-1	有	有	有	無
第二京阪 高架下ヤード	星田北8丁目付近	有	無	無	有

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料16 河川別水防値及び資材整備基準表

(大阪府水防計画資料編)

河川 海岸	担当水防管理 団 体 名	要する主な資材				水防値	延長 (m)	
		凧・ 土のう袋 (枚)	縄 (kg)	筵(シート) (枚)	杭 (本)			
天 野 川	左 岸	交野市	0	0	0	0	A	0
		枚方市	1,701	544	170	612	B	5,670
		淀川左岸	922	295	92	332	C	9,220
	右 岸	交野市	0	0	0	0	A	0
		枚方市	1,950	624	195	702	B	6,500
		淀川左岸	839	268	84	302	C	8,390
北 川	左 岸	枚方市	0	0	0	0	A	0
		交野市	138	44	14	50	B	460
			84	27	8	30	C	840
	右 岸	枚方市	0	0	0	0	A	0
		交野市	252	81	25	91	B	840
			46	15	5	17	C	460
前 川	左 岸	交野市	200	64	20	72	A	400
			81	26	8	29	B	270
			0	0	0	0	C	0
	右 岸	交野市	200	64	20	72	A	400
			81	26	8	29	B	270
			0	0	0	0	C	0
穂 谷 川	左 岸	枚方市	1,575	504	158	567	A	3,150
		淀川左岸	900	288	90	324	B	3,000
			162	52	16	58	C	1,620
	右 岸	枚方市	2,085	667	209	751	A	4,170
		淀川左岸	810	259	81	292	B	2,700
			90	29	9	32	C	900

備考 水防値A：特に重要な水防区域
 水防値B：重要水防区域
 水防値C：要水防区域

資料17 ため池水防値及び資材表

(大阪府水防計画資料編)

ため池名	ため池管理者	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m	
		吠・土のう袋 袋	縄 キロ	筵(ｼｰﾄ) 枚	杭 本			
<u>272300009</u>	白旗池	倉治区	108	35	11	39	A	108.0
<u>272300013</u>	星田大池	星田用水組合	86	28	9	31	B	172.0
<u>272300014</u>	全現堂池	星田用水組合	<u>97</u>	<u>32</u>	<u>10</u>	<u>35</u>	B	<u>194.0</u>
<u>272300016</u>	星田緑池	星田用水組合	<u>30</u>	<u>10</u>	<u>3</u>	<u>11</u>	B	<u>59.0</u>
<u>272300020</u>	大谷新池	大谷養水組合	56	18	6	20	B	111.0
<u>272300001</u>	星田新池	星田用水組合	<u>30</u>	<u>10</u>	3	<u>11</u>	C	<u>100.0</u>
<u>272300002</u>	松塚上池	倉治区	<u>59</u>	<u>19</u>	<u>6</u>	<u>21</u>	C	<u>194.0</u>
<u>272300003</u>	倉治外池	倉治区	<u>48</u>	<u>16</u>	<u>5</u>	<u>18</u>	C	<u>158.0</u>
<u>272300008</u>	源氏池	倉治区	<u>68</u>	<u>22</u>	<u>7</u>	<u>25</u>	C	<u>225.0</u>
<u>272300010</u>	私部大池	焼垣内法水利組合	78	<u>25</u>	<u>8</u>	<u>28</u>	C	<u>257.0</u>
<u>272300011</u>	森堂の池	森水利組合	<u>24</u>	<u>8</u>	3	<u>9</u>	C	78.0
<u>272300019</u>	神宮寺奥山3号池	倉治区	<u>7</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	C	<u>20.0</u>
<u>272300021</u>	星田妙音池	星田用水組合	<u>20</u>	<u>7</u>	<u>2</u>	<u>8</u>	C	<u>65.0</u>
<u>272300043</u>	<u>272300043</u> 池	自然人	<u>10</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>4</u>	C	<u>31.0</u>

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

資料18 医療機関一覧表

■医療機関

	医療機関名	診療科目	所在地	一般外来 の受付
災害予防対策編	1 あおいクリニック	整・リ・眼	松塚 1-1	
	2 腎泌尿器科 あしだクリニック	泌	私部西 1-18-1	
	3 尼子医院	内・消・児	私市 8-14-3	
地震災害応急対策編	4 天の川 レディースクリニック	婦	私部西 2-3-25	
	5 いかい耳鼻咽喉科	耳	森北 1-22-6-6F	
	6 梅垣麻酔科クリニック	麻	天野が原町 2-28-18-201	
風水害応急対策編	7 大成整形外科	整・リ・リウ	私部西 1-8-1-2F	
	8 大山医院	内・循・消	森北 1-22-6-2F	
	9 おがわクリニック	内・児・呼内	私部西 2-6-1-101	
	10 おざき内科クリニック	内・放・消内	幾野 4-16-35	
その他災害応急対策編	11 交野病院	内・外・乳外・整・脳外・皮・児・ 泌・放・リ・救・麻・消内・血・循 内・呼内	松塚 39-1	
	12 きただ整形外科 リウマチクリニック	リウ・整・リ	私部 3-9-17	
東海地震の警戒宣言に伴う対策編	13 清田医院	内・呼・消・循・児	星田西 3-12-1	
	14 小葉医院	内・児	星田 5-10-5	
	15 こさか内科クリニック	内・児	郡津 4-39-13	
南海トラフ地震防 災対策推進計画編	16 小林診療所	内・呼内・消内・アレ・放	星田 5-17-27	
	17 さくらクリニック	心療・リ・精・神	幾野 1-29-8	
	18 白井皮フ科医院	皮	私部 4-29-5	
	19 すぎもと皮フ科	形・皮・アレ	私部西 2-6-1-201	
	20 高石皮フ科	皮	郡津 5-17-10	
災害復旧・復興対策編	21 多々内科クリニック	内・循・消	森南 1-9-5	
	22 田中診療所	内・児・リ	私部 7-48-3	
	23 鶴保診療所	内・脳内	私部西 1-32-1	
	24 寺嶋・塚田 こどもクリニック	児・内・アレ	天野が原町 5-14-2	
	25 中村クリニック	泌・内・皮	私市 5-1-5	
	26 ながお心療内科	心療・精	森北 1-22-6-3F	
	27 西本内科医院	内・消・呼	藤が尾 3-16-2	
	28 野村医院	内・循・消	倉治 3-50-1	
	29 はと産婦人科	産婦	藤が尾 4-3-16	
	30 林田眼科クリニック	眼	私部 3-9-20	
	31 ひびきクリニック	内・眼	森北 1-22-6-4F	

	医療機関名	診療科目	所在地	一般外来 の受付
32	藤の街クリニック	内・循内・外・肛	藤が尾 4-3-15	
33	藤原産婦人科	産婦	梅が枝 44-3	
34	藤原皮フ科	形・アレ・皮	森北 1-22-6-5F	
35	宝田クリニック	内・脳外・外	私部 8-3-5-1F	
36	星田南病院	内・消・循・児・耳・リ・放・アレ	藤が尾 3-5-1	
37	ホシノ眼科	眼	私部西 1-33-21	
38	前谷クリニック	整・リウ・リ・外	星田 5-23-1	
39	松木整形外科	外・リ・整	郡津 3-11-1	
40	松吉医院	内・糖	天野が原町 2-29-3	
41	三宅医院	内・外	倉治 8-5-6	
42	みやそう耳鼻咽喉科	耳	私部西 1-33-25-2F	
43	山添医院	内・児	私部 1-16-13	
44	山本整形外科	整・リ・リウ	森北 1-37-6	
45	交野市立健康増進センター 休日診療所	内・児・歯	天野が原町 5-5-1	
46	おくの眼科	眼	星田北 6-15-1-105	
47	けんあいクリニック	内・呼内	私部西 1-18-1	
48	つま小児科クリニック	児・児内・アレ	星田北 6-15-1-1F	
49	なかむら内科・消化器内科 クリニック	内・消内・内視	星田北 6-15-1-1F	
50	豊年福祉会診療所	内・精	星田 8-6-7	不可
51	天の川診療所	内・精	藤が尾 2-5-22	不可
52	美来診療所	内	倉治 4-40-7	不可
53	特別養護老人ホーム きんもくせい診療所	内・外・リ・精	大字星田 5156-8	不可
54	交野女子学院医務課診療所	内・精・歯	郡津 2-45-1	不可
55	特別養護老人ホーム内 あおやま診療所	リ・内	青山 3-431-1	不可
56	特別養護老人ホーム あおやま 2号館診療所	リ・内	青山 3-430-1	不可
57	整形外科星田クリニック	整・リウ・リ	星田北 6-15-1-2F	

※診療科目

外：外科	整：整形外科	乳外：乳腺外科	内：内科	放：放射線科
耳：耳鼻咽喉科	麻：麻酔科	児：小児科	循内：循環器内科	循：循環器科
消内：消化器内科	消：消化器科	脳外：脳神経外科	脳内：脳神経内科	皮：皮膚科
泌：泌尿器科	リ：リハビリテーション科	眼：眼科	呼内：呼吸器内科	呼：呼吸器科
アレ：アレルギー科	心療：心療内科	精：精神科	産婦：産婦人科	形：形成外科
リウ：リウマチ科	歯：歯科	婦：婦人科	救：救急科	肛：肛門外科
糖：糖尿病内科	血：血液内科	神：神経科	児内：小児内分泌内科	内視：内視鏡内科

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

■ 歯科

	医療機関名	所在地	診療科目	一般外来の受付
1	<u>いけだ歯科クリニック</u>	星田 3-37-6	歯・矯歯・児歯	
2	<u>石塚歯科医院</u>	天野が原町 2-13-11	歯・児歯	
3	<u>いたがき歯科</u>	星田 8-7-9	歯	
4	<u>牛嶋歯科医院</u>	私部西 2-12-2	腔外・児歯・歯	
5	<u>太田歯科医院</u>	私部西 1-33-66	歯・児歯・腔外	
6	<u>おかの歯科クリニック</u>	藤が尾 3-6-25-1F	歯・矯歯・児歯・腔外	
7	<u>おがわ歯科こども歯科クリニック</u>	倉治 7-14-10	歯・矯歯・児歯・腔外・児矯	
8	<u>奥田歯科医院</u>	星田 1-33-3	歯・腔歯・児歯	
9	<u>オクダデンタルクリニック</u>	星田北 3-18-6	矯歯・腔外・児歯・歯	
10	<u>奥田歯科医院</u>	私部 6-6-15	歯・腔外・児歯	
11	<u>梶歯科医院</u>	私部 2-1-25	矯歯・腔外・児歯・歯	
12	<u>ガモウ歯科医院</u>	松塚 14-5-105	歯・児歯	
13	<u>楠元歯科医院</u>	森北 1-37-2-101	歯・児歯・腔外・矯歯	
14	<u>雲川歯科医院</u>	私部 2-14-23	歯・矯歯・腔外・児歯	
15	<u>クレモト歯科小児歯科</u>	星田西 3-12-6	児歯・腔外・矯歯・歯	
16	<u>後藤歯科医院</u>	私部西 1-33-20-2F	歯	
17	<u>小山歯科医院</u>	私部 4-11-15	歯・児歯	
18	<u>さじま歯科医院</u>	森北 1-4-5-101	歯・児歯	
19	<u>さかた歯科医院</u>	私部西 2-1-1-1F	歯・腔外・児歯	
20	<u>すなみ歯科医院</u>	星田 5-13-3-201	歯・児歯	
21	<u>てらうち歯科</u>	私部西 1-6-5-103-1F	歯・児歯・矯歯	
22	<u>中西歯科</u>	倉治 3-24-31	歯	
23	<u>なかの歯科</u>	私市 1-1-25-1F	歯	
24	<u>のぶ歯科クリニック</u>	私部西 5-1-5	歯・矯歯・腔外・児歯・児矯	
25	<u>原歯科医院</u>	倉治 2-20-7	歯	
26	<u>原歯科医院</u>	森南 1-3-4	歯	
27	<u>平沼歯科医院</u>	倉治 7-50-10	歯・児歯	
28	<u>牧歯科医院</u>	松塚 37-20	歯	
29	<u>松野歯科クリニック</u>	天野が原町 2-28-18-101	歯・児歯・腔外	
30	<u>みづほ歯科</u>	天野が原町 5-14-2	歯・腔外・児歯	
31	<u>望月歯科</u>	私部 3-18-3	歯・腔外・児歯	
32	<u>もりよし歯科医院</u>	郡津 1-69-20	歯・児歯	
33	<u>きたおファミリー歯科</u>	星田北 2-14-22-1	歯・矯歯・腔外・児歯	
34	<u>きらぼし みやぞの歯科</u>	私部 2-11-34-101	歯・児歯	
35	<u>まつい歯科クリニック</u>	森北 1-22-6-102	歯・児歯・腔外	
36	<u>えみ歯科訪問診療所</u>	星田 2-5-7	歯・児歯	
37	Sharp Anesthesia Dental Clinic	妙見東 3-10-25	歯	

	医療機関名	所在地	診療科目	一般外来 の受付
38	伊藤おとなこども歯科	星田北 6-33-8	歯・児歯・腔外・矯歯	

※診療科目

歯：歯科 矯歯：矯正歯科 腔歯：口腔歯科 腔外：歯科口腔外科 児矯：小児矯正歯科 児歯：小児歯科

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防
対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料19 市内要配慮者利用施設一覧表

1. 社会福祉施設

老人福祉関係施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター 等

施設区分	施設名	住所
老人福祉関係施設	医療法人和敬会デイサービスセンターほしだ	藤が尾 3-5-7
老人福祉関係施設	かぐや	郡津 3-11-10
老人福祉関係施設	きんもくせいデイサービスセンター	南星台 2-5-15
老人福祉関係施設	デイサービスセンターあおやま	青山 3-432
老人福祉関係施設	デイサービスセンター天の川	藤が尾 2-5-22
老人福祉関係施設	交野デイサービスセンターとまと	青山 2-1-7
老人福祉関係施設	デイサービスセンター明星	星田 8-6-7
老人福祉関係施設	デイサービスセンター美来	倉治 4-40-7
老人福祉関係施設	デイサービス花ごころ	私市 4-46-2
老人福祉関係施設	デイサービス「ほつま」	私部西 2-5-1
老人福祉関係施設	ニチイケアセンター幾野	幾野 2-29-10
老人福祉関係施設	ほっこり at ホーム星田デイサービス	星田 5-17-27
老人福祉関係施設	星田北ほっこり at ホームデイサービス	星田北 7-13-3
老人福祉関係施設	ビーナスプラス交野	私部 2-11-24-101
老人福祉関係施設	<u>すこやか通所サービス にしむら院</u>	<u>森南 1-9-13</u>
老人福祉関係施設	<u>すこやか星田介護予防体操教室</u>	<u>星田 7-43-6</u>
老人福祉関係施設	<u>デイサービスまつり 妙見口</u>	<u>藤が尾 5-11-13</u>
老人福祉関係施設	<u>マハロフィット</u>	<u>私部 3-2-9</u>
老人福祉関係施設	デイサービスセンターきさべ	私部 1-55-10
老人福祉関係施設	サール・ナートかたのデイサービスセンター	私部南 1-490
老人福祉関係施設	樹楽団らんの家私市	私市 6-30-9
老人福祉関係施設	生活協同組合おおさかパルコープデイサービスいわふねの森	森南 1-17-6
老人福祉関係施設	デイサービスセンターかたの美来	東倉治 5-8-8
老人福祉関係施設	あおいクリニック	松塚 1-1
老人福祉関係施設	医療法人茂樹会田中診療所	私部 7-48-3
老人福祉関係施設	医療法人和敬会星田南病院デイケア室	藤が尾 3-5-7
老人福祉関係施設	介護老人保健施設逢々館かたの	私部 2-11-38
老人福祉関係施設	介護老人保健施設青山	青山 3-432

施設区分	施設名	住所
老人福祉関係施設	きんもくせい特別養護老人ホーム	大字星田 5156-8
老人福祉関係施設	地域密着型介護老人福祉施設サール・ナートかたの	私部南 1-490
老人福祉関係施設	短期入所生活介護事業所あおやま	青山 3-431-1
老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム天の川明星	藤が尾 2-5-22
老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム明星	星田 8-6-7
老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム美来	倉治 4-40-7
老人福祉関係施設	ショートステイセンターかたの美来	東倉治 5-8-8
老人福祉関係施設	小規模多機能ホームみらい	倉治 4-40-7
老人福祉関係施設	看護小規模多機能ホームふぁみりい交野	私市 9-1-10
老人福祉関係施設	ケアタウン交野	郡津 3-11-10
老人福祉関係施設	特別養護老人ホームあおやま	青山 3-431-1
老人福祉関係施設	特別養護老人ホームかたの美来	東倉治 5-8-8
老人福祉関係施設	特別養護老人ホームあおやま 2号館	青山 3-430-1
老人福祉関係施設	軽費老人ホーム明星	星田 8-6-7
老人福祉関係施設	ケアハウスきんもくせい	南星台 2-5-15
有料老人ホーム	そんぽの家交野	森北 1-21-7
有料老人ホーム	ベストライフ交野	星田 1-32-1
有料老人ホーム	そんぽの家交野駅前	私部 2-5-2
有料老人ホーム	はなまる星田	星田 5-12-3
有料老人ホーム	ほっこり at ホーム星田	星田 5-17-27
有料老人ホーム	ほっこり at ホーム星田北	星田北 7-13-3
有料老人ホーム	フォーユー交野	私部 4-48-5
有料老人ホーム	エクラ交野	私部 1-30-10
有料老人ホーム	クオレ交野	天野が原町 2-28-12
有料老人ホーム	一休交野	幾野 3-20-30
有料老人ホーム	はっぴーらいふ交野	森北 1-36-12
有料老人ホーム	こころほーむ交野	私部西 4-3-32
有料老人ホーム	ほしのはな	私部南 4-6-6
有料老人ホーム	ナーシングヒルズ交野メディケア	星田北 3-13-2
有料老人ホーム	スマイルらいふ星田	星田北 6-33-12
認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	グループホーム茂樹の里	神宮寺 1-24-5
認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	グループホームおだやか星田	星田 5-2-9

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

策編
その他災害応急対

言に伴う対応編
東海地震の警戒宣

対策推進計画編
南海トラフ地震防

災害復旧・復興対策編

資料編

	施設区分	施設名	住所
総則編	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	グループホーム希望	東倉治 3-8-11
災害予防対策編	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	グループホームアキラ	藤が尾 6-4-1
	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	グループホームきさべ	私部南 2-18-6
地震災害応急対策編	障害者支援施設	ハートフルステーションいわふね	私市 2-14-14
	障害者支援施設	ミルクィウェイ生活介護	天野が原町 5-32-1
	障害者支援施設	くらじワークセンター	東倉治 1-12-12
風水害応急対策編	障害者支援施設	てらサポート	寺 4-590-1
	障害者支援施設	交野自立センター通所部	寺 4-590-1
	障害者支援施設	デイサービスセンターあおやま	青山 3-432
	障害者支援施設	デイサービスセンター天の川	藤が尾 2-5-22
その他災害応急対策編	障害者支援施設	かぐや	郡津 3-11-10
	障害者支援施設	いわふね峡	私市 9-17-3
	障害者支援施設	ピースフルケアあとリエ	郡津 5-47-11
	障害者支援施設	アトリエ ShiroiTo	星田 5-13-6
東海地震の警戒宣言に伴う対策編	障害者支援施設	交野自立センター	寺 4-590-1
	障害者支援施設	ワークスペースだんだん	星田 4-34-22-301
	障害者支援施設	グリーンサム	天野が原町 2-47-15
南海トラフ地震防対策推進計画編	障害者支援施設	交野自立センター入所部	寺 4-590-1
	障害者支援施設	ミルクィウェイ就B	天野が原町 5-32-1
	障害者支援施設	ワークハウスやわらぎ	寺 4-590-1
	障害者支援施設	Café スタッキー	天野が原町 5-5-1
災害復旧・復興対策編	障害者支援施設	ワークスペースいいな	私市 2-32-1
	障害者支援施設	Café cheers (カフェ チアーズ)	私部 2-1-20
	障害者支援施設	紙好き交流センターひかり	星田 5-22-3
	障害者支援施設	にじのそら	私部 6-20-3
資料編	障害者支援施設	アポヨ	梅が枝 55-7-101・102
	障害者支援施設	交野市立児童発達支援センター	天野が原町 5-5-1
	障害者支援施設	療育センターほっぷ	私部西 1-17-7-102
	障害者支援施設	きらり	幾野 1-37-13
	障害者支援施設	ふわり	私市山手 2-4-1
	障害者支援施設	ひより	松塚 14-5-102
	障害者支援施設	おれんじはうす	星田 5-29-8-105

施設区分	施設名	住所
障害者支援施設	<u>児童デイサービス福すけ</u>	青山 3-17-2
障害者支援施設	<u>児童デイサービス福の木</u>	青山 2-8-25
障害者支援施設	<u>にこり</u>	私部 5-23-14
障害者支援施設	<u>花ごころ</u>	郡津 5-10-4-203
障害者支援施設	<u>ピースフルケアおりひめ</u>	郡津 5-47-12
障害者支援施設	<u>児童デイサービスりはぶらす</u>	星田 7-4-10
障害者支援施設	<u>くるり</u>	星田 3-7-3
障害者支援施設	<u>ふわふわり</u>	倉治 7-32-8-101
障害者支援施設	<u>花キッズ (花ごころ)</u>	郡津 5-10-4-202
障害者支援施設	<u>どんぐり交野店</u>	倉治 8-11-5
障害者支援施設	特別養護老人ホーム天の川明星	藤が尾 2-5-22
障害者支援施設	ハートフルステーションいわふね	私市 2-14-14
障害者支援施設	特定非営利活動法人ゆいむ (結夢)	私部 7-12-58
障害者支援施設	てらサポートセンター	寺 4-590-1
障害者支援施設	<u>ピースフルケアおりひめ</u>	郡津 5-47-12
障害者支援施設	<u>千寿案</u>	星田 6-1-20
障害者支援施設	<u>ゆるり</u>	私部 6-20-3 2階
障害者支援施設	<u>ショートステイ朱雀</u>	妙見坂 4-7-8
障害者支援施設	<u>大肢協コミュニティーホームズ・交野</u>	住所非公開
障害者支援施設	<u>みらい「星田」</u>	住所非公開
障害者支援施設	<u>ホームえんでら (えんでら)</u>	住所非公開
障害者支援施設	<u>ホームえんでら (オーケストラ)</u>	住所非公開
障害者支援施設	<u>ホームえんでら (カフェオレ・エスプレッソ)</u>	住所非公開
障害者支援施設	<u>ホームえんでら (モカ・チョコ)</u>	住所非公開
障害者支援施設	<u>ホームえんでら (カプチーノ)</u>	住所非公開
障害者支援施設	<u>ホームえんでら (オレンジペコ)</u>	住所非公開
障害者支援施設	<u>ホームきらら</u>	星田 8-13-10
障害者支援施設	<u>ホームかがやき</u>	星田 8-14-1
障害者支援施設	<u>ミリオネ星田北</u>	星田北 3-34-6
障害者支援施設	<u>ミリオネ星田</u>	星田 6-24-5
障害者支援施設	<u>ミリオネ藤が尾</u>	藤が尾 2-8-3-506
障害者支援施設	グループホーム虹色シャローム	倉治 3-7-15
障害者支援施設	<u>あおぞら東倉治</u>	住所非公開
障害者支援施設	<u>サンライズ私市</u>	住所非公開
障害者支援施設	<u>さくらの家</u>	倉治 2-32-3
地域活動支援センター	<u>みのり</u>	天野が原町 5-32-1

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

策編
その他災害応急対

東海地震の警戒宣言
言に伴う対応編

南海トラフ地震防
災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

	施設区分	施設名	住所
総則編	児童福祉施設	市立あさひ認定こども園	星田 5-2-12
	児童福祉施設	市立くらやま認定こども園	幾野 3-18-1
	児童福祉施設	あまだのみやちどりこども園	森南 2-15-1
災害予防対策編	児童福祉施設	交野保育園	松塚 11-10
	児童福祉施設	わかばこども園	私部 1-22-1
	児童福祉施設	ふじが丘保育園	藤が尾 3-1-1
地震災害応急対策編	児童福祉施設	倉治こども園	倉治 1-1-12
	児童福祉施設	私部保育園	私部 1-51-1
	児童福祉施設	第2きんもくせい保育園	郡津 5-76-1
	児童福祉施設	星田こども園	星田 3-10-8
風水害応急対策編	児童福祉施設	ふじがお幼稚園	藤が尾 3-1-2
	児童福祉施設	ひかりの子幼稚園	東倉治 4-2-13
	児童福祉施設	高岡幼稚園	星田 7-26-10
	児童福祉施設	ほしのまち保育園	星田 4-22-3
その他災害応急対策編	児童福祉施設	星田なないろ保育園	星田北 7-13-37
	児童福祉施設	天野が原保育園	天野が原町 2-14-23
	児童福祉施設	にこにこ保育園	私部西 2-2-1
	児童福祉施設	ぽっかぽか7丁目保育園	星田 7-39-2
東海地震の警戒宣言に伴う対策編	児童福祉施設	ひかりの子保育園	東倉治 4-2-12
	児童福祉施設	きらきら保育園	梅が枝 44-301
	児童福祉施設	私市保育園	私市 4-48-2
	児童福祉施設	さくら保育園	森南 1-9-13-106
南海トラフ地震防対策推進計画編	児童福祉施設	ほしのうた保育園	星田 5-14-9
	児童福祉施設	パナソニックキッズハウス	妙見坂 5-3-1
	児童福祉施設	交野病院 おりひめ保育園	私部 2-6-1
	児童福祉施設	いしころえん	私市 7-19-14
災害復旧・復興対策編	児童福祉施設	Hoshida International	星田北 8-1-1
	児童福祉施設	ちいさな託児室 ミチルとミチル	妙見坂 4-1-6
	児童福祉施設	スマイルキッズ交野	私部西 1-31-2-101
	児童福祉施設	にじいろ保育園	幾野 1-37-13
	児童福祉施設	千成ヤクルトほしのご保育園	星田 5-17-8-101
	児童福祉施設	Baby Care ステラ	天野が原町 1-38-2 1F
	児童福祉施設	ふれあい保育園	星田西 3-12-6
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	交野みらい児童会	郡津 1-43-1
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	星田児童会	星田 3-33-4
	資料編		

施設区分	施設名	住所
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	郡津児童会	郡津 4-12-1
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	郡津児童会分室	私部 4-11-8
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	岩船児童会	森北 1-25-1
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	倉治児童会	倉治 1-15-1
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	妙見坂児童会	妙見坂 7-20-1
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	旭児童会	星田 4-18-1
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	藤が尾児童会	星田北 2-45-1
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	私市児童会	私市 9-5-10
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	第1児童センター	幾野 2-6-1
一時預かり事業の用に供する施設	星の子ルーム	天野が原町 5-5-1

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

策編
その他災害応急対

東海地震の警戒言
言に伴う対応編

南海トラフ地震防
災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

2. 学校

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校 等

施設区分	施設名	住所
幼稚園	交野幼稚園	郡津 5-2-5
幼稚園	ほしだ幼稚園	妙見坂 7-2-2
幼稚園	開智幼稚園	森北 1-9-1
小学校	星田小学校	星田 3-33-4
小学校	郡津小学校	郡津 4-13-1
小学校	岩船小学校	森北 1-25-1
小学校	倉治小学校	倉治 1-15-1
小学校	妙見坂小学校	妙見坂 7-20-1
小学校	<u>交野みらい</u> 小学校	郡津 1-43-1
小学校	旭小学校	星田 4-18-1
小学校	藤が尾小学校	星田北 2-45-1
小学校	私市小学校	私市 9-5-10
中学校	第一中学校	私部南 3-1-1
中学校	第二中学校	幾野 4-1-1
中学校	第三中学校	星田 8-67-1
中学校	第四中学校	天野が原町 5-65-1
中学校	関西創価中学校	寺 3-20-1
高等学校	交野高校	寺南野 10-1
高等学校	関西創価高等学校	寺 3-20-1
特別支援学校	交野支援学校	寺 4-831

3. 医療施設

病院、診療所、助産所 等

施設区分	施設名	住所
病院	交野病院	松塚 39-1
病院	星田南病院	藤が尾 3-5-1
診療所	藤原産婦人科	梅が枝 44-3

資料20 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧

番号	施設区分	施設名
1	老人福祉関係施設	デイサービス「ほつま」
2	老人福祉関係施設	ビーナスプラス交野
3	老人福祉関係施設	サール・ナートかたのデイサービスセンター
4	老人福祉関係施設	あおいクリニック
5	老人福祉関係施設	介護老人保健施設逢々館かたの
6	老人福祉関係施設	地域密着型介護老人福祉施設サール・ナートかたの
7	老人福祉関係施設	看護小規模多機能ホームふぁみりい交野
8	有料老人ホーム	そんぼの家交野駅前
9	有料老人ホーム	フォーユー交野
10	有料老人ホーム	クオレ交野
11	障害者支援施設	ミルキーウェイ生活介護
12	障害者支援施設	ミルキーウェイ就B
13	障害者支援施設	アポヨ
14	障害者支援施設	療育センターほつぷ
15	障害者支援施設	ひより
16	障害者支援施設	花ごころ
17	障害者支援施設	花キッズ (花ごころ)
18	障害者支援施設	大肢協コミュニティーホームズ・交野
19	障害者支援施設	ホームえんでら (オーケストラ)
20	地域活動支援センター	みのり
21	児童福祉施設	交野保育園
22	児童福祉施設	第2きんもくせい保育園
23	児童福祉施設	天野が原保育園
24	児童福祉施設	にこにこ保育園
25	児童福祉施設	きらきら保育園
26	児童福祉施設	交野病院 おりひめ保育園
27	児童福祉施設	スマイルキッズ交野
28	児童福祉施設	Baby Care ステラ
29	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	私市児童会
30	幼稚園	交野幼稚園

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	番号	施設区分	施設名
	31	中学校	第四中学校
	32	病院	交野病院
	33	診療所	藤原産婦人科
災害予防対策編			
地震災害応急対策編			
風水害応急対策編			
その他災害応急対策編			
東海地震の警戒宣言に伴う対応編			
南海トラフ地震防災対策推進計画編			
災害復旧・復興対策編			
資料編			

資料21 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧

番号	施設区分	施設名
1	老人福祉関係施設	デイサービスまつり 妙見口
2	老人福祉関係施設	樹楽団らんの家私市
3	老人福祉関係施設	生活協同組合おおさかパルコープデイサービスいわふねの森
4	老人福祉関係施設	デイサービスセンターかたの美来
5	老人福祉関係施設	ショートステイセンターかたの美来
6	老人福祉関係施設	特別養護老人ホームかたの美来
7	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	グループホーム希望
8	障害者支援施設	てらサポート
9	障害者支援施設	交野自立センター通所部
10	障害者支援施設	いわふね峡
11	障害者支援施設	交野自立センター
12	障害者支援施設	交野自立センター入所部
13	障害者支援施設	ワークハウスやわらぎ
14	障害者支援施設	ふわり
15	障害者支援施設	てらサポートセンター
16	児童福祉施設	あまだのみやちどりこども園
17	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	妙見坂児童会
18	幼稚園	ほしだ幼稚園
19	小学校	妙見坂小学校
20	中学校	関西創価中学校
21	高等学校	交野高校
22	高等学校	関西創価高等学校

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料22 災害時用井戸一覧表

(危機管理室)

番号	設置所在地	設置施設先
1	倉治6丁目9番21号	教育文化会館内
2	倉治1丁目1番7号	倉治機物神社内
3	神宮寺2丁目地内	倉治公園内
4	倉治1丁目15番1号	市立倉治小学校内
5	郡津1丁目43番1号	市立交野みらい小学校内
6	松塚12番	松塚公園内
7	私部1丁目36番1号	私部会館内
8	私部南3丁目地内	私部公園内
9	私部2丁目29番1号	市立青年の家内
10	森北1丁目25番1号	市立岩船小学校内
11	私市6丁目22番15号	私市会館内
12	星田1丁目地内	河川敷地内(星田中川)
13	星田3丁目33番4号	市立星田小学校内
14	星田4丁目18番18号	市立旭小学校内
15	大字傍示地内	蓮華寺北側
16	私部南2丁目376番5	市立第一中学校前
17	郡津4丁目361番	市立郡津小学校内
18	梅が枝1538番	府営住宅梅が枝団地内
19	天野が原町5丁目1202番	保健福祉総合センター内
20	森南2丁目439番2	森区民ホール内
21	南星台4丁目5112番116	南星台4丁目公園内
22	南星台3丁目12番地内	南星台3丁目

資料23 雨量・水位観測所一覧

(危機管理室・都市整備部)

1. 雨量

設置場所	管理者	収集方法	観測者
交野市消防本部 交野市天野が原町4-8-1	消防長	自動観測	消防本部
津田配水池 枚方市津田1022	枚方土木事務所長	テレメータ	枚方土木事務所
星田（一級河川たち川流域） 交野市星田6-26傍示川沿い	枚方土木事務所長	テレメータ	枚方土木事務所
森南局 交野市森南2-16-1	枚方土木事務所長	テレメータ	枚方土木事務所
倉治局 交野市神宮寺2-1倉治公園内	枚方土木事務所長	テレメータ	枚方土木事務所
交野市星田西局 交野市星田西3-28-1	枚方土木事務所長	テレメータ	枚方土木事務所
妙見東局 交野市妙見東3-6-1	枚方土木事務所長	テレメータ	枚方土木事務所
穂谷（穂谷川流域） 枚方市杉2丁目	枚方土木事務所長	テレメータ	枚方土木事務所

2. 河川水位

設置場所	管理者	観測者	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別警戒水位)
禁野橋（一級河川天野川） 枚方市禁野地内	枚方土木 事務所長	枚方土木 事務所	3.50m	4.30m	4.50m
山垣内橋（一級河川穂谷川） 枚方市牧野阪	枚方土木 事務所長	枚方土木 事務所	2.25m	2.60m	2.70m

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料24 緊急交通路線及び防災拠点

(危機管理室、都市整備部、大阪府地域防災計画資料編)

1. 緊急交通路一覧表

□広域緊急交通路（大阪府内の緊急輸送等に使う道路）

道路区分	路線名称	区 間
自動車専用道路	第二京阪道路	全線
一般道路	国道168号	天の川（R1 枚方市）～私部西3（交野市）
一般道路	国道1号（第二京阪道路側道）	全線

□地域緊急交通路（交野市内の緊急輸送等に使う道路）

道路区分	路線名称	区 間
府 道	枚方富田林泉佐野線	逢合橋東（国道168号）～星田6丁目14番（寝屋川市境）
	枚方交野寝屋川線	新天野川橋（枚方市境）～郡津
	枚方大和郡山線	大仏町～青山3 倉治1丁目1～神宮寺2丁目1
	私市太秦線	西川原～妙見口
市 道	交野久御山線	倉治2～神出来
	国道168号	私部西3～私市9丁目5
	松塚線	梅が枝～松塚13
	松塚7号線	松塚13～松塚14
	私部西線	梅が枝～天野が原1
	私部春日線	交野駅北～幾野1
	私部青山線	砂子坂～私部7丁目55
	私部倉治線	砂子坂～大仏町
	私部郡津線	私部3丁目6～郡津東
	郡津倉治線	郡津～幾野2
	郡津4号線	郡津1丁目69～郡津4丁目13
	郡津20号線	郡津1丁目1～郡津1丁目43
	幾野春日線	幾野1～幾野6丁目56（枚方市境）
	私部森南線	私部1丁目15～森南1丁目15
	私部寺線	向井田2丁目5～寺2丁目6
	倉治青山線	倉治1東～倉治1丁目35
	倉治19号線	倉治1丁目35～倉治1丁目15
	向井田5号線	私部1丁目28～私部1丁目36
	森南神宮寺線	寺1丁目19～森南3丁目4
	磐船駅前線	森南1丁目17～森南1丁目7
磐船駅北線	森北1～森北1丁目37	
森南傍示線	森南2丁目1～森南2丁目16	
森南13号線	森南1丁目25～森南1丁目47	
森私市線	私市3丁目1～森南2丁目1	
天野が原町54号線	天野が原町5丁目30～天野が原町5丁目5	
私市中央線	天野が原1～私市2丁目33 私市6丁目15～私市6丁目17	
私市山手線	私市6丁目12～私市6丁目15	
私市5号線	私市6丁目17～私市6丁目22	
交野山手線	妙見口～星田7丁目75	

道路区分	路線名称	区 間
	星 田 私 市 線	私市～妙見口
	星 田 阿 茶 谷 線	妙見坂7丁目1～妙見坂7丁目20
	星 田 北 線	星田北5～星田北5丁目19
	星 田 妙 見 東 線	星田3丁目38～星田8丁目37 星田9丁目55～妙見東3丁目16
	星 田 生 駒 線	星田7丁目74～星田8丁目67
	星 田 傍 示 川 線	星田4丁目34～南星台4丁目15
	星 田 打 上 線	星田西3丁目12～星田西3丁目3
	星 田 1 7 号 線	星田3丁目10～星田3丁目4
	星 田 5 7 号 線	南星台5丁目6～星田9丁目55
	星 田 6 0 号 線	星田6丁目1～星田4丁目34
	星 田 6 1 号 線	星田7丁目75～星田7丁目78
	星 田 山 手 線	星田7丁目51～星田山手4丁目12
	星 田 山 手 3 0 号 線	星田西3丁目3～星田西3丁目24
	南 星 台 本 線	南星台4丁目15～南星台5丁目6
	妙 見 東 本 線	妙見坂7丁目20～妙見東3丁目16
	妙 見 坂 4 号 線	妙見坂3～妙見坂7丁目1

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料25 交野市災害対策本部条例

昭和40年7月26日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、交野市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平成8条例7・平成24条例27・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命をうけ、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に部長及び部員を置き、それぞれ本部員のうちから本部長が指名する。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 本部長は、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平成8条例7・追加)

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要事項は、本部長が定める。

(平成8条例7・旧第4条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和46年11月3日から施行する。

附 則(平成8年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

資料26 大阪府広域火葬計画

(大阪府地域防災計画関連資料集)

総則編

災害予防対策編

第1 総則

1-1 目的

この計画は、「厚生労働省防災業務計画（平成13年2月14日厚生労働省発総第11号）に基づき、災害時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、府、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町村における公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図ることを目的とする。

地震災害応急対策編

1-2 定義

この計画において「広域火葬」とは、大規模災害により被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、被災地の周辺の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

風水害応急対策編

1-3 基本方針

大規模な災害の発生時は、災害対策基本法（以下「法」という。）第76条の規定に基づき交通の規制が行われること等により、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能であることが想定される。そこで、遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等に関して適切な調整を行い、この計画に基づき広域火葬を実施するとともに遺体の取扱いに配慮するものとする。

その他災害応急対策編

1-4 府及び市町村の役割

- (1) 府は、円滑に広域火葬を実施するために、情報を一元的に管理し、必要な情報を提供するとともに、市町村・都道府県間の調整を行う等必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、円滑に広域火葬を実施するため、市町村内の情報収集と整理を行い、府と連携し、適正に火葬場を運営する。

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

1-5 その他計画との関連性

この計画は、大阪府地域防災計画と整合性を図り、円滑な広域火葬の実施及び遺体の適正な取扱いに対応するものとする。

南海トラフ地震防災対策推進計画編

第2 平常時における対策計画

2-1 火葬場及び連絡担当部局等の把握

府は、次の事項について定期的に把握し、市町村（一部事務組合を含む。）等に情報提供を行うものとする。
また、近隣府県の広域火葬関係情報について、定期的に国が収集発信する情報等により確認する。

参考：厚生労働省全国火葬場データベース

[\(https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei24/\)](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei24/)

- (1) 府内の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の形式、使用燃料及び周辺交通事情
- (2) 市町村の広域火葬に係る連絡担当部局の名称及び連絡先
- (3) その他必要事項

2-2 広域火葬等実施組織の整備

市町村は、広域火葬実施のため、災害時における遺体の取扱体制、火葬の実施体制及び情報伝達方法等そ

災害復旧・復興対策編

資料編

の運営方法をあらかじめ定めておくものとする。

2-3 資器材等の確保

(1) 市町村は、災害発生時に備え、次の事項を確保する等必要な措置を講じておくものとする。

- ①遺体安置所
- ②骨つぼ、棺及び遺体保存剤
- ③作業要員の確保方法
- ④火葬場までの搬送手段の確保方法及び搬送経路
- ⑤その他必要事項

(2) 市町村は、災害発生時における資器材の確保のため、必要に応じて、葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結等措置を講じておくものとする。

2-4 緊急通行車両の事前届出

市町村は、遺体の搬送等に使用を予定している車両については、法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、府公安委員会に事前に届けておくものとする。

2-5 情報伝達等の整備

府は、この計画を円滑に推進するため、必要な情報伝達の手順及び書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

2-6 広域火葬の訓練

府は、職員に対し、広域火葬計画の内容について習熟を図るとともに、被害想定区域内の市町村の協力を得て、随時被害想定に応じた広域火葬の訓練に努めるものとする。

なお、模擬計画は、応援・協力の要請を行うことを想定する市町村又は近隣府県と十分協議した上で実施するものとする。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
策編 その他災害応急対策
言に伴う対応編 東海地震の警戒宣言
南海トラフ地震防 災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第3 災害発生時における対応計画

3-1 広域火葬支援組織の設置

広域火葬が必要である場合、府健康医療部生活衛生室環境衛生課（法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、同本部とする。）は、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

3-2 被災状況の把握及び報告

- (1) 市町村は、災害発生後、速やかに管内の火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、府に報告するものとする。
- (2) 被災市町村は、災害発生後、速やかに区域内の死者数の把握を行い、府に報告するものとする。
- (3) 府は、被災市町村等からの報告及び大阪府防災情報システムにより被害状況を把握し、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

3-3 広域火葬の応援・協力の要請

- (1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、府に対して速やかに広域火葬の応援を要請するものとする。
- (2) 府は、被災市町村からの応援要請及び府自らの判断により、市町村及び必要に応じて近隣府県に対し、広域火葬の応援依頼を行うとともに、その旨厚生労働省に報告するものとする。
- (3) 府は、府内の火葬場及び近隣府県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣府県以外の都道府県（以下「他の都道府県」という。）への応援要請を依頼するものとする。
- (4) 府及び市町村は、府内又は近隣府県で大規模災害が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的にこれに対応するものとする。
- (5) 府及び市町村は、厚生労働省より他の都道府県への広域火葬の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

3-4 火葬場の割り振り及び調整

- (1) 府は、火葬場の割り振りについて、次の事項を実施するものとする。
 - ①市町村、近隣府県及び他の都道府県の広域火葬の応援承諾状況を整理する。
 - ②被災市町村ごとに火葬場の割り振りを行い、その旨通知する。
 - ③応援を承諾した市町村等に対し応援依頼の通知を行う。
- (2) 被災市町村は、府から火葬場の割り振りの通知があった場合、次の事項を実施するものとする。
 - ①府からの通知に基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割り振りを行う。
 - ②応援を承諾した市町村と火葬の実施方法等について調整する。
 - ③遺族に対し、①の規定に基づき当該市町村が割り振りを行った火葬場に遺体を搬送することについて同意を得ることに努める。

3-5 遺体の取扱い

- (1) 被災市町村は、遺体の取扱いについて次の措置を講じるものとする。
 - ①遺体数に応じた十分な数の遺体安置所の確保
 - ②遺体の保存のために必要な物資の調達
 - ③作業要員の確保
 - ④その他必要事項
- (2) 府は、前記(1)の遺体の保存のために必要な物資の調達及び作業要員の確保などについて、被災市町村より支援要請があったときは、これに応じるものとする。

3-6 遺体等の搬送

- (1) 被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資器材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は、あらかじめ府公安委員会の確認を受けた緊急通行車両を用いるものとする。
- (2) 被災市町村は、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を府に要請するものとする。

3-7 相談窓口の設置

被災市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

3-8 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受け付けるものとする。

3-9 火葬に係る特例的取扱い

被災市町村は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

3-10 火葬状況の報告

- (1) 被災市町村は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を災害による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、府に報告するものとする。
- (2) 広域火葬を行った市町村（前記(1)の報告を行った市町村を除く。）、一部事務組合及び民間の火葬場設置者は、災害による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、府に報告するものとする。
- (3) 府は、府内の火葬場からの報告をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

3-11 引き取り者のいない焼骨の保管

被災市町村は、引き取り者のない焼骨については、引き取り者が現れるまでの間、遺骨保管所等を設け保管するものとする。

附 則

この計画は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この計画は、平成12年4月13日から適用する。

附 則

この計画は、平成13年2月14日から適用する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から適用する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料27 大阪府広域火葬事務処理要領

(大阪府地域防災計画関連資料集)

総則編

(目的)

第1条 この要領は、大阪府広域火葬計画（以下「火葬計画」という。）に基づき、府、市町村（一部事務組合を含む。）及び近隣府県間の広域火葬に係る速やかな情報の伝達に必要な事項を定める。

(基礎資料の整備)

第2条 府は、火葬計画第2-1の規定により、次に掲げる基礎資料を作成し、市町村に周知する。

- (1) 市町村等連絡調整担当部局一覧
- (2) 火葬場連絡調整主管課等一覧
- (3) 火葬場整備状況一覧
- (4) 火葬場、臨時ヘリポート等配置図
- (5) 火葬場の案内図
- (6) その他必要な資料

2 市町村は、大規模災害時において資器材の調達・運搬、火葬等の広域的応援の円滑な推進を確保するため、前項に掲げられた資料を常備・活用する。

(通報先及び方法)

第3条 府がこの要領の規定に基づき行う通知等は、市町村へ行うものとする。

2 市町村がこの要領の規定に基づき行う報告等は、府へ行うものとする。

(火葬場被害状況報告)

第4条 火葬計画第3-2の規定による報告は、火葬場被害（復旧）状況報告（様式第1号）により行うものとする。

(広域火葬応援の要請)

第5条 火葬計画第3-3の規定による広域火葬応援の要請は、府へ電話等で、死亡者数、火葬依頼遺体数等を速やかに通報し、おつて広域火葬応援要請（様式第2号）を送付することにより行うものとする。

2 前項の広域火葬応援要請は、被災市町村の区域内における死亡者数の大幅な変動等により、新たにその必要が生じたときはその都度行うものとする。

(広域火葬の協力依頼)

第6条 府は、前条の規定による被災市町村から受けた広域火葬応援要請に基づき、協力依頼するときは、広域火葬協力依頼（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の広域火葬協力依頼は、前条第2項に対応してその都度行う。

(広域火葬の受入回答)

第7条 前条により依頼を受けた場合、市町村は直ちに火葬受入計画等を検討し、府へ速やかに広域火葬受入報告（様式第4号）を送付するものとする。

(応援火葬場の割り振り、連絡等)

第8条 火葬計画第3-4による割り振りは、前条に規定する広域火葬応援受入報告の到達後、応援火葬場割り振り（計画）表（様式第5号）を作成することにより行うものとする。

2 府は、被災市町村へ応援火葬場割り振り通知（様式第6号）を、また、広域火葬応援を行う市町村へ応援火葬場割り振り通知（様式第7号）を送付するものとする。

3 火葬計画第3-10による報告は、広域火葬実施日報（様式第8号）により毎日行うものとする。

(広域火葬応援依頼の終了)

第9条 被災市町村の担当部局は、広域火葬応援の必要がなくなる前日までに府へ電話等でその旨を連絡し、完了したときは、速やかに広域火葬依頼実績報告（様式第9号）を提出するものとする。

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

(広域火葬応援実績の報告)

第10条 府は、前条の連絡を受けたときは直ちに広域火葬応援を行っている市町村にその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた市町村及び民間の火葬場設置者は、速やかに府へ広域火葬実施報告(様式第10号)を提出するものとする。

(近隣府県等からの広域火葬応援に係る対応)

第11条 近隣府県等から広域火葬応援の要請があった場合は、第7条から前条までの規定に基づき対応する。

(その他)

第12条 この要領の実施に関しその他必要な事項は、府が適宜開催する市町村火葬等主管課長会議において協議し、別に定める。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年4月13日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年2月24日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年7月7日から適用する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防 災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

資料29 大阪府_災害時におけるボランティア活動支援要綱

(大阪府地域防災計画関連資料集)

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防 災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府域において地震・台風などによる大規模な災害が発生した場合に、府内外からのボランティアが、被災地等において円滑にボランティア活動ができるよう、その活動環境の整備を図る「災害時におけるボランティア活動支援」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 この制度の対象となるボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に対する給食・給水支援
- (2) 救助物資の仕分け・配付
- (3) 高齢者・障がい者などの要配慮者への援助
- (4) 外国人に対する支援
- (5) その他被災者に対する支援活動

(登録及び情報提供)

第3条 大阪府（以下「府」という。）は、災害が発生し、ボランティアによる支援活動が必要と認めるときは、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）と連携して、府社協災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）を開設し、被災地等でのボランティア活動が可能な団体及び個人の登録を行うとともに、ボランティア情報を提供する。

2 被災地等でのボランティア活動を行おうとする団体及び個人は、府社協が定める災害ボランティア受付票（各市町村における活動の場合はそれに準ずる様式）を使用し、センターまたは市町村社協災害ボランティアセンター（以下、「市町村センター」という。）に登録の申し込みを行わなければならない。

(事前登録)

第4条 府は、災害発生時のボランティア活動が円滑に行えるよう、府域でのボランティア活動が可能な団体を事前に登録する。

2 登録手續については、「災害時におけるボランティア活動登録カード」（様式1）に必要事項を記入し、窓口である大阪府政策企画部危機管理室に登録の申し込みを行わなければならない。

3 府は、前項の申込みがあった場合は登録手續を行い、「登録済証」（様式2）を当該団体に交付するとともに、当該団体の「災害時におけるボランティア活動登録カード」（様式1）の写しを府社協へ提供する。

(登録事項の変更届等)

第5条 事前登録を行った団体は、その登録事項に変更があったとき（但し、軽微なものは除く。）は、「登録ボランティアの変更届」（様式3）を府に提出しなければならない。

また、登録の廃止を希望するときには、「登録ボランティアの廃止届」（様式4）を府に提出しなければならない。

(提供するボランティア情報の内容)

第6条 事前登録を行った団体に提供するボランティア情報は、府内市町村からの次の情報とする。

- (1) ボランティアを必要としている市町村名及び連絡先
- (2) 活動場所
- (3) 活動内容
- (4) その他の情報

(研修・講習会の実施等)

第7条 府は、府社協、日本赤十字社大阪府支部等と連携して、災害時におけるボランティアコーディネーターの育成を図るための研修・講習会を実施するとともに、府内のボランティア・市民活動に関わる中間支援組織、関係団体等との良好な関係の維持と協力体制の確立に努める。

2 府は、事前登録を行った団体を対象に、府や市町村が実施する防災訓練への積極的な参加を促進する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

(保険への加入及び事故報告)

第8条 府は、センターおよび市町村センターにおいて登録したボランティアの活動中の事故に備え、災害発生後のボランティア活動開始時に、活動参加者をボランティア保険に加入させることとし、その保険料を負担する。

2 保険に加入したボランティアが、ボランティア活動中に事故で損害を被ったときは、団体の場合にあつては当該団体の代表者が、府社協の定めるボランティア活動保険事故報告書兼証明書により報告する。

(ボランティア活動に係る報酬等)

第9条 府は、ボランティアのボランティア活動に対し、報酬及び費用弁償等を支給しない。

(損害賠償)

第10条 府は、ボランティアの活動中の事故等による損害に対し一切賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、「災害時におけるボランティア活動支援制度」の運用に関し必要な事項は別に定める。

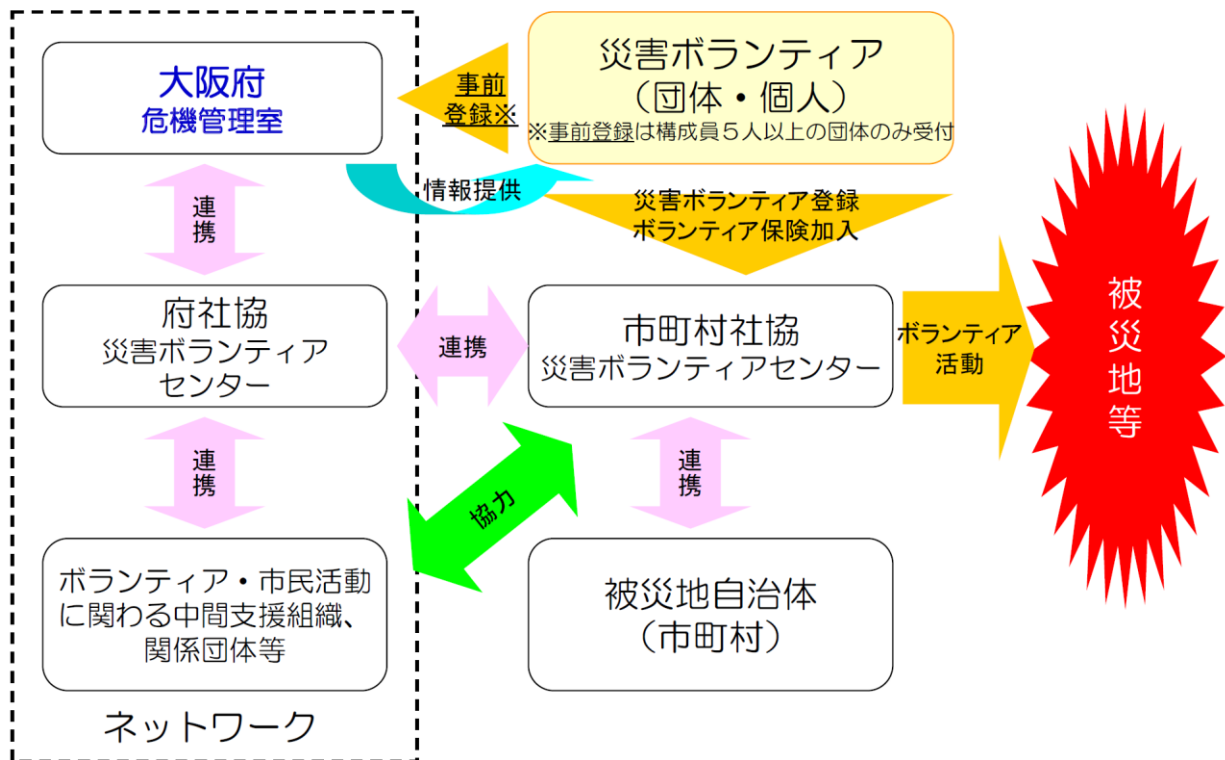
〈附則〉

この要綱は、平成9年3月31日から施行する。

(改正) 平成15年12月19日

(改正) 平成28年3月31日

災害時におけるボランティア活動支援のフロー図



資料30 交野市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月24日
条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給し、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金を貸し付け、もつて市民の福祉に資することを目的とする。

(昭和57条例20・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、令第1条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

2 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては、2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第7条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(昭和50条例15・昭和51条例27・昭和53条例24・昭和56条例15・昭和57条例20・平成3条例25・一部改正)
(遺族の範囲等)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
ア 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。)

- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この号において同じ。)がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(昭和50条例15・平成23条例27・一部改正)

(死亡の推定)

第5条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編	<p>(支給の制限)</p> <p>第6条 災害弔慰金は、次の各号の一に該当する場合には、支給しない。</p> <p>(1) 当該死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合</p> <p>(2) 令第2条に規定する場合</p> <p>(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別な事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合</p>
災害予防対策編	<p>(災害障害見舞金の支給)</p> <p>第7条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。</p>
地震災害応急対策編	<p>2 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。</p> <p>(昭和57条例20・追加、平成3条例25・一部改正)</p> <p>(準用規定)</p>
風水害応急対策編	<p>第8条 第6条の規定は、災害障害見舞金について準用する。</p> <p>(昭和57条例20・追加)</p> <p>(災害援護資金の貸付け)</p> <p>第9条 法第10条の災害により同条に規定する被害を受けた世帯で令第4条の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が令第5条で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。</p> <p>(昭和57条例20・旧第7条繰下・一部改正)</p> <p>(災害援護資金の限度額等)</p>
その他災害応急対策編	<p>第10条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p>
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	<p>(1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円</p> <p>イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円</p> <p>ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円</p> <p>エ 住居が全壊した場合 3,500,000円</p>
南海トラフ地震防災対策推進計画編	<p>(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円</p> <p>イ 住居が半壊した場合 1,700,000円</p> <p>ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円</p> <p>エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000円</p>
災害復旧・復興対策編	<p>(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。</p>
資金編	<p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(市長が特別の事由があると認める場合にあっては、5年)とする。</p> <p>(昭和50条例15・昭和51条例27・昭和53条例24・昭和56条例15・一部改正、昭和57条例20・旧第8条繰下、平成2条例13・平成3条例25・一部改正)</p> <p>(保証人及び利率)</p> <p>第11条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</p> <p>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。</p>

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。
 (令元条例21・全改)
 (償還方法等)

第12条 災害援護資金の貸付けに係る償還方法、償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第7条第3項及び第4項、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。
 (昭和57条例20・旧第10条繰下・一部改正、令元条例21・一部改正)
 (委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
 (昭和57条例20・旧第11条繰下)

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第15号)
 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

附 則(昭和51年条例第27号)
 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第8条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和53年条例第24号)
 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第8条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年条例第15号)
 この条例は、公布の日から施行し、改正後の交野市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第8条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年条例第20号)
 この条例は、公布の日から施行し、改正後の交野市災害弔慰金の支給等に関する条例第7条及び第8条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成2年条例第13号)
 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第25号)
 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の交野市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定は平成3年12月3日以降に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第7条第2項の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則(平成23年条例第27号)
 この条例は、公布の日から施行し、改正後の交野市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年条例第21号)
 この条例は、公布の日から施行する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

資料31 交野市災害見舞金等給付条例

昭和45年8月24日
条例第26号

総則編

災害予防対策編

(目的)

第1条 この条例は、本市に居住する者が風雨等による自然的災害その他火災(以下「災害等」という。)により災害等を受けた場合において、災害見舞金等を給付し、応急的に援助を行い、もって住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(昭和49条例39・一部改正)

地震災害応急対策編

(給付の種類等)

第2条 災害等を受けた者に対して給付する災害見舞金等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害見舞金
- (2) 死亡弔慰金
- (3) その他、市長が必要と認めたもの

風水害応急対策編

2 前項各号に掲げる給付の程度、額、方法及び手続等は、市長が別に定める。

(重複給付の禁止)

第2条の2 前条第1項第1号の災害見舞金は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第3条第1項に規定する被災者生活再建支援金の支給を受けた者には、給付しない。

2 前条第1項第2号の死亡弔慰金は、交野市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第34号)第3条に定める支給を受けた者には、給付しない。

(昭和49条例39・追加、平成11条例20・令元条例20・一部改正)

その他災害応急対策編

(給付の対象)

第3条 第2条に規定する給付を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 本市に現に居住している者の家屋が第2条第2項の市長が別に定める程度の災害等を受けた場合
- (2) 本市に現に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により記録されている者で本市内において発生した災害等により、死亡した場合

2 前項により給付を受けることのできる者が死亡しているときは、その者の遺族に対して給付するものとする。(昭和49条例39・平成24条例1・一部改正)

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

(遺族の範囲内等)

第4条 給付を受けることのできる遺族の範囲は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、その者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 給付を受けることのできる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 給付を受けることのできる遺族が2人以上あるときは、その人数で除して得た額とし、これらの者のうち、1人を給付の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、止むを得ない事情で代表者を選任できないときは、この限りでない。

南海トラフ地震防災対策推進計画編

(給付の返還)

第5条 虚偽その他不正の行為によつて、災害見舞金等の給付を受けた者があるときは、市長はその者から給付の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第6条 この条例に関し、必要な事項は、市長が規則で別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和46年11月3日から施行する。

資料編

附 則(昭和 49 年条例第 39 号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則(平成 11 年条例第 20 号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則(平成 24 年条例第 1 号)
 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。
 附 則(令和元年条例第 20 号)
 この条例は、公布の日から施行する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

資料32 交野市地区防災計画の規定手続に関する要綱

総則編

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第42条の2の規定に基づき、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を交野市防災会議に対して提案し、交野市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に規定するための手続について、必要な事項を定める。

(地区防災計画の内容)

第2条 地区防災計画は、地域防災計画に抵触しないように留意し、概ね次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画名称
- (2) 基本方針<目標>
- (3) 計画の対象地区の範囲
- (4) 対象地区の特性と計画の対象とする災害
- (5) 防災減災に関する活動体制
- (6) 平常時の活動
- (7) 災害時の活動
- (8) 復旧・復興期の活動
- (9) 防災訓練の実施及び検証
- (10) 防災意識の普及啓発
- (11) 計画の見直し

(提案者)

第3条 第1条に規定する提案を行うことができる地区居住者等は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 交野市区長会における各地区
- (2) 交野市に届出を行っている自主防災組織
- (3) 交野市内で概ね50世帯以上からなる自治会等
- (4) 交野市内で活動を行う、概ね100人以上から構成される事業者等
- (5) その他会長が特別に必要と認める組織

(地区防災計画の提案)

第4条 地区居住者等は、地域防災計画に地区防災計画の規定を提案するときは、次の各号に掲げる書類を危機管理室に提出しなければならない。

- (1) 地区防災計画提案書（様式第1号）
- (2) 地区防災計画の素案
- (3) 提案を行った地区居住者等が第3条各号のいずれかにあてはまることを証する書類
- (4) 地区居住者等の合意のもと作成された計画であることを証する書類
- (5) その他会長が必要と認める書類

(事前審査)

第5条 会長は、第4条の提案があったときは、危機管理室において、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1) 第2条各号に規定する事項
- (2) 地域防災計画との整合
- (3) 同一地区及びの同一地区内自主防災組織の防災活動との整合
- (4) その他会長が必要と認める事項

2 危機管理室は、審査の結果を事前審査結果報告書（様式第2号）により会長に報告するものとする。

(地区防災計画の審議)

第6条 交野市防災会議は、法第42条の2第3項に基づき、前条の事前審査の結果を踏まえ、地域防災計画に規定することについての審議を行うものとする。

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

(審議結果の通知)

第7条 会長は、法第42条の2第4項に基づき、前条による審議の結果を審議結果通知書(様式第3号)により、提案を行った地区居住者等の代表者に通知するものとする。

(提案の取り下げ)

第8条 提案を行った地区居住者等の代表者は、前条の通知があるまでは、地区防災計画提案取り下げ書(様式第4号)により提案の取り下げを行うことができる。

(準用規定)

第9条 地域防災計画に規定した地区防災計画を修正しようとする場合は、第4条から第7条までの規定を準用する。

(地域防災計画への規定方法)

第10条 第5条に基づき地域防災計画に規定することが適当であると判断された地区防災計画については、地域防災計画資料編に計画名称、作成主体名称、作成年度を記載し、計画全文についてはホームページに掲載することで、周知を図る。

(庶務)

第11条 この要綱に係る庶務は、危機管理室において行う。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料33 交野市地区防災計画一覧

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

計画名	作成主体	指定日
アドリーム交野地区防災計画	アドリーム交野管理組合	令和6年2月